

目 次  
第1号（6月19日）

告 示 .....	1
応招議員 .....	1
議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	3
出席議員 .....	4
欠席議員 .....	5
事務局職員出席者 .....	5
説明のため出席した者の職氏名 .....	5
開 会 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	6
会期の決定 .....	7
諸般の報告 .....	7
町長提出第82号議案 .....	8
町長提出第83号議案 .....	9
町長提出第84号議案 .....	11
町長提出第85号議案 .....	11
町長提出第86号議案 .....	11
町長提出第87号議案 .....	11
町長提出第88号議案 .....	14
町長提出第89号議案 .....	14
町長提出第90号議案 .....	14
町長提出第91号議案 .....	14
町長提出第92号議案 .....	14
町長提出第93号議案 .....	14
町長提出第94号議案 .....	14
町長提出第95号議案 .....	14
町長提出第96号議案 .....	14
町長提出第97号議案 .....	15
町長提出第98号議案 .....	15
散 会 .....	27
署 名 .....	28

第2号（6月22日）

議事日程 .....	29
------------	----

本日の会議に付した事件	29
出席議員	29
欠席議員	29
事務局職員出席者	29
説明のため出席した者の職氏名	30
開 議	30
会議録署名議員の指名	30
一般質問	30
8番 御手洗 剛君	30
11番 板垣 敬司君	45
10番 京村まゆみ君	63
1番 後山 幸次君	77
5番 草田 吉丸君	90
7番 寺戸 昌子君	108
散 会	124
署 名	125

### 第3号（6月23日）

議事日程	127
本日の会議に付した事件	127
出席議員	127
欠席議員	127
事務局職員出席者	127
説明のため出席した者の職氏名	128
開 議	128
会議録署名議員の指名	128
一般質問	128
6番 丁 泰仁君	128
3番 米澤 宏文君	146
4番 岡田 克也君	156
2番 川田 剛君	165
散 会	182
署 名	183

### 第4号（6月25日）

議事日程	185
------	-----

本日の会議に付した事件	186
出席議員	188
欠席議員	188
事務局職員出席者	188
説明のため出席した者の職氏名	189
開 議	189
会議録署名議員の指名	189
町長提出第82号議案	189
町長提出第83号議案	190
町長提出第84号議案	198
町長提出第85号議案	199
町長提出第86号議案	200
町長提出第87号議案	201
町長提出第88号議案	202
町長提出第89号議案	217
町長提出第90号議案	218
町長提出第91号議案	218
町長提出第92号議案	219
町長提出第93号議案	220
町長提出第94号議案	220
町長提出第95号議案	221
町長提出第96号議案	221
町長提出第97号議案	222
町長提出第98号議案	223
町長提出第99号議案	224
請願第4号	241
請願第5号	245
総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査報告について	256
総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について	259
文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について	259
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	260
発議第1号	261
発議第2号	262
閉 会	263
署 名	264

津和野町告示第 51 号

平成 27 年第 5 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成 27 年 6 月 8 日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成 27 年 6 月 19 日
- 2 場 所 津和野町役場日原第 2 庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

後山 幸次君	川田 剛君
米澤 宥文君	岡田 克也君
草田 吉丸君	丁 泰仁君
寺戸 昌子君	御手洗 剛君
三浦 英治君	京村まゆみ君
板垣 敬司君	沖田 守君

---

○6 月 22 日に応招した議員

---

○6 月 23 日に応招した議員

---

○6 月 25 日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成 27 年 第 5 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 27 年 6 月 19 日 (金曜日)

---

議事日程 (第 1 号)

平成 27 年 6 月 19 日 午前 9 時 00 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第82号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第5 町長提出第83号議案 旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事請負変更契約の締結について
- 日程第6 町長提出第84号議案 津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の廃止について
- 日程第7 町長提出第85号議案 高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第86号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第87号議案 つわの暮らし推進住宅基金条例の制定について
- 日程第10 町長提出第88号議案 平成27年度津和野町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 町長提出第89号議案 平成27年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 町長提出第90号議案 平成27年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 町長提出第91号議案 平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 町長提出第92号議案 平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 町長提出第93号議案 平成27年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 町長提出第94号議案 平成27年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 町長提出第95号議案 平成27年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 町長提出第96号議案 平成27年度津和野町診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 町長提出第97号議案 平成27年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 町長提出第98号議案 平成27年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第82号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第5 町長提出第83号議案 旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事請負変更契約の締結について
- 日程第6 町長提出第84号議案 津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の廃止について
- 日程第7 町長提出第85号議案 高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第86号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第87号議案 つわの暮らし推進住宅基金条例の制定について
- 日程第10 町長提出第88号議案 平成27年度津和野町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 町長提出第89号議案 平成27年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 町長提出第90号議案 平成27年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 町長提出第91号議案 平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 町長提出第92号議案 平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 町長提出第93号議案 平成27年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 町長提出第94号議案 平成27年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 町長提出第95号議案 平成27年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 町長提出第96号議案 平成27年度津和野町診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 町長提出第97号議案 平成27年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 町長提出第98号議案 平成27年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号)
-

出席議員（12名）

1番	後山 幸次君	2番	川田 剛君
3番	米澤 宥文君	4番	岡田 克也君
5番	草田 吉丸君	6番	丁 泰仁君
7番	寺戸 昌子君	8番	御手洗 剛君
9番	三浦 英治君	10番	京村まゆみ君
11番	板垣 敬司君	12番	沖田 守君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君		
参事（兼健康福祉課長）			齋藤 等君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	和田 京三君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	教育次長	羽多野寿子君
会計管理者	山本 典伸君		

---

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。

この時期に入りますと、梅雨にも入って、一昨年のあの災害が思い起こされる時期になってまいりました。集中豪雨等がなければいいかと、日々思う毎日であります。

きょう6月定例会、第27回第5回津和野町議会定例会が招集されまして、議員各位にはおそろいでおでかけをいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第5回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

• •

## 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、寺戸昌子君、8番、御手洗剛君を指名いたします。

それでは、先日、議会運営委員会を開催して、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。1番、後山幸次君。

○議会運営委員長（後山 幸次君） おはようございます。

議会運営委員会協議報告書、議会運営委員会を平成27年6月15日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

今定例会の会期は、本日6月19日から6月25日までの7日間としたいと思います。

初日の19日金曜は、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案の説明を受け、散会します。

20日土曜日、21日日曜日は休会とします。

22日月曜、23日火曜の2日間は一般質問を行います。今回の一般質問は、10人の28件であります。

24日は休会といたします。

25日木曜は町長提出議案についての質疑、討論、表決を行い、請願の所定の処理、各委員会の報告を受けて、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。平成27年6月19日、津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

---

## 日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日より6月25日までの7日間といたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月25日までの7日間と決定をいたしました。

---

## 日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

3月定例会以降における議会行事及び各報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。

#### 諸般の報告書

##### 【3月定例会以降】

- 4月 1日(水) K o i K o i タクシー出発式(なごみの里) 議長  
4月 2日(木) 広報委員会  
7日(火) 高津川水系治水砂防期成同盟会監査 議長  
9日(木) 津和野高校入学式(津和野高校) 議長  
地域食材供給施設見学会(シルクウェイにちはら)  
広報委員会  
13日(月) 全員協議会  
14日(火) 広報委員会  
15日(水) 鹿足郡町村議会議長会総会(なごみの里) 正副議長  
5月 5日(火) 稲成神社御田植祭(稲成神社) 議長  
8日(金) 山口線利用促進協議会監査 議長  
11日(月) 交通安全街頭呼びかけ 議長  
13日(水) 高津川水系治水砂防期成同盟会他総会(益田市) 議長  
18日(月) 萩津和野線道路改良促進期成同盟会監査 議長  
交通安全テント村(なごみの里) 議長  
20日(水) 島根県戸籍事務協議会総会・研修会(町セ) 議長  
21日(木) 第4回臨時会、全員協議会、議員研修会  
22日(金) 鹿足郡防犯連合会監査 議長  
津和野町商工会総代会(町セ) 議長  
23日(土) 蚕慰霊祭(にちはら総研) 議長  
26日(火) 島根県町村議会議長会臨時総会(東京都)  
26日(火)・27日(水) 町村議会議長・副議長全国研修会(東京都)  
正副議長  
29日(金) シルバー人材センター総会(社協津和野支所) 議長  
31日(日) 長石剣道大会(津体) 議長  
6月 2日(火) 鹿足郡防犯連合会総会(津和野町警察署) 議長  
3日(水) 津和野高校後援会理事会(津和野庁舎) 議長  
5日(金) 全員協議会  
7日(日) 津和野町消防操法大会(日原訓練場) 議長  
15日(月) 議会運営委員会
- 【島根県町村議会議長会関係副会長出席行事報告】  
4月30日(木) 島根県町村議会議長会正副会長会(松江市)

鹿足郡養護老人ホーム組合議会の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要な向きはごらんをいただきたいと存じます。

---

#### 日程第4. 議案第82号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第82号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題といたします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） みなさん、おはようございます。

本日は6月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りまして、ありがとうございます。

今定例会に提案をいたします案件は、規約変更案件1件、契約変更件1件、条例案件4件、一般会計を初め、各会計補正予算案件11件の合計17案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案第82号でございますが、益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第82号を御説明いたします。

このたびの益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、益田地区広域市町村圏事務組合から協議を求められたもので組合の議会を構成する、益田市議会の議員定数が、次の一般選挙より改正されることに伴いまして、組合議会の議員の定数について所要の変更をするものでございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、別紙のほうをごらんください。新旧対照表でご説明をいたしますので、もう1枚めくっていただきまして、組合規約新旧対照表をごらんください。第5条第1項中の24人を22人に改め、同項第1号中の16人を14人に改めるものです。

附則といたしまして、この規約は平成27年9月9日から施行するものであります。以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第5. 議案第83号

○議長（沖田 守君） 続いて、日程第5、議案第83号旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第83号でございますが、旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） それでは、議案第83号を御説明申し上げます。

旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事請負変更契約の締結でございます。契約の目的、旧堀氏庭園畑迫病院組立工事、契約の方法は随意契約、契約金額でございますが、2億6,387万1,000円、変更前の金額が2億4,759万円、変更額が1,628万1,000円でございます。

契約の相手方でございますが、山口県萩市大字椿2370番地協和建設工業株式会社代表取締役、田村伊正でございます。

当初の計画では、病院としての復元整備を基本に、平成27年度の完成を予定しておりましたが、近代の病院建築の整備は全国的にも珍しく、関連資料の展示等の発信情報施設としても、期待されており、文化庁は整備検討委員会での協議、地元の要望を踏まえた上で、単に復元だけではなく、活用を考えた内容へ変更することにし、地元の御協力を得ながら計画を進めてきたところでございます。あわせて、平成27年度、国・県の予算枠削減により、補助金の減額内定があり、補助年度を予定より1年先送りし、平成28年度完成を目指すことが生じたため、今回の変更となりました。工事の変更の内容でございますが、資料2をごらんいただきたいと思います。

まずは、黄色で示してあります箇所につきましては、誘導灯の設置でございます。これは、資料展示の施設としての不特定多数の方が入館する施設となるため、誘導灯の設置が必要となったもので、工事費を増額となります。

次に、青色の便益施設等につきましては、トイレは当初使用する計画でありました1号便所を遺構表示のみとしまして、2号便所を使用することとし、あわせて、新たに多目的トイレ湯沸し室を建物内に設置することといたしました。それに伴って、合併浄化槽の位置を変更し、使用目的に合わせて35人槽から63人槽に変更しております。工事費は、増減を差し引きして直工ベースで約312万の増額となります。

また、車いす等の利用が出来るようスロープを設け、空調機器の室外機の設置場所をあわせて色分けしております。緑色の箇所は、床下点検口を6カ所新たに設けております。それによりまして、増額となります。赤色部分につきましては、照明の増設とエアコンの設置で、工事費が約504万円の増額となります。茶色の部分につきましては、耐震化対策で、工事費ベースは約83万の増額となります。ほかに、灰色及び網掛け部

分につきましては、農家レストラン及びシャワー設備の範囲を示しており、工事ベースで約330万の増額となります。他に、共益仮設費や現場管理費等で増額を含め、それに消費税を含めて1,628万1,000円の増額変更となります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

日程第6. 議案第84号

日程第7. 議案第85号

日程第8. 議案第86号

日程第9. 議案第87号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第84号津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の廃止についてより、日程第9、議案第87号つわの暮らし推進住宅基金条例の制定についてまで、以上4案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第84号津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の廃止について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第85号でございますが、高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるとでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第86号でございますが、つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるとでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第87号でございますが、つわの暮らし推進住宅基金条例の制定について、議会の議決を求めるとでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、議案第84号の説明をさせていただきます。

本条例は、前定例会において、JAの名称変更に伴う変更の提案をさせていただいたところではありますが、内容的に貸付金ではないかという御指摘を受けまして、監査の方からも、これは見直すべきだという中で条例の中身の変更をする必要があるということで、変更を試みたわけではございますが、補助金の形になりますと、条例でうたうべきではなく、補助金交付要綱に基づいてやるべきだということがわかりまして、本条例は廃止した上で、補助金交付要綱のほうを定めて運用するということが対応をしたいということで、廃止条例のほうを出させていただきました。よろしく願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第85号について御説明をいたします。

高津川清流館を活用いたします、コールセンターの開設につきましては、先般6月5日に開催された議会、全員協議会のほうで、報告をさせていただきました。このことに関連いたしまして、高津川清流館の設置及び管理に関する条例の主目的と使用料について、一部を改正させていただくものでございます。

本日お配りをさせていただきました新旧対照表、資料のほうをごらんいただいたらと思います。

まず、設置目的でございます。第2条第2項に規定をされておりました、福祉目的のところの規定を今回改正をさせていただきまして、改正後のところにありますように、地域の雇用創出と経済発展を図り、津和野町及び高津川流域の活性化と産業振興を図ることを目的とするということであらためさせていただきたいということでございます。

それから、2点目として、使用料でございます。

まず第1項のところでは第6条第1項の許可を受けたものというところの改正前の条文がありますが、改正後、第5条第1項ということで、第6条第1項につきましては使用許可の基準を定めた規定ということで、第5条第1項の規定のほうで使用許可を定めた規定ということで、ここについては改めさせていただきたいというふうに考えております。第2項のところでは、使用料を収めるということで、改正前の現行について今規定をしております。3項のところでは、月額平米当たり300円ということで規定をしておりますが、今回使用料の金額につきましては、月額平米当たり300円としている規定を改めまして、今回のコールセンター開設に伴い、改修等を行い使用するレンタルオフィス、2枚目のところにレンタルオフィスのほうを金額を記載させていただいておりますが、IT企業等が使用している類似施設の状況等を踏まえまして、月額平米当たり500円といたしまして、使用面積141.75m<sup>2</sup>を乗じた、7万870円を月額使用料として別表において規定したものでございます。

なお、その他の部屋につきましては従来どおり月額平米当たり300円を基準といたしまして、面積を乗じたもので使用料月額を規定するというところでございます。附則といたしまして、この条例は平成27年9月1日から施行することといたしております。

続きまして、議案第86号について、御説明をいたします。

2面のつわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の新旧対照表をごらんください。今回の改正につきましては、入居者資格の明確化とそれから推進住宅の分筆のところでは所在地の変更を行っております。内容につきましては第6条の第1項第2号のところでは、現行では入居対象年齢では原則として40歳までの夫婦で同居親族の中に小学生以下の子供がいるものというところで規定をしておりました。これが、小学生以下の子供ということで、いつの時点かというところの明確なところがないというような御

指摘もございまして、今回入居時において同居親族の中に小学生以下の子供がいるものということで改正をさせていただきました。

それから、別表第2条第14条関係の推進住宅一覧表でございます。所在地のところをあわはら宮の下団地につきましては3棟ございますが、それぞれ443番地1ということで規定をしております。それから、左鐙鳥居ヶ原団地につきましては、左鐙892番地1ということで現行は規定をしておりますが、改正につきましては分筆を行いまして、それぞれごらんのような内容で所在地を改めさせていただいたということでございます。

この条例につきましては、交付の日から附則といたしまして、施行するというようにしております。

それから続きまして、議案第87号について御説明をさせていただきます。

つわの暮らし推進住宅の基金条例の設置ということでございまして、第1条にありますように、つわの暮らし推進住宅の維持、管理に必要な財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定により、つわの暮らし推進住宅基金を設置するものでございます。現在平成26年に建設をさせていただいた、左鐙、あわはら、5棟分家賃が180万円ということで、この家賃を基金として積み立てさせていただいて、起債の償還金あるいは指定管理料、住宅の保険料に充てるということでしております。附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

日程第10. 議案第88号

日程第11. 議案第89号

日程第12. 議案第90号

日程第13. 議案第91号

日程第14. 議案第92号

日程第15. 議案第93号

日程第16. 議案第94号

日程第17. 議案第95号

日程第18. 議案第96号

日程第19. 議案第97号

日程第20. 議案第98号

○議長（沖田 守君） 続いて、日程第10、議案第88号平成27年度津和野町一般会計補正予算（第1号）より、日程第20、議案第98号平成27年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）まで、以上11案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第88号でございますが、平成27年度津和野町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出、それぞれ2億2,033万円を追加し、歳入歳出予算総額、それぞれ90億33万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第89号でございますが、平成27年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出、それぞれ594万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ12億1,087万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第90号でございますが、平成27年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出それぞれ3,550万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ13億7,414万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第91号でございますが、平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出それぞれ74万円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ2億8,810万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第92号でございますが、平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出それぞれ3,504万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ3億8,912万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第93号でございますが、平成27年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出それぞれ620万円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ3億9,075万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第94号でございますが、平成27年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。既定の歳入歳出総額を556万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第95号でございますが、平成27年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出それぞれ118万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ8,335万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第96号でございますが、平成27年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出それぞれ318万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ8,504万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第97号でございますが、平成27年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出それぞれ526万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ4億6,646万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第98号でございますが、平成27年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）についてでございます。収益的収入を195万1,000円追加し、収益的収入予算総額7億6,037万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第88号を御説明いたします。

まず、5ページをお開きください。第2表の地方債補正の変更でございます。総額で3,660万円の増額補正をしております。

詳細につきましては、後ほど事項別明細書のほうで御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、18ページをお開きください。また、お手元のほうに補正予算の概要資料を用意いたしておりますのであわせて御参照いただければというふうに思います。

まず、議会費を含めましてこのたびの補正で、歳出の各費目に人件費を計上しておりますが、これにつきましては4月1日付の人事異動に伴うものでございます。1枚めくっていただきまして、総務費の一般管理費でございます。旅費といたしまして、県町村会及び町村振興協会からの補助金額の確定に伴いまして職員研修普通旅費173万5,000円を計上しております。

次に、財政管理費の積立金でございます。平成26年度の剰余金に伴いまして、地方財政法第7条に基づき減債基金積立金3,500万円を積み立てるものでございます。

1枚めくっていただきまして、財産管理費の積立金でございます。つわの暮らし推進住宅基金への積立金135万5,000円を新たに計上をしております。企画費でございます。企画費の委託料としまして、ファウンディングベースの地域おこし協力隊員が住む借り上げ住宅の住居調査業務等委託料といたしまして88万6,000円、負担金補助及び交付金としまして、木ノ口自治会への神楽衣装等の購入に対しまして、宝くじの助成金を財源としたコミュニティ助成事業補助金250万円を新たに計上をしております。1枚めくっていただきまして、住宅協働推進事業費の役務費といたしまして、あわはら宮の下団地及び左鐙鳥居ヶ原団地の住宅性能評価手数料72万9,000円それか

ら負担金補助及び交付金としまして、津和野町企画人創生事業の実施に対しまして市町村振興協会からの助成金を財源にした、協働のまちづくり事業助成金200万円を新たに計上をしております。企業誘致対策費の委託料といたしまして、この度の企業誘致に伴います、高津川清流館の改修工事設計管理業委託料184万8,000円、工事請負費といたしまして清流館改修工事500万円、備品購入費といたしまして、光通信環境の構築にかかります機械器具費201万円、負担金補助及び交付金といたしまして、1枚めくっていただきまして、誘致企業に対する交通費及び通信費に係る企業誘致促進補助金68万8,000円を新たに計上をしております。生活バス対策費の委託料といたしまして口屋橋バス待合所の調査設計業務委託料179万9,000円を新たに計上しております。道の駅管理費の負担金補助及び交付金といたしましてなごみの里の大浴槽地下タンク内のろ過弁他の修繕工事負担金111万3,000円及びシルクウェイにちはらのグラウンドゴルフ場ボール止めエッジ他の修繕工事負担金102万9,000円を新たに計上をしております。

それでは32ページをごらんください。民生費でございます。社会福祉総務費の委託料といたしまして、障害者福祉センター建設に伴います設計管理業務等委託料2,014万8,000円、臨時福祉給付金給付システム改修業務委託料273万3,000円の委託料合計2,288万1,000円それから負担金補助及び交付金といたしまして、消費税率の引き上げによる影響を緩和するための住民税非課税者に対しまして臨時福祉給付金1,353万円を新たに計上をしております。1枚めくっていただきまして、老人福祉費の負担金補助及び交付金といたしまして、シルバー人材センターの買い物支援対策等事業が補助事業不採択となったことによりまして補助残分に対する町補助金296万7,000円を減額をしております。1枚めくっていただきまして、児童福祉総務費の負担金補助及び交付金といたしまして、国の制度改正に伴います保育所運営委託料及び地域型保育給付費から施設型給付費と負担金6,975万3,000円及び地域型保育給付費負担金1,056万9,000円への組み替えを計上しております。

また、補助金交付決定に伴いまして島根すくすく子育て支援事業補助金65万円、消費税率引き上げの影響等を踏まえた子育て世帯臨時特例給付費168万円を新たに計上をいたしまして、負担金補助及び交付金総額で8,253万2,000円を計上しております。それから児童福祉施設費の委託料といたしまして、1枚めくっていただきまして、畑迫保育所施設費でございますが、畑迫保育園の改修工事期間中の代替施設を畑迫体育館のミーティングルームにしたことに伴いまして畑迫保育園と木部保育園館の運転業務委託料120万円を減額をしております。

それでは、42ページをごらんください。災害救助費の負担金補助及び交付金としまして、平成25年災害に伴います、農地農業施設小災害復旧事業費180万円を増額をしております。

それでは、46ページをごらんください。衛生費でございます。保健衛生総務費の繰出し金といたしまして、公共下水道工事施工に伴います鷺原地区排水管移設工事の事業費の増によりまして、津和野町簡易水道特別事業特別会計繰出し金1,021万9,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、農林水産業費でございます。

まず、農業委員会費でございますが農地中間管理機構の集積率を高めるための機構集積支援事業補助金の交付決定に伴いまして、賃金・保障費と総額で117万5,000円を新たに計上をしております。1枚めくっていただきまして、51ページの上段でございますが、農業振興費の負担金補助及び交付金といたしまして、事業費の増によりまして、新農林水産振興ががんばる地域応援総合事業費補助金84万円を増額をしております。1枚めくっていただきまして、52ページ、林業振興費の委託料といたしまして、地域おこし協力隊員にかかります各費目の活動費を協力隊員がこのたび起業いたしました、合同会社に対しての地域おこし協力隊事業委託料として450万円として組換えをしております。

また、美しい森づくり条例及び計画作成委託料200万円含む委託料等総額で702万7,000円を計上をしております。負担金補助及び交付金といたしまして、1枚めくっていただきまして、55ページの上段でございますが、国の地域再生戦略交付金の交付決定に伴いまして地域再生計画策定のための協議会への補助金930万円を新たに計上をしております。

それから、町行造林事業費の委託料といたしまして補助金要望額の減額によりまして下刈等委託料298万9,000円を減額をしております。林道費の工事請負費といたしまして林道三子山線の法面崩壊復旧工事請負費410万4,000円を新たに計上をしております。隣地崩壊防止事業費の負担金補助及び交付金といたしまして、住宅の裏山への転石の除去に対します隣地等崩壊対策事業補助金17万6,000円を新たに計上しております。1枚めくっていただきまして、商工費でございます。観光費の委託料といたしまして、中国自然歩道青野山モデルコースの歩道整備事業測量設計業務委託料42万2,000円を新たに計上をしております。右段ですが、歴史的風致維持向上事業費の委託料といたしまして、津和野駅周辺整備事業をデザインコンペにより実施するに当たりましての支援業務委託料95万1,000円。1枚めくっていただきまして、工事請負費といたしまして社会資本整備総合交付金の減額交付に伴います休憩施設等整備工事3,240万円を減額をしております。

それから下段ですが、日本遺産センター準備費の需用費といたしましてセンター開設にかかります消耗品費101万8,000円、もと葛飾北斎美術館の修繕料592万7,000円を含む事業費総額で711万9,000円、委託料としまして日本遺産認定広告やオープニングイベント開催等のイベント開催支援委託料556万7,000円それから1枚めくっていただきまして、貸付金といたしまして日本遺産推進協議会への事業

資金貸付金3,527万3,000円を新たに計上をしております。1枚めくっていただきまして、62ページをごらんください。土木費でございます。土木総務費の委託料といたしまして、県の防災安全交付金事業及び砂防事業に伴います県からの登記事務委託料71万4,000円を増額をしております。2枚めくっていただきまして、66ページをごらんください。道路維持費の委託料としまして、町道単線の拡幅用地測量設計委託料70万2,000円を新たに計上をしております。1枚めくっていただきまして、住宅管理費の需用費といたしまして、定住促進住宅の浴室修繕料105万円使用料及び賃借料といたしまして、グリーンハイツ賃貸住宅借り上げ料307万円を計上しております。1枚めくっていただきまして、消防費でございます。非常備消防費の報償費といたしまして消防団員6名分の退職報奨金278万7,000円を新たに計上をしております。1枚めくっていただきまして、72ページ教育費でございます。もう1枚めくっていただきまして、74ページをごらんください。教育諸費の委託料といたしまして、日原小学校屋内運動場の天井撤去工事に伴う設計管理委託料500万円を新たに計上をしております。1枚めくっていただきまして、事務局学校管理費の備品購入費といたしまして、青原小学校校舎改築にかかります一般備品費406万円を新たに計上をしております。

それから2枚めくっていただきまして、80ページをごらんください。社会教育総務費の需用費といたしまして、寺田集会所等屋根と修繕料96万5,000円、委託料といたしまして日原山村開発センターの耐震診断、補強計画策定等業務委託料418万6,000円を新たに計上をしております。それから下段の公民館費でございますが、1枚めくっていただきまして、備品購入費といたしまして、枕瀬分館及び畑迫体育館ミーティングルームの空調機94万1,000円を新たに計上をしております。1枚めくっていただきまして、郷土館費でございます。郷土館費の需用費といたしまして津和野百景図の増刷にかかります印刷製本費121万円を新たに計上をしております。2枚めくっていただきまして、88ページをごらんください。体育施設費の需用費といたしまして、日原体育館の屋根漏水箇所等の修繕料73万8,000円を新たに計上をしております。1枚めくっていただきまして、災害復旧費でございます。現年、林道災害復旧費の委託料といたしまして、林道火の谷分谷線の災害に伴います測量設計業務委託料98万4,000円を新たに計上をしております。

それから、過年農地農業施設災害復旧費の委託料といたしまして、越原橋用地測量業務等委託料92万7,000円、工事請負費といたしまして風呂屋井堰ポンプ室解体工事請負費91万5,000円、公有財産購入費といたしまして、風呂屋井堰ポンプ操作室用地購入費592万2,000円をそれぞれ計上をしております。1枚めくっていただきまして、過年公共土木施設災害復旧費の負担金補助及び交付金といたしまして、県が実施いたします白井橋拡幅等に対します、津和野川河川災害復旧助成事業負担金1,879万2,000円を増額をしております。

それでは、歳入を御説明いたしますので10ページにお戻りください。まず、使用料及び手数料でございます。誘致企業の入居によります高津川清流館使用料78万2,000円を増額をしております。

また、左鐙、青原地区の、つわの暮らし推進住宅使用料180万円、グリーンハイツ借り上げ賃貸住宅使用料306万9,000円を計上をしております。

次に、国庫支出金でございます。民生費国庫負担金といたしまして、国の制度改正に伴います児童福祉費負担金から子供のための教育保育給付費負担金3,840万2,000円の組換えを計上をしております。それから、総務費国庫補助金といたしまして補助金交付決定に伴います地域再生戦略交付金921万1,000円を新たに計上をしております。民生費国庫補助金としまして補助金交付決定に伴います臨時福祉給付金給付事業費補助金1,719万円、1枚めくっていただきまして、子育て世帯臨時特例給付事業費補助金226万円を新たに計上をしております。土木費国庫補助金としまして補助金の減額交付決定に伴いまして、社会資本整備総合交付金2,035万7,000円を減額をしております。

次に、県支出金でございます。民生費負担金といたしまして、先ほどの国庫負担金と同じく制度改正に伴いまして1,920万円の組換えを計上をしております。

それから農林水産業費県補助金としまして、いずれも交付決定に伴いまして機構集積支援事業費補助金117万5,000円を新たに計上、それから森林環境保全直接支払支援事業補助金887万1,000円を減額。

森林整備加速化林業再生事業補助金715万8,000円を増額計上しております。それから、土木費委託金といたしまして県が実施いたします津和野川助成事業津和野川工区風呂屋井堰用地補償委託金739万円を新たに計上をしております。

次に、財産収入であります。1枚めくっていただきまして14ページでございますが、不動産売り払い収入といたしまして補助金の減額交付決定によります事業費の減に伴いまして町有林間伐採売払収入180万円を減額をしております。

次に繰入金でございます。財政調整基金繰入金3,100万円を増額。なごみの里及びミルクウェイにちはら修繕工事対応分といたしまして津和野町観光振興基金繰入金214万2,000円を増額。企業誘致に係る高津川、清流館修繕及び日本遺産認定イベント対応分といたしましてふるさと津和野基金繰入金1,490万円を増額をしております。

次に、繰越金でございます。平成26年度剰余金といたしまして、6,811万5,000円を計上しております。

次に、諸収入でございますが貸付金元利収入といたしまして日本遺産推進協議会からの事業資金貸付金返還金3,527万3,000円を新たに計上しております。雑入といたしまして、消防団員6名の退職報償金278万7,000円。総務財政課分といたしましては県町村会等からの職員研修等補助金として180万2,000円。つわの暮ら

し推進課分では若者定住奨励金返還金7万5,000円。津和野町企画人創生事業の実施に対する市町村振興協会からの協働のまちづくり事業助成金として200万円。木ノ口自治会の神楽衣装購入に係るコミュニティ助成事業補助金として250万円の総計で457万5,000円。それから建設課分では防災安全交付金事業等に係ります県からの用地事務委託料82万円を計上しております。

最後に町債でございます。1枚めくっていただきまして16ページでございます。民生債の過疎対策事業債といたしまして障害者福祉センター設計管理業務委託料に伴いまして社会福祉施設整備事業2,020万円を新たに計上しております。商工債の過疎対策事業債といたしまして、社会資本整備総合交付金の減額決定によります事業費の減額等に伴いまして、観光施設整備事業1,670万円を減額。

津和野駅周辺整備事業デザインコンペ支援業務委託等に伴いまして過疎地域自立促進特別事業480万円を増額しております。

それから教育債の過疎対策事業債といたしまして藩校養老館整備事業に対する社会資本整備総合交付金の減額決定に伴いまして地域文化振興事業130万円を増額。緊急防災減災事業債といたしまして日原小学校屋内運動場の天井撤去工事に伴います設計管理業務委託及び日原山村開発センターの耐震診断・補強計画策定等の業務委託によりまして緊急防災減災事業830万円を増額をしております。災害復旧債の公共土木施設災害復旧債といたしまして過年補助及び単独災害復旧工事に伴います公共土木施設災害復旧事業1,830万円の増額を計上しております。

○参事（齋藤 等君） 議案第89号を説明いたします。歳出より説明いたしますので10ページのほうをごらんください。総務費の一般管理費18万8,000円につきましては、職員の住所変更に伴う通勤手当等の増でございます。それから、3枚めくっていただきまして16ページをごらんください。後期高齢者支援金18万円増。並びにめくっていただきまして18ページ、前期高齢者納付金1万7,000円増。それから、1枚めくっていただきまして20ページの介護納付金9万1,000円の減につきましては、それぞれ今年度分が確定したのものによるものがございます。

続いて歳入に戻りまして、8ページをごらんください。前期高齢者交付金3万円減につきましては今年度分が確定したものでございます。一般会計繰入金の18万8,000円増につきましては、歳出でも説明しましたが一般管理費の通勤費手当等によるものでございます。繰越金の578万7,000円につきましては、平成26年度繰越金であります。

続きまして議案90号を御説明いたします。歳出より説明いたしますので10ページのほうをごらんください。国県支出金等還付金3,074万7,000円は前年度の介護給付負担金の確定による国県支払基金への償還金であります。

歳入に移りますので8ページをごらんください。国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の各介護予防事業交付金1万6,000円増、2万円増、8,000円の増につきま

しては前年度分の確定によるものでございます。下の繰越金3,545万9,000円は26年度繰越金であります。

続いて、議案91号を御説明いたします。歳出の10ページをごらんください。後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金74万円並びに前に戻っていただきまして、歳入の8ページ繰越金74万円につきましては、前年度確定によるものでございます。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは議案第92号を御説明いたします。歳出の10ページをごらんください。

水道管理費の修繕料につきましては、戸谷浄水場の配水流量計が古くなったために取り替えをするもので190万1,000円計上するものでございます。使用料につきましては瀬戸、長野、笹山、戸谷と環境生活課とのCATVの回線を利用、監視するCATV使用料5万円を計上したものでございます。工事請負費につきましては、公共下水工事に伴う配水管移設工事で2,999万9,000円を計上しております。主な理由としましては、工事によつての断水区域が広範囲になるために、不断水工法に変更するものでございます。それぞれそういった部分で増額しております。それから、災害復旧に伴う仮設敷設工事に伴います瀬戸上橋仮設管布設工事に伴う工事量の増によりまして、163万9,000円を計上しております。また県道菟津和野線道路改良工事に伴う水道管敷設移設工事によるもので145万7,000円を計上し、合計で3,309万5,000円を計上するものでございます。戻りまして、8ページ歳入をごらんください。分担金につきましては、滞納繰越分の加入分担金1件、3万1,000円を計上しております。一般会計繰入金につきましては、先ほど歳出で説明しました、工事請負工事費の負担に伴います1,021万9,000円を計上しております。雑入につきましては公共下水に伴います配水管移設補償費で下水道会計から1,950万、それから瀬戸上橋仮布設工事で県より163万8,000円を計上しております。繰越金につきましては、平成26年度の剰余金として、365万8,000円を計上しております。

続きまして、議案第93号を御説明いたします。4ページの第2表をごらんください。債務負担行為としまして平成28年度に、5,952万4,000円を起すものでありまして、詳しくは事項別明細書で説明いたします。歳出の12ページをごらんください。管梁費の需用費につきましては、津和野地域の寺田地区に設置してあります中継ポンプの水位計が1台故障しましたので修繕料として30万を計上しております。続いて、14ページ、工事請負費につきましては工事費の減によりまして、300万の減額を計上しております。また、終末処理場の星の子ステーションにつきましては補助金が減額されたために債務負担行為を起しまして平成27年、平成28年の2カ年間で実施することによりまして平成27年度は2,300万円の減額をするものでございます。合計で2,600万円を計上しております。補償、補填賠償金につきましては水道工事に伴

います補償金として1,950万円を計上しております。続きまして16ページ、公債費の元金につきましては財源振替を行うものでありまして、この財源につきましては繰越金でございます。

それでは戻りまして10ページの歳入をごらんください。国庫補助金につきましては減額をされました、社会資本整備交付金800万円を増額し、防災安全交付金につきましては、1,450万円を減額するもので、合計で650万円の減額を行います。繰越金につきましては平成26年度の剰余金として100万8,000円を計上しております。これによりまして一般会計繰入金を70万8,000円減額するものでございます。

続きまして議案第94号を御説明申し上げます。10ページの歳出をごらんください。業務費につきましては4万9,000円の財源振替を行うものでございます。なお、財源につきましては繰越金でございます。戻りまして8ページ歳入をごらんください。繰越金につきましては平成26年度の剰余金として4万9,000円を計上しております。これに伴いまして、一般会計繰入金を4万9,000円減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 続きまして議案第95号について御説明いたします。歳出でございます。10ページをごらんください。予備費といたしまして118万8,000円を計上しております。戻りまして、8ページ、9ページ歳入でございます。繰越金として、118万8,000円を計上しております。平成26年度の繰越金でございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第96号を御説明いたします。歳出の10ページ11ページをお開きください。総務費の負担金補助交付金は診療報酬交付金が5月末に確定しましたので前年度交付金精算額として200万4,000円を計上しております。積立金は26年度の繰越金から交付金200万4,000円を差し引いた118万3,000円を積み立てるものであります。戻っていただきまして、歳入の8ページ、9ページをごらんください。繰越金として平成26年度剰余金318万7,000円を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第97号を御説明いたします。歳出の10ページ、11ページをごらんください。介護老人保健施設事業費の負担金補助交付金は診療報酬交付金が5月末に確定しましたので前年度交付金精算額として526万6,000円を計上するものであります。戻っていただきまして歳入の8ページ、9ページをごらんください。基金繰入金として503万3,000円を計上しております。この繰入金は歳出の負担金補助

交付金に充てるものでございます。繰越金として平成26年度剰余金23万3,000円を計上しております。

以上でございます。

続きまして議案第98号を御説明いたします。3ページの収益的収入をごらんください。特別利益の過年度損益修正益は平成27年2月分3月分の診療報酬実績額が未収金計上額を上回った195万1,000円を計上しております。

以上でございます。

---

○議長（沖田 守君） 以上で全ての提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会をいたします。御苦勞でありました。

午前10時04分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 27 年 第 5 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 27 年 6 月 22 日 (月曜日)

---

議事日程 (第 2 号)

平成 27 年 6 月 22 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宥文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	下森 博之君	副町長 .....	島田 賢司君
教育長 .....	世良 清美君		
参事 (兼健康福祉課長) .....			齋藤 等君
総務財政課長 .....	福田 浩文君	税務住民課長 .....	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長 .....			内藤 雅義君
農林課長 .....	久保 睦夫君	商工観光課長 .....	藤山 宏君
環境生活課長 .....	和田 京三君	医療対策課長 .....	下森 定君

建設課長 …………… 田村津与志君 教育次長 …………… 羽多野寿子君  
会計管理者 …………… 山本 典伸君

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきありがとうございます。6月定例会、2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、三浦英治君、10番、京村まゆみ君を指名します。

---

### 日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序1、8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 8番、御手洗剛でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目でございます。耕畜連携の促進について。

国の2015年度当初予算を見ますと、農林水産関係は2年目を迎える農政改革推進に必要な予算に重点が置かれております。農政改革で重みを増しますのが主食用米から非主食用米への転換でございます。

15年産米は民間在庫が膨らんで過剰感が強く、前年産に引き続き、価格下落の懸念がございます。2年連続の価格下落となれば、担い手を中心に大きな打撃は避けられません。予算では、転換を支援する水田活用の直接支払交付金や産地交付金は、前年並みの水準が確保されております。

そうした中、当町では、飼料用米とともに本年から稲発酵粗飼料（ホールクロップサイレージ=WCS）の増産に乗り出すこととし、町内の農事組合法人で組織する協同組合が町と県から助成を受けまして収穫機械などを購入し、刈り取り、梱包作業を行い、町内の畜産農家を中心に供給することとなってまいりました。輸送費を含め、飼料代が抑えられ、畜産農家のニーズの高いことへの対応としております。15年産の取り組み状況について、まずお尋ねをいたします。

2番目としまして、町は飼料用稲を転作品目の柱にするとしておりますが、今後の増産計画と数値目標をどの程度に設定しているかについてお尋ねをいたします。

三つ目に、15年産をめぐっては、米価を左右する民間在庫量が、予測では6月末在庫230万トンに上ると予測されております。米価の下落の懸念が出ております。これを回避するには、飼料用米をはじめとする非主食用米に転換することで、できる限り主食用米の生産量を減らす深堀りが欠かせないと考えます。

さらに、国の減反政策が2018年度で廃止すると発表されている状況にございまして、今後における米生産をどのように誘導していくか、また、対策を講じていくかについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。

本日より一般質問ということでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、8番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

耕畜連携の促進についてでございます。1番目の御質問であります。国は水田農業に対し、減反政策を続けて主食米生産量をコントロールしてきましたが、国民の米消費量の低下や過剰生産によって、多くの在庫を抱える事態となり、昨年度は米価の大幅下落を受けることとなりました。

主食米の米価がこのまま推移すれば、水田経営が難しくなることから、特に法人組織を中心にWCSや飼料用米の栽培面積が増大をしております。

平成26年度のWCS栽培面積は8.1ヘクタール、今年度は26.5ヘクタールで、3倍以上の面積となっております。飼料用米においても10.2ヘクタールから22.6ヘクタールに拡大して約2.2倍の面積となっており、逆に主食米の栽培面積は、396ヘクタールから368ヘクタールに落ち込んでおります。

生産されたWCSは、地元畜産農家で使われることとなりますが、畜産農家も飼料代軽減につながり、地産地消による自給力の向上が期待できます。

ことしの取り組みについては、WCSの収穫と主食米の収穫時期を重ねないよう、わくわくつわの協同組合が品種や田植え時期を調整して作付を終えたところでございます。

二つ目の御質問でございます。町内でWCSを活用できる量は、400トン程度と見込んでおりますが、今年度、作付面積が平年作である場合、町内消費量とほぼ同量になると推測をしております。WCS栽培面積が増加した場合は、益田市等の畜産農家への供給も視野に入れる必要があります。また、今年度の収穫作業に係る時間や効率等を把握しながら、次年度以降の作付割合を検討することになると考えております。

三つ目の御質問でございます。全国の水稲生産農家の中には、減反政策に従わない農家もふえており、国が示すと通りの栽培面積を確保した場合、過剰生産になる可能性が高く、それを見据えた深堀りを国が示すことは困難と思われまます。

これらを考えますと、米価が回復する兆しは薄く、議員御指摘の米価下落の懸念が濃いと思われまます。

WCSや飼料用米が、地元畜産農家で活用できることで双方にメリットを得ますが、国の措置がなくなった場合、継続することは厳しく、今後は食料の自給力向上を掲げながら国の支援継続を訴え続けることが必要と感じております。

また、主食米については、地産地消をベースとした販売ルートをJAとともに考え、ヘルシー元気米を中心に、JAの純直米の取扱量を増加させるため、JA営農部や水稲部会と協力をして、ニーズの把握を行う取り組みを計画をしております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 耕畜連携の仕組みは、米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ることでございます。中でも、飼料用稲は、転作田を水田として利用でき、かつ稲作用機械で管理できることから作付面積が急激に拡大し、注目をされております。

水稲単作を中心とする当町におきまして、水稲生産農家にとって取り組みやすい生産活動と考えます。耕種農家が飼料用稲の生産をし、町内の畜産農家の生産コストの低減が図られ、増頭につながれば理想的でございます。

しかし、近年の町内の畜産農家数は、高齢化と平行いたしまして激減をし、本年2月末現在でわずか20戸でございます。幸いにも、大型畜産農家1戸があり、飼育頭数は全体で298頭、うち繁殖親牛148頭、子牛73頭、肥育牛77頭の状況でございます。今後においては、飼料用稲の増産に合わせ、何らかの増頭対策が必要でございますが、町としてはどのような施策を講じていくかについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 議員がおっしゃられる増頭対策というものは、畜産農家の経営状況を見ながらの施策と思っております。今、この時期に増頭したほうが経営として上向きになるのか、また、危険を伴うのか、その辺は畜産農家の方々の考え方次第だと思っております。改めましてこちらのほうから増頭しましょうという呼びかけは、あえてすることはないと思います。先ほども町長が答弁しましたように、益田市にも多頭飼育されてる農家が数舎ございますので、そちらのほうへWCSをとっていただくということも、今後は起こってくるのではないかとというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 大変今の畜産農家の現状、頭数が減ることに対しましては大変残念に思っております。長年、やはり牛が好きで飼育をされた方が高齢化で徐々に減っていくという現象を残念にも思っておるところでございます。ただ、転作を進める中であって、やはりまだまだ少ないこの町内の状況の中に、水田放牧といますか、そういった方向で取り組まれる農家は少ないわけではありますが、全国的

にはそういった方向も一つの増頭対策といえますか、畜産の農家をふやす手法としてはあるのではなかろうかなというふうな思いもしておるところであります。

米価の安定には、主食用米の受給安定が重要でございます。全国的には、飼料用稲の増産と同時に飼料用米生産の取り組みが活発化しております。

農林水産省の5月15日現在における調査によりますと、全国の飼料用米生産量は35万トンで、14年度実績18万トンの約2倍の水準にあると言われております。また、JAグループが掲げる目標の60万トンとは相当な開きもございます。需要がある中で、その上積みに向け、国への新規需要米取組計画書の提出期限を7月末まで1カ月延長することとし、さらなる受給安定に向けた取り組みを強化していくとしております。当町におきましても、既に田植えを終えて計画書が仕上がった状況でございますので、今後、用途変更で飼料用米等へ割合をふやす動きとしては難しいというふうには思っておりますが、生産者の御努力の中で、先ほど御回答もありましたように、相当の水稻作から転作、それも、水稻を中心とした動きとして飼料用米なり、飼料用稲の増産ができ上がっておるといってございます。この動きは、今後ともやはり進める価値もあり、需要があるという状況の中で、先ほど申しあげましたJAグループとしては、今年度においての目標を60万トン、また、いろんな飼料の組合等の関係でいきますと、合わせて110万トン程度の需要はあるものだというふうなこともございます。町内にとどまらず、やはり今後増産するという計画は、当町においても持って生産者に御協力いただく、また、頑張ってくださいという方向性は重要であろうかというふうに思っておるものがございます。

先ほど、自主的取組参考値のことを申しあげました。転作の深堀りをしていかななくてはならないということがございますが、なかなか困難ではなかろうかという回答もいただいたわけではありますが、やはり米価を維持していくには、今まで以上に生産者みずから、やはりその意識を持って過剰生産を極力抑えていく、このことはやはり重要なポイントでもございます。今後、水稻生産者の所得確保への意識改革についてどのようにお考えであるかお聞きしたいというふうに思っています。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先ほどからの町長の答弁の中にもありますように、主食米での収益性というのが、今下がっております。本町の場合は、法人が12組織ございまして、その法人を中心にWCS、それから飼料用米の作付面積を拡大しております。本町の場合は、成功に近い水稻生産の確保ができてるんじゃないかと思うんですが、今後もこういう主食米の米価低迷が起これば、この面積も拡大してくるんじゃないかと思いますが、畜産農家としましても、今までの農耕飼料が全部外国から取り入れたものであったものを、徐々にそういった米を中心にした農耕飼料に切りかえということがあるんですが、畜産農家も徐々に転換しながら、これでも大丈夫という確信を持てば、もっとその使用量をふやすことができるんじゃないかと考えております。

ので、段階的にそういった飼料米の需要のほうも伸びてくるのではないかというふう  
に思っております。で、全体的にいいますと、やはり主食米からそういう飼料用米等  
の有利な生産に切りかえる必要があるんですが、これが減反政策というものが、もう  
4年を切ってしまったんですが、終わると言われております。今の多面的機能支払等  
の日本型直接支払は、法律でうたわれましたので、ある程度は確保できるんですが、  
減反政策、特に飼料用米とか飼料用稲の今の補助金が、そのまま確保できるかどうか  
というのはまだ不透明なところがありますので、その辺をしっかりと国に対して声を  
上げていかないと、今からそういった状況が続けることが不可能になってきますので、  
その辺を努力していきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 御回答にもございましたが、何よりも国が掲げる水田  
活用の直接支払交付金なり、産地交付金等の政策支援、この長期継続化があつて先ほ  
どの飼料用稲なり、飼料用米の促進もできるわけでございます。全国規模の要請活動  
につきまして、町長を初め御努力いただき、県やJAと連携しながら実施していくこ  
とが重要と考えます。ひとつ御努力をお願いを申し上げたいというふうに思います。  
それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

空き家対策特別措置法が全面施行され、それに対する対応についてであります。

放置しておきますと倒壊したり、衛生上問題があつたりする危険な空き家の所有者に  
自治体が撤去勧告、命令などを出すことができる空き家対策特別措置法が5月26日全  
面施行されました。

人口減少で空き家が増加している中、所有者には家屋の適切な管理、自治体には移住  
対策といった空き家の有効活用がそれぞれ求められております。当町の空き家の実態に  
ついてお聞きをいたします。

二つ目に、空き家の実態調査については、定住促進のための空き家バンク登録に向け  
て、つわの暮らし相談員や集落支援員の活動がございます。調査が一応終了したとお聞  
きをしておりますが、調査結果並びにそれから浮かび上がった問題点がどのようなもの  
であるか、このことについてお聞きをいたします。

三つ目に、空き家の増加が続く中で、各地の自治体は、独自の条例による撤去促進や  
高齢者福祉施設への転用といった対策に乗り出しております。また、民間団体の中には、  
古い建物を地域の財産として活用する動きもございます。

当町においても、活用面では津和野町まちなか再生総合事業等の取り組みもされてお  
りますが、その反面、危険な空き家が多く、早急に対応が求められております。今後の  
空き家対策についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、空き家対策特別措置法の全面施行への対応につい  
てお答えをさせていただきます。

まず一つ目の御質問であります。空き家調査につきましては、現在、津和野町全域につきまして、外観調査を終了したところで、全体的には町内家屋の約1割が空き家となっております。その中で、比較的新しく修繕の必要がないと思われる物件91、小規模の修繕により再利用が可能と思われる物件179、管理が行き届いておらず損傷が激しく大規模な修繕が必要と思われる物件166、倒壊の危険性がある物件64の合計500件を確認をしたところでございます。

二つ目の御質問であります。このたびの空き家調査を受け、空き家情報バンクの登録につながった物件は31件であります。しかしながら、空き家については、相当期間利用していない物件が多く、活用にあたっては改修が必要な物件がほとんどでございます。また、仏壇や家財等がそのまま放置された物件も少なくありません。現在、津和野町空き家改修事業補助金交付要綱、津和野町空き家活用事業助成金交付要綱を定め、空き家情報バンクに登録された物件について、改修や残存家財の処分に係る経費を助成しておりますが、時間と手間がかかることから、気軽に活用することが困難な状況でございます。

また、そのまま放置をすれば倒壊等や衛生上有害となるおそれのある家屋については64件を確認をしたところで、周辺にお住まいの住民の皆さんも不安を抱えておられ、その対応が急務であると認識をしております。

三つ目の御質問であります。今後につきましては、利活用できる物件は津和野町空き家情報バンク事業の推進を初め、町が空き家を買取り、空き家活用型お試し住宅等の整備をまいります。

また、そのまま放置すれば倒壊等や衛生上有害となるおそれのある家屋の対応につきましては、7月1日に島根県において開催されます空家等対策の推進に関する特別措置法の説明会を受け、空き家管理条例の制定について検討をまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 空き家の調査の結果について御回答いただいたところでございます。大変な数の空き家が現存している状況でございます。特に、倒壊のおそれがあるような家屋が大変多いということに改めて実感をするところでもございます。木部地区におきましても、以前から県道沿いで無人の老朽化した住宅の屋根が風雨や雪で落下、また飛散し、危険な状況にあるところもたくさんございます。中では、子供たちの通学に危険で通行できない、また、空き家の隣接の住民からは、いつ建物が倒壊するかわからない状況で、やむなく防護施設の設置をしたとの話も聞き、それも私も見ておるところでございます。

自治会組織からは、建物の管理者が不在で解体撤去の話ができない、行政での撤去措置を要望する声も多くございます。全国的な動きでもございまして、いろいろ新聞報道では、全国で820万戸の空き家があるというふうにも言われております。

空き家対策特別措置法の全面施行に伴いまして、当町においても空き家管理条例の制定が必要と考えますが、その対応についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど町長が答弁をさしていただきましたが、今回、外観調査ではございますが、津和野町全域におきまして500件の空き家を確認し、議員御指摘のとおり64件の倒壊の危険性がある物件も確認をさしていただいたということでございます。

先ほど議員のほうから指摘をいただきました空き家の屋根が飛びそうな物件、あるいは通学路に支障が出てくるような、そういった状況等を踏まえた中で、国においては先ほどありますように、空家等対策の推進に関する特別措置法が制定をされたということでございます。

本町においては、この時期に全棟の調査をさしていただいたということで、空き家の把握をしたというところを踏まえて、今後につきましては、先ほどありましたように7月の1日に県の説明会が開催される予定になっております。そのところで、こういった措置法の具体的な部分について中身的なところを県のほうから説明を受けながら、町としては早急にこの管理条例の制定について検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 今回の特別措置法に基づきまして、市町村は倒壊の危険があるなど防災、防犯、衛生面で危険な空き家の所有者に対し、撤去や修繕を勧告、命令できるとしております。運用面におきまして、金銭的に余裕がない所有者への対応というものが大変大きな問題になると予想もされるところであります。場合によっては、撤去や修繕費用を行政が立てかえる等の措置も必要な場合も想定されるわけですが、これへの対応についての考え方をお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、外観調査をさせていただいて、自治会長さん等の協力によりまして、所有者さんがどちらにおられるかというようなところも含めて、今、調査第一段階を終了したということでございます。

先ほど御指摘のあった、今回そういった物件に対して除却、修繕、あるいは勧告、命令ということで、この撤去をしていただくというところについていいますと、先ほど議員御指摘のあったように、撤去するための費用、そういった所有者さんの特定、そういったところを含めてまだまだ課題はたくさんあるというふうに認識をしております。

実際に、先進事例では、今回全国的には401の自治体でそういった空き家条例を今の現段階で制定をされているということでございます。自治会がその土地を無償譲渡していただくというような条件の中で撤去をする例もございます。その辺、さまざま先進

事例等、把握をさしていただきまして、そういった課題に対しての部分については今後検討をしていくというところで現段階は考えているということでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 第一段階の空き家の調査を終えられたというところでございます。今後、さらに危険な空き家の実態調査、所有者への対応なり、所有者が、この町内におられないというところが多いというふうにも思っておるところでございますが、そういった対応をやはり強化せざるを得ないといえますか、そういったところが考えられるわけでありまして、今後そのような対応を積極的にしていく、また、この危険な空き家の実態調査も、それこそ深掘りといえますか、そういったところを今後さらにもう一段階やっていくことが必要であろうというふうにも考えておるところでございます。その対応への考え方、お願いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 空き家の状況、あるいは景観への影響、またそれが住民の安全な生活への影響、いろいろ御指摘をいただいております。また、この問題というのは、年を追うごとに、その後、家屋というものは、あるいは店舗も含めてかもしれませんが、どんどん老朽化をしていくということでもありますから、継続的な調査というのは必要であろうというふうに受けとめております。

今後の対応につきましては、課長が申しておるとおりでありますけれども、特にこの公費の投入というところについて、これは我々ももう少し慎重に検討をしていかなければならないだろうというふうにも考えております。

新しく定住対策につながるような、そういう住居政策につながるような公費の仕方であれば、町民の皆さんの理解も得られやすいのかもしれませんが、ただ単に除却というだけでは、なかなかその民間所有である場合に、その公費の投入というのが御理解がいただけるのかどうか。ただそれは、まさに住民の安心安全に係る部分であれば御理解もいただけるのかもしれませんが、そうしたところを踏まえながら、我々ももう少し国のまず政策を勉強さしていただいて、それから全国各地の事例も見ながら検討をさせていただきたいというふうに思っております。ただ、一部町のほうも、こうして日本遺産にも認定いただいて、やはりこの景観につながるようなものというのは、それはまた観光面への影響も大きいわけございまして、例えば歴史的風致維持向上計画の中で、そうした見晴台整備事業というようなものも既にやろうとしているというところでもありますから、非常に空き家、空き店舗、そうした部分のこの問題を非常に重要視しているということは間違いないところでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 大変この地域にあっても、この空き家への対応、これは大変な大きな問題であろうというふうに考えております。いろいろと今からのこと

になろうかというふうにも思っておりますが、御努力もお願いを申し上げたいと思います。

それでは、3番目の質問にまいります。

木部保育園、直地児童館の民営化に伴う社会福祉法人設立に向けて準備会での検討の進捗状況についてであります。

木部保育園、直地児童館の民営化に向け、保護者並びに地区民への説明会が4月なり5月に開催をされました。今後の方向性として、社会福祉法人設立に向けて、3月に設立されました準備会を毎月開催し協議を深め、来年1月から2月に法人設立の認可を受け、4月から両園を町営から法人経営に移管するとしております。現在までの進捗状況についてお尋ねをいたします。

2番目に、法人運営に関し、現時点におけます課題、問題点としてどのようなことが上げられるかについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、木部保育園、直地児童館の民営化に伴う社会福祉法人設立に向けて準備会での協議進捗状況についてお答えをさせていただきたいと思っております。

木部保育園及び直地児童館の統廃合につきましては、両地域の方々の強い存続を希望する声を尊重し、社会福祉法人へ運営を移管するという方向で、町としては新法人の設立を進めているところでございます。

二つの保育園を法人で運営することについては、4月と5月に両地域で説明会を開催し、了承していただいたところでございます。

それに先立ちますが、3月11日に社会福祉法人設立準備委員会を立ち上げ、法人名を「社会福祉法人つわの清流会」と決定し、現在まで毎月1回のペースで5月までに3回の協議が終了しております。将来理事として御協力をいただける方6名を委員として選任させていただいており、これまでに各保育園の土地・建物について、保育所運営費の試算について、基本財産や運転資金について等を協議され、今後は具体的な保育園運営のための財政的な部分や職員体制について協議を進めていくと報告を受けております。

スケジュール的には、ことし10月ごろには全ての協議を終え、県へ認可申請を行い、審査会で了承されれば年明けには認可が受けられるものと考えております。何分、申請までの時間が少ない中での協議となっているため、各委員の方にも集中的に会議を行っていただいている状況であり、町としてもできる限りの協力をしているところでございます。

二つ目の御質問であります。現時点での課題、問題点についての御質問ですが、ちょうど先週、準備委員会からの要望書を受け取ったところであります。準備委員会の委員長からお話をお聞きしたところ、土地と建物を無償で貸与してほしいことのほ

か、社会福祉法人を設立する場合、基本財産として1,000万円以上の価値のある不動産もしくは現金等を運用財産として、いわゆる運転資金であります。年間事業費の12分の1以上の現金等を用意しなければならないことになっているということでございました。また、準備委員会において保育所運営費の試算を行ったところ、児童数が少ないために、現在の児童数で試算をすると、どうしても2園合計で年間1,000万円から1,500万円程度の収支不足が発生するというものであり、これらについて財政的な支援をしてほしいということが要望の内容でございました。

これまでの準備委員会の報告やお話を聞く限り、現時点での課題や問題点という意味では、資金等の用意が一番のことかと考えております。

町といたしましては、保育園を存続させてほしいという地域の方の強い思いを実現するために、法人への運営移管を考えておりますので、これまで地域説明会等でもお話をまいりましたが、財政的な部分については全面的に支援をしていこうと考えております。

なお、本法人においては、今後保育所運営だけでなく、町内に不足している障がい児、障がい者のサービス事業への取り組みも考えておられます。町としても障害者福祉をより一層進めて行くべく、連携しての取り組みを検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 準備委員会でのメンバーでございまして、教育行政に造詣の深い方々でございまして、スムーズな論議がなされておられるというふうに推測いたします。

しかしながら、来年4月法人への運営開始までには限られた時間しか残っておりません。今後とも、積極的な協議をお願いをしたいところであります。

前々から、法人経営にあっては、園児や保育士等の安定確保が前提である、このようにも言われておりますし、私どももそういうふうに思っておりますが、子育て支援員等の制度が4月から導入されたと聞いております。専業主婦等が一定期間勉強し、国が設けた全国共通の認定制度で14時間から30時間程度の講義や現場での実習研修を終了すると支援員として認定されるという制度もできたようでございますが、このことについて、この委員会での協議は、今後そういった方向も必要であるというふうな考え方について、協議が進められておるかについてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 先ほど、町長からも御答弁いたしましたけども、現段階では、まだそういった細かい内容につきましては、まだ進めておりません。これから、第4回目が6月26日に行われまして、今後、中の職員体制であるとか定款等について細かく決めていく予定になっておりますので、その都度ある程度大まかな点が決まりましたら、地元の説明会でも、地元にはなかなか説明は難しいですけども、実際に保育

園に出されている保護者等への説明会はやっていくということで御説明をしてきておりますので、その辺は確実にやっていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 御説明ありましたように、大変この法人設立にあっても、また運営面においても、それぞれの年度において相当な財政的支援があつてなされるということでもございます。大変なことではございますが、やはり一応、両園の保護者はもちろん、地区民の方々も一応の安心はされてる状況にもございますので、この社会福祉法人の運営がスムーズになされるように、ひとつまた町としても支援なり、御努力をお願い申し上げたいというふうに思っております。

また、木部なり、直地の園につきましては、大変施設が老朽化しておるというふうにも見ておるものがございます。長期的に園児の安全確保の施設でなくてはならないわけでございます。その中であつて、場合によっては代替施設への移設というふうなことをどのように現時点で考えておられるか、木部にあつては、ああして中学校が津和野へ統合されたわけでありますので、今、空き家状態にもなっておるわけでありますが、そういった活用等について委員の皆様方からの御意見なり、検討として材料に上がっておるか、そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 保育園の施設でございますけれども、現時点で確定ではございませんけれども、これまで委員の皆様には現状等を把握していただくということで現地も見てきております。そういった中で、直地につきましては、今の現施設を利用するという方向で考えておりますけれども、木部につきましては、今の施設がもうかなり古いということもありましたので、議員御指摘のように中学校の校舎も利用してはどうかというような意見も出ておりますけれども、なかなか施設自体を改修するとなると、かなりの額も必要になると規格等も違いますので、なる考えもありますので、当面は今の施設をそのまま町から移管をして、当初は運営をします。その時点でまた新しい工事の中で方向性を考えていくということで考えとるという今の現状でございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 現時点においては、施設のほうは当面は問題ないというスタンスでおられるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 問題ないというわけではなく、耐震性等も考えると改修等も必要なわけでございますが、すぐ、それでは移管と同時にできるかということなかなか財政的なもんもありますので難しいということで、移管の時点につきましては、今の現状で運営をすると、早い段階で改修なり、新たにつくるなり、そういったことは中で検討をしていくということでございますので、そのほかの公立の保育園につきましても、耐震性等も考えると、まだまだちゃんとした施設等も十分ではない施設もあり

ますので、そういったことを含めましてもやっぱり財政的な問題があれば、すぐはなかなか難しいかなと思っておりますが、早急にできるだけ対応をしていきたいという考えは持っております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 先ほど、相当な運営資金といたしますか、そういったことが必要であると経営シミュレーションがされておられるようでございます。いずれにいたしましても、将来を担う子供が育つという施設でなくてはならない、またそれに期待できる対応でなくてはならないというふうにも考えておるものでございます。今後、この準備委員会の皆さん方の活発な論議をされまして、また町との対応、これを万全にさせていただきますように、ひとつお願いを申し上げまして質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、8番、御手洗剛君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、10時10分まで休憩といたします。

午前9時51分休憩

午前10時05分再開

○議長（沖田 守君） 少し時間が早くなりましたが、休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序2、11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） もうすぐ一昨年7月28日をまた迎えることとなりますが、この間、町当局を初め、島根県そして建設業者の並々な御努力によりまして、我が名賀地域のあの災害の現地が毎日のように変化しております。既に治山事業等については、大方終わったのではないかと認識しておりますが、引き続きこの復旧工事についてよろしくお祈りを申し上げ、お礼にかえさせていただきます。

それでは、通告に従いまして3点ほどお伺いをいたします。

まず、子ども子育て支援事業計画についてということでございますが、既に同僚議員の前段の質問と全く私の気持ちは同じものでございますが、やはりことし3月に策定されました子ども子育て支援事業計画について、内容を見た中で今後のこのことについて、御質問をさせていただきたいと思います。

現在、その計画について資料を見ますと、平成26年4月1日現在では、町内には直地児童館をはじめ認可外保育所のうしのしっぽを合わせて7カ所の保育所があると思っておりますが、その7カ所での定員は299名、そして、現在の入所児童数は、178名ということですから、充足率というか、59.5%、その4月1日現在ではそうなっているようでございますが、最近の傾向として年度途中で入所される、そういう児童の増加もあるようで、年度末の充足率については70%に達しているという計画書の中の数字でございます。

また、出生数の推移では、平成21年から25年までの5カ年での出生者は、31人から53人というような数字で推移しており、この津和野町の人口維持のために最低必要な水準として、208名をうたっておりますが、その数字からいうと今日の出生率は、極めて少ないものとなっており、将来の人口減少は一層加速化するものと考えられます。

子育てに関しての、現在の就労形態の多様化する中での保育ニーズや核家族化の進行等で、多様な保育対応が求められておりますが、今回それぞれの今日ある施設をどのように進めていくかという中で、新たな法人設立が図られようとしております。その法人設立について、設立の時期はいつごろか、そして組織体制はどのようなものになっていくのか、当初始めていこうとする土地建物、資金、収支計画、職員の採用等について、ぼちぼちそのもくろみ等が見られるのではないかとというふうに期待し、さらに今後のことについても一緒にその計画を遂行する必要があるのではないかと私自身も思っております。今回そのような質問に立ったところでございます。

あわせて地元の今日まで行われておりました学童保育が、今回この計画のもとで縮小そして28年度においては、廃止の方向が打ち出されておるようでございますが、その辺について今後の学童保育についてはどのような対応を考えておられるのか伺います。

さらに子育て支援センターが現在、日原は日原保育園、津和野は直地児童館のほうで運営されておられますが、直地児童館の存続等の問題の中から、畑迫保育園への移設というようなことも議論されたやに記憶しておりますが、その後、その計画はどのようなになっているのか伺います。仮に、直地児童館が現在支援センターとして開設されておられますが、過日お伺いしたところ、やはりまだ、くみ取りトイレというようなことで、非常に衛生面においても心配しております。このようなものを改修するということになれば、多額な経費もかかるわけですが、これらのことについて当面どのように考えておられるかお聞きしたいとおもいます。

そして最後に、支援事業計画の中で、ファミリーサポートセンター事業というようなことが新しく取り組まれようとしておられますが、このことについて少し詳しくお聞きしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11、番板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。子ども子育て支援事業計画についてでございます。

まず、一つ目の御質問であります。これは8番議員にもお答えをさせていただいたところでございますが、県への認可申請が10月ごろまでに完了できれば年明けには設立認可される予定でございます。

なお、具体的な保育園運営のための財政的な部分や職員体制については、今後の委員会で協議予定とのことでございます。

二つ目の御質問であります。学童保育につきましては、現在、木部保育園、畑迫保育園及び直地児童館で行っているところでございますが、今年度より始まった子ども・

子育て新制度において、本町といたしましては、来年度より保育所で行う学童保育は廃止し、学校内等で行っている放課後児童クラブへ移行することとしております。

これは、平成25年12月より9回開催した新制度について検討する子ども・子育て支援推進会議において協議をした結果、1、学童保育を開始した約10年前には各保育所において、2人から3人の利用者しかいなかったが、現在は利用申し込みが10人を超える場合があるということ。

2、保育所預け入れ園児の低年齢化により保育士が不足しており、学童を手厚く保育することができない。

3、学童の増加により保育所内の部屋数が足りない。1人当たりの占有スペースが狭い等の問題があり、特に学童保育の目的の安全確保と健全育成が困難な状況となっていることにより、今後は保育所ではなく単独で運営をしている放課後児童クラブへ移行していくことに会議において決定したところでございます。

町といたしましては、推進会議での決定でございますので、このことを尊重していくつもりであります。先般も畑迫地域の保護者会から存続の要望があったため、担当課において話し合いの場を持ったところでございます。

このとき、放課後児童クラブの運営は、地域や保護者会等でも補助金を活用して運営できることをお伝えをいたしましたら、今後地域で検討していくというお答えでございました。

町といたしましては、今後は基本的に各小学校に1カ所の放課後児童クラブの設置を考えているため、その他地域において設置をお考えであれば、支援をしていきたいと思っております。

現在直地児童館で行っている津和野地域の子育て支援センターの畑迫保育園への移転の計画につきましては、木部保育園と直地児童館の統廃合問題とあわせて考えていたため、両保育園を廃園にしないで、民営化して存続をするということとなった今、その計画はなくなったものと考えております。

しかしながら、来年度より直地児童館を法人へ移管する予定のため、法人が子育て支援センターもあわせて引き受けてもらえるかどうかは、今後の法人との協議によるものと考えております。

また、議員御指摘のとおり、現在、直地児童館で行っている子育て支援センターには、年間延べ約2,400人の利用者があるため、施設としては、かなり狭く通常の保育にも影響が出ている状況となっていることを把握しております。

あわせてトイレが水洗トイレではないため、衛生面でもよい環境ではないとの報告も受けておりますが、保育所の統廃合計画があったため施設の修繕等は実施をしておりませんでした。存続が決定いたしましたので、今後法人へ移管してから、施設の修繕等の対応を考えていきたいと思っております。

4番目の御質問でございますファミリーサポートセンター事業は、乳幼児や小学生等の子供がいる子育て中の労働者や主婦等を会員とし、預かりの援助を受けたい者と、援助を行いたい者との総合援助活動に関する連絡調整を行うことにより、地域における育児の総合援助活動を促進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど、多様なニーズへの対応を図ることを目的とする事業でございます。本町の子ども・子育て支援事業計画においては、特に放課後児童クラブの高学年の受け入れや病児・病後児保育の受け皿として、今年度より整備を進めていくこととしております。

現在、事業開始に向け近隣市町村の事業実施状況に関する情報収集等を行い、実施要項や会員募集に関する検討を行っているところであり、できる限り早期に事業開始をしたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 法人の事業もくろみということで、何度か準備会の中で検討され、その結果として前段の議員の質問に対しての答弁の中にもありましたが、土地と建物を無償で貸与し、そして基本財産の1,000万円近くのを不動産もしくは現金という形。そしてまた運転資金としても、それ相当のものが必要になってくるであろう。

さらに、年間を通じで、年間1,000万円から1,500万円ぐらいの町としての財政支援も必要になってくるのではないかというような事業もくろみが内部で示されているようでございますが、今回の6月補正の数字を私なりに見ておまして、この保育所の運営については、こういう仕組みになっとなってその仕組みの中で、財政的にはこういうようなことになっているということを私なりに思ってみますと、現在保育所が町内にあることによって、そこに児童が何人か通っておられて、結果的に国からも保育所措置費としてなんぼ、県からも幾らか幾らということで、津和野の場合、総額国、県から合わせて5,015万9,000円ぐらいが6月補正で計上されたものが、今回は制度の見直しによって保育給付費として、同じ金額ですので、1人当たり児童に対する、子供に対する国、県からの措置費は変わらないかと思いますが、結果的に今日まで、町内での保育事業をやる場合に、どうしても保育基準を満たさないがために、その不足が生じる。そのものが超過負担として、ずっと決算委員会の中でも調書として出されておられますけれども、この超過負担金というか、負担額そのものが結果として先ほどの前段議員の答弁の中でもありました、年間1,000万円から1,500万円の収支不足が生じる、まさにそのものがイコールだというふうに私は認識するわけでございますが、法人として社会福祉法人を立ち上げることと、そして超過負担額がいかばかりかでも減るかとか、いろんなことが今後の事業の中ではもくろみとしてあるわけでしょうけれども、民間にすることによって、その超過負担額が減るのか、さらにふえるのか、そうして実際は子供の保育というものは、崇高な一つの理念と愛情のもとで運営されるべきだと思っております。

どうも今日までの検討の中では、なかなか強い、私たちがやらなければ誰がする、そういう思い感じられない。何か行政から押しつけられたような感じのものが何か伺えるような気がいたしますが、この民営化することと町営で残すことに対してのメリットとデメリットその辺について、何か私が納得するようなお答えがありましたら、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 議員御指摘の民営化と町営のメリット、デメリットですが、なかなか難しいんですけども、先ほど予算的な感じの質問でありましたけども、これまで公立で町営、木部、直地につきましては公立でやっております、その関係上年間予算が、先ほど御指摘がありました5,000万円少しですね。これが歳出で出ておったわけですが、それはあくまで保育料とこれまでは町持ち出しですね、交付税バックというのはありましたけども、金額的なものは、幾らついているかというのはわかりませんので、実質的には町が持ち出しておったと。

今後、民営化していく中で、先ほど8番議員さんの御質問の中で、町長のほうから、年間1,000万円から1,500万円の不足ということでありました。

これにつきましては、2園を民間でやりますと、多少試算した中で、町公立でやっておれば、5,000万円でしたけども、民間でやれば今後職員なんかの給与水準なんかもありますけども、4,000万円、四千二、三百万円程度でやっていけるんじゃないかと試算をしております。

そういった中で、保護者からいただく保育料、それから今度は先ほど議員からありましたけども、国からの運営、国、県と町からの運営費の収入があります。そういったことを踏まえて1,500万円でございます、実質的にはこれまで町が目に見える金額とすれば、5,000万円程度出しておったものが、1,500万円の赤字分を補填するという形になるのではないかと思います。実質交付税に色がついていないわけで、その交付税自体が2,400万円程度色がついたものがあつたにしても、公立で持っておれば2,400万、2,500万円程度の赤字だったものが1,500万円に減ってくるということでございますので、かなりの民営化にすることによって町の持ち出し分は減ってくるのではないかと考えております。

今、1,000万円から1,500万円の毎年の赤字ということを算定しておりますけども、これにつきましては、今現状、木部、直地が児童数が9名と11名というような現状の中で算定しております、仮に直地、木部です、1名ずつ、ゼロ歳児と1歳児ぐらいが1名ずつふえるとなると、約300万円ぐらいはふえてくるということで、今、小規模保育で19名定数になっておりますので、定数に近づけば、もう黒字になってくるんじゃないかというような形も考えられますので、法人がやられる保育園が積極的に努力していただいて、今小規模保育の定数に近づけていただければ、町の持ち出し

は、年間的な持ち出しについては、なくなってくるのではないかと、今のところ試算をしております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 若干の補足をさせていただきたいというふうにも思いますけれども。

今回、民営化をされることで国のほう等から、保育所の措置費として数字がはっきりして出てくるということになります。ですから、民営化後の収入としては、この運営費収入ということで約2,500万円程度もくろんどということでありまして、それから保育料が210万円程度もくろんでおります。それに対してのいろんな経費が出てきて、最終的に1,500万円ぐらいの赤字見込み、収支不足見込みということになるわけでございます。

これまでは公立でありましたので、5,000万円程度町から出ておったわけですがけれども、そこには交付税の中にその保育所関係のものも含まれておりましたが、ただここが明確に交付税の算出根拠が出てきませんので、実際幾らぐらいここに入っておったのかというのが、非常に不明確な状況であります。ですから一概に民営化したからといってですね、町からの負担がふえるか、減るかというのは、なかなか言いづらいところもあるということをお理解をいただきたいというふうに思っております。ただ、この民営化後の先ほど申し上げた収支のもくろみでありますけれども、その中でいわゆる人件費部分でありますけれども、これについては現行の町での嘱託さんよりも少し待遇改善を図って、その中にこのシミュレーションを行っているという状況であります。今までの人件費の水準では、なかなか保育士の確保にはつながらない、これが一番のキーポイントでありますので、そこについては待遇改善を図った上でのシミュレーションをしているということでもあります。

それとともに今までは、正職員も保育士の中におったわけありますから、そこが今度は少し、嘱託での職員ということになれば、失礼しました、新法人での民営化後での職員ということになれば、その町の正職員の人件水準よりは少し落ちるけれども、嘱託水準よりは上がったという形で、待遇改善を図りながらこの保育士の募集に努めていこうと、そういうような計画で考えておるということです。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） ちょっと確認ですけど、先ほど担当課長、参事が申されましたが、定員が19名という一つの保育所ということですが、木部と直地が今は別の建物であり、分室とか一つの形態で、一つの保育所としてみなすということもできるわけですか。直地と木部の保育所、例えば新たに津和野清流会でしたかね、その法人が経営する一つの園としてみなすということはできないわけですね。やっぱり場所が違えば、保育所は二つあるということで、これを一つとみなして、分室かなん

かわかりませんが、一体的な経営というような位置づけで19人、現在でも11人と9人を足せば20人おられるわけですが、そのものが19人としてみなされるということにはどうしてもならない、施設が二つあれば二つということですか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 議員御指摘の件でございますが、定数が20以上の大きな保育園がある場合には、分園という形でその職員体制であるとか、給食施設であるとか、そういったものが不足しますので、大きな保育園の分園という形の対応はできますけれども、同規模程度の小規模保育ですので、一つずつが各園ということになりますので、それを二つを一つで一園というわけにはいかないと思います。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 前段議員の答弁の中にもありました、障がい者のサービスをまた、この法人が請け負えば、それなりのまた、運営的にも少し楽になるのではというような回答でございましたが、やはりこのことについては、事業もくろみの中に既に障害者福祉センターというようなものも視野に入れておられるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 町長のほうの8番議員さんの答弁の中にもありましたけれども、6月補正にも提案させていただきましたけれども、障害のほうの運営をしていくということでもあります。予算的にも運営自体は、障害と保育につきましては、別々なものになりますので、障害で得た収入がそのまま保育のほうに回すということはできませんけれども、ある程度ちゃんとした障害のほうでちゃんとした経営ができれば、それが安定につながっていくのではないかとというふうなことは考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） これからとりあえずは、木部と直地児童館が法人の中での運営ということになりますが、将来どうしても町内の出生数の絶対数が50人を上回るというのは、非常に極めて難しい数字かなと思いつながら、これからの本町での保育というものを考えたときには、やはりこれからまた、次の段階になるのではないかと、次の段階ではまた新たな検討課題になってくるのではないかなと思います。

各施設がそれぞれ老朽化し、これの改修費等にそこそこのお金もかかるわけでございます。日原の保育所も何やらかやらと、雨漏りもあるようでございますので、そんなところを青原とか日原とか、そこそこ一体的にそのような法人が運営できるような、そして障害者福祉センターの周辺に一つ新しい保育所を建てるとか、そういう将来にわたっての検討をぼちぼち始めていただくことも、結構なことではないかと考えておるところでございます。

続きまして、買い物不便者対策についてお伺いをいたします。

昨年度から、県の住み続ける中山間地域サポート事業ということで、県の事業を採択して今日まで本町において取り組まれております。

NPO法人バルーンという組織によって社会実験が取り組まれましたが、過般その中間報告もなされましたが、やはり移動販売等についての今日的課題は、どうしてもその対象者の数が減る、そしてその対象者が分散化している、それを移動販売として、事業として、それを費用を賄うに至らないから、ぼちぼち撤退せざるを得ない、このような現象の中で、これを行政としてどのようにサポートしていくか、当然福祉的な視野を持ってやらなければ、この事業存続は難しい。そういう中でのこの事業の検証、社会実験だったと思うんですけど、問題点は当初からある程度は想定された中でのこの実験だったと思います。その中で、平成27年度の地域ニーズ対応事業ということで、当初予算にも掲げておられたようですが、このものがあっさり不採択にもなったというふうにお聞きしておりますが、もっとやるべきところを施政方針の中にもありましたように、地域包括支援システムとか、そしてこの移動販売事業の存続とか、当然問題点をあらかじめわかっている中でこの社会実験が繰り返されている、社会実験がされたと思うのですが、この辺について所見を伺いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、買い物不便者対策についてお答えをさせていただきます。買い物不便者対策については、島根県が実施する住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金を活用して、平成26年度から特定非営利活動法人バルーン（東京都文京区）に社会実験等調査を委託しております。

これまでの取り組みとして、移動販売者による買い物不便者対策についての調査を実施をしてまいりましたが、商業ベースで考えますと、採算のとれない事業であることがわかり、今後、民間の事業者の新規参入厳しいものであると認識をしております。

このことから、買い物の場と地域住民の交流の場及び高齢者の見守りの場など、福祉的観点も合わせたシステムを構築することで、町予算の投入や町内店舗との連携により、住民が安心して津和野町で住み続けるための基盤構築を模索しております。現在も必要に応じて関係する商工観光課及び健康福祉課、医療対策課、津和野暮らし推進課と協議を行っておりますが、システム構築のために、今後も町内での連携強化が必要不可欠であると考えております。

また、総務省が実施する地域おこし企業人交流プログラムを今年度から活用することにより、大手民間企業から人材を当町に派遣をしていただき、民間企業の持つ技術やノウハウなどを導入することで、より効果的な買い物不便者への支援について検討してまいりたいと考えております。

町としては、第6期津和野町老人保健福祉介護事業計画において地域包括ケアシステム構築により、高齢者を支える仕組みづくりを目指しておりますので、今後は町内の連

携に加え、社会福祉協議会や商工会、シルバー人材センター等関係団体との協議も持ちながら準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） それでは、2点ほどお伺いいたしますが、先ほども質問の中でも申しましたけども、26年度で取り組んで、さらにもう1年この27年度もその当初の事業で取り組んできたところをさらにグレードアップしようということで、地域ニーズ対応事業ということをご提案されておったようでございますが、これの不採択になったというか、それはどのような背景のもとで事業につながらなかったか、その辺について詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

それと、先ほど町長が答弁されました総務省の地域おこし企業人交流プログラムというのが、また新たに今年度から本町でも採用取り組まれるやに聞きましたが、少し期待が持てるところでございますが、どのような時期にそのようなことが事業として、私どもの町内でスタートするのか、その辺についてわかる範囲でお答えをいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） シルバー人材センターが新年度予算で計上しておりました補助につきましては、これにつきましては町のほうの申請ではなく、シルバー人材センターが国のほうへ申請しておりますので、特に理由までは聞いておりません。とにかく不採択になったということでもありますので、その報告を受けて、おりました6月補正のほうで、国と同じ金額、町で計上しておりました金額をおろささせていただくということでもあります。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 地域おこし企業人交流プログラムということで、本町で今まで取り組んできた内容を、議員御指摘のように発展的にさらに住民ニーズに適合したような買い物支援対策ということで、この交流プログラムを実施をしたいということでございます。

この地域おこし企業人交流プログラムというのは、平成27年度から国の総務省のほうで設置された事業ということでございます。

対象については、3大都市圏に勤務する大企業の社員の方をお迎えをしてということで、期間については1年から3年ということになっております。

財政措置といたしまして、企業人の受け入れに要する経費、上限額人件費1人当たり350万円ということで、そのほか事業に要する経費として上限年間100万円ということで、これは2分の1の金額ということでございまして、200万円の金額で100万円を財政措置されるということでございます。

今回、スケジュール的なところでいいますと、この買い物支援に関係する大手民間企業のほうと現在協議を進めておりました、9月の段階で今の検討結果については、議会

の皆様にも御報告をさせていただきたいと、あわせて予算措置等もさせていただきたいというふうに考えております。

先ほど議員御指摘のように、今回バルーンを通じてこの移動販売についての実証実験を昨年度、今年度ということで実施をさせていただいております。今回、この買い物支援対策につきましては、まちづくり委員会のほうで買い物ツアーに出かけるというような取り組み、あるいは卸業者のほうがなかなか来れないということで、そこら辺の益田市から店舗までを商品の販売するための輸送というようなところの部分、それから地域的に注文販売というようなところで、日原地域ではそういった取り組みを行われております。

いろんな形でその買い物支援ということで、複合的なところでは、ニーズに応じた今後支援策を求められるということでございます。

私どもといたしましては、この地域おこし企業人交流プログラムを活用させていただきまして、企業の持っている特にITに関連する部分になろうかと思いますが、そういった部分を含めて今後の買い物支援対策については、こういったプログラムを活用して行っていきたいということでございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 施政方針の中でもその地域包括システムというようなか中で、項目の中で見守り、配食弁当等がうたわれておまして、これはやっぱり当初から、社会実験をする前の段階から町内での連携を強化し、こういう課題をこの実験の中に盛り込んで、そしてそのバルーンに計画提案をしながら、やっぱりこの生きた実験をしなければ、ただ空白地帯に移動販売を送り込むことによって問題がクローズアップされる、少し当初の思いが、私は、思いというより市内の連携がそれぞれの課題は、それぞれの課で抱えておられますけれども、これを一つの切り口としてやっていくことが、今日の実験というか委託事業につながるものと思っておりますので、引き続きこれから新しく始まる企業人交流プログラム等においてもしっかり市内で、その課題解決のために問題点を抽出しながら、しっかり取り組みを強化していただきたいと思っております。

それでは、最後の質問でございますが、地方創生事業についてということでございます。

まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略が全国の自治体で取り組まれようとしております。本町も国から3月補正で、当初の予算の中でも国から受けた5,700万円余の交付金これらを使って総合戦略を打ち立てる手はずになっております。さらにこの総合戦略で非常に将来可能であろうという戦略に対しては、国も新年度予算の中で、財政支援していこうというそういう動きの中で、地方の自治体の知恵比べということが行われるのではないかと考えております。

そこで私は、従来から津和野町が取り組んでおります木質バイオマスの活用事業が、今回そういう時代の背景に先駆けて地方再生戦略交付金として認定された、交付決定がなされた、そういうところはまずはタイムリーだと私は考えております。この辺についてまだまだバイオマス活用事業いろんな課題もありますが、もういよいよ具体的な今後の事業展開が期待されるところでございますが、その辺についての取り組みについてお伺いをいたします。

あわせてこの事業の成否については、それぞれ今日まで自伐型林業の自立に向けた取り組みもなされておりますが、現在の地域おこし協力隊が3年目以降、果たしてここでしっかりとした自立ができるような条件整備、そして今日まで木材集材業者なり、森林組合等々その林業にかかわっている団体との連携はさらに深めていく必要があると考えておりますが、これらについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、地方創生事業についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります、国が昨年度より取り組みを始めた、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関連事業が存在し、内閣府が担当する地域再生戦略交付金（地域再生計画策定事業）へ交付金申請をいたしました。

今回の計画策定事業は、木質バイオマスガス化発電を中心にした林業振興や、排出される活性炭とし尿処理場の活性化汚泥を使った有機肥料づくり、発電プラントから排出される熱エネルギーを使った木材乾燥などを盛り込み、これらを実現するための調査経費等を盛り込んでおります。

申請した事業費は921万1,000円で、100%国費で行える事業となります。2年目からは、今回の計画に基づき、ハード事業に着手できますが、各省庁が持っていない補助メニューがあれば内閣府より補助金が受けられます。

核となる木質バイオマスガス化発電は、国内で開発されたプラントが今月初旬に長野県で稼働を始め、本格的なガス化発電の始まりと言えます。

さらに、宮城県気仙沼に導入したドイツ製プラントも本格導入に入ったと聞きます。海外では、小型のガス化プラントが開発されており、乾燥チップが燃料に使える約50キロワットの発電と100キロワットの熱供給をするタイプが稼働しており、日本へも輸入できる体制が整ってまいりました。

また、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が、ことし4月から2,000キロワット以下の木質バイオマス発電に対しては、1キロワット当たり32円から40円に変更となり、8円の増額は小型発電にとって追い風となっております。

これまで2年間、バイオマス発電については調査検討を重ねてまいりましたが、ガス化発電プラントで、タールを発生させないタイプの連続稼働が確認できず、機種を選定等が確立できずにいました。今回の事業で、連続稼働の確認やプラントのデータを収集

し、津和野町で稼働させた場合のシミュレーションをつくり本格稼働に向けた準備を進めてまいります。

大きな事業費を伴うものでもありますので、稼働の判断に当たっては、さらに慎重を重ねるとともに、詳細がまとまりましたら全員協議会等において御説明をさせていただき、議会のお考えもお聞きしたいと考えております。

続いて二つ目の御質問であります。津和野町では、山の宝でもう一杯プロジェクトを初めとして、自伐型林業の推進を図っており、山の宝プロジェクトの登録者は平成26年度末で125名と増加をしております。昨年度からは地域おこし協力隊を募集して、自伐型林業の実践者の育成に力を注いでおります。現在4名の協力隊員がバックホウやクレーンの操縦、玉掛け等の各種技術資格研修を受講するとともに、国内で自伐型林業の先駆者と呼ばれている企業へ作業道づくりの研修に出かけるなど、3年間の協力隊任期が終了した後に津和野町に、おいて自立し、定住するための技術を身につけるよう活動しています。

しかし、Iターンで来られた彼らには、自分が所有する山林がなく、活動できる山林の確保が必要となります。研修中は町有林を中心として活動することとしておりますが、今後は民有林を活動するフィールドとして提供していただける制度の確立等が必要となると考えております。

また、自伐型林業の自立には、作業道が不可欠なものとなっております。長期的な計画を立て年間目標を達成していく体制づくりが求められます。

作業道開設に対する町単補助金を今年度より、1メートル当たり1,000円に引き上げをいたしました。多くの方に御活用いただき山林の管理に生かしていただきたいと思っております。

前段で説明申し上げました木質バイオマスガス化発電を計画しているのも林地残材の高価買い取りを可能にするためであり、自伐型林業の自立にとっては重要な位置づけであると捉えております。

自伐型林業と木材集材業者、森林組合との連携強化についての御質問でございますが、森林経営計画の策定を行う森林組合は、森林経営状況のデータを多く持っていることから今後、自伐型林業の実践者がフィールド情報の提供をしていただく上で連携を強化していく必要があります。さらに木材集材業者や森林組合が自伐型林業も取り入れた経営方式を展開することとなれば、連携を強化して森林整備を加速化して実施することができるようになり、山林での雇用の場も増大するものと考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 本当にこの木質バイオマス活用事業で、やはりこの山村に仕事をさらにふやし、そこでの定住につながる、これ以外というのはちょっと大げさですけども、この仕事は絶対進めるべきだと私は思っておりますが、先ほども答弁の中にもありましたが、民有林を持っておられる方がおられてもその山を管理す

る間伐するとかそういう金銭関係も絡むわけですが、その辺のシステムというのをしっかり検討されて、木材集材業者のみならず自伐型林業の方が何とか努力すれば搬出してそこでの生活ができる、そのようなことが結果としてバイオマス発電にもつながるものと確信しておりますが、何点か私がこう思うのですが、今この町内にも国有林というものが相当の面積を占めておるわけですが、国もその国有林の活用について、私どものほうにはなかなかその問題と活用策について十分理解をし得ておりません。

さらに、公社なり公団の造林等についても、現在その木材価格なり木材の需要の減等においてただ伐期を延長するというだけで、問題を先送りしとるというように私は考えておりますが、その山村の生きることとして、こういう国の資産なり、国の税金を使った分収造林等について、やはりこの地元のそういう自伐型林業なり集材業者が、もうかわられるようなそういう施策を国に強く訴えたいところでございますが、町長もそれぞれ国のほうにもお出かけいただいておりますが、ぜひともそういう制度、取り組みを国に訴え続けていただきたいと考えておりますが、その辺についての町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 自伐型林業の推進につきましては、これまでここ一、二年地域おこし協力隊制度を活用させていただきながら、Iターンで多くの若者がこの町で暮らすべく、実際にもう入って来てもらっているというところでありまして、できれば毎年3名ずつ程度、こうしたものをふやしていきたいという思いであります。

ただ、地域おこし協力隊制度でございますので、3年間は人件費や事業費等の国の補助があって、それを拠出できるわけですが、3年後、要は4年目からそうした補助制度がなくなったときに、彼らが林業で自立ができるその仕組みづくりが、まさにその4年目以降の定着にかかわる重要な問題だというふうにも思っております、私も非常にここは関心を高く持っているところで、できるだけ頻繁に担当課の職員を呼んで、いろんなこの報告を受けておるといような状況であります。

そうした中で、今後このいわゆるその民有林を、どう彼らが活用していけるのかというところになるわけですが、ここの部分についてもある程度の現在シミュレーションをしているところでありまして、その地域おこし協力隊制度の補助は、当然4年目以降なくなりますけれども、一方、これまでずっとありましたその林業施策に関するいわゆる間伐等の補助金でございますけれども、こういうものが継続される限りは、民有林の自己所有以外の山林を作業する場合であっても、彼らが1年間の収入を得ていけるというその方法は十分にあり得るだろうという現在シミュレーションをしているところであります。

ただその中での課題は、やはり何といたっても初期投資が非常にかかります。

例えば、バックホウであったりとか、それから先ほども申し上げたように、クレーンの操縦の関係とかそうしたところでありまして、そうした林業機械というものを自伐型林業ですから、大規模事業者のように大きな高性能林業機械を導入するということではありませんけれども、やはり自伐型林業なりの最低限のそういう林業機械の導入もいるということでありまして、そこの部分の初期投資をしっかりと応援ができれば、その4年後以降の年間の維持経費というものは、しっかりとその収入で立てていけるのではないかとというようなもくろみを立てているところでありまして、その辺はまたしっかりと初期投資をどういうふうに抑えていくかということを検討もしていきたいし、このたび、新しく法人を彼らがつくるという形になっておりますので、それを今回提案もさせていただいておりますが、それもこのたびのこの流れの一環であるというふうに御理解をいただければというふうに思っております。

それからあとは国有林等の活用でございますけれども、またこの辺も国有林は実際にどう活用できるのかというのは、当然、民有林の活用とともに検討していく必要があろうかというふうにも思っておりますので、これは今後のまた検討課題というふうにも受けとめているところであります。

そして、最後に何といたってもこの自伐型林業ということで、小規模な者たちでの林業事業ということになります。これまでは、国のほうも大規模事業者へのいろんな制度というのはあったわけでありまして、このいわゆる自伐型林業というようなものに対しての補助制度というのは少なかったということでもあります。

で、これについては年1回、林野庁との意見交換会というものもございますので、これはいつぞやの一般質問でもお答えで申し上げたかというように思いますが、津和野町からの意見提案ということで、もう数年前からこの自伐型林業のかかわるような、そういう国への補助を拡充してほしいということもお願いをしてまいりました。

で、一方で、本町では「山の宝でもう一杯！」プロジェクトというようなものも始まって、そしてそれが県内の各市町村にもその事業が広がっていく中で、この自伐型林業に対しての意識というものが、県内の市町村に対しても広がる、そしてそれが我々が林野庁に提案をしてきたそうした補助制度を他の県内の市町村も理解をしてくれるようになって、そういう動きの中から2年前程度から、この3名程度のそうしたグループであっても、こうした林業への応援をしようという制度が創設につながったというふうにも考えているところでもあります。

ですので、今、我々が取り組んでいることをしっかりと実践をしていきながら、その実践結果をもって、やはり国に意見を出していくということ、これが大事であろうかと思っておりますので、今後についてもそういうことを心がけて、こうした自伐型林業がしっかりと軌道に乗っていくような国の制度というものの創設、あるいは継続に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 地域おこし協力隊、自伐型林業にかかわる部分で、法人の設立が模索されているというふうにも、今答弁の中にもありましたが、何かの資料で見たようにも気がしますが、何かその動きについて答えられる範囲で結構でございますが、よろしくをお願いします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 現在、設立しております会社名は、合同会社やもりという、山を守るというんで、平仮名でやもりと書く会社であります、それを彼ら独自で立ち上げております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 合同会社やもりという法人をもう既に立ち上げられた、それは地域おこし協力隊、県外から来られた方だけで組織化がされたのか、関係機関も含めてそういうメンバーになっているのか、そして、そのぐらいで結構ですが、メンバーはどのような構成でできているのか、そしてその主たる事務所はどこにあるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 大変申しわけないんですが、詳しい内容は余り存じておりませんが、出資のほうは彼らみずからが出した10万で立ち上げると言っておりますが、構成メンバーがどうなって、事務所をどこにしているというところまでちょっと知り得ておりません。申しわけございません。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） この合同会社やもりという組織が立ち上げられたようでございますが、やはり県外から来られて、これからしっかりこの津和野に地を足をとどめて自分たちで頑張ってみよう、そういう意気込みが感じられますが、私もそういう方々とも接触を深めて、ぜひとも官民挙げてこの国の地方再生事業に次のステップで大きな事業が取ってこられるような、そういう地元の体制づくりを早急に確立したい、そのようにも考えておりますので、今後策定されます戦略ですか、そういう中に加えていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、11番、板垣敬司君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、11時15分まで休憩いたします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時12分再開

○議長（沖田 守君） おそろいでありますので、休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序3、10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） それでは、通告に従いまして、私の一般質問を始めさせていただきます。

今回、二つの事項について質問をいたします。

まず、1点目、まちづくりにつながる子育て支援策をとということで質問させていただきます。子育て支援策というと、昨今、特に乳幼児など低年齢児に対する財政支援の面が競い合いのように各自治体の施策としてPRされてきております。当町でも、予算を伴うさまざまな子育て支援策が講じられております。保育料軽減や中学生までの医療費無料化、津和野高校支援策としての公営塾や妊産婦のバス・タクシー助成や奨学金制度など。対象となる子育て世代には、大変ありがたいものであります。

しかし、一方で、近隣市町村と比較しての不満の声も聞かれます。また、対象から外れる世代から疑問の声も聞きます。限られた財源の中で、現行の支援策についての効果と課題を検証した上で、今後どのような支援策が必要、有効と考えられるかを特に以下の視点から伺います。

1点目は、自宅で子育てしている方への支援ということです。子育てには段階という流れがあります。特に手がかかるのが乳幼児。

そして、特に家計を圧迫するのが、私は高校生、大学生になったころだと思っておりますので、一つ目の自宅で子育てしている方への支援について、そしてもう一つは、高校生、大学生への財政的支援についてというふうに、分けて質問をさせていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、京村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まちづくりにつながる子育て支援策をとの御質問でございます。現在、本町では、中学生までが対象の支援策として、議員御指摘の保育料の軽減、中学生までの医療費無料化、妊産婦のバス・タクシー助成のほか、子供のインフルエンザ予防接種助成、全保育所3歳児以上への主食の提供を初め、特に支援が必要な家庭等への保健師等の訪問事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業等の子育て支援サービス等も実施をしております。

また、今年度からは、これまで津和野高校生を対象としておりました公営塾を中学生まで拡大する予定でございます。また、高校生、大学生が対象の支援として、議員御指摘の津和野高校支援策としての無料公営塾、高校、大学等へ進学を希望するまたは在学している方に貸与される津和野町育英奨学金、小藤育英奨学金、将来町内の医療機関に

勤務しようとする医学生、看護学生等に対する奨学金及び修学資金のほか、津和野高校にJRで通学する生徒への通学費補助等の経済的支援策を実施しております。

近隣市町村と比較しての不満の声とのことではありますが、一つ一つの事業での比較で言えば、確かに格差のあるものもありますが、一方で、公営塾を初め、他市町村では行っていない本町独自の支援策を講じてもおおり、予算の使い方として総合的な観点から町民の皆様に御理解をいただけるよう、説明をしていかなければならないと認識しております。

自宅で子育てをしている方への支援及び高校生、大学生への新たな財政的支援等につきましては、来年度から合併による交付税の特例等の期限切れに伴う歳入減少が予想される中で、厳しい財政状況を勘案しながら、支援策を検討していかなければならない状況でございます。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） ささまざまな子育て支援策が、本当に対象になる方々にはありがたいものだと私は思っておりますが、もちろん無料のほうが助かるわけで、しかし、それが当たり前になると、もっともっとという欲張りなのが、また自分たちのような、自分もそうだと思いますけれども、やっぱりもっとこうしてほしい、ああしてほしいという欲が出てくるものであります。

しかしながら、まず、二つ、小さい子、低年齢に対する支援と、高校、大学の財政支援について分けて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、子育てを家庭でしている方への支援についてですが、今、保育料が第2子半額、3子以降無料ということになる、これは大変いいことだとは思いますが、子育てを家庭でするよりも預けたほうが楽だという、仕事をすればお金も入る、自由な時間もできる、それだったらただだったら預けたほうがいいというようなことにつながるということもあるのではないかなというのを、私は危惧しております。

家庭で子育てをするということは社会的にも評価されにくく、また、時間もお金の面でもほとんど自由がありません。家庭で子育てする人への支援策については、もちろん保育園に入っている方と同等の、今のインフルエンザの予防接種などということはあると思いますが、そういう財政的な支援は今のところはない。

特に財政的な支援というほどのことではないと思うんですけれども、例えば、今現在、乳幼児を家庭で育てている方がおおむね60人前後ということをお聞きしました。また、昨年、一時預かり保育を利用した方々が年間延べ数で336人おられたというふうにお聞きしました。それから考えて、預かり保育というのは、年齢にも給食費にもよりますけれども、1日がたしか1,600円前後だったと思っております。家で頑張って子育てをしている方にも、少し何かそういう、子育てを家で頑張るのを応援しているよという姿勢を見せるのに、例えば、年1回でも2回でも、それが無料で支援ができる、そういうことがあれば、何か気持ち的にいいのではないかなというのを私は考えております。

また、さまざまな事業にでき得る限りの託児というものを設置していただくということも必要ではないかなと思います。そして、親御さんが学びやすいシステムをつくっていく、親が育つことを応援するということが必要ではないかなと思っておりますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 議員御指摘の一時預かり等についてでございますけれども、近隣保育園ということで吉賀町さん等の例を取り上げてみますと、保育料が無料、それから一時預かりにつきましても無料というようなことで実施されております。現状として、なかなかそういったことを支援策としたという影響が出まして、保育士がちょっと足りないような不足ということも聞いております。津和野町におきましても、保育士問題、大変な問題であります。その辺も踏まえて、今後どういった支援を行っていくかというのは検討していかなくてはならないとは思っております。

各家庭において、核家族化であったり、共働き家庭といろいろおられます。そういった中で、子供の守りできないということで保育園に預けておられるわけですが、本来であれば家で自宅でおられる方がおられれば、やはりゼロ歳児から2歳までぐらいは、やはり保護者が見ていただくのが本来ではあると思っております。

そうした中で、御提案の一時預かりについての関係ですけれども、実質、町としては現在、月に12日程度の一時預かりを実施しております。これ以上については受けつけておりませんが、保育園に行っていない方もそれを利用できるわけですが、利用料としては1日当たり1,600円、半日で800円という形で対応しております。これを反対に考えると、保育園に預けなくてもいい保護者が12日間ずっと預け続けられれば、それは家庭で保育を放棄したような形にもなりますので、それを全て悪いほうにとれば使い切ってもらえとちょっと問題ではありますが、先ほど議員が言われましたように、年に1回並びに2回等の支援的なものについては、保育園に合わせて2分の1とか3分の1、そういったものを検討に値するかなと今考えておりますけれども、これにつきましても、人数的には300人、400人程度でございますが、やはり財政的にも影響しますし、先ほど言いましたように、預かる子が多ければ職員体制もその辺整えていかなくてはいけないということもありますので、今後、内部で検討していきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） いろいろ課題はあると思っておりますけれども、ぜひ検討していただきたいなと思っております。

そして、もう一つですけれども、津和野町子ども・子育て支援事業計画を3月にいただきましたが、これの中にもあるファミリーサポートセンター事業について、先ほどの前段の議員の質問の中でも少し触れられましたが、この事業について、以前、旧日原町時代にもこの制度があったと思っております。で、私自身もこの制度に預ける側としても、ま

た預かる側としても登録はさせていただきましたが、実際にこれが、私は使わせてはいただいていたのでわかりませんが、実際にそれがどのような形で運営されたのかということをお聞きすると、もう一つは、今後、これを運営するに当たって責任を持った運営者がいなければ、制度としてこれ成り立たないと思うので、担当するのは職員なのか、保育士なのか、または何か違う形を考えておられるのか、少しその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） ファミリーサポートにつきましては、旧日原時代に実績としてやっていったということですが、中身につきましては私のほう、今のところ把握しておりませんのであれですけども、その当時は厳しい要件的なものではなくて、ある程度、預けたい人がおれば手を挙げていただく、それから、預けてもいいという方がおれば手を挙げていただくというような状況の中での対応でございましたが、最近では、やっぱりそういった預かる子供の事故とか、そういったいろんな面の問題が多く出てきておまして、全国的にもその組織で預かっていただく人に研修等、かなり義務づけられております。

子供を預かるわけですから、子供を遊ばす保育士的なこと、それから子供の病気に気づく看護師的なこと、それからやっぱり子供におやつであったりそういったものを食べさせるといって栄養士的なことを研修として受けさせていくような形になっております。そういった面、今、担当がいろいろそういった近隣の状況、全国的な状況等も調べて、要項等も作成準備にかかっているわけですが、先ほど言われました子ども・子育て支援事業計画の中で、児童クラブであったり、学童保育の中でなかなか受け入れられない、今年度から6年生まで学校のほう対応ということになっておりますので、人数枠もふえております。そういったことをフォローするためのファミリーサポートセンターということで実施を始めたいということでスタートしておりますが、中身を見てみるとなかなか難しい面もいろいろとありまして、大変かなという思いではあります。実質的に日原の児童クラブにおいても定員オーバーで預けていただけない方もおられますので、そういったことを踏まえると、やっぱり必要ではないかということで、この辺も早急に進めていきたいと考えております。

ですが、内容によって、町内かなり面積も広いわけですが、木部のほうでそういう要望者があっても、預けたいという人がおったにしても、日原のほうで預かってもいいよという人しか登録者がいない場合は、なかなか子供を預けに行くというような手段的なものもいろいろと難しい面も出てきますので、ある程度全体的に預かる人がいないと、なかなかその運営自体も厳しいものではないかというふうなことも考えておりますので、この辺もいろいろと調べながら実施に向けて進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 具体的に運営していくに当たっては、大変さまざまな問題があるようにも感じますが、一人親の家庭や核家族がふえている中で、病気のと  
きや夜間など、本当に助けてくれる人がいるかいなかったということがやっぱり支え  
になるし、それがまた定住にもつながる。お金の面っていうよりも、やっぱりこの辺  
のケアがいかに充実できるかっていうところが定住というものにつながる鍵ではな  
いかと思いますので、さまざまな問題を検討しながら進めていただきたいと思います  
おります。

二つ目に質問した、高校、大学についての財政支援についてですけれども、子育てで  
経済を圧迫するのは、本当に義務教育後の教育です。特に、親元を離れて寮や下宿で学  
生生活をせざるを得ない当町などにとっては、中学程度までは何とかやっていけても、  
高校卒業以降、親元を離れて学生生活を送るようになると、年間で生活費や大学の学費  
を含めれば、これは昨年度の日本学生支援機構の学生生活調査の平均でいくと218万  
円必要になるということです。安く低く見積もっても、この中の半分が生活費ではない  
かなと思うんですけれども、ちなみに実家暮らしの平均が168万円だそうです。これ  
は、兄弟がいれば当然倍増という形になって、もちろんそういう中で子育てを終えられ  
た現在の町民の方々はおられるわけで、またそれは対象にならないということにまた不  
満も出るかもしれませんが、私がまたこれも提案したいと思っているのは、現在、貸与  
制の奨学金や医療従事者に対する奨学金制度はありますが、例えば、この医療従事者  
に対する奨学金についても、すぐに帰ってこなければっていうことではなく、二、三年外  
で経験を積んでから帰ることもオーケーであるという形にするとか。また、これも例で  
ありますけれども、この我が町で数年以上住民票があり、子育てをしてこられた方、な  
おかつ大学卒業後すぐではなくても、何年か以内に町へ帰って就職または起業などを  
するというようなお子さんに対しての、給付型の奨学金制度を新設してはどうかとい  
うことを考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 医学生、看護学生の奨学金、就学金制度であります  
けど、やはり当町としましては、看護学生を卒業したと同時に勤務をしていただきたい  
というのも、現在の状況では、やはり卒業してから2年3年たってから帰ってくる  
という部分は、どうしてもその状況では非常に各病院が今度は離さないというよう  
な状況になります。

町の奨学金制度は、県の奨学金制度をまねております。そのような形の中で、町もそ  
ういう制度を設けておりましたので、現在のところ、将来的に帰ってくる、だから、奨  
学金制度は免除という部分は、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 医療の関係にかかわる以外の奨学金制度の応用をした事業と  
いうような御提案でもあったかというふうに思っておりますけれども、一つ一つを見  
れば本当に魅力的な事業でもあろうと思いますし、御提案をいただいた事業というの  
も、確かにそういうことをされたら該当される方もお喜びになられると思うし、経済  
的な負担にもつながるといふふうにも、当然、思うわけでございます。

そうした中で、これはもう本当に何度も、言いわけになってしまいますが、限られ  
た財政でありますので、今後、歳入は減っていく、また、医療等は不採算部門であって  
も町民生活を考えれば、いろんな小児科から泌尿器科からできるだけ町に残していかな  
きゃならない。しかし、それは不採算でありますから、やはりお金がまたさらにかかっ  
ていくという状況でございます。そういうことを総合的に考え合わせながら、具体的  
な事業も検討していかなきゃならないというふうに思います。

必ず何かの事業をやれば、必ず該当される方と該当されない方が出てくるので、例  
えば若者定住住宅もそうでありましたが、本当にその辺は私どもとしても、やれば必ずど  
こからその批判も出てくるわけですから、それを受けとめていかなきゃならないのが  
行政でもあります、なかなか本当によかれと思ってやるのがまっすぐに褒めていた  
だけないところもあって、なかなか難しいところかなと思うわけですが、そうし  
たことは我々の宿命でもありますから、しっかり受けとめてどういうことをやれるのか  
考えていきたいというふうに思っております。

ただ、医療の応用として、例えば保育士が足りないわけありますから、その辺の  
部分でありますとか、あるいは、現在、町内に雇用がないないと言われる方もおられま  
すけれども、実際、町内の土木業者さんとか介護事業の方とか、それからJAのほうも  
そうですし、それから益田市の工業団地の企業さんも当然そうなんです、求人を出し  
ても応募がないという状況を口をそろえておっしゃられておまして、それは要は町内  
に就職場、働き口がないということではないということの証でもあろうかというふう  
にも思っております。ですから、一旦、高校を卒業されて外に出られたとしても、それが  
やがては帰ってきていただいて、そういう企業等に勤めて定着をしてもらえるとい  
うことであれば、その奨学金を何割かを免除していくとか、そういうことは検討が  
できるのかなというふうにも思っております。

ただ、そのときに財源も考えなきゃなりませんので、ちょっといやらしい言い方にな  
るかもしれませんが、若者定住奨励金はやはりそれを財源に応用させていただくと  
か、そういうような検討もしていかなければならないだろうというふうに思っております。  
若者定住奨励金は、これは議会で否決を受けたわけありますので、私自身は、それは  
重く受けとめているところでありますけれども、今後の方向性として、そういうことも  
鑑みながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 前向きに検討していただけるのではないかという期待を持っておりますけれども、本当に青天井ではない財政ということは重々承知しておりますが、子育て支援というと、どうしても低年齢の財政的な面、経済的な面ばかりが優先されがちに、今、そこを各自治体が少しでも隣に勝つじゃないけども、そういうように今ちょっと私は感じています。

町づくりは人づくりっていう、やっぱり長いスパンでの保護者の支援策を望み、またそれを地方版総合戦略策定にも反映していただきたいなと思っております。

先ほど町長が言われました、若者定住奨励金については私も反対をした立場で、なくすということに反対をしましたが、あの時点で唐突だったということで反対をしております、本当に前もって周知がされて、なくなります、そのかわりにこの財源はこんな形に使いますということであれば、また賛成ができる内容になればというような気持ちもありますので、ぜひ前向きに検討よろしく願いいたします。

それでは、二つ目の質問をさせていただきます。左鐙小学校の統廃合について質問いたします。

3月議会で左鐙小学校存続の請願が否決されました。このことについては、町の方針を議会が追認する形になったというふうに受けとめております。その後、廃校に関する議案上程に向けての計画と経過を尋ねます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、左鐙小学校の統廃合につきまして御回答を申し上げます。

左鐙小学校の統廃合につきましては、学校再編実施計画策定当初から、保護者及び地域の方に対しての説明会の中で状況を説明し、理解を求めてまいりました。既に御承知のとおり、平成26年度末での統合方針を諸般の状況を考慮して1年間見送り、平成27年4月の状況を見て再度判断することとしたところでございますが、平成27年4月の状況は、つわの暮らし推進住宅に1年生1名、4年生1名、6年生1名の3名の転入者を含めて、昨年度と同様に、全校児童数6人という状況で、再編基準の16人に近づくような状況になりませんでした。

4月には、小学校5年生以下の児童、乳幼児の保護者の方を対象に、学校統合に関するアンケート調査を実施し、総合教育会議の協議を経て、教育委員会で統廃合方針を確認したところであります。4月30日には、保護者説明会を行いました。今後、入学予定のお子さんの保護者の方には、日原小学校への通学を強く希望される御意見もございましたが、全体では賛否両論あり、保護者総意の結論をいただくことはできませんでした。5月18日には地域説明会を行いました。統合への御理解をいただくまでには至らず、協議の場の設置について提案し、地域、保護者で協議していただいたところです。しかし、その後の地域の集まりの中では、統合賛成の方、反対の方、双方から協議会の設置は必要ないとの意見になったとのお話を伺っております。

この結果を受け、6月18日に再度、地域説明会を行い、前回の説明会で地元の方より御意見のありました休校案に対し、教育委員会の考えとして、地域の総意があれば可能であることを伝え、閉校か休校かの御意見をいただきましたが、休校の考えはないとの御意見が多く、閉校という結論を出したところでございます。

したがいまして、今議会最終日に閉校の議案を提案したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 左鐙小学校の存続については、3月議会の請願審査の折に議論を尽くされて否決されたということのを重く受けとめ、そのこと自体について今どうこう言おうとは思っておりません。

ただ、4月にアンケートをなさいました。保護者に対するアンケートについての結果公表についてですけれども、地域説明会で再三要望しましたが、33年度、対象児童数が11人になった時点の数のみ公表されました。個人が特定されるという理由ではありますが、現保護者が全員反対で、今後入学見込みの家族も賛成と反対の両方を聞いております。その結果を公表されないということに対して、保護者の不信感は強まりました。公表すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 地域説明会でも何度かお答えをしておりますけれども、今、議員の御質問の中にありましたように、平成33年度の一番入学される対象の児童の多いところでその比率をお答えをしたところでございます。その理由といたしましては、やはり地域でのいろいろな事情の中で、個人が特定される一人、二人のところの年代から公表することは差し控えたほうが良いというふうに判断をしておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） これも説明会のときに言いましたけれども、児童数は変わっても家庭数は変わらないので、どこの人数を公表されても皆わかってしまうのはわかってしまうと思うんです。そこで、その33年度だけを公表されたというところに、保護者はちょっと不信感を持っているということをお伝えしておきます。

そして、議会運営委員会の日に、私は初日の議案をいただいて、左鐙小学校についての議案が上程されていないのを確認しました。保護者は、前回の説明会の後、話し合いを持ち、現保護者は統合には全員反対、これ以上平行線の話し合いを持つ必要はないという意思を委員会に伝えたということを知りました。ところが、議会前日の18日夜、地域への説明会で、廃校か休校か二者択一と言われ、さらには、廃校関連の条例案を6月議会の最終日25日に追加という形で提案すると言われました。

なぜ、今議会にどうしても提案されるのならば、初日に出されないのか。現保護者の意見は無視された上、このような提案方法をとられることに説明をいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） この日程につきましては、前回の先ほど回答をいたしました5月18日の地域説明会の折に、休校という案を地域の方から御提示がございました。それにつきまして、教育委員会で協議をして、仮に休校という判断になったときには、議会に議案を上程する必要がなくなってきます。で、6月18日の説明会のところで、仮に地域で休校という選択肢もあり得るという回答があった場合には、今議会に上程する必要が当然ございませんので、当初の議会案の議案の提案ということはないと。ただ、18日の段階では、地域の方からそれは必要ないという御意見が多数出ております。

そういうことでございますので、閉校という判断をして、追加で議案を出すということになったところでございます。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） その6月18日という議会前日まで説明会が持てなかった。そのこと自体に問題があるのじゃないかなと私は思います。若者定住住宅に入居された方々は、廃校になるかもしれないと言われて納得して来ておられます。

確かにそういう説明を受けて、それは仕方ないと、それは了解済みだということを説明会の中でも何回も言われましたが、彼らはそうならないことを願って移住されています。それは、左鐙地域、左鐙小学校を選んで来ておられるからです。町の中では、保育園や学校、幼稚園、それを保護者が選べるのが当たり前です。たまたま津和野町はそういう感覚とは少し違う、そんな感覚で地域や学校をリサーチしてきておられる。今後そういう方にとって、選択肢がないということは、移住を考える上でももったいないなあというのが、私の今の思いであります。

日原小学校へ入学させたいという保護者さんがおられます。その意見も尊重されるべきです。左鐙小で学ばせたい保護者も、ともに認められる形を考えていただきたかったと残念に思います。現在も、現実にも今でも4件ほど問い合わせを私は受けております。実際に児童を持つ家庭1件と、幼児連れの方が8月9月にまた左鐙へ移住されて来られます。しかし、事前審査の意味合いを持つ請願否決から考えて、議案が出されれば通る見込みが強いでしょう。

18日の地域説明会の中で、教育委員会の方から保護者はもう少し子供たちのことを考えたかどうかというような旨の発言がありました。この統合問題が出てから6年間8年間、この問題と常に向き合い、自分の子供にとって一番よい形を一生懸命考えて、足りない部分はさまざまな形で補う努力を続けてきた保護者たちが、この言葉に怒るのは当然だと私は思います。しかし、保護者以上の考えを持つ、責任を持つという覚悟での条例提案だろうと思います。それでもやはり、在校保護者全員反対の中、追加という形で議案として出される条例案に、私はとても悲しい思いをしております。

最後まで私は、多様な教育の選択肢を残すことが、子供にも町にも有益だという信念のもと反対の立場を貫きたいと思い、また、自分なりの責任を果たしていきたいと思っております。

以上で、私の一般質問は終わります。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 上程スケジュールにつきましては、これは私のほうにも責任があるというふうにも思っておりますので、若干、私の思いとしても述べさせていただきたいと思っております。本来ならば、初日の提案という形が一番正しい形であったということは、私もよくわかっているつもりであります。やはり、3月議会の判断を受け、また4月になって教育委員会等が開かれる、総合教育の会議もあるというところ。そして、また保護者の方への説明会、地域への説明会、それぞれ案内を出していただいて、それ日程調整をして説明会を開催していかなければならないというスケジュールであります。実際、最初に行った保護者の説明会ではありますが、案内が大変遅くなりまして、このときもお叱りを受けてお詫びを申し上げたということですが、やはり案内を出す以上、2週間程度以上は間隔を持ってスケジュール調整をしていかないと失礼にも当たるとのことでもあります。そうした中で、話し合いを踏まえて、また地域でも一度話し合いをされたい、またさらに教育委員会も再度の話し合いもしなきゃならんというところから、ぎりぎりまでのスケジュール感の中で、いよいよ18日に最後の説明会をやろうというような形になったという、そういう経過でありまして、我々としては、最後の最後まで何とか意を尽くして、地域の反対をされている方にやむを得ないという判断であっても賛成に回っていただけないだろうかということをぎりぎりまでやろうとした中でこの結果になったというところでございます。

ただ、15日に議会運営委員会がございましたので、そのときには、私最初の御挨拶の中で、これまでの説明会の経過も簡単にではありますけれども、議運のほうにお話をさせていただいて、そして18日に説明会をやって、最終日の25日に追加提案をさせていただくという、休校でなければそういうことになりますということは、議運の場でも申し上げたというような経過でございます。

それから、もう一つでありますけれども、当然、反対をされる方々の御意見、何度も聞いてまいりました。それもまた、その方々の思いであろうと思えますし、それについて上から意見を押しえつけようとか、そういうような思いは到底ございません。ただ、教育委員会も、また私もありますけれども、地域内のいろんな方々の意見も聞いてきて、そして多様な意見があるというのも事実であるわけでありまして。説明会するときにも申し上げましたけれども、横道のある方が自分の子供さんを、横道小学校がまだあった時代に、もう本当に数名の小学校であったということで、どの学校を卒業するための苦労というのを語られました。そして、やはりこれは少しでも大きい学校で学ばせるべき

だという御意見も出たわけであります。また、ゼロ歳以上からの保護者の方々に集まっていたので説明会の中でも、小さい、まだ就学前の子供さんを持つ父親の方でありましたが、その方も自分が左鐙小学校を卒業したときには非常に生徒数が少なかった。その中で、やはり自分も左鐙小学校という小さな学校を卒業して、日原中学校に行って、いきなりたくさん同級生が来た。その、非常に、どう言いますか、入りにくさといいますが、順応のしにくさというその御自身の体験も語られた中で、やはり自分の子供には少しでも同級生の数が多い、そこに行かせたいという意見も出てきたという、これも事実であるわけでございます。

そうした多様な意見も踏まえながら、そして何と云っても、学校教育の方針を決めていくのは津和野町教育委員会でございます。私が少し気になりましたのは、たまたま感覚が違うということではなくて、やはりこの問題というのも6年かかってまいりましたが、一つの学校教育の方針として津和野町教育委員会が決めた方針であるということも、御理解をいただけないとは思いますが申し上げたいというふうに思います。

私は、やはり教育委員会の成り立ちというのは、町民代表が教育委員会を組織して、そして我々町長部局とも離れたところの教育を考える機関として、そして津和野町の学校教育の方針を決めていくという機関であります。これが一つの津和野町の民主主義の形でもあろうかというふうに思っております。私は、政治的中立性がありますから、その部分はしっかり配慮しながら教育委員会とかかわっていく必要があります。また、さらには、議員の皆さんも教育委員会とどうかかわっていくのか、あるいは町民の皆さんも教育委員会とどうかかわっていくのかということも考えていただきたい、そんな思いであります。

学校教育をいいものにしていくために、教育委員会とそうした皆さんが話し合いをするということは非常に大事なことだというふうには思っておりますが、そうした話し合いの上で、最終的に教育委員会が決めた方針というものが曖昧な感覚ということではなくて、やはり、それぞれが従っていくということが大事なのではないだろうかというのが、私の思いでもございます。そのことだけは申し上げさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、10番、京村まゆみ君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

ただいま、10番、京村議員が体調不良のため、とりあえず休憩しております。

発言順序4、1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） それでは、通告しております件について、逐次質問をしていきたいと思っております。

まず、第1番目、国の地方創生について。

国の地方創生の動きの中で、平成28年度より地方創生5カ年計画で、地方版総合戦略が策定されております。これは、人口減少対策や地域活性化対策等、各自治体の後押しができるような補助金でもなく、地方交付税でもない、新型交付金であるように聞いております。各市町村とも、大きなこの期待と、また行政手腕が問われる施策でもあるわけでありまして。新型交付金については、既に地方6団体の全国自治会では動きをされておりますが、町村会は他の団体との関連動向についてどのようになっているか、お伺いをいたします。

また、過疎対策についてお伺いをいたしますが、新年度予算が約500億円の増額が決定されております。そして、時限立法であります過疎地域自立促進特別措置法が、平成33年3月まで5年間延長されておるわけでありまして、このような現状の中、全国過疎地域自立促進連盟の会長に溝口島根県知事が就任されております。また、全国の理事に下森町長がつかれております。さらに、下森町長は島根県過疎地域対策協議会の会長にも就任されておるわけでありまして。

下森町長には、大変な名誉でもあり、大変責任も重いわけでありまして。全国の理事として、県の会長として、また、津和野町の町長としての御見解をお伺いいたします。施政方針でも述べておられますが、過疎地域自立促進特別措置法、この政策の中でさらに何を重点目標に取り組み、運用されていかれるお考えかを、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

国の地方創生についてでございます。

過疎地域では深刻な人口減少や少子高齢化が進行し、地域活力の低下などさまざまな課題に直面をしております。一方で、それぞれの地域では、資源の有効活用や都市との交流促進など、課題解決に向けたさまざまな取り組みが展開されております。

こうした中で、島根県過疎地域対策協議会は、本県過疎地域の自立を促進する上で、調査研究及び情報の交換、制度の確立及び事業推進のための財源確保など、県内市町村が実施する過疎対策を支援・援助することを目的として活動しております。

特に、過疎対策関係予算・施策に関する国への働きかけは活動の重要な柱であり、溝口島根県知事が会長を務めておられます全国過疎地域自立促進連盟と緊密な連携を図りながら行っております。

現在は、平成28年度の予算・施策に関する要望の取り組みを進めておりまして、一つ目として、地方創生と人口減少の克服、二つ目に、過疎市町村の財政基盤の確立、三

つ目に、住民が安心安全に暮らせる生活基盤の確立、四番目に、高度情報通信等社会の恩恵を享受できるインフラの整備、五つ目として、地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出、六つ目として、集落対策の促進と地域の活性化を重点項目として掲げ、働きかけを行っております。

この中で、過疎市町村の財政基盤の確立については、地方交付税のさらなる充実と過疎債の必要額の確保や弾力的な運用に向けた取り組みを行っております。津和野町はもとより県内市町村では、地方交付税と過疎債がまちづくりのための重要な財源となっており、当会の役割は非常に重いものと会長としてその責任を強く感じておりますが、今年度では、過疎債において500億円の増額がなされるなど、地方創生の動きが活発化をする中で一定の前進を見ており、平成28年度以降においても、さらなる取り組みのもと、その職責を果たしてまいりたいと考えております。

なお、地方6団体においても過疎対策にかかわる取り組みを精力的に行っておられますが、島根県過疎地域対策協議会との関連において、特筆すべきことはございません。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） それでは、2番目に、伝統文化団体の存続についてお尋ねをいたします。

今回、日本遺産に認定されました「津和野今昔～百景図を歩く」の中に描かれている鷺舞神事、流鏝馬神事、伝統芸能等の会が17団体あるわけですが、中でも鷺舞は、昨年、天皇陛下の傘寿を祝って、皇居の東御苑の音楽堂桃華楽堂で、全国の8地区より選ばれました民俗芸能の公演会が開かれ、津和野の鷺舞神事は披露されております。この公演会は、皇后様の主催で文化庁が協力した会であるようであります。

また、天皇皇后両陛下の御成婚55周年記念として、両陛下の133首の歌が披露され、これが、皇后美智子様の歌として本になっております。この著者として、安野光雅先生が、平成26年6月に第一刷を発刊されておるわけですが、平成15年10月6日に、津和野町に天皇皇后両陛下をお迎えしまして、行幸啓の御日程の中で、安野光雅美術館で安野先生と前中島巖町長がお出迎えになり、体育館で鷺舞を披露されて、これをごらんになった経緯があるわけがございます。

皇室と安野先生また津和野鷺舞は、何らかのかかわりがあるような、近年まで、このようなことが続いておるわけですが、本年、また9月には、津和野の鷺舞が大阪の国立文楽劇場で、第20回の特別企画公演がなされるようであります。風流の芸能として全国より四つの保存会が選ばれておるようでございます。

そして、公演会が開催される運びですが、このように伝統芸能の活動は、大いに津和野の知名度を高めてくれます。また、観光の一助にもなっておると私は思っておりますが、その鷺舞神事、流鏝馬神事が、また、奴行列、盆踊り、これらのいろいろな保存会の17団体があるわけですが、これは津和野町の観光宣伝にも多大な貢献をされているというふうに私は思っております。

しかし、現在の状況は、会員も高齢化されました。高齢化が進んでおります。会員の確保にも大変な苦勞をされているようであります。また、会の運営にも寄附金に依存して、会を運営できるような状況ではないというふうな現状を、いろいろなお話を聞いておるわけですが、そういった団体の行事が夏場の行事でありまして、衣装の洗濯代とか大変な支出であるというふうにも伺っております。

この団体が17団体あるわけですが、50万円の補助金の算出根拠は何を基準にしてされているのか。会の運営存続ができるような補助金の増額についての見直し、これを検討されるべきではないか、このように思っておりますが、御所見をお伺いしたいと思います。

2番目に、今回、津和野百景図が日本遺産に認定されたのを機に、町の6団体の代表者で津和野町の日本遺産推進協議会、これが発足しました。事業費として3,580万円が計上されておるわけですが、この事業といたしまして、旧葛飾北斎美術館を町が今回無償で譲り受けられたのでありますが、この場所を事務所とされ、展示場として、またここを情報発信の場として使用計画であるようではありますが、そのためには、これから専門職員、管理用務員の育成などされると思いますが、10月ごろにはオープンの構想のように伺っておりますが、そして、これと同時に津和野町内に説明案内板を20カ所ぐらい設置されるような計画であります。こういった促進事業として、観光客や町民を対象とした町歩き体験事業の実施計画も大変重要な課題であるわけですが、当町の観光振興と地域の活性化を目指すのであれば、伝統文化団体の存続についても、新しく発足しましたこの協議会が、関連を持って対応していかれることが妥当ではないかというふうに思っておりますが、町長の御見解をお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、伝統文化団体の存続について、最初に補助金の見直しについて、お答えをさせていただきたいと思います。

伝統文化団体への補助金は、平成22年度までは8団体に対し規模等に関係なく団体ごとに一律1万円の補助金を交付していましたが、未交付の団体もあり、不公平感と1万円では余りにも少ないとのかねてからの御意見も多くありまして、平成23年度からは、町内の17団体で津和野町民俗芸能保存協会を設立することで、補助金50万円を一括で補助しております。

補助金の総額につきましては、町の財政状況から決定をしております。補助金額の各団体への配分につきましては、国、県、町の文化財指定状況、活動の状況によりまして、津和野町民俗芸能保存協会において行っております。

民俗芸能につきましては、もともと神事に由来するものも多く、議員御指摘のとおり、寄附が主な財源の団体もあり、町の人口の減少等により寄附金額の減少もあり、後継者不足と相まって、実際に運営が厳しい団体もあると思われまます。

民俗芸能についての補助金に関しましては、備品や衣装類等の新調に際しましては、民間の企業や各種団体からの助成制度も多くありまして、これらについては、民俗芸能保存協会へ周知をしております。

いずれにいたしましても、まず、運営のあり方や会員の確保等について改めて内部でしっかり話し合うことが必要と考えます。結果として、今回の日本遺産認定を機に、新たな取り組みを計画されることもあれば、御相談いただければと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、二つ目の日本遺産認定に係る伝統文化団体の存続についてお答えをさせていただきます。

日本遺産（ジャパンヘリテージ）は、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化伝統を誇るストーリーを日本遺産として文化庁が認定するもので、本年度において、全国で18カ所が第1号として認定され、本町が申請したストーリー「津和野今昔～百景図を歩く」も認定決定を受けることができたということは、大変に光栄なことだと思います。

津和野百景図は、旧津和野町、旧日原町のさまざまな素材をもとに描かれており、本年合併10周年を迎える本町にとりまして、記念ともなるうれしいことであるとともに、長年にわたって、豊かな自然や歴史文化財産を守り継いできた津和野町民の生活文化が意義あることであったことの証でもあり、皆様と喜びを分かち合いたいと思っております。

今年度初めて創設された日本遺産制度ではありますが、2020年までに、全国で100件程度の認定が予定されており、初年度に認定をいただいた責任としても、文化庁とともに当制度の普及に努め、観光等本町の振興にしっかりと役立ててまいりたいと考えております。

今回の決定を受け、町、教育委員会、文化財保護審議会、民俗芸能保存協会、観光協会、商工会のそれぞれの代表者で構成する津和野町日本遺産推進協議会を発足させ、文化庁の日本遺産魅力発信推進事業の採択を受けるべく、およそ3,500万円程度の事業を計画、現在申請書を提出しているところでございます。

この日本遺産魅力発信推進事業では、津和野百景図や、それに描かれ現在も残されている文化財34件——構成文化財と申します——を対象として、広く国内外へ広めるための情報発信事業や人材育成事業、普及啓発事業、調査研究事業などが補助の対象となっております。

本年度から最大5年間支援を受けることができるとされておりますので、6月29日に行われる認定式を経て、事業の交付決定後、協議会において具体的に事業を検討し、関係団体、町民の皆様とともに事業を実施してまいります。

とりわけ休館をしておりました葛飾北斎美術館につきましては、4月末に正式に閉館、所有者の方の御厚意により、町が土地建物を無償で譲り受けました。今後、日本遺産セ

ンター——仮称でございますが——及び歴史まちづくりセンターとして、地域の情報発信施設となるよう、この事業を有効に活用してまいりたいと考えております。

議員御指摘の伝統文化団体の存続についてでございますが、現在17の団体で構成される民俗芸能保存協会が組織され、毎年、総会などで各団体の年間スケジュールや課題等の把握、既存の補助制度についての情報共有が行われております。

保存協会の会長も協議会の会員になっておられますので、今回の日本遺産認定をきっかけとして、まずは協会内において、民俗芸能の保存継承について議論をしていただきたいと考えております。その上で、町として協力できますことを検討してまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） こういった文化団体が、衰退することのないように、ひとつ、行政も力を入れて一緒になって、この維持保存に努めていただきたい、このように思っております。

それでは次に、空き家対策についてお伺いをいたします。これは同僚議員からの質問もあったわけですが、それなりにお尋ねをしたいと思います。

政府は、空き家対策の特別措置法に基づいて、地方自治体が撤去勧告をする際の目安となる指針を公表されておるわけでありますが、特定空き家の判断基準で、特定空き家を自治体が決めて、改善を求める判断、調査の権限、所有者に対しての修繕指導、勧告、行政代執行による強制撤去の規定を設けておるわけでありますが、全国400以上の自治体では、所有者に適正な管理を促す条例を定めておられるようであります。

津和野町全体では、私、この前聞いたときには、385戸の空き家があるというふう聞いておったのでございますが、この全戸が危険な空き家とは、私も思っていないわけですが、空き家情報登録バンクに登録されている戸数はどのぐらいありますか。

また、空き家管理条例のない津和野町は、危険な空き家があった場合には、どのように対応をされますか、お伺いをしたいと思います。

また、日原中学校のむつみ寮について、お尋ねをしたいと思います。

平成21年9月に農林課で、これは蚕のことであるのですが、産業振興事業として株式会社日原総合研究所に営業戦略で、むつみ寮を改善して、この事業をするというふうな改修計画が提案をされたことがあります。この件については、地元の清水町自治会、山根町自治会では、住宅街でもあり、生産工場の受け入れに対しては難を示されたわけでありまして、この案は廃案となった経緯があります。

あれから6年間、廃墟のままで放置されておるわけでございますが、この際、寄宿舍を解体撤去されて、跡地利用として津和野暮らし推進住宅整備事業、本町は、今年、木部地区で実施されるわけでございますが、来年度は日原地区で、この住宅建設の計画はできないのでありましようか。

そうして、5年計画の最終年度は津和野地区で計画をされると思うわけですが、まあ、これは、まだ計画の段階でわかりませんが、現在の見積もりを建物の解体、跡地利用についてどのような御見解を持っておられるのか、お聞かせをいただきたい。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、空き家対策についてお答えをさせていただきます。

空き家調査につきましては、8番議員さんにお答えをしたとおり、現段階では津和野町全域の500件を確認し、外観から倒壊の危険性があると思われる物件については、64件を確認をしたところでございます。

今後は、議員御指摘のとおり、空き家対策特別措置法に基づいた空き家条例の制定について検討してまいりたいと考えます。

日原中学校寄宿舎につきましては、昭和37年12月に第1期工事が完成、昭和40年1月第2期工事が完了し、最も多いときで168人の寮生を数えましたが、平成12年度には7人となり、平成13年3月に閉寮となりました。

寄宿舎の利用については、雨漏り等の施設修理や耐震補強工事等、多額の工事費が必要になりますし、現在のところ、有効な施設利用の案もない現状で、できれば解体撤去をしたいと考えておりますが、撤去についても多額の費用がかかり、通常では一般財源での対応となるため、苦慮しているところであり、特に、近隣の住民の皆様には申しわけなく思っております。

跡地利用といたしまして、平成26年度に日原地域まちづくり委員会からも津和野暮らし推進住宅の建設要望をいただいておりますので、検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） この件につきましては、大変財政を伴うことではありますが、やはり、地元住民の希望もかなえてあげられまして、早急な跡地利用を、もう一回再考するべきじゃないかというふうに思っておりますので、また、検討方をよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは次の、城下町の水路水系調査についてお尋ねをいたします。城下町水系への水源確保と防災用水として利用が図られるように、水系、水量、水門等の調査費として1,080万円が今回計上されたわけではありますが、城下町水系とは、橋北地区、橋南地区、その他、風呂屋井堰は今回の調査対象に入っておるのか、お伺いをしたいと思います。

そこで、高津川水系の津和野川浸水想定区域の基本事項で、これは県が作成しておりますのですが、島根県告示第670号、指定法令は水防法、法律第193号、第4条第1項。対象は高津川水系の津和野川水位情報、周知河川区域で水防法の規定によりまして、指定浸水想定区域は、田二穂から、この、小床の橋というのがあるんですが、これから後田の尾曾部橋、これ鉄砲丁の下流にある橋でございます。ここが対象区域になっておる

わけでございますが、これはもちろん県の調査でありますので、今回の調査項目では、浸水想定までが対象項目であるのか、お伺いをいたします。

今回の調査は、杉片河の水門があるわけでございますが、これが、津和野の殿町に入る水の取り水口であります。これから1,500メートル間、津和野の殿町に入る距離があるわけでございますが、旧町内全体の縦横断水路があるわけでございますが、これの側溝の水量調査であれば、当然水路側溝構造物の規模調査をされると思うわけですが、水量、流量計算はこういった調査をしないとわからないわけですが、当然側溝がどのぐらいの大きさ、水路がどのような大きさ、これが、水量が毎時どのぐらい入ってくるのか、というような水量、流量計算をするには、そういった調査をしないとできないわけでございますが、今回調査をされる範囲、どこまでこれをされるのか、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、城下町水路修景調査についてお答えをさせていただきます。

水路修景・防災対策基礎調査事業についてでございますが、歴史的風致維持向上計画で計画されております水路修景・改良事業及び津和野歴史的風致地区防災対策事業を行う上での基礎調査が主な内容となっており、対象区域は歴史的風致維持向上計画における重点区域全体（津和野地区）となっております。

水路修景・改良事業につきましては、現在、災害復旧工事等で頻繁ににぎり、課題となっております殿町等を流れる水路について、新たな水源の確保の可能性を含めた良好な水質を確保するための調査が目的となっており、また、防災対策事業につきましては、重要伝統建造物群保存地区や鷺原八幡宮、永明寺等の歴史的建造物が数多く立地する旧城下町の区域を中心に、消火栓や防火水槽等の整備を行う上で必要な水量等の調査をすることが目的となっております。

具体的な調査内容といたしましては、現在の水路の取水口から放水口までの利活用状況や流量等を調査する水路現況調査、調査区域の沢や湧水等の分布等を調査し、流量や水質等を調査する沢水等流況調査、その沢水等の対象となる流域について、地表地質踏査を実施し、地質構造と地下水や湧水等との関係を検討する水文地質踏査、以上のことを踏まえ、代替水源の可能性も含め、今後の事業を行う上での問題、課題等をまとめる総合水文解析となっておりますので、浸水想定につきましては、本事業の目的外であり、調査対象にしておりません。

また、調査箇所等につきましても、現在請負業者が資料等を調査し、調査箇所の選定を行っているため、風呂屋井堰が調査対象に入るかを含め、具体的な御提示ができない状況にあります。

今回の調査は、あくまで歴史的風致維持向上計画の事業を進めるための調査ではありますが、災害や防災に対する資料としても利用できる部分はあると捉えておりますので、

調査結果については、担当課や関係機関等に情報提供を行い、今後の施策等に活用できればと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 津和野町の水路には、昔から鯉が多く飼っておられます。現在12カ所ですか、鯉の飼育をされております。

今回の災害でも相当数、鯉をよそへ移設されたり、苦勞された方もおられますので、この水路調査が満遍なくできまして、津和野の名物である鯉が、全般的に飼育ができるような水量、流量の調査をしていただきたい、このように思っており、次の質問に入ります。

次に、グラウンドゴルフ場についてであります。これについて質問をさせていただきます。

旧津和野町のグラウンドゴルフ連盟の待望の天然芝の1コース8ホールが、約1,600万円ばかりの費用で、津和野温泉なごみの里野外緑地広場に完成をされたわけですが、これは町民の健康増進、生涯スポーツの振興を図るということで、日原、津和野両地区に巨額を投じてコースをつくっておられるわけですが、当然、これらは有効利用していただくのが当たり前であります。この津和野のコースにつきましては、いつごろ使用開始ができるのか、また、このゴルフ連盟との協議をどのようにされておりますか、お伺いします。

また、現在まで使用されておりました嘉楽園は国の指定史跡であります。津和野の城主嘉楽園でもあります。公園の中には亀井茲監の頌徳碑や、大国隆正、福羽美静、山辺丈夫の先哲の碑があるわけですが、また、この公園の奥には津和野町出身の234名の戦没英霊の忠魂の碑が建立されておる公園であります。

今回、日本遺産に認定されました「今昔百景図を歩く」の構想に基づいて、町歩き観光を核にされるのでありますならば、元来の公園として、子供の遊び場として、町民や観光客の憩いの場として、ベンチ等も設置されまして、景観整備をされることが津和野町観光の一助になると考えられますが、これについての御所見をお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、グラウンドゴルフ場についてお答えをさせていただきます。

一つ目の、道の駅津和野温泉なごみの里グラウンドゴルフ場は、野外緑地広場を拡張し約3,000平方メートルの敷地に、天然芝のコースを1コース8ホール整備いたしました。平成27年3月に工事が完了し、平成27年7月中旬から下旬の供用開始に向け、現在は新たに張り芝を行った箇所の養生期間としております。

利用期間は4月から9月までを午前8時30分から午後6時まで、10月から3月までを午前8時30分から午後5時までとしております。管理運営については、道の駅津和野温泉なごみの里の指定管理者であります株式会社津和野に行ってください。

次に、現在、史跡として指定している嘉楽園と鷺原公園では、グラウンドゴルフの普及に伴い、その練習場所として利用されている実態があります。生涯スポーツを推進していく上においては、グラウンドゴルフが町内で盛んに行われていることは大変喜ばしいことではございますが、一方では嘉楽園などの史跡地内におけるグラウンドゴルフに関しては、これまで観光客などの史跡見学者や学校の遠足などで利用する際に何度か苦情が寄せられたことがあり、その都度、責任者の方へ注意をしてきており、最近はそのような苦情については聞いていないところでございます。

本来、史跡は見学や憩いの場所として多くの人に利用していただくべき空間であり、決して特定のグラウンドゴルフ利用者のもものではありませんが、一方ではグラウンドゴルフの普及は、町民の健康増進や生涯スポーツの推進に役立っており、今回の新たなグラウンドゴルフ場の整備に伴い、さらなる普及が期待されることから、ますます練習場の確保が必要となることも予想されます。

また、今回の日本遺産の認定を受け、その構成要素にも含まれていることもあり、観光客の増加も考えられることから、これを機会に、今後の対応について、主要団体と協議が必要と考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） このグラウンドについては、いろいろな苦情が私たちにも寄せられております。本当、大変困った問題もあったんですが、今回、なごみにこれだけのものをつくられたのですから、どうぞ連盟とよく話されまして、ここはもう、公園としての機能に戻していただきたい。

いつまでもここを使用されるのであれば、何のために巨額を投じて、なごみにコースをつくったのか、全く意味がなくなります。それは近くでやられるのは、大変利用者にしては便利であるかもしれませんが。

がしかし、ここは公園であります。そういった、まして、国の指定史跡でもあるわけですから、いろいろな碑が建っております。そういったことも考えられまして、ひとつ、公園の機能として、津和野には旧町内には全く公園がありません。ここは唯一の公園になろうというふうに思っておりますので、ぜひ、これはもとどおりに戻していただいて、グラウンドゴルフは当然であります。なごみのほうへ行ってもらうような対応をとっていただきたい。

きょう、ここですぐ返事をしてくれといっても、大変無理かもしれませんが、これはできた時点で、もうグラウンドゴルフ連盟と当然話をされておくべきことであると思うのですが、それについて、どのようにお考えか伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 町長の答弁の中にもありましたけれども、今後この新しいグラウンドゴルフ場ができて、その使用が可能になった暁には、嘉楽園とそれから鷺原公園、どちらも史跡として指定をされておって、今、それぞれで使っておられます。

どういう形でおさまるかわかりませんが、協議をさせていただいて、こういった機会に、新しくできたグラウンドゴルフ場を使っていただくように進めていきたいというふうには思っております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 教育長にお答えをいただきましたが、本当に、この公園で一般の方が食事をされたり、保育園の子供たちが遊んだりする場でありまして、こういったことを有効に利用されるべきであろうというふうに、私は思っておりますので、くどいことを申しますが、早急にグラウンドゴルフ連盟とお話し合いをされまして、なごみのほうへかわっていただくように教育長のほうからよろしく願いをしていただきたい、このように思っておりますが、大体7月から供用開始というのであれば、もう今月いっぱい話をしておかなければいけないわけですが、答弁書では、まだ今後の対応については話をしておられないようなことでありますが、いつごろまでに、そのお話をされるのか、7月いっぱいから、ぜひ新しいグラウンドを使っていただくように説得をしていただきたい。

このように強く思いますが、もう一回教育長の考えをお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 7月中旬から下旬にできるということですので、それまでには、協議を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） それでは、教育長の御答弁を期待しまして、私の一般質問は終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、1番、後山幸次君の質問を終わります。

.....  
○議長（沖田 守君） ここで、1時55分まで休憩といたします。

午後1時41分休憩

.....  
午後1時55分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

発言順序5、5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 5番、草田吉丸でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしく願いをいたします。

最初に、津和野町医療の現状と課題ということについて、お尋ねをいたします。津和野町民が安心して暮らしていくためにも安定した地域医療の確保は最重要課題の一つであります。またUIターン者の定住促進を進めるためにも、安定した医療は定住の大きな判断基準になるものと思っております。

津和野町の指定管理者である医療法人橘井堂が、津和野共存病院、日原診療所、介護老人施設せせらぎ、訪問介護ステーションせきせいの運営に当たっておられます。医師や看護師不足により厳しい状況の中ではありますが、本町の医療を守るため献身的な努力をされていることに対し敬意を表すものであります。

そこで、現在の状況と今後の課題、また将来構想についてお伺いをいたします。

1点目でございますが、医師、看護師確保に対する取り組みでございます。このことにつきましては、平成16年から始まりました新臨床研修制度により、地方の病院の医師が不足するというようなことが発生をしてきたわけではありますが、橘井堂が指定管理を受けられた平成21年当初からの課題でもあります。住民の皆さんにとって、この問題は最大の関心事でもあると思われまます。現在の取り組み状況についてお伺いをいたします。

2点目でございますが、現在の体制の中で取り組まれている医療業務の現状と課題についてお伺いをいたします。医師・看護師不足の中で、職員の皆さんは最大の努力をされていると感じておりますが、現在取り組んでおられる業務は現在の体制の中で維持できるのか、職員の過重労働的なことになってはいないのか、そういったことも気になるところでございます。現状と課題についてお伺いをいたします。

3点目でございますが、経営の状況と今後の見通しについてであります。病院の経営にとりましては2年に一度改定される診療報酬改定等は大きな影響を与えるものだと考えております。その都度経営の見直しも図られていると思っておりますが、この経営の状況と今後の見通しについてお伺いをいたします。

4点目でございますが、地域包括ケアと津和野町医療の方向性についてであります。津和野町においても、あらゆる関係機関が連携して住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアの確立が求められているわけですが、この地域包括ケアの推進と津和野町医療の方向性についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番草田議員の御質問にお答えさせていただきます。津和野町の医療の現状と課題についてでございます。

まず一つ目の御質問であります。医師確保については、地域医療の維持、継続のために引き続き指定管理者である医療法人橘井堂と連携し、関係する大学への派遣要請や島根大学医学部の奨学金貸与者2名（うち1名は貸与終了）そして地域枠推薦入学者（4年生2名、2年生1名）との意見交換会、地元出身者などゆかりのある医師からの情報収集等あらゆる手段を講じて最大限の努力をしております。

今日までの医師確保状況は、津和野共存病院常勤医師2名、非常勤医師1名、デジタル撮影による遠隔画面診断委託契約医師4名、日原診療所常勤医師1名、介護老人保健施設せせらぎ常勤医師4名、非常勤医師3名となっております。また須山院長先生、飯

島副院長先生のお二方が、特定の臓器や疾患に限定せずさまざまな状況の患者に対応する総合診療医の指導医を取得されました。それにより、今後においては益田赤十字病院との連携で家庭医療後期研修プログラムの受け入れにおいても可能となります。津和野町だからこそ実践ができる時代に先駆けた地域包括ケアを学んでいただくことで、医師確保につながる期待が高まるとともに、次代を担う若い医師が津和野町の地域医療にかかわることが、本町にとっても将来に向けての大きな糧になると信じております。

看護師の確保対策においても、さまざまな取り組みを実施しております。

具体的には、奨学金貸与事業及び地域推薦入学者の公募、益田圏域及び山口圏域含めての募集チラシ、学校訪問、県内就職ガイダンスの参加、島根県立大学フィールド学習及び六日市学園看護学生実習の受け入れ、中学生・高校生の看護体験実習等実施をしております。

現状としては、本年4月から奨学金貸与終了者3名、奨学金貸与後に益田赤十字病院における2年間の研修派遣終了者1名及び医師確保専門監、ハローワークからの中途採用者2名の計6名の方が津和野共存病院に勤務されました。

現在の奨学金貸与者は6名（地域枠推薦2名を含む）であり、資格取得後の平成28年4月に2名、平成29年4月に3名、平成30年4月に1名の方が津和野共存病院に勤務される予定ですが、医療法人橘井堂における看護職員の高齢化も進行しており深刻な状況に変わりありません。平成28年度から毎年1名から2名の職員が定年退職をされる予定であります。今後においても、これまで以上に奨学金貸与、地域枠推薦の推進、学校訪問等実施し、医師・看護師等の医療従事者確保に努めていきたいと考えております。

二つ目の御質問であります。津和野共存病院の入院状況においては、御存じのとおり、平成26年10月より一般病床を急性期と地域包括ケア病床との混合病棟へ変更いたしました。津和野共存病院の医療の特性としては、急性期とはいえ老年期内科系とある程度限定したものであり、治癒期間も比較的長期となるものがほとんどであります。また、対象となる患者層も平均年齢80歳を超える方が大半を占めております。そのため、在宅復帰には何らかの援助やリハビリ、サービス利用が必要となりますので、地域包括ケア病床を活用し在宅復帰支援につなげております。

外来診療については、人口減の影響で受診者数は年々減少傾向となっている状況であります。しかし、現場における医師の状況としては、4名の常勤医師で外来診療、救急外来、病棟診療、検査・健診・読影業務、訪問診療、施設往診で時間の余裕はほとんどない状況であります。

日原診療所においても、受診者数が年々減少しております。開業形態時間等を検討しなければならないと考えております。

訪問看護ステーションにおいては、本年4月より常勤看護師4名体制となり、夜間待機の負担も減少し体制としては整いつつあります。

今後の課題としては、前述のとおり医療・介護を担う人的資源の不足と高齢化であります。病院勤務医師の不足により個々の医師に係る業務負担は増加し、平均年齢も50歳を超えており健康上の不安もあります。津和野共存病院が在宅療養支援病院として機能を維持していくには、医師確保が緊急の最重要課題であります。

看護師においても高齢化が進行しておりますが、今日の地域状況から一気に若返ることは困難であり、定年後の再雇用者を有効に活用しなければならないと考えております。収入と支出のバランスがとれない診療科であっても、町民の健康を守るため標榜している以上、そこには医師・看護師・その他の医療従事者の配置が必要であります。

本年は、総務省より各自治体が公立病院改革プランを策定するための基礎となる新たな公立病院改革ガイドラインが発表されました。津和野町においても、公立病院改革プラン（2025年度まで）の中で具体的に事業計画等を提示し、本年度中に作成をしたいと考えております。

三つ目の御質問でございますが、平成26年度と平成25年度の施設別における歳入の医業・医業外収益（一般会計負担金を除く）であります。それから介護・訪問看護事業収入、診療収入及び歳出の指定管理者交付金について比較をしてみますと、津和野共存病院における医業・医業外収益は、平成26年度5億5,548万円で平成25年度より1,365万7,000円の減、歳出の交付金は、平成26年度6億3,708万7,000円で前年度交付金より264万2,000円の減となっております。同様に、介護老人保健施設（訪問看護含む）においては、平成26年度の介護収入4億3,126万7,000円で前年度より1,353万7,000円の減、歳出の交付金は平成26年度4億3,860万2,000円で前年度より276万6,000円の増、日原診療所は、平成26年度の診療収入7,961万5,000円で前年度より637万7,000円の減、歳出の交付金は平成26年度8,230万8,000円で前年度より1,134万2,000円の減となっております。今後の見通しにつきましては、津和野共存病院、介護老人保健施設、日原診療所いずれも患者数、利用者数の減少で、収益についても減額になると予測をしております。歳出の交付金については、指定管理者である医療法人橘井堂と協議をし、一層の効率化を進めなければならないと考えております。

四つ目の御質問でございます。津和野町の地域包括ケアシステムを推進していくためには、在宅医療や訪問看護の充実など医療関連の連携強化、二つ目に24時間対応の定期巡回、臨時対応サービス等の創設による在宅サービスの強化など介護サービスの充実、三つ目として、健康寿命を延ばすための介護予防に向けた取り組み、四つ目として、見守りや配食、買い物といった生活支援サービスの推進、五つ目として、サービスつき高齢者住宅など高齢者の住まいの整備が必要であると考えております。

津和野町の医療の方向性の関連で申し上げますと、在宅医療や訪問看護の充実という点においては、昨年10月より、津和野共存病院は在宅療養支援病院となり地域包括ケア病床を設置をいたしました。このことにより、津和野町の医療体制として地域に密着

した地域包括ケアシステムの一員として、限られた人的・物的資源を有効に活用し、かつ、地域住民が安心して暮らすことができるように、医療の提供体制を充実をしていかなければならないと考えております。ただし、医療の提供体制の変更だけで、安心して津和野町で暮らし続ける地域包括ケアシステムにつながるとは思いません。今年度においては、特に、医療体系、医療提供体制変更後の変化の検証や、指定管理者である医療法人橘井堂の運営体制の強化及び地域包括ケアシステムを実現をしていくための指定管理者としての戦略的方向性を、中期計画として作成したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） ただいま回答をいただきましたが、順次再質問のほうをさせていただきたいと思いますが、私もこの病院関係の一般質問に当たりまして、病院関係について少し勉強したつもりではございますが、なかなかこの病院関係につきましては専門的なこともございまして、今、私が充分理解をしている状況ではございませんけれども、多少わかりにくい質問もするかと思いますが、その辺については御容赦をお願いをしたいと思います。

まず最初に、回答いただきました医師・看護師対策に、確保に対する取り組みの状況をお知らせをしていただきましたが、ただいま医師につきましては、島大奨学基金貸与者2名、地域枠推薦者3名ということでした。

そして看護師につきましては、本年6名が勤務されて28、29、30年に、合計6名が勤務を予定ということの報告があったわけですが、まず、この医師の3名の方といろいろと接触もされているようでございますが、この辺の感触といいますか、そういったこと、それから看護師の6名の方、これは必ず津和野医療のほうに勤務をされるのか、まずその辺のことをお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず初めに、地域枠推薦の医学生の3名でございますけど、4年生2名と2年生1名ということでありまして、これは毎年1回医療対策課並びに町長のほうで都合がつけば大学のほうに行き、意見交換を行っております。そのときに当然、島根大学のほうも地域枠推薦制度を設けておりますので、島根県にいかに残るかということと、その前に当町の地域枠推薦でありますので、この学生が近い将来津和野共存病院に帰ってどうにか勤務をしていただくということでいろんな状況を踏まえて、この圏域では、益田圏域の中で、やはり研修医制度等ありまして、益田赤十字病院がやはり中核病院であります。そこにやはり勤務をまず初期、後期研修をして、そこから津和野共存病院に今後において支援をしていただくという状況の中で圏域としてのつながり、そういうことも踏まえて、地域枠推薦者の医学生の現役の方とはそういう意見交換を行っております。また、津和野町のほうに、県立大学の看護学生等が研修入ったときに、当町の地域枠推薦の方にもお声をかけて交流参加をしていただくというような状況で医学生との対応はやっております。

看護学生におきましては、奨学金制度、当然これは町だけでなく医療法人橘井堂のほうも奨学金制度を活用しております。当然、医療法人橘井堂のほうの面接を経て、奨学金貸与もしておりますので、法人と町のほうで連携をして看護の国家試験、資格後は必ず、この津和野共存病院に勤務ということも毎年行っており、また我々も学校訪問をしておりますので、当然その今の貸与者においては学校のチューターと話してそういう状況も伝えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 大変な努力もされているということでございます。

そこで以前から、この議会の一般質問等でも多少この病院問題については質問が出ていたというふうに思いますが、看護師等の労働条件といったものがどうなのか、近隣の関係の病院関係と比べてどうかといった勤務条件等がそういったこともあるというふうに思いますが、その辺についても、やはり改善をしていく必要もあるんじゃないかというふうには思っております。当然、負担も生じるということもありますが、その辺の検討もしていく必要があるんじゃないかというふうに感じているところでございます。この医師確保については、ぜひそういった方面でまた努力をお願いをしたいというふうに思っておるところでございます。

それで2点目でございますが、医療業務の現状と課題というところでございます。

まず、昨年26年10月より一般病床を急性期と地域包括ケア病床との混合病棟へ変更されたという部分でございますが、やはりこれについては時代背景といいますか、地域包括ケアを見越した非常にいい対応であったということで、このことによって診療報酬等のアップ等も図られて、病院経営にも非常に貢献をされている、この取り組みについては非常にいい取り組みをされたというふうにも思っているところでございます。こういったいろいろな新しい時代に合った診療というのをやっていくという必要があるかと思いますが、まず、最初の人員確保のところから今のこれからの人数等が出てきたわけでございますが、この人数をふやしていくということが私は今現在でやっておられるいろんな業務、これが人員不足があつて、そういった増員をしなければならぬという部分もあろうかと思えます。しかし、それだけのふやすということは、何か今やっている以外の業務を取り入れるということにもつながっていかなければならないというふうに思っているわけですが、今やっている業務から何か新しいものをさらに取り入れていくというようなお考えが、どのようなことを考えておられるのか、まずその点をお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） やはりスタッフ、現状でも厳しい状況であります。

夜勤が以前は月10回という状況ではありましたが、今のところ平均8回をどうにかキープをしているという状況であります。

今後におきましては、在宅支援病院という位置づけをして地域包括ケア病床を導入しましたので、今後は在宅に帰るまでの状況を理学療法士あるいは作業療法士を地域包括ケア病床のほうに基準として入れまして、より帰られてから退院後にもとの生活に戻れるという状況を一つは考えているような状況です。

それと、やはり在宅重視ということでもありますので、現在、訪問看護約65名ぐらいが今登録をされております。今後、国が病床数削減ということで地域包括ケアシステムを確立する上で、訪問看護の充実がここは最大のポイントであるということだと思っております。現在、常勤の看護師4名ではありますけど、この件数を利用者数をふやして月に500件以上実施したいと、今、法人のほうとも話しております。そのためには、訪問看護師を3名ないし増員をしていきたいという状況であります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） もう1点でございますが、99床ということで一般病床が50床、それから地域包括ケア病床が27床、療養病床が49床ということになっておりまして、この療養病床部分が休止中ということになっております。このことについても随分と色々な議員さんからも御質問もあつたと思っておりますけども、これについて再度、この休止中の療養病床をこれを新たに稼働するというようなことは考えられているかどうか、その辺についてお伺いすると同時に、ひとつこれは共存病院ではございませんけども、日原診療所の2階部分、今はこれは介護老人保健せせらぎのほうで使用されているというふうに思いますが、3階部分等もあいている状況でございます。これらについての、何か活用方法等についてお考えがありましたらお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、1点目の療養病床の休止の状況であります。

以前から、療養病床、当然、町としても病院としても療養病床は必要であるということを経済が指定管理者受けましてからずっと思っておりました。しかし、現在まる6年が経過をしております。その間には人口減少、当然起こっております、2年前にこの療養病床にかかわる調査をしました。現実的には今の疾病分析をして療養の病床型、あの時点で、約、津和野町の必要な人口規模からいうと12床という状況を捉えております。当然その12床の中には、療養型のいわゆる病床ということもありますけども、この益田圏域におきまして、六日市病院が療養病床を削減して介護老人保健施設のほうに転換をしました。やはりその部分が、この圏域の中でも老健でも賄えるという状況を持っておりますので、この療養病床の部分の再開というのは、現在のところ医療法人とも協議をしておりますけど考えておりません。当然そこに至るまでは、医療スタッフがいないというのも現実であります。

それともう1点、このたびの公立病院の改革プランの中で、この病床の交付税措置、当然49床の部分で、特別交付税の1床当たり126万3,000円は現在もう町のほ

うには入っておりません。普通交付税の部分が約1床当たり70万入っておりますが、財政的には非常にこの部分は厳しい状況ではあります。今後は稼働率によって、総務省のほうは交付税措置をやめるという状況のことも入っておりますので、今後その辺を踏まえて財政のほうは考えていかなくてもはいけませんけども、当然、その部分も頭に入れた中で我々は指定管理者の橘井堂とも協議をしておりますので、その分に関しましては、今後も療養病棟の再開は今のところ考えておりません。

それと、日原の介護老人保健施設の3階でございます。現在99床で認可をいただいておりますけど、現実のところこの益田圏域におきましても、やはり高齢者サービス高齢者住宅とかそういう医療関係がそういう施設をつくっております。現実的に、以前は3分の1が益田圏域からの入所でありましたけど、現実、今70床を入所とショートで切っているような状況でありますので、今後においても、この中期計画の中で老健のベッド数についても法人と考えていきたいと考えております。だから、3階を介護老人保健施設でまた再開をするということは今考えておりません。

以上です。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 大変人口減少の中でのことでありまして、そういったこと、再開が非常に難しいという状況については、現在の説明でわかったところでございますが、次に3点目でございますが、経営の状況と見通しについてということでございますが、そこで25年度、26年度の比較について説明がございました。今後の見通しについてもやっぱり患者数、利用数の減少によって、収益について、もう減少になると予想されているというところでございますが、そこで1点だけこの関係でお聞きしたいんでございますが、町費、一般会計を負担金として計上をされておるわけでございますが、毎年、毎年度、1億4,000万から1億6,000万ぐらいの一般会計の負担金として、繰り出しをしているわけでございますが、この辺の診療報酬等の減額によれば、この一般会計の繰り出しをふやしていくというようなことで病院経営を維持していくということになるかというふうに思いますが、この一般会計の負担金については、当然、そういったところに充てるということはできるわけで、十分私もこういった支援をしていくべきであるというふうに思っておりますが、この一般会計の繰り出しというのは、何かルールに沿って出されているのかどうか、その辺についてひとつお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 病院事業会計のほうは、地方公営企業に基づいて会計処理をしております。

津和野共存病院は、御存じのように現在国が認めております総合病院がこの町内というか15キロ以内になれば不採算地区病院として、病院の経営状況、赤字であれば当然、全体的に赤字補填をするということになっております。そのような状況の中で先ほ

どの1億4,000万から1億6,000万の一般会計の繰入金、これは我々企業会計の職員3人の人件費あるいは建物、機械等の減価償却引当金、それから建物を町が購入したときの元金償還部分、これは繰出基準が決まっておりますので、元金の2分の1、利子も2分の1という状況の中で、それを差し引きまして、やはり診療科目の赤字部分、約7,000万ぐらいが不採算地区病院に繰り出している状況でございます。

先ほど、町長の答弁にもありましたように、地域包括ケア病床を昨年の10月から導入しておりますので、この点においては、法人のほうと協議をしまして、診療報酬も今の一般病床に劣らぬ診療報酬をいただいておりますので、診療報酬入っておりますので、入院においては、ベッド数35床、いわゆる70%の稼働で、年間約2,000万ぐらいは増額をすると見込んでおります。

ただし、先ほども言いましたように、外来においては、津和野共存病院初め日原診療所においても、やはり、どうしても外来の分は減少しておりますので、その辺においては、津和野共存病院には外来の減収の部分は一般会計のほうで補填をしていかなきゃいけないというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） それでは、もう1点でございますが、最後に地域包括ケアの推進と津和野町医療の方向性ということでも御回答いただきましたが、政府が6月15日に公表しました2025年度の時点で望ましいベッド数をもとに県内七つの圏域ごとに推計をまとめたということでございますが、それによりますと、益田圏域は36.2%の565床になるというようなことが報道されておりますが、この点について、今、津和野町の病床も稼働率が100%ではございませんで、その辺で考えると、多少の減少というのは地域的に見てもやむを得ないのかなというふうに思っておりますが、この辺の影響がちょっとどうなるのかということについて質問をいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議員さん言われましたとおり2025年、これは2次医療圏で必要なベッド数というのを国のほうが地域医療構想の中で示しております。全体的に、益田圏域、これは益田赤十字病院、益田医師会病院、鹿足の六日市病院、津和野共存病院の中で現在約890ぐらいあるところを565ということになります。

今後のいわゆるこの565床というのは、これは、国のほうが、高度急性期、急性期、回復期、療養という区分のベッド数に分けて削減をしていくということですが、計算方法は、これはもう国が統一的に示した数値であります。やはり軽度な患者を在宅医療に移すということでベッド数におきまして、全国一律の方式で、そしてなおかつ、ベッド数の利用率が少ない優良県を参考にした計算式であります。

そのような状況の中で、今後、益田圏域としては、この24日に病院長と行政を集めてのまずこの数値が出た実態について把握していくと、今後、当然、国はこのベッド数削減は、医療の質は落とさないということを言っております。医療の質は落とさないといってもそれはどうしてやるかといえば、ベッド数の回転率をよくして、いわゆる必要な人だけ入れると、残りは在宅ということであるんですけど、先ほど町長の答弁にもありましたように、人口減少はしても必要なベッド数は確保しなくてはいけないと、しかし、どこまで確保できるか、そこにはやはり地域包括ケアを入れた、医療提供だけでなく、やはり生活支援、住まい、その辺を踏まえた形の中で、今後検討していきたいと。そして、東京のほうでは、訪問看護にしても、自転車で行ける範囲でありますけど、この中山間地、特に津和野においては片道30分以上の訪問看護があるということでもあります。

このような状況で、県として7月に島根の医療審議会があります。これにはうちの町長のほうも委員になっております。この中で、急性期部門と慢性期部門のまずは専門部会を開いてその医療審議会の中を経て、8月に、益田圏域の中で医療介護専門部会でまた検討するというような状況になっております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） どうも、それでは以上で、医療の現状と課題についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、空き家対策でございます。本年5月26日、空き家対策特別措置法が全面施行され、新たな展開を迎えました。これらの状況を踏まえ、津和野町としての今後の空き家対策について伺います。

1点といたしまして、空き家の実態調査結果と活用について、2点目でございますが、今後の利活用促進及び老朽危険家屋対策について、3点目でございますが、窓口体制及び定住希望への対応について、4点目として、条例化についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、空き家対策についてお答えをさせていただきます。

空き家調査につきましては、8番議員さんにお答えをしたとおり、現在、津和野町全域につきまして、外観調査を終了したところで、比較的新しく修繕の必要がないと思われる物件91、小規模の修繕により再利用が可能と思われる物件179、管理が行き届いておらず損傷が激しく大規模な修繕が必要と思われる物件166、倒壊の危険性がある物件64の合計500件を確認をしたところでございます。

そのうち、空き家情報バンクの登録につながった物件は31件でございます。

二つ目の御質問であります。今後の利活用促進及び老朽、危険家屋対策についてでございますが、8番議員さんにお答えをしたとおり、利活用できる物件は、津和野町空き家情報バンク事業の推進を初め、町が空き家を買取り、お試し暮らし住宅等の整備を、また、そのまま放置すれば倒壊等や衛生上有害となるおそれのある家屋の対応について

は、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づいた対策を検討してまいりたいと考えております。具体的には、7月1日に島根県において、説明会が開催されますので、それを受けて対策を検討いたします。

三つ目の御質問であります。UIターン者と相談窓口や、継続的な支援につきましては、昨年5月より、つわの暮らし相談員を設置をしたところでございます。つわの暮らし相談員につきましては、空き家バンク登録事務や入居希望者の相談対応、定住フェア等における移住相談、つわの暮らし推進住宅の情報発信や入居希望者等の相談対応等行っているところでありますが、今後も関係部署と連携をしながら、情報の提供や相談対応をしながら移住後のフォローアップなどのサポートを行ってまいります。

四つ目の御質問であります。空き家管理に関する条例につきましては、7月1日の島根県の説明会を受け、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づいた空き家管理条例の制定について検討したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） この件につきましては、同僚議員から一般質問も出ましたので私からは少し、2点ばかりですね、お伺いをしたいと思いますが、まず、これから、条例制定等についても検討していかれるということでございますが、危険家屋等の関係でございますが、当然、これも条例化をしながら地域住民の理解を得ていくということ、そして、関心を持っていただくということで、ぜひ進めていただきたいと思うわけでございますが、まず、先ほどの同僚の議員の中でもありましたように、公共施設の中でこういった危険家屋、あるいは長年、空き家の状態が続いている、そういったものがあるというふうに思っております。先ほどの日原中学校の寮、そういったものもそうなんでもございますが、まずこういった条例を制定するに当たって、そういった公共事業をまずきちんと整理していくということ、これをまずきちんとやりながら、そして住民の皆さんの理解を得ていく、そういうふうなことが必要であろうというふうに思っているところでございます。

それから、もう一つは窓口についてでございますが、今、つわの暮らし相談員2名を配置されて、これの対策に当たっているということでございますが、電話がかかったときにどういうふうに、もうそこで一括して一つの窓口で対応されているのか、いろんな課で対応されているのか、こういったところは一つのところにきちんとまとめて対応していかなければならないんじゃないかというふうな気がしております。

そして、そういった空き家バンクを活用して、この津和野町に来て、そういう空き家を探している方について、当然、家の紹介、現地立会、それから所有者との面会等を、そういった相談員の方がやられるというふうに思いますが、契約の段階までそういった相談員が立ち入るということは、確かにあり方が難しいとは思いますが、よそから来られた人にとっては、そういった面も非常に不安な部分もあるというふうに思います。

そういった意味で、町村によっては宅地建物取引業者、そういったところの協力も得て、そういった対応をされるてというような地域もあるように思います。

そういったところについてどうであろうか、検討していただきたいということと、こちらに来られた後のサポート、これも非常に大事だというふうに思っております。私もIターンでこちらに来られた方にいろいろ話を聞いてみますと、特に都会地からこちらに来られたときに、田舎のいろんな風習とかいろんな違ったものが、それになれるまで随分時間がかかったというようなことを言われました。実際に落ち着いて生活できるようになったのは、それまで3年かかったというような方もおられます。そういった人に対するいろんな相談相手というか、そういったことも必要だと思っております。

ですから、できればIターンで来られて、そういった経験をされた人を相談員といったところに配置をして対応するべきではないかというふうにも思っているところでございますが、それについてひとつ伺います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） まず御質問の公共施設に関してでございます。

本年、当初予算のほうでも計上させていただきましたが、来年度に向けまして固定資産台帳、町の所有いたします固定資産台帳の整備、それに基づきまして、公共施設の今後の管理計画というものを立てる予定でございます。除去がもうふさわしいと思われる施設、あるいは改修等をいたしまして経年的にまだ使うのがふさわしいのではないかと、いう施設等も含めまして、今後、来年度に向けて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御質問の2点目の窓口体制でございます。

町長が答弁いたしましたように、つわの暮らし相談員ということで、2名を今、設置をさせていただいております。

今回、空き家の調査を行いまして、空き家バンクにも31件登録をしていただく、そういうふうなことになりまして、土曜日曜、ほとんど毎週のように相談員もうちの職員も出かけて行って、移住の希望者の皆さんの相談に当たっているような状況になっております。

あわせて、改修補助金も3件150万円の当初予算を組まさせていただいて承認をしていただきましたが、これも今、もう現状3件150万円全部、今、使い切っているような状況になっております。

そういった中で全町調査を行いまして、その空き家の利活用の点でいいますと、非常に私ども忙しくなっておりますが、移住していただける皆さんにとってはいろんな選択肢がふえて、今、現状的にはそういった方々のたくさんのお問い合わせを受けているというような状況になっております。

議員御指摘のように、その際に窓口となるところがやはり2カ所3カ所になりますと、基本的には回っていかねばならないということで、移住者の方も大変ということでございまして、つわの暮らし推進課の中では、今、現状、職員のほうからつわの暮らし相談員のほうへ、そういった業務については一本化しようということで、内容的には、今、検討を行っているところであります。

ほかの課との連携ということで、農林課等との連携も踏まえて、議員御指摘のワンストップ化というところについては、さらに今後、検討する必要があるというふうに認識をしているところでございます。

また、契約の関係ですが、空き家情報バンクに登録をさせていただいて、入居者の方、移住者の方がその物件に入るという段階に至っては、長嶺建設さんのほうで、そういった事務については行っていただいております。有資格者の方ということで、その方の御指導に基づいて、契約関係については成立をさせていただくということで、今、現状もそういった形になっているところでございます。

また、フォローアップのところでもございまして、つわの暮らし推進住宅、ことし、昨年5戸建設させていただきました。これは、あくまでもまちづくり委員会からの要望によって土地を準備していただいて、そちらのところへ建てていくような方向でやってるというところの一番の利点といたしますか、目的は、議員御指摘のあった自治会やそういった移住後の定住後の体制のところ、迎えていただけるような仕組みづくりというのを私ども考えて、そういったまちづくり委員会からの提案に基づくというような方策の中で、このつわの暮らし推進住宅については、今、整備をさせていただいているところでございます。

空き家バンクのところも、議員御指摘のところもございまして、また、そういうフォローアップができずに、やむなく転出というような事例も他市町村のところでは聞いているところでございますので、空き家情報バンクの登録のところも、最大限その辺のフォローをさせていただくということで、自治会等とも連携をして、この移住対策等については進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） よそから来られる人にとっては初めての土地、いろんな不安を抱えて来られるというふうに思いますので、どうかその辺のフォローアップ等もぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問でございまして、まちづくり委員会についてでございますが、これについて新しく地域提案型事業で、これはソフト事業ということになってはいるわけですが、一応1,500万円の予算枠の中で行っていくということでございまして、これについては、6月末までに各地区のまちづくり委員会のほうから申請書が出て、それを審査されると。そして交付決定をするということになると思いますが、予算の範囲内であれば、それぞれいろいろ審査をした中で、満額の配分をされるのかと思いますけど

も、予算額オーバーということも考えられないこともないし、むしろそれぐらいのものが出てくるというのがいいわけですが、オーバーのとき、これについてはどういうふうにその辺を調整して配分をされるのか、それが1点目でございます。

それと2点目でございますが、いろんなソフト事業の取り組みに当たりまして、本当はもう少しソフト事業についての説明等も、先進地事例の説明等も説明会のときに欲しかったんですが、そういったものが余りなかったわけですが、なかなかソフト事業というのを地域の人、ハードについては目に見えるもので取り組みやすい部分もあったんですけども、ソフト事業についてなかなか慣れていないというのが実情ではないかというふうに思いますので、その辺のいろんな情報をしっかりと回していただきたいということでございます。

それから3点目に、地域担当職員制度でございますが、これについて、今、各委員会についていただいとるわけですが、この役割についてもひとつお聞きをしたいと思います。

それから、最後でございますが、公民館活動との連携ということで教育委員会部局との確認事項、これがどのようになっているかについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、まちづくり委員会についてお答えをさせていただきます。

まず一つ目の御質問であります。平成24年度から開始したまちづくり事業につきましては、昨年12の全てのまちづくり委員会の皆さんと行った意見交換会や事業評価シートにより御意見等いただいたところでございますが、反省点といたしまして、まちづくり委員会全体としての取り組みとなっていないという御指摘の一方で、自治会単位への支援も必要であるという要望もいただきました。

これらを踏まえ、年間約3,000万円の事業費について、地域全体の課題解決のための地域提案型助成事業と、自治会等の支援としてのまちづくり組織交付金について、それぞれおおむね半分ずつの約1,500万円を計上させていただいたところでございます。

地域提案型助成事業につきましては、今月末を期限とし、各まちづくり委員会からの申請を受け付けることとしております。これについては、各まちづくり委員会の事業費について上限を設けておりませんので、予算枠以上の申請があることも想定されますが、事業の対象経費について精査をした上で予算枠を勘案し、決定をしたいと考えております。

二つ目の御質問でございますが、まちづくりに関する情報提供につきましては、これまでまちづくりシンポジウムの開催や各まちづくり委員会に配置をしております地域担当職員が中心となり担ってきたところでございます。地域住民の皆さんが地域課題を解決していく上で、情報提供は大切な取り組みであると認識をしておりますので、今後

も地域提案の趣旨に沿った先進的事例等の提供等について、継続して実施してもまいりたいと思っております。

三つ目の御質問であります。地域担当職員制度については、平成24年度から導入をしており、第1期の平成24年度から25年度にかけては59名の職員を、第2期の平成26年度からは62名の職員を配置し、おおむね全職員を任命したところでございます。職員の任期は2年としており、まちづくり事業が3年の期間であることから、マッチングをしていないとの御指摘をいただいておりますが、このことにつきましては、できるだけ早く全ての職員を経験させ、住民協働のまちづくり推進における人材育成の視点から決定をしたものでございます。地域担当職員の役割につきましては、地域提案型助成事業の申請、実施に関する助言やまちづくりに関する情報及びその他行政情報の提供を主な業務としているところでございます。

四つ目の御質問であります。今年度からの地域提案型助成事業については、公民館との連携がより必要であると考えております。公民館は社会教育施設であり、地域活性化の核となるためには必要不可欠であると考えます。今年度の事業方針を決定する際には、事前につわの暮らし推進課と教育委員会で協議をしており、地域の実情に鑑みながらも、公民館が積極的にかかわることを協議しており、公民館長、主事会の中でも積極的なかかわりを持つよう話をしております。

現在の状況は、おおむねのまちづくり委員会で、役員会や総会が開催されており、そこでは公民館長及び主事がまちづくり委員会に参画をしております。今後、具体的な事業計画が検討される中で、公民館が社会教育の視点でかかわっていくことが理想だと考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、5番、草田吉丸君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、3時5分まで休憩いたします。

午後2時55分休憩

.....

午後3時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。発言順序6、7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 通告に従い、3件質問をさせていただきます。

最初に、安全保障関連法案と名づけられた戦争法案について、町長のお考えをお聞きします。

まず、皆さん御存じのことですが、憲法は、国民の権利、自由を守るために、国がや  
ってはいけないこと、またはやるべきことについて、国民が定めた最高法規であることを  
確認させてください。

現在、国会で安全保障関連法案が審議されています。法案は、政府の憲法解釈を変更  
し、集団的自衛権の行使を容認するほか、米軍や他国軍への後方支援活動を世界規模に  
広げるなど、自衛隊の活動を大幅に拡大する内容になっています。PKO活動では、国  
連が統括しない治安維持活動などのために、紛争が続いている地域への自衛隊の派兵を  
可能にします。

今までの日本は、軍事力を持たないことで世界では特別な信頼を得ていました。国際  
ボランティアセンターの谷山博史さんは、「中立を保ち、紛争のどちらにもつかないこ  
とが地元で信頼されている。地元で溶け込み、地元で守ってもらっている、これがNG  
Oの基本です。軍隊に守ってもらうことは、危険な状態を招く」と話しています。

御存じのように、NGOとは非政府組織のことです。6月4日に、日本共産党の井上  
議員が、「この戦争法ができれば、海外のNGO活動が困難になり危険が増す」と現場  
から批判の懸念の声が上がっていることを指摘すると、中谷防衛相も「確かに、NGO  
から見てそういう点はあろうかと思う。近くでNGOが活動している際は、迷惑をかけ  
ないように調整、配慮しながらやっていく」と戦争法が与える影響を述べられています。

世論はというと、共同通信の世論調査では、「安倍政権が戦争法案を十分説明してい  
るとは思わない」が81.4%で「法案成立に反対」は、55.1%になっています。否  
定的な声は今もふえ続けています。国会での論戦も大きな反響を呼んでいます。

中でも、ツイッターやフェイスブックなどのSNSでの関心が高まっています。本町  
でもフェイスブックをされていますが、石川県の主婦がされているフェイスブックに、  
「5月27日の志位委員長の政府の法案が、武力の行使を禁止した憲法9条1項に反す  
る違憲立法である」という質問の一部を書き起こした投稿に、最初の4日間で1万件を  
超え、現在、1万6,000件を超える「いいね」が寄せられています。8,000件以  
上がシェアされています。通常の100倍近い反響が起きているということです。ちな  
みに「シェア」とは投稿を転載するということです。

今、全国各地で1,000人を超える規模の戦争立法反対の集会やパレードが行われ  
ています。この20日の土曜日には、女性たちが「法案にレッドカードを突きつけよう」  
と、赤いファッションで手をつなぎ国会を包囲しました。前回の2倍を超える、何と1  
万5,000人もの方が集まっています。

津和野町民も例外ではありません。法案に強い関心を持っています。不安も持って  
います。その中には、「よくわからないが、戦争ができるようになってしまうのではない  
か」「子供のころ、傷病兵を見て戦争は絶対しないと心に決めました」「今の戦争法案  
で抑止力が高まると言われるが、国と国との関係は武力で均衡を保つのではない、世界  
の中で武力を持たない日本にしかできない貢献が今ある」「貴重な存在なのに、それを

戦争法案は崩そうとしている。この法案が通ると、自分の子供が集団的自衛権の行使に直接かかわることになるかもしれない」「戦争がしたいと思う人はほとんどいないはずなのに、なぜこんな状態になっているの」「ニュースを見る暇がなく関心なかったが、関心を持たないといけないですね」など、町民の声をお聞きしています。

そこで、津和野町民の命に責任を持つ町長の姿勢をお伺いします。日本国憲法第9条「戦争の放棄」をどのように認識しておられますか。安全保障法制で津和野町町民にどんな影響があるとお考えですか。津和野町民の生命を守ることに責任を持つ町長として、安全保障関連法案と名づけられた法案が、違憲であり、平和憲法を守り抜くべきとの姿勢を示すべきではないでしょうか。ちなみに、新潟県加茂市の小池清彦市長は、「集団的自衛権は全て憲法違反です。成人式で、皆さんと、皆さんのフィアンセが外国で命を落とすこととなります。断固平和憲法を守り抜きましょうと話している」と述べています。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、7番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

安全保障関連法案と名づけられた戦争法案についてでございます。まず、日本国憲法が平和憲法と称され、それは前文とこの第9条に由来すると言われるごとく、条文における「戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認」の三つの基本的要素のもと、我が国の平和主義が不変に保たれるとともに、不戦による世界平和が実現をされることを強く望んでおります。

次に、国会では安全保障関連法案の議論がなされており、私もインターネット等を通してできる限り議論の内容をチェックをしておりますが、専守防衛の堅持と自営の措置としての武力の行使の新3要件についての解釈、存立危機事態と重要影響事態の相違点、国際平和支援法に関連する国際平和共同対処事態に関する判断基準やチェック体制などなど、さまざまな論点において、まだまだ明確になっていないとの認識に立っております。

こうした中でありますので、議員御質問の自治体や町民への影響について、それを考慮するに足る材料が不明確であり、現段階で軽率にお答えをする状況にはないことを御理解をいただきたいと思います。

三つ目の御質問であります。政府は国民の命と平和な暮らしを守ることを責務として、日米間の安全保障、防衛協力の強化や関係国との信頼及び協力関係を深め、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とし、抑止力を高めるとの観点から、安全保障関連法の整備を進めようとしております。

一方で、国民の命と平和な暮らしを守るためには、従来憲法解釈のもと、平和主義が変質をされることがあってはならず、集団的自衛権行使を盛り込んだ当法案は、戦争への道を開くものと危惧する方々を初め、多様な意見が存在をしております。安保政策

の大転換を進めるのか、押しとどめるのか、我が国が重大な岐路に立っていることに間違いのないところでございますが、その方法論に違いはあっても、どちらも国民の命と平和な暮らしを守るという目的は共通であり、世界情勢が大きく変化する中で、国防のあり方と世界平和の実現について、国民の代表として、国会において論戦が交わされることは当然として、国民レベルでも関心と理解が深まっていくことが、どのような結論になっても非常に重要と考えております。

津和野町においても、町民の方々それぞれに賛否多様な意見があると思いますが、同じように、これからの日本の国防と世界平和実現のための方法論について、それぞれがいま一度問題意識を持ち、思考していただきたいと願ってもおります。その上で、町民の皆様の多様な意見を集約するべく議論をする場として、津和野町議会の役割に期待をするところでもございます。

二元代表制の一翼として、12人の議員の皆様が、町民の多様な意見を胸に議論をし集約を図っていただくことは、重要な過程と認識をしております。町長としての、私のこの問題に対する考え方は、前段において述べたとおりでございます。その上で、議会での議論の内容や御判断を踏まえながら、津和野町としての姿勢を示していくことが、町長としての国及び町民の皆様に対しての責任であると自覚をしております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 町長が平和主義が不変に保たれるとともに、不戦による世界平和が実現されることを強く望んでおられることをお聞きして、頼もしく思いました。

しかし、さまざまな論点において、まだまだ明確になっていない部分がたくさんあるとのことで、法案に対する町長のお考えがお聞きできなかったのは、大変残念に思います。

三重県議会や全国の県や市町村議会では、法案に反対や慎重審議を求める意見書の可決が相次いでいます。19日現在で116議会に達しています。御存じのように、津和野町議会では、集団的自衛権の行使容認について、私が紹介議員になり閣議決定をしないでいただきたいと、昨年6月議会で意見を上げましたが、その後、閣議決定をされてしまいました。9月の津和野町議会では、廃案にしてほしいとの請願が、残念ながら不採択となっています。この6月議会では、集団的自衛権行使のための立法化に反対する意見書を、国に提出することを求める請願が出ています。

この問題は、多くの町民が関心を持ち見守っています。また、町民にも大きな影響があり、地方からでも意見を上げるべき重要な問題です。県内にも個人的立場としてですが、「国民に真意を問うことなく、憲法を改正せずに解釈を変えるのは早過ぎる」と述べられている町長もおられます。6月4日の衆議院憲法審査会では、与党が推薦していた方も含め、3人の憲法学者全員がこの法案に違憲の宣言をして世論が沸いています。また、その中の早稲田大学の長谷部教授は、「集団的自衛権の行使を容認していること

は明らかに憲法違反である。国民を愚弄するもの」と語り、慶応大学名誉教授の小林氏は、「憲法違反がまかり通ると、憲法に従って政治を行うというルールがなくなってしまう、独裁政治の始まりだ」と15日に会見を行っています。国がやってはいけないことを定めた憲法に違反すると憲法学者の大多数の方が答えている、そして町民の関心が非常に高いこの法案に対し、明確な回答をいただけなかったことはとても残念です。

では、次の質問に移ります。

教育委員会制度改革と教科書採択についてです。政府は現行の教育行政で、いじめや体罰など、教育現場の問題に対処できないとして、教育委員会の改革を行いました。

この改革は、教育再生実行会議で議論が始まった当初から問題がありました。この会議では、教育の最高意思決定機関である教育委員会を何の権限もない地方自治体の町の諮問機関に変え、教育行政は自治体の長が直接執行することにして、教育委員会を実質上に廃止することになっていました。しかし、これは教育が国や自治体の長の政治的考えに左右されるものになってしまうと各方面からの批判の声が上がりました。そこで、教育委員会を独立した執行機関として残すことになり、教育委員会の実質的な廃止は行われませんでした。

改定後も、教育は中央集権ではなく地方分権、専門家だけの判断に偏ることなく、住民のニーズを適切に施策に反映させる仕組みであるレイマンコントロール、一般行政からの独立は変わっていないとされました。しかし、この改革で自治体の長の教育への関与は強められています。昨年12月議会で町長から、津和野町では、レイマンコントロールや教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保がなされるとお聞きしました。

そこで、津和野町の総合教育の運営と総合的な教育施策の大綱の策定について、4件お伺いします。

1点目、法によると総合教育会議は原則公開とされています。議事録の作成、公表は努力義務とされています。津和野町において、この点はどのように対応されるのでしょうか。

2点目、教育委員会制度を存続させた趣旨からすれば、総合教育会議において、教科書採択、教職員人事、研修、学校の設置・廃止など、特に政治的中立性の要請が高い事項について、協議の議題にすべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

3点目、大綱の策定は、教育委員会と協議・調整ができない事項も自治体の長の判断で大綱に盛り込むことができるようになっていますが、町長は盛り込む考えをお持ちでしょうか。

4点目、ことしは中学校の教科書採択の年です。先日より、新しい教科書候補の閲覧も始まりました。教育の政治的中立を保つために町長は教科書採択に関与するべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、教育委員会制度改革と教科書採択について、お答えをさせていただきます。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行され、本町におきましても、4月16日に第1回津和野町総合教育会議を開催をしたところでございます。会議は原則公開としておりますが、個人の秘密を守るため必要がある、または、会議の公正が害されるおそれがある、その他公益上必要があると認めるときには、会議の一部を非公開とすることができるとしております。また、会議の終了後に会議録を作成し、これを公開することとしております。

二つ目の御質問であります。総合教育会議におきましては、大綱の策定に関する協議、津和野町の教育を行うための諸条件の整備、そのほか、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策についての協議及び児童生徒等の生命または身体に被害が生じ、または、まさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議を行うことを、第1回会議で確認をしており、議員御質問の教科書採択や教職員人事等については、協議の議題としておりません。

三つ目の御質問であります。大綱の策定につきましては、平成24年3月に策定をいたしました津和野町教育ビジョンを尊重し、ゼロ歳児からの人づくり事業や津和野高校支援、定住対策等の施策をつけ加えて、あくまでも、総合教育会議において協議・調整の上、今年度中に策定をする予定としております。

四つ目の御質問であります。昨年12月の議員御質問においても回答申し上げましたが、このたびの改正で、教育委員会に対する首長の関与の拡大、レイマンコントロールや教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保を懸念される声がありますが、引き続き教育委員会は合議制の独立した執行機関に変わりはありません。議員御質問の教科書採択の方針につきましては、先ほども申しましたように、総合教育会議の協議・調整事項としておりませんし、引き続き町長の権限にかかわらない事項であると考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 総合教育会議での会議録の作成や公開をされるということですが、ホームページなどで、そういう開催される日時を発表したりはされているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 先ほどの町長答弁にもございましたように、本年度、4月の16日に第1回目の津和野町総合教育会議を開催したところでございます。

第1回目につきましては、何分、会議の開催が急なところで日程決まりましたので、事前に周知等は、ホームページ等も含めましてしておりません。今後につきましては、

今年度のところで3回程度予定しておりますので、ある程度日程が事前にわかる場合には、ホームページ等で周知をしたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） やはり公開されるということは、その日時を町民に知らせないと見に行くことができないので、しっかり、ホームページだけでなく、ほかにも、ケーブルテレビなどもございますので、公開していただけたらと思います。

先ほど、町長の御解答で、教科書採択や教職員人事などについては協議の議題としない、総合教育会議の議題にはされないということを答えていただきましたが、それは、今まで教育委員会が管轄していたことに対して総合教育会議で協議をすることはしないという意味でしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 少し御質問がわかりかねたので、的確なお答えになるかわかりませんが、これまで教育委員会が管轄として取り組んできたことについても、総合教育会議で取り上げる場合はあるというふうに思っております。

少し具体的に申し上げるならば、先ほどの議員の御質問では、学校の設置等の関するものも含めるべきかどうかというようなことの御質問であったかと思いますが、実際第1回目の総合教育会議につきましては、左鐙小学校の統廃合問題についても議題としたところであります。この理由というのは、当然、廃校ということになりましたら、このたびそうしておりますが、提案をします、条例の。それはまさに、町長が条例提案をするということにもなりますので、教育委員会がこの統廃合を基本的にどういう思いで判断をしたのかということ、それをやはり私が聞くということは、重要な過程だろうというふうにも思ったわけでありまして、そういうことから、この総合教育会議に上げて、議題をして話し合ったというような経過であります。

もう少し詳細に言うならば、まだ総合教育会議ができてない昨年の8月であったわけでありましてけれども、そのときにも、私が教育委員会から呼ばれまして、この左鐙小学校の統廃合問題について意見を聞きたいということで招かれたわけでございます。そのときに、教育委員会の思いとしては、9月議会、そのときの、去年の、上程をできないかというような御意向も持っておられたわけでありまして、私は、そのときに率直に、やはりもう少し、まだ住民や保護者の方の理解を得られるような努力も必要なんじゃないだろうかというようなことも申し上げて、その場を帰ったというようなところであります。少々激しいやりとりもしましたので、教育委員会とは。少し出過ぎたこともあったかなというふうに、少し反省もいたしましたけれども、ただやはり、教育委員会から招かれて、町長の意見を聞きたいということでありましたから、あえて私の意見を言わしていただいたということでもあります。

そして、また後ほど教育委員会のほうで、この小学校問題を協議をされて、そして結果として、私の意見も尊重していただいたんだと思いますけれども、1年延期をしよう

と、上程については。という判断を下されて、そして、基本的には4月以降の様子も見ながらということでありましたが、6月議会の上程の方針という、これは以前の一般質問でも、ほかの議員の御質問でお答えさしていただいたと思っておりますが、そういう結論を出されたということですから、私としては、もうこれ以上、この教育委員会の方針に介入をしていくということは、政治的中立性を侵すものにもなるだろうという意味で、それ以上は、もうこの教育委員会に対して介入をするということとはしておりません。

そういう経過もあっての今回のことでもありますので、私としては総合教育会議の中に、学校の設置に関してを取り上げるということは、決していけないことではないだろうと、そういう見解でもあるわけでございます。

そういう形で、一つ一つ項目で、これは総合教育会議で上げれるかどうか、なかなかルールはありませんので、難しいところではあるかと思いますが、やはり教育委員会の政治的中立性ということと、私自身がしっかり尊重するというその前提がある中で、議題については、そのときにまた決めていきたいというふうにも思っておりますが、この教科書問題や人事のことは、私はまさに話し合いにも乗せるべきではないだろうと、そういう考えを持っているというところでございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君、総合教育会議の徹底のこと、答弁要らんか。教育長、あなたのほうから答弁なし。総合教育会議の周知をしてほしいという要望が先ほどあったけど。それは総務の所管、いやいや、答えたけども。いいのあれで。寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 下森町長は、教育の政治的中立性を大変重視されているということですので、安心をいたしました。

総合教育会議において協議・調整されたことだけでなく、その首長が勝手にというか、何というか、方針を載せることが大綱にはできるんですが、町長はそれはせず、協議され、調整されて、ちゃんと納得されたことしか大綱には載せないということで、それも安心いたしました。

教科書採択のことについてですが、前回の中学校の教科書採択では、かなり世論を沸かせたことを覚えています。教科書採択は、現場の職員の意見を十分に聞き、参考にさせていただきたいと思います。教科書は分厚いので、それを全部読むっていうのはなかなかなので、やはり実際に現場で使っておられる先生の意見をしっかり取り上げて決めていただきたいと思います。

それと、ホームページなどで閲覧の期間も出していただけるといいのではないかと思います。私が閲覧しようと思ったときには、ちょっと対応がいまいち、どこにも載っていないので教育委員会にお電話して、いつ見れますかとかいうことも聞かなかったので、鹿足郡内で日原小学校でのみ閲覧ができるので、公表していただけないとなかなか閲覧に行けないと思います、一般の方は。ですので、期間や閲覧の場所とかを公表していただきたいと思います、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今の教科書の閲覧の期間の周知でございますが、6月19日から、今言われました日原小学校のほうで、この郡内では閲覧ができるようになっております。その部分につきましても、ケーブルテレビの文字放送ですか、そういったもので広報しておりますので、多分、議員さんが閲覧の情報を取りに来られた前後に正式な通知がうちに来て、それからになりますので、それより前に多分議員さんは問い合わせに来られたはずですので、この辺の時間の誤差がそういう形になったものと思います。

実際には、今、広報しておりますし、あと、益田の図書館のほうでも同じように閲覧ができるようになってますので、益田へ行かれて見られても大丈夫だと思います。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 今後もそのような対応をしていただきたいと思います。やはり教科書は、子供たちが勉強する要の一番大きな部分になるので、住民の皆さんに知っていただくことは大切なことだと思います。

では、最後の質問に移ります。

日原カントリーパークに隣接する湿生植物園の管理についてです。湿生植物園は、私の子供が小さいころには水遊びをしに行っていました。自然に触れながら子供と楽しく遊ぶことができました。以前は学校の遠足にも利用されていたようです。

現在ですが、トイレや駐車場は清潔できれいです。地域の方が掃除やごみ拾いをされているそうです。しかし、園内はかなり荒れています。問題があります。

まず、一番問題なのは、危険な箇所があるということです。池の周りに遊歩道があるのですが、そこに小さな木製の橋がかかっています。これがかなり古くなっていて、先日、私が歩いてみますと折れていました。

次に問題なのは、植木が伸び過ぎていることです。視線より高く植木が茂り、視界を遮っているため、園の奥のほうの様子がわかりません、ほとんど。そして、雑草も歩道の上まで生えていて、歩くことを遮っています。町民の皆さんからは、「植木が伸びて背丈が高い。雑草が生えていて昼間でも薄気味悪くて入りたくない」「園内に野生動物が来て荒らす、熊が出ることもある。一人では安心して入れない」などの話を聞いています。今の季節、園内は小川が流れ、アジサイの花が咲きます。爽やかな風が吹いて木陰もあり、散歩できれば町民の憩いの場となります。

そこで、湿生植物園のつくられた当初の設置目的、現在の利用状況、今後の管理計画の3件をお伺いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、湿生植物園の管理についてお答えをさせていただきます。

日原カントリーパークの設置目的は、益田地区定住圏構想を推進するため、地域の恵まれた自然と歴史文化遺産の保持に努め、町民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる農村公園を整備することにあります。

事業概要としては、計画面積9.8ヘクタール、総事業費12億1,900万円、昭和56年度から平成12年度にかけて、多目的広場、駐車場、遊具、湿生植物園、テニスコート等を整備いたしました。

現在、施設の維持管理業務は建設課、利用管理業務は教育委員会が行っております。湿生植物園の利用状況は、利用許可施設でないために把握できておりませんが、多くの人数の利用状況にはないと推測をしております。

維持管理業務については、現在、有限会社フロンティア日原と業務委託契約を締結し、運動施設、湿生植物園、テニスコートの除草、トイレ清掃をお願いしております。実際の作業は、フロンティア日原から再委託を受けた堤田老人会が行っております。

このたび、議員御指摘のような状況を現地において確認をいたしましたので、フロンティア日原に対しまして、早急に作業を行っていただくように指示を行ったところであります。

木橋の老朽化に伴う腐食破損箇所については、原形に復旧するのか、飛び石の設置等に変更するのか、早急に検討し対応したいと考えております。

業務委託契約上では、毎日公園内を巡回し、異常を発見した場合は町に連絡をする旨の記載をしておりますが、巡回に対する人役が契約額に反映されていない等の問題も確認できましたので、今後、業務委託契約を確実に遂行していく上で、どのように改善をしていくのか、フロンティア日原や堤田老人会と協議の上、対応したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） ということは、今の現状を把握されたのは、私が質問通告をされた後ということでしょうか。私が、まだ肌寒いころに湿生植物園が荒れているので何とかしてほしいという声を聞きましたので、お願いしにお伺いしたのを覚えています。そのときに対応していただけなかったのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） ことしの2月だったと思うんですが、子ども議会がございまして、一応遊具等の破損というふうなことがあって、あちこち回っております。そのときに、橋のところも歩きました。一番上流部のところの橋の1枚が腐食してるというのは確認をしました。

今回、御質問いただきまして現場に行ったんですが、ことしの2月には気づかなかった橋の腐食度が進んでいるなというふうなことで、橋の上に立って、飛んで、今、落ちると思っておりますが、両サイドのところの木が結構腐食が進んだというふうな認識を持っておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 私がお願いに上がった時点で、かなり私は危ないと判断しました。もうちょっと、しっかりと2月の時点で確認をしていただきたかったなと思います。

それと、草がかなり高くなっていたり、木が大きくなっているのもそのころから私は感じました、そこへ行ったときに。過ぎてしまったことを言っただけは何なんです、早急に対応これからしていただけるようなので、それを期待したいと思います。

それで、この町長の御解答をお聞きしていると、何かこう、町は頼んだので、フロンティア日原に頼んだので、フロンティア日原がちゃんと管理してもらえなかったんがいけないんだみたいな感覚に捉えられてしまうのですが、委託すれば任せっきりというのちょっといけないのではないか。私が無知なのでそう感じるのかもしれませんが、そこで町民がけがをすることもありますので、点検は町が年に一度でもされるべきではないかと思います。委託すれば任せっきりという感覚を持ってもよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 施設の関係で、今、委託契約を結んでいるところについて、最終的に竣工検査をする場合もありますし、そうでないところもあるというふうなことでございます。

一番の今回の問題点というのを私が考える場合に、これまでカントリーパークの施設管理という場合に、テニスコートとそれと運動施設、グラウンドですが、このあたりのところを基本的には管理をするというふうなことでおりました。その後に湿生植物園ができたというふうなことでございまして、契約の関係で後で追加が入ってきたというところでございます。

グラウンド等については、常時、堤田の老人会の方が行ってゲートボールをされるということで、そのついでに、もう施設は見れるんであろうということで、点検の経費計上してない状態でございます。それが湿生植物園ができて、結局、1日毎日行って点検とかいうふうに書いてはございますが、経費もつけてないというふうなことで、これまでの慣例がそのまま行ったというふうなことで、点検を呼んでいないというふうなことだろうというふうに思っております。

まずその辺のところを、やはりフロンティアなり、老人クラブのところでお話をさせて、どう改善するかというところを今から協議しないといけないのかなというふうに思っておるところでございます。

契約相手方というのは、それを履行していただくという信頼のもとで契約をしておるところでございまして、今回御指摘のような形があったということは、十分に反省しながら、今後に生かしていかないといけないだろうというふうに思っておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） ちょっと一つ聞き忘れたんですが、湿生植物公園には外灯があるんですが、外灯の電気が夜ついていないような気がします。トイレもつかないんですが、あれはつかないようなものだったんですか、最初からつかないつもりだった、言い方が悪いですね、切れてしまってそのままになってるのか、もう夜は電気は要らないのでつかないのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 今ついてる、ついてないという確認はしてありませんが、近くの方が切れてるというふうな御指摘もあったりして、対応はしておるつもりですが、実際にそれが夜間が切れてつかないのか、つかないようにしてあるのかというのがわかりませんので、また確認をさせていただいたらというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） また確認をしていただきたいと思います。ちょっと、きょう質問させていただくので、確認のために公園にきのう車で行ってみました。一人で行きました。後悔しました、とても怖かったです。あそこに電気がついていないと怖いです。よろしくお願いします。

あそこはほんと、整備されればとてもいい癒しのスポットになると思います。小川のせせらぎの音や小鳥のさえずりの声を聞きながら、水中生物の観察もできます。子供たちが水遊びもできます。植物園ですから、植物の名前の札なんかあるのもっといいんじゃないかと思います。

また、存在を御存じない町民の方もおられると思います。合併前につくられた施設ということをお聞きしたので、津和野地区にお住まいの方は御存じの方少ないんじゃないかなと思います。もったいないので、有効活用していただけるように広く知らせていただいてはどうでしょうか。

この湿生植物園に限らず、今、津和野町にある施設を有効に使えるようにしていただきたいなと思いました、今回。ほかにも管理ができてないためにたくさん使われていない施設があります。ちっちゃいものなんですが、その中の一つを御紹介すると、カントリーパークのテニスコートの横にある幼児用のすべり台があるんですが、それが、すべり台をすつとすべった後に、幼児が立つ場所にぽっかり穴があいていました。これはちよつとけがをするのじゃないかなと思いました。危険だと思います。

そのように、修繕すれば使えるものなんです。それで、小さい子供が遊ぶ場所がないよっていう声もよく聞きます。町内にない。だから益田まで遊びに行くんだという声もよく聞きますので、整備していただけたらなと思います。町内には公園多数ありまして、面積も広いので管理が大変だと思います。でも、津和野町の財産を町民が安全に有効に使えるように、町民が利用したくなるように管理していただきたいと思います。今ある施設を利用できるよう整備してください、もったいないです。町の施設ですので町民が

たくさん利用できるようにしてください。施設を建てたらそれで安心じゃなくて、やっぱり利用されて何ぼのものだと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で、私の質問を終わらせて……

○議長（沖田 守君） 答弁要らん。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 答弁、お願いしてもいいですか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 済みません。テニスコート横のすべり台も2月の段階では見たつもりだったんですが、問題はないというふうな思いもあって、もう一度その辺は見てみたいというふうに思います。

基本的に、今、災害に人がとられておまして、本当に回らなくて、いろんなところで御迷惑をかけておるところはあると思うんですが、御指摘をいただきましたので、またその辺気をつけながら対応させていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 厳しい財政状況でありますので、以前からつくってきたものを活用してやっていくという、その心がけが重要だろうというふうには思っております。これまでも、例えばテニスコート等も、どう言ったらいいんですか、面と言ったらいいんですか、そこの修繕を図ったりとか、そういうこともやってきてもおるわけでありすけれども、なかなかそれこそ財政が厳しいということで、全てに行き渡るような、そういうところの改修までにはいってないというところであります。

町全体として、そうしたつくってきた施設というものが活用されずに残ってるというものあるかと思っておりますので、また点検もしていきたいとも思いますし、とにかく、財政的にそういう改修が全て一遍には難しくても、やはり危険を生んでるような状況というのは、これはあってはならないことでもございますので、きょうの議員の御指摘をしっかり受けとめながら、今後とも取り組んでいきたいと、そのように思っております。

そしてまた、議員のほうでもお気づきのことがありましたら、これに懲りずに御指摘もいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 財政が苦しいのは重々承知しております。それから、災害の復旧のために人が足りないのも重々承知しておりますが、やはり、今、町長が言われたように、危険を伴うことは早急に対応していただきたいという思いがとても大きいです。それから、小さい子供を持つ御家庭を津和野町にたくさん招きたいという、Iターンの方を受け入れたいという町ですので、その辺も大変とは思いますが、対応早目をお願いしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上、7番、寺戸昌子君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程全て終了し、明日また御参集を頂戴したいと思います。本日はこれで散会をいたします。御苦労さまでございました。

午後 3 時 53 分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 27 年 第 5 回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第 3 日）

平成 27 年 6 月 23 日（火曜日）

---

議事日程（第 3 号）

平成 27 年 6 月 23 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

出席議員（12名）

1番	後山 幸次君	2番	川田 剛君
3番	米澤 宥文君	4番	岡田 克也君
5番	草田 吉丸君	6番	丁 泰仁君
7番	寺戸 昌子君	8番	御手洗 剛君
9番	三浦 英治君	10番	京村まゆみ君
11番	板垣 敬司君	12番	沖田 守君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	下森 博之君	副町長	.....	島田 賢司君
教育長	.....	世良 清美君			
参事（兼健康福祉課長）	.....				齋藤 等君
総務財政課長	.....	福田 浩文君	税務住民課長	.....	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長	.....				内藤 雅義君
農林課長	.....	久保 睦夫君	商工観光課長	.....	藤山 宏君
環境生活課長	.....	和田 京三君	医療対策課長	.....	下森 定君
建設課長	.....	田村津与志君	教育次長	.....	羽多野寿子君
会計管理者	.....	山本 典伸君			

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。昨日に引き続き、お出かけをいただきましてありがとうございます。

これから3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番、板垣敬司君、1番、後山幸次君を指名します。

---

### 日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

昨日22日に引き続いて、順次発言を許します。

発言順序7、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 皆さん、おはようございます。6番、丁泰仁です。

本日は、通告に従いまして、3件の質問を行います。

早速ですが、それでは1件目の質問に入りたいと思います。

日本遺産認定と地域活性化に関してでございますが、まずは、今年4月24日、当町が今年度、認定日本遺産18件の1件に選ばれたことを町民の代表の一人としまして、心から喜びを申し上げる次第です。おめでとうございます。

それでは、日本遺産とは、その趣旨を配付資料より少し説明させていただきます。

日本遺産、Japan Heritageの趣旨としまして、「地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化、伝統を語るストーリーを日本遺産に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形、無形の文化財群を、地域が主体となって総合的に整備活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図る」とあります。

では、この趣旨に述べられておりますように、このたびの認定の根拠となりました当町のストーリーの概要は、と申しますと、「幕末の津和野藩の風景等を記録した藩の御数寄屋番であった栗本里治、号格齊の制作による津和野百景図には、藩内の名所、自然、伝統芸能、風俗、人情などの絵画と解説が100枚描かれている。明治以降、不断的努力によって、町民は多くの開発から町を守るとともに、新しい時代の風潮に流されることなく、古きよき伝統を継承してきた。百景図に描かれた当時の様子と現在の様子を対比させつつ、往時の息吹が体験できる稀有な城下町である」とあります。

それでは次に、町民の皆さんも関心が高いのではないかとと思いますが、この日本遺産認定が当町に与える影響は、と考えますと、ちょっとその前に、話は少し余談になりますが、去る5月21日、全員協議会において、町長は、1、伝統的建造物群保存事業、2、歴史的風致維持向上事業、そして、このたびの日本遺産の認定の観光関連施策3点をあわせまして、3本の矢と発言されています。発言を聞きながら、町長の意味する3本の矢とは何を意味するのか、ふと頭をよぎりました。

なぜなら、最近この3本の矢の語呂合わせが多く、その意味内容が多種多様だからです。私なりに、この3本の矢にまつわる故事並びに最近のこの言葉をもじった政府政策を思い起こしてみました。

例えば、余りにも有名な、かの3本の矢、まず、戦国大名毛利元就の子供たちに対する家訓、三子教訓状に1557年に3人の子、毛利隆元、吉川元春、小早川隆景に書いた文書、「矢は1本では簡単に折れるが、3本束ねると折ろうとしても簡単には折れない。同じように、一族も結束して強じんに生きよ」と説く教訓。

そして、次に、現在、安倍内閣による経済政策、アベノミクスの3本の矢、1、大胆な金融政策。具体的には2%の物価上昇率を設定し、金融緩和が行われる。2番目に、機動的な財政政策。東日本大震災の復興や、老朽化した公共インフラの整備等の公共事業の拡大を中心とする。3番目に、成長戦略。主に、特区設置や規制緩和などを通じて、国内外からの投資拡大等が見込まれ、民間主導で景気を改善させることが重視されていると。また、外貨を呼び込むことや、公共インフラの拡充なども成長戦略の中心と言える等々です。

以上、記憶に新しいことではありますが、これらのことから、私なりに町長の3本の矢の意味を勝手に推測させていただきますと、毛利家家訓にまつわる故事、アベノミクス3本の矢の経済政策を重ね合わせますと、さぞかし強力な経済効果をもたらす観光施策がなされるものだとの趣旨に受け取りました。実際に、このたびの日本遺産認定に町民、特に商工観光関連業者は大いに経済効果を期待しているところでもあります。ぜひそうあってほしいものですし、そうしなければなりません。

さて、話をもとに戻しまして、本題に入りますが、去る5月21日に開催されました全員協議会におきまして配付されました資料、「津和野町における日本遺産の取り組みについて」に基づきまして話を進めます。

まずは資料によりますと、町、町教育委員会、商工会、観光協会、文化財保護委員会、伝統民俗芸能保存会等の6団体によって組織されました津和野町日本遺産推進協議会が事業主体となって、本年度総事業費約3,580万円、以下、七つの項目の内容にて文化庁に申請を行っているということではありますが、以下、ちょっと七つの項目を読み上げますと、1、日本遺産に関する総合的な情報発信事業、2、日本遺産に関する学習会等の開催、3、津和野日本遺産シンポジウムの開催、4、日本遺産普及促進事業、5、調査研究事業、6、情報発信設備事業、7、案内板、説明板の設置であります。

このうち、直接、具体的観光施策になり得る次の1、4、6、7の4点項目につきまして内容を詳細に述べてみますと、1項目めの具体的内容、まち歩きポケットガイドブック、テーマごとのまち歩きパンフレット作成。4項目めの具体的内容、観光客や町民を対象にまち歩き体験事業を実施し、今後のまち歩きプランを検討する。また、百景図に描かれた食をテーマとしたイベントを開催し、新たな魅力づくりを行う。6項目めの具体的内容、旧葛飾北斎美術館を町が個人から無償で譲り受けて、日本遺産センターと

し、情報発信の施設として利用するため、展示設備に係る整備を行う。7項目めの具体的内容、屋外において構成文化財への案内板、まち歩きプランの説明板等を整備、日本遺産センター及び津和野今昔館を情報拠点として、津和野郷土館を調査拠点として、案内板と解説パネルの制作等を行う。以上であります、このことに関しまして、以下、3点質問をいたします。

1点目、これらの事業の完成年月日はいつごろを見越しているのか。

2点目、6項目めの日本遺産センター予定の旧葛飾北斎館にて、センター開設に伴い、郷土芸術家の方々の作品、絵画、陶芸、水墨、写真等を常設展示させてほしい。つまり、ミニ文化芸術館として併用との要望があるが、この点に関してはいかがか。

3点目、遺産登録の根拠となりました歴史的、伝統的行事、あるいは、今後の課題であるインバウンド観光行事、特に、流鏝馬、鷲舞、乙女峠祭り等に対する、補助、維持助成金等の見直しをするべきだと思うがいかがでしょうか。お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さん、おはようございます。一般質問2日目ということであります。本日もどうかよろしくお願いを申し上げます。

6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。日本遺産認定と地域活性化に関してでございます。

津和野町日本遺産推進協議会による日本遺産魅力発信推進事業については、現在文化庁に対し申請を行っている段階であり、交付決定を受けて、予算額が確定しないと具体的な取り組みを行うことはできませんが、今回、議員の御質問に係る資料項目ナンバー1、4、6、7は、5月21日の議会全員協議会に商工観光課より提出いたしました資料「津和野町における日本遺産の取り組みについて」に基づかれたものと拝察をし、申請書どおりに交付決定があったと仮定をして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、項目1の情報発信事業につきましては、1番目にポケットガイドブック、2番目にまち歩きパンフレットの作成、3番目にホームページの開設、4番目にスマートフォンを利用してまち歩きができるアプリケーションの作成、5番目に津和野百景図の展示会や日本遺産に関する学習会等計画をしております。1と2については、秋の行楽シーズンを目指して作成をし、3については、交付決定後早々に立ち上げて、順次内容を充実させていきます。4については、今年度内の完成を目指します。5番についての津和野百景図の展示会については、7月中旬から9月にかけて津和野郷土館での開催を、学習会については7月から順次計画的に実施をしております。

項目4の日本遺産普及促進事業については、シンポジウムの開催、ガイドブックやパンフレットを利用してのまち歩きイベントや食に関するイベントを開催する計画でございます。シンポジウムについては10月ごろ、まち歩きイベントは9月から11月にかけて3回、食イベントは来年の3月に1回を予定をしております。

項目6の情報発信施設整備事業については、本町3丁目にある旧葛飾北斎美術館を津和野町日本遺産センター——仮称でございますけれども——として整備を行い、1階の展示室を日本遺産に関するガイダンス施設として整備を予定しております。補助事業では、日本遺産を紹介する展示、受付等に係る整備のみが対象で、その他空調設備やサインなどの施設整備、通常の維持管理費は別途町の負担が必要となっております。1階部分の展示は8月から準備に入り、10月初旬の仮オープンを目指しております。

項目7の案内板・説明板の設置については、日本遺産センターの開館や郷土館及び今昔館での展示、さらにはまち歩きイベントにあわせて順次整備を行う計画です。

なお、このセンターには「歴史まちづくりセンター」の機能も付加していきたいと考えてございます。特に2階部分については、歴史まちづくりセンターとして、歴史的風致維持向上計画の重点地区である城下町の歴史や、伝統建造物群保存地区の歴史などについての展示を予定しております。議員御質問の郷土芸術家の方々の作品の常設展示については、残りのスペースを踏まえ、他の文化施設のあり方等についても十分検討した上で結論を出してまいりたいと考えております。

民俗芸能等に対する補助金の見直しについての御質問については、1番議員の御質問でお答えをしているとおり、民俗芸能保存協会において御議論をいただくとともに、町として協力ができることを検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ただいま回答をいただきましたが、1番目の質問に対することですが、タイムスケジュールに関しましては、おいおい予算執行の様子を見ながら、また、その都度御意見を申し上げたいと思います。

2番目の日本遺産センターに郷土芸術家の方々の作品を常設展示の件でございますが、非常に、過去数年来、安野美術館、あるいは桑原史成館等に併設展示を要望してきた経緯があります。いずれもかないませんでした。このたびはぜひこの機会に要望をかなえてほしいと思います。

3点目の件でございますが、近辺の市町村を見渡しましても、これらの観光行事ほどインバウンドの観光客を集客している観光事業はありません。まさに日本遺産の認定で、これらの文化財群を地域が主体となって総合的に整備活用し、国内外に戦略的に発信し、地域の活性化を図るという趣旨に照らし合わせましても、将来、長期間これらの行事を維持していく助成金の拡大増額は必要だと思っております。

また、2020年のオリンピックまでに海外観光客を2,000万人達成させ、名実ともに国際的な観光立国に築き上げるという国策でもあるインバウンド対策にもかなうものであります。ぜひ実行をお願いするものでございます。

1件目の質問に関しまして、以上です。

次に、2件目の質問に入りたいと思います。東京事務所経営と観光協会委託に関してでございます。

東京事務所、所在、東京都文京区小石川に平成26年4月6日開設。目的としまして、主に交流人口の拡大、2、特産品等の物品販売、3、情報発信、4、関係団体親睦の4点であり、当面は文京区と連携をとりながら区内のイベントに参加して広報に努め、具体的な活動を模索していくとして開始されましたが、その結果はいかがだったでしょうか。以下3点質問いたします。

1点目、これらの目的遂行に使用されました平成26年度決算の行政支出は最終的に総額幾らですか。また、目的の具体的成果はいかがだったか説明してください。

2点目、平成27年度予算が約800万円、正確には799万円ですか、計上されています。平成26年度に比べての差額の使途を説明してください。

3点目、事業委託者「観光協会」は今年度総会におきまして、「東京事務所特別会計」にて大幅な赤字計上をしております。この間、観光協会との適切な情報交換及び指導はなされたのでしょうか。観光協会との今後の対応と課題を問います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、東京事務所経営と観光協会委託に関してお答えをさせていただきたいと思えます。少々長くなりますけれども、お許しをいただきますようによろしく願いいたします。

平成26年4月より東京都文京区小石川に津和野町東京事務所を開設をいたしました。設置目的につきましては、本町の観光等について首都圏への情報発信、交流等の充実を図ることとしております。具体的な業務内容といたしましては、1番目に旅行代理店セールス業務、2番目に特産品等の販路新規開拓業務、3番目に情報発信業務、4番目に関係団体との連携を図ることとし、津和野町観光協会に対し業務委託を行ったところでございます。

平成26年度町の決算額につきましては、津和野町観光協会への支出として委託費394万円を支出いたしました。内訳といたしましては、観光協会職員1名、臨時職員2名分の人件費として291万円、事務所運営に係る光熱水費21万円、電話代等64万6,000円、コピー代、ネット回線使用料13万8,000円、商店会会費負担金3万6,000円となっております。

次に、町からの直接的な支出としまして、480万1,759円を支出をいたしました。内訳といたしましては事務所家賃、平成26年4月から平成27年3月分として191万3,148円、事務所セキュリティ保守委託費用22万8,420円、開所式経費として職員5名分旅費59万3,340円、記念品等消耗品57万3,416円、会場使用料等21万7,890円、つわみん、記念品等運搬費25万5,712円、その他、津和野町の産品商談会などの各種イベントや文京区などの関係団体連携等に係る経費として、町職員の旅費64万7,860円、商談会チラシ、パネル等32万3,783円などとなっております、町の決算額は合計で874万1,759円となっております。

議員御質問の津和野町観光協会との連携についてでございますが、平成26年度では、津和野町東京事務所連絡会議を設置し、観光協会及び関係各課の連携体制の構築を行いました。構成メンバーは、津和野町観光協会、町商工観光課、農林課、教育委員会、つわの暮らし推進課となっております。連絡会議は年度内において7回開催し、事務所の運営体制やイベント情報の共有、津和野町観光協会の業務等についての確認、検討を行っております。また、毎月10日に津和野町観光協会より津和野町東京事務所業務月報及び日報の提出を受け、業務内容の把握を行っております。

次に、津和野町観光協会の平成26年度決算額についてでございます。この件につきましては、平成27年4月23日につわの暮らし推進課と津和野町観光協会会長、事務局長、次長と平成26年度の津和野町東京事務所の総括を行ったところでございます。その際に、津和野町観光協会の決算見込書を確認し、津和野町観光協会一般会計より津和野町観光協会津和野町東京事務所会計への繰り入れについて、当初421万円で予定をしておりましたが、決算見込みとして390万円の繰り入れを行うことの確認をしております。その後、津和野町観光協会の総会が5月26日に開催されましたが、決算書においては一般会計からの繰り入れがなされておらず、その結果、議員御指摘のとおり東京事務所特別会計は大幅な赤字計上となされた体裁となりました。この経緯については、総会までの間に津和野町観光協会より「一般会計から東京事務所会計への繰り入れが行われない」との説明は受けておらず、総会后、改めて津和野町観光協会と協議を行い、詳しくは後述をいたしますが、津和野町観光協会では決算の修正を行われ、6月16日に会員に対しての説明会を開催をされたところでございます。

議員御質問の各業務の成果につきましては、平成27年4月23日時点での津和野町観光協会との総括をもって、主な点を報告いたします。

まず、旅行代理店セールス業務につきましては、大手旅行代理店の本社や大規模な支店が多くある東京に事務所を設けたことで、本社への直接営業、企画を行うことができる体制となりました。実績といたしまして、旅行商品セールスをJTB、日本旅行など14社に行っております。平成26年度下期、10月から3月までであります。これの誘客の実績といたしましては、団体募集型及び団体型で約1,700名の皆様に津和野町にお越しをいただくことができております。

次に、特産品等の販路新規開拓業務につきましては、東京近郊での各種イベント（季節ごとの祭りなど）に参加をし、津和野町の産品等の販売PRを行っております。実績といたしましては、東京事務所所在地である文京区小石川で開催される小石川マルシェ、朝顔ほおづき市などイベントに11回参加し、149万50円の売り上げとなっております。平成26年11月20日に文京区シビックセンターにおいて、津和野町の産品商談会を開催いたしました。町内業者7社7名、商品としましては、酒、しし肉、わさび、みそ、お茶でございますが、これらに参加をいただき、来場業者19社32名、内訳は、飲食業、ホテル業、商品小売業でございますけれども、そうした方々にお越しをいただ

きました。アンケート調査を実施した結果、参加した本町業者の83%から次回同様な商談会があれば参加をしたいとの回答をいただいております。また、来場していただいた業者の68%から毎年開催をし、時季をかえてさまざまな商品を知りたいとの回答をいただいております。平成27年度においても引き続き商談会を開催をしまいたいと考えております。

次に、情報発信業務につきましては、東京事務所と町の担当がテレビ会議でつながる体制を構築し、東京事務所に相談に来られた方と担当が直接話のできる環境を整備しました。また、東京事務所を介して、関係団体や各種イベント——季節ごとの祭りや区主催のイベントなどがございますが——において町の情報、観光、つわの暮らし推進住宅、そうしたものを発信をいたしました。実績といたしましては、定住相談を2件受け、うち1件は平成27年度4月より本町へ定住していただいております、1件につきましては、継続して相談対応をしている状況となっております。イベント参加につきましては、文京区防災フェスタなど13回となっております、観光情報交換会などの説明会参加につきましては、島根県観光情報説明会ほか8回となっております。

次に、関係団体との連携業務につきましては、東京事務所を設けている文京区及びすずらん通り商店会、初音町々会等との関係強化及び島根県東京事務所など関係団体との連携を図りました。観光面においては、島根県、にほんばし島根館、島根県観光連盟、山口県観光連盟、萩・石見空港利用拡大促進協議会と連携をし、同行セールスを行って、観光客誘致を推進しております。関係団体との連携を通して、文京区議会、文京区勤労者協会ほか、多くの団体、個人の皆様に津和野町にお越しをいただきました。

引き続きまして、予算の差額であります。平成26年度当初予算604万円、補正予算275万8,000円、合計879万8,000円に対して、平成27年度当初予算799万円のため、差額は80万8,000円となっております。以下、2カ年度を比較の上、おおむね予算の差額が生じないものについては、省略をして御報告をいたしますので、多少の誤差が生じます点はお許しをいただきたいと思います。

平成26年度は開設イベントがあり、町職員旅費、その他イベント費等も含めた経費合計おおむね301万2,000円の支出がありました。一方、人件費、光熱水費、通信・リース料等については3割を観光協会に負担をいただいたため、町負担は7割となり、開設イベント経費を除いた観光協会への委託費は354万円となりました。

平成27年度は東京事務所の所管が商工観光課に移ることとしたため、新年度における事業展開については1年目の結果を踏まえ、再構築することも考え、町職員の旅費、事業費及び一部人件費、運営費を含んだ委託料については予算計上を控えておりますので、観光協会の委託料570万8,000円のみとなっております。なお、委託料の増額については、観光協会より繰入金の支出が厳しいとの連絡がありましたので、人件費の職員については観光協会負担を2割に軽減、臨時職員分については全額町負担としたことが要因でございます。

よって、平成26年度イベント経費等301万2,000円と委託料354万円の合計655万2,000円から、平成27年度委託費570万8,000円を差し引くと、おおむね80万円の差額となります。

つきましては、後段で御報告をいたしますが、観光協会の総会後に把握をしました観光協会一般会計の損失を踏まえますと、さらなる観光協会への負担は難しいとの判断もいたしますので、9月補正において事業費及び一部人件費等の予算化が必要と考えます。現時点ではおおむね470万円程度の補正予算を検討している状況でございます。

引き続きまして、5月27日の観光協会総会において報告された観光協会決算、東京事務所関連の450万6,625円の赤字決算についてでございますが、前述のとおり、町としましてはこの時点まで、過大な赤字決算については把握をしておりませんでした。

当日、観光協会総会ではこの決算については承認をされましたが、記載ミスも含め、大変わかりにくい報告書となっていたため、町としても追加の説明をお願いし、協会が事務委託をする税理士の指導も受けながら、再度わかりやすいように補足説明資料も提供いただき、精査の上、協議を行いました。

その結果、観光協会特別会計、東京事務所損益計算書においては、同予算額435万3,673円に対して、決算額461万6,578円の観光協会一般会計からの繰り入れにより、観光協会東京事務所については、10万9,953円の余剰金が計上をされております。

なお、観光協会一般会計損益計算書においては、マイナスの551万306円、その他特別会計を含めた全体予算としてはマイナスの524万3,414円ということでの損失が発生をしております。この損失としては、観光協会は昨年度を災害復旧元年と位置づけ、攻めの事業を展開するとの方向性を定め実施をした結果、特産品販売等の収益事業、ホテルバス等の公益事業で過大な収入を見込んだこと、収益事業及び公益事業でも予算を超過した事業を実施したこと、さらには東京事務所への一般会計からの繰り出し金についても予算編成段階において、収益事業にその財源を過度に依存し過ぎたことなどが、赤字決算の要因であったと説明を受けております。

以上の経過については、6月16日の観光協会が行われた会員に対する決算に関する補足説明会において、全会員に補足資料を送付の上、説明が行われました。また当日、今後は予算執行を観光協会理事会としてより厳格にチェックし、執行部が定期的に事業内容の指導管理を行うこと、また、旅行代理業、町家ステイの収益事業は着実に実施をしながら、他については過大な収入は見込むことなく、公益事業について町とも緊密に連携をしながら、予算内で着実に実施するとの改善策も示されました。

最後に、東京事務所の今後の対応と課題でございますが、商工観光課においては、より効果的な事業展開を図ることができるよう関係各課とのヒアリングを実施し、必要とされる事務内容の全体量を把握をいたしております。その後に優先順位をつけて年次計

画に沿って取り組むための総括表、個別事業シートを作成し、委託先の観光協会とのすり合わせを行った上で、着実に一つ一つ取り組んでまいりたい考えでございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ただいま詳細な答弁をいただきました。

少し整理する意味で、私なりに、委託事業者でもあり共同事業者でもある観光協会の東京事務所に関する決算の総括を少し説明をしてみたいと思います。

去る5月26日に開催されました平成26年度観光協会総会決算資料によりますと、東京事務所、これを観光協会としましては営業戦略事務所として位置づけ、目的は、ただいま答弁にありましたように、1、旅行商品セールス業務、2、特産品等の販路新規開拓業務、3、情報発信業務、4、関係団体との連絡業務です。

次に、損益計算書、答弁にもありました一般会計よりの繰入金461万円、修正前の数字ですが、むしろ正味、活動内容及び損益内容がよくわかるのでありますが、ざっくり申し上げますと、収入が707万2,371円。これは、当初予算約837万円予算化しておりますが、ここで既に収入がマイナスの130万円という。それから、支出、これは1,157万8,996円。当初予算総支出額837万円でありましたので、ここでマイナス320万円。トータル、マイナスの450万円。つまり、差引き当期剰余金マイナス450万6,625円です。

また、支出の主な内訳として、人件費が572万6,595円、公益事業費245万6,800円、一般管理費228万9,625円、仕入れ原価110万5,926円と、これは主な支出の内訳でございますが、こうやって見ますと、人件費572万、ここは当初予算で521万を見込んでましたが、マイナス50万円になったんですが、主たる赤字要因を考えてみますと、一つは、東京だと言って見知らぬ土地における初期投資の結果、費用対効果の落としどころがどうもつかめなかったのではないかと。2番目、行政の負託に応えるべく、ちょっと張り切り過ぎたんじゃないかなと。例えば、関係団体親睦の目的に相当するかと思われませんが、イベント2科目で総予算170万のところ最終的には226万、赤字56万と。これは、開設イベント、いろいろのイベントがありますが、イベントだけで既にこのときに196万と予算を上回っております。3点目は、やはり人員の配置のミスにより人件費が拡大しました。さきに述べたとおりでございます。

これらから、答弁にもありましたが、今後の東京事務所運営につきまして再度意見を申し上げたいと思います。

1点目は、今後は行政の適切な指導が必要であり、補助金などの委託金を預けるだけでなく、観光協会と適宜情報交換し、協議を重ね、過度な負託を課さないこと。2番目、予算を絶えず適宜チェックして、無駄な金額を支出しないこと。3番目に、目的の目標値及び費用対効果を見定め、事務所存続の意義を絶えず確認する必要があると思います。

以上、3点でございますが、このことに関しまして、できることならば東京所長である担当課長からひとつ決意を今年度の東京事務所運営に対するお話を、まあ、決意ですか、ひとつ述べてほしいなど、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員から御指摘のございました今後の展開についてでございますが、おっしゃいますように、東京事務所を立ち上げた上で、やはりそこへ対する町の予算という部分では、まあ、最初ということもございまして、なかなかそこを見定め切れなかった部分があったというのは正直なところかもしれません。また、観光協会におかれましても、そこへの支出を、収入を見込んだ上だとは思いますが、多額の繰り入れをできるというところを踏まえた部分もあると思いますので、そういったあたりにつきましては、今後また、先ほども町長からも申し上げたところでございますが、9月補正等においても対応をまたお願いをしながら見定めていきたいというふうに思っております。

今後の展開につきましては、なぜに文京区に東京事務所ができたかという原点に立ち返りまして、森鷗外先生を通しての本町と文京区のえにしを強く打ち出すことで、東京事務所の存在意義を浮き立たせていきたいというふうに考えております。その部分では、現在の東京事務所の外観を含めましても、なぜにここに東京事務所があるのかという部分についてもまだまだ、アピールというか、打ち出し方、説明が足りないような気がしております。そういった部分の改善も図っていきたいというふうに考えております。

また、津和野町出身の東京ほか首都圏在住者、特に、若い津和野町出身者につきましては、東京津和野会、また津和野高校の東京支部等そういった団体もあるわけですが、なかなか若い方が入ってきておらないというような状況もございます。そういった方についても今後より把握を努めて、友人関係等の町民の皆様の御協力もいただきながら把握を努めさせていただいて、データ化し、皆さんとの交流が図れると、何かあれば東京事務所が文京区にあるよという形で、親しく近寄っていただくようなことを考えていきたいと思っております。そのことで、情報提供を行うことで、あわせて文京区民の皆さんにも東京事務所への親しみ、認識を深めていただくように努力したいと思っております。

一方で、こういった地道な活動も続けながら、東京事務所を通じた観光客の誘客などについても押し進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） よろしいですかね。

○議長（沖田 守君） 簡潔にお願いします。

○町長（下森 博之君） はい。濟いませぬ。大変濟いませぬ。この観光協会での、数年前にこうして協会に若い方々が職員として入ってこられたということで、その当時は国の補助事業があつて、3年間人件費等がございましたので、補助で、そうした中

で一生懸命取り組み、頑張ってくれたわけでありますけれども、その3年目の補助事業が終わって、4年目からどうするかという、そのときの問題として、やはりそういう職員が頑張ってくれている、これからも観光のために頑張ってもらいたいと、そういう背景があって、町も4年目以降は補助金に頼らず一般財源を投じてやってきたという経過であります。

だからこそ、観光協会には常に収益事業等も頑張ってもらっていて、この町からの補助金をできるだけ減らしていくような努力をお願いしたいというのをずっと投げかけてきたことでもあります。それが観光協会もその辺を頑張ろうという中での予算に、収益事業を少し多目に計上し過ぎて、それがなかなか実績としてついてこなかったということと、その部分をまた東京事務所の人件費等に予算上は充てておいたので、それが結果としてのこういう赤字のような、人件費部分を補えるようなものにはつながらなかったということだというふうに思っております。

我々としては、当然その補助金を減らす努力もしていただかなきゃなりません。やはり、補助金を出す観光の振興という本来の目的もあろうかと思っております。観光の数字の実績というものをやっぱり上げてもらう、それもやはり、補助金を出す一つの効果だろうというふうにも感じているところであります。

こうした中で、東京事務所、今後もこの観光の誘客の取り込みです、ここをやはり最優先に、私としては頑張ってもらいたいということを伝えております。

先ほど議員から、張り切り過ぎたというのがあり、まさにそのとおりだということもあるかと思っております。去年は特産品の販路開拓とか、いろんな面に手を広げ過ぎたという部分はあると思います。これ1年目でありましたから、今後は2年目として、やはりそれを整理して、まずは優先順位として観光客の何人ふえたかということへこだわって、そこを最優先に取り組んでもらいたいというのを私の気持ちとしても伝えているということ。そのことは、この旅行の商品を開発する業務を持っておりますので、観光協会が、ですから、確実に着実型の商品を具体的につくって、それを東京事務所を通していろんなPRをして、そして津和野にお客様を送り込んでいただければというところを頑張ってもらえば、この旅行業務も収益につながっていきますので、そういう面でのいい循環がしていけるんじゃないだろうかというのを、私としては今後に期待をしているということでもあります。

それから、もう一点だけありますけれども、今後、やはり文京区さんとの関連というのを非常に重要にしていきたいという思いがあります。といいますのも、日原のほうの、日原地区のにぎわい、中心地のにぎわい創出事業というのを取り組もうとしております。これは、空き家を改修をして、なかなか日原地区はすぐに観光ということにはなりません。ただ、まずは町民の皆さんがそこに集って楽しんでもらう場づくりをしようということと、それから同時に、合併10周年に合わせて、美しい森のモデル林をこの日原地域の山林に、できればペンションの下ぐらいのところにと考えております。

うものをつくりたいと思ってます。これは単に林業というだけの視点ではなくて、まさに地元の方や親子がそういう森林で遊んでいただいたり集ってもらう場づくりもしたい。

それから、日本遺産に高津川が認定をされてるということもあります。それはまさに、その川の川づくりを通して、川でも集って遊んでもらえる場をつくりたい。それは、まず町民の皆さんが楽しんでもらう場づくりから始めていこうと思ってますが、その次のステップとして、まさに文京区の区民の親子の方々やそうした方々にその楽しみ方を提案をして、また体験型で来ていただければ、それがまた体験型観光ということで日原地域の振興にもつなげていけるんじゃないだろうかと、そういう理想も持っているという状況でありますから、この東京事務所はやはりしばらく続けさせていただきながら、その辺を十分に機能させていくような事務所としてしっかり取り組みをしていきたい。きょう、本当に、議員から御指摘をいただいたことは深く受けとめながら、しっかりと予算管理も含めて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ただいまいろいろ決意、あるいは今後の計画をお聞かせいただきまして、来年度の決算におきまして朗報がもたらされますよう期待しております。どうか頑張ってください。よろしく申し上げます。

それでは、3点目の質問に入ります。

「津和野高校英語塾HAN-KOH」の成果と今後の課題につきましてですが、先般5月26日の津和野高校活性化委員会にて得た英語塾に関する報告によりますと、まずは講師陣の英語塾取り組み姿勢としまして次のように述べています。「津和野高校生は学力層の幅が大きく、最難関大学を受験する者から偏差値40未満の者までいる。主に生徒の勉強へのモチベーションを上げることから取り組みを行った」とあります。このことから相応な御苦労が見受けられますが、平成26年度英語塾成果としまして、以下の実績を掲げております。1点目、津和野高校生の50%が通塾。2点目、国公立大合格者数14名、過去9カ年で最多。3点目、津和野高校入学者数、平成26年度68名、平成27年度は71名に増加しております。まさに官民一体となって津和野町養老館教育に取り組んだ決断と実行の成果だと思えます。やればできるものだと改めて感心するとともに、この場をおかりしまして、講師陣の御苦労に敬意を表するとともに感謝を申し上げる次第です。

これらのことを踏まえまして、以下質問をいたします。

私は、平成26年6月定例会にて、26年1月の広報「つわの」を参考資料に、入学者の将来減少に対しての不安を取り上げました。平成27年度以降の津和野高校入学者予測はまことに不安定そのものでした。しかしその後、英語塾の開設により一挙に潮目が変わったかのように入学者がふえ、一息しているところでございますが、次の課題が生じてきているようです。

それは、人的支援及び塾での学力保証支援につきましては対応する体制が整ってきているようですが、ちなみに現在、塾講師及び支援スタッフは、平成26年度4名、平成27年度7名と伺っております。英語塾の好評により、塾の効果から津和野高校に入学する者がふえ、入寮者がふえていることです。現在、64名の定員に対して49名入寮、充足率が何と76.5%に達しております。益田圏域からの入学者がふえ、塾に通うため寮に入る生徒がふえております。

また今後、全国募集を行っていく際には、さらに入寮者がふえていく可能性が高いようです。まことに喜ばしい現象ではありますが、今後29年度、30年度の町内中学生の卒業生徒数の減少に鑑み、さらに一層の全国募集を行っていく必要があります。その際には寮室の不足問題が生じると思われますが、いかなる対策をお考えですか。お示してください。

また、英語塾の対象を、今年度より中学生まで拡充する予定ですが、現在、進捗状況はいかがですか。お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、「津和野高校英語塾HAN-KOH」の成果と今後の課題についてお答えをさせていただきます。

津和野高校の生徒数につきましては、津和野高校の魅力化、町営英語塾HAN-KOHなどの取り組みから、津和野高校への入学志願者数が増加をしており、平成27年度においては定員80名に対し、71名の入学者数となっております。

生徒募集につきましては、まず町内、圏域からの入学者数を確保することを第一と考え取り組みを行ってまいりますが、町内の中学校卒業生数は、平成27年度48名、28年度59名、29年度44名、30年度38名と推移する見込みとなっており、減少傾向が予測をされることから、より全国募集に力を入れ、生徒数の確保を図ってまいります。全国募集で入学する生徒につきましては寮を利用することとなり、議員御指摘のとおり、今後、寮不足の問題が重要な課題になると認識をしております。島根県教育施設課との協議を行いながら、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、町営英語塾の中学生への対象拡充についてでございます。

町営英語塾HAN-KOHでは、中学コース開設のため、8月より新規講師1名を採用することとしております。科目等については現在検討中ではありますが、週3回の授業としたいと考えております。

授業時間については、町内中学生・保護者へのアンケート調査結果から、1限目を午後7時10分から午後7時55分、2限目を午後8時5分から午後8時50分で設定をしたいと考えており、日原中学校の生徒については日原地区よりバスの送迎を行うこととしております。

生徒の募集につきましては、教育委員会と連携を図り、生徒及び保護者への周知を図ってまいりたいと考えております。

実施時期については、教育委員会と協議を行いながら、秋ごろの開講を目標に検討を進めてまいります。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 1点目の寮のことにつきましては、将来的には避けて通れない問題です。大変難しい問題かと思いますが、今後とも関係機関と情報交換を密に、引き続き御苦労をお願いするものです。

2点目の中学生英語塾に関しましては、今後将来、教育の町として養老館修復工事完成後に、まさに藩校養老館にて中学生英語塾のみならず、小学生、さらには町民にもあらゆる学習の場として講座が開かれる、そういうことを私ながら夢見ているものであります。その基礎づくりをしている大事なときだと思しますので、今一押し頑張ってくださいようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上、6番、丁泰仁君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、10時10分まで休憩といたします。

午前9時58分休憩

午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序8、3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 3番、米澤宥文でございます。通告に従い、4点質問いたします。

まず1点目に、津和野城主の映画、テレビドラマの依頼ということであります。

観光津和野の大発展を期し、津和野城主御三家「吉見氏・坂崎氏・亀井氏」の映画またはテレビドラマ制作依頼についてであります。

まず第1話としまして、初代城主、吉見頼之氏、石川県北部の能登から元寇、つまり蒙古軍14万が4,000艘の船で、九州福岡周辺に押し寄せた、蒙古襲来のことあります。

この翌年1282年、今から730年前に鎌倉幕府から西国沿岸防備を命ぜられ、石川県能登から800キロメートルの遠隔地にあるこの西石見地方の津和野に赴任されてこられました。800キロメートルの赴任の旅は、陸路か船路かわかりませんが大変な行程であったと想像ができます。

津和野へ着任から13年後の1295年から津和野城築城に取りかかり30年を費やして完成したと言われております。西国沿岸防備を命ぜられた吉見氏が、海から遠く離れた津和野へ、なぜ築城したのか興味深いものがあります。

まず第2話として、第2代城主、坂崎出羽守直盛氏であります。1600年に吉見氏にかわって岡山から入城し、近世城郭に大改修を行い、出丸や天守を築いております。

このほかにも城下に側溝を多くつくり、蚊の大発生に備えコイの養殖をし、また和紙の原料の楮の植樹を奨励し、後の津和野藩に与えた影響は大きいと言われております。

特に大きい事件は、徳川家康の孫娘、千姫を燃え盛る大阪城から救出した悲運の武将でもあり、時の権力者徳川幕府に盾突き、千姫奪還を企てた強烈な個性の持ち主であります。

千姫奪還に失敗し、切腹または家臣に殺されたとの説もあります。大阪城の救出に関しましても、坂崎出羽守が救出したのではないとの説もあります。謎の多い武将であります。

第3話としまして、第3代城主、亀井正矩氏、400年前の1617年に坂崎氏にかわって、関ヶ原の戦いの戦功で鳥取県因幡国鹿野藩から入城以後、明治維新まで11代続き、最後の将軍徳川慶喜の相談役西周や文豪森鷗外など偉人を多く輩出しております。

特に、初代正矩氏は徳川幕府が重要な姫路城を任せる話があったとの説もあり、すごいことであったと思っております。

以上のことをしかるべき脚本家に依頼をされてはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野城主の映画、テレビドラマの依頼についてでございます。

映画やテレビドラマといった映像コンテンツを利用した情報発信については、映像によって紹介されることで知名度が向上し、観光客の増加、その地域の特産品等の消費拡大、地域資源の再発見など、観光振興のさまざまな面において有益であると言えます。

現在、全国十数カ所でNHK大河ドラマの誘致活動を行っていると同っておりますが、そうした市町では、ドラマ誘致推進協議会などの組織を設立、地元主導による誘致署名活動や資金募集など官民一体となった活動を展開をしているとのこと。

歴史を題材にした映像制作には、その歴史自体の全国における知名度も重要となっており、今の段階で津和野城主を題材にした映像制作は、制作担当に対してインパクトがあるのかどうかは不透明でございます。

しかし、当町では、城主を初め森鷗外や西周など著名な歴史的人物を多数輩出をしております。観光戦略をしっかりと立てた上で、本町主導による脚本依頼と、あくまでもテレビ局、映画制作会社等のメディア側主導のドラマ誘致を、映像制作におけるメリット・デメリットを十分に精査をしながら、今後、検討していく必要があると考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 兵庫県朝来市の天空の城として一躍有名になりました竹田城、これは映画、天と地の撮影後、年間50万人以上の入城者で大きな観光資源

になっております。初代城主吉見氏は14代、約320年間、3代城主亀井氏は11代、約250年続いております、ドラマ化はなかなか困難かもしれません。しかし、2代城主坂崎氏は1代、16年間の間に、津和野観光の代表的な堀割の整備、藩財政を潤した和紙原料、楮の植樹奨励、徳川時代の大事件である千姫奪還を企てた強烈な武士の矜持を持った人物であります。このドラマ化は可能かと思われま。

余談ではありますが、25年暮れ、益田市の友人に田渕久美子先生の実家を聞いたところ、自分は今そこにいる田渕久美子先生も本人もここにいるということで、用件を津和野城主の脚本制作依頼の可能性があるか面会したいと伝えたところ、仕事の話は、東京新宿六本木の所属プロダクションを通していただきたいとのことで、26年2月ファクスで担当者に接触したところ、大変感觸のよい返信がありました。26年8月上旬に所属プロダクションを訪問しましたところ、ちょっと会えませんでしたけれども、しかし、このことは、一個人、一議員のすることではないと思ひ、結果として会えなくてよかったですと思っております。

ただ待つよりも、津和野観光のますますの隆盛のため、津和野町が動き、前向きに検討されることを期待し、次の質問に入ります。

2番目として、津和野城城壁下の樹木伐採とモミジの植樹並びに雲の上の城連携で世界遺産登録ということであります。

津和野町の最大のシンボルであります津和野城跡の雄大な全石垣の出現並びにモミジの植栽、また世界遺産登録についての質問いたします。

一つ、津和野城壁の石垣は、森村から本丸の高さ6メートルの石垣は3分の1程度しか見えません。右側の2の丸・左側の3丸の石垣は樹木で全く見えません。これほどの雄大で見事な石垣を見えないというのはまことに残念であります。

国道9号線からは、本丸の石垣高さ6メートルの半分は樹木で見えません。右の2の丸・左の3の丸の石垣はやはり樹木で見えません。そして、出丸の石垣は全方向ほとんど全く見えません。そして、高田・喜時雨側からの本丸、出丸とも、わからない者が行けば、どこにあるのか全くわかりません。ここは、いずれ作業道も入り、観光する人もいずれ多く行く道だと思ひます。ぜひとも樹木の伐採はすべきだと思っております。

伐採後は、これは案であります、石垣根元から12メートルから13メートル下方にモミジを植栽し、日本で唯一のモミジ、またはカエデ城を創出し、観光客増大を図ってはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 米澤君、2項まで3項目。

○議員（3番 米澤 宥文君） もう一点ありました。

ことし4月24日、文化庁から日本遺産第一弾に「津和野今昔～百景図を歩く」が全国83件提案の中18件に選ばれたばかりであります、欲張りではあります、あえて提案をいたします。

二つ目として、日本のマチュピチュとも・天空の城とも呼ばれる雲海上のお城・島根県石州津和野城跡・岡山県高梁市備中松山城・兵庫県朝来市竹田城跡・福井県大野市越前大野城——これは天守閣があります——そして五つ目に三重県熊野市赤木城跡の5カ所連携で世界遺産登録を目指してはいかがでしょうか。

ことし5月初旬、幕末から明治維新の重工業施設を中心とした約150年前の「明治日本の産業革命遺産」の福岡、山口など広域の8エリアの23施設がイコモスから世界文化遺産に勧告されました。

雲海に浮かぶ津和野城址は約720年前の鎌倉時代の築城であり、ほかの四つの城もクレーンやユンボ、そしてブルドーザー等重機のない時代に人力、また牛、馬の力で山の頂に壮大な石垣と城が築かれたものであり、世界遺産の資格は十分あると思います。

津和野城址1カ所では、とてもかなわぬことではありますが、岡山、兵庫、福井、三重の雲海に浮かぶ城郡エリアで登録運動は価値があると思います。

津和野町と島根県が中心となって関係機関に呼びかけることに大きな意義があると思いますが、いかがでありますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、津和野城跡のモミジの植栽と世界遺産の登録運動についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、津和野城跡の樹木につきましては、城下町側の石垣の周囲約10メートルの範囲については、以前許可をとって伐採し、その後は毎年刈り払いを行っておりますが、議員の御質問にありますように、その周囲の樹木が成長し、石垣が徐々に見えにくい状況になっている状況でございます。

議員の御質問にありますように、現在の城跡はモミジやケヤキの木が醸し出す石垣とのコントラストが美しく、春先や秋の紅葉等とてもよい景観を形成しており、現段階でもモミジ城と言える状況にあると考えます。

ただし、以前の一般質問にもお答えしておりますとおり、現在、津和野城跡は、国の史跡としての制限のほかに県立自然公園や保安林にも指定されており、樹木の伐採については、文化庁のほかに県自然環境課や県森林整備課にも、その許可申請が必要となります。特に自然環境課につきましては、基本的には主伐の方向性が強く、今回の御提案にあるような、ある程度伐採規模が広がりますと、伐採に当たっては自然環境調査を行う等、より慎重な対応を求められますので、簡単には伐採を進めることができないと考えます。

二つ目の世界遺産登録についてでございますが、5カ所の山城で世界遺産を目指してはどうかという御質問でございますが、議員の御質問の中にありますように、重機のない時代には山の頂に壮大な石垣を築くことは容易ではなく、当時の技術の高さには驚かされますし、ほかの山城と連携した取り組みを行うことは観光振興にも一定のアピールになるかと考えます。

しかし、世界遺産の登録につきましては、単に五つの城を一つにまとめれば認定に値するものではありません。連携する城の関連性を証明する必要がありますし、学術的に関連づける事実やストーリーが築けるものでなければなりません。

今回、新制度の日本遺産に認定されることができ、その事業も今からより具体的な内容を進めていく段階です。現在全く白紙の世界遺産の登録に力を注ぐことで、アブ蜂取らずの状況に陥ることにならないように、まずは、せつかく認定されました日本遺産制度を十分に生かした取り組みを確実に進めることが大切であると考えます。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） まず1点目の樹木伐採であります。モミジの寿命が600年とも800年とも言われております。また、樹高は12メートルから13メートルほどであると思います。

津和野モミジ城の実現は、モミジの成長待ちで20年後になるかと思われま。

津和野城の石垣修復も20年かかると鳥取市の石工の棟梁から聞いております。この棟梁は、鳥取城修復と二本松城を修復された石工の棟梁であります。ちょうど石垣修復と合致する時期であります。20年後、春のモミジの新緑、秋の紅葉、冬の壮大な城壁の出現、そして雲海に浮かぶ城跡の見学に観光客が押し寄せると思っております。20年後、石垣修復とモミジ成長で観光津和野はますますの繁栄を目指していただきたいと思っております。

樹木伐採についての回答につきましては、昨年9月の一般質問、これは津和野城内の石垣の上、または石垣内から乱立する樹木の伐採を提案したところでありますが、このときの回答とほぼ同様の伐採に当たっては、自然環境を行うと、より慎重な対応が求められます。簡単には伐採を進めることができないと考えますとのことですが、できないと考えますとは、町は関係機関に何の問い合わせもしていないと解釈してよろしいでしょうか。言葉尻を捉えて、再質問するのは余り好きではありませんが、ここははっきりしていただきたいと思っております。

6月14日の山陰中央新報に津和野城跡と同様の国史跡であります安来市の月山富田城。2015年度に始めた富田城跡整備計画で山頂部の本丸などの樹木を伐採し、石垣など城としての景観を確保し、観光客を呼び込むとありました。やはり国史跡の兵庫県朝来市の竹田城跡も城壁下の樹木を伐採して、城下がよく見えるようになっております。ほかの国史跡の山城の樹木伐採が、これはいとも簡単にとは思いませんが、いとも簡単に可能であり、津和野城跡だけが簡単には伐採を進めることができないというのは少しおかしいのではないのでしょうか。

ことし初めのNHKで、千葉県か埼玉県かちょっとはつきり覚えておりませんが、林を公園にする取り組みで、多くのふるさと寄附が集まり公園化が進んでいる番組がありました。もしも多額の整備費が必要であれば、津和野町もふるさと納税のお礼ばかりで

はなく、このような取り組みで津和野城周辺樹木伐採実現に向けて、津和野ふるさと寄附を呼びかけてはいかがでしょうか。

ということで2点ほど回答をお願いしたいと思っております。

というのは、町は関係機関に何の問い合わせもしてないと解釈してよろしいか。また、ふるさと納税の寄附を呼びかけてはいかがでしょうか。

ついでですが、築城当時の山城の特徴が、城下が見渡せることであります。このように戻すべきではないかと思っております。雑木は伐採しても伐採しても枯れません。何百年も、まき、炭を出しても枯れておりません。また、林を切って、木材を搬出してもすぐまた林になります。ということで、要らないことですが注釈を申し述べさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、関係機関への問い合わせの件でございますけれども、この議会質問に対しての問い合わせはしておりません。

前回の9月の議会のときに一応確認をさせていただいております。

その内容として、特に自然環境課でございますけれども、この部分につきましては、昨年、うちの事業として作業道を入れる事業に際しましても、御承知のように自然環境調査を求められております。一定の大きさが広さを伐採するということになると自然環境調査がやっぱり必要とになると。それから今回、災害復旧で表門のほうの災害復旧が、ことし工事に入る予定でございますが、ここにつきましても、まあ、前回ほどの自然環境調査の必要はないが、という注釈ではあります。一応生物学的に問題がないという専門家の意見を添えて事業にかかってほしいというふうに言われておまして、そういった対応を求められております。やはりこれだけの面積を、城跡周囲を伐採をするということになりますと、それなりに環境調査は必要になってくるということが事実的に過去の経験から申し上げたところでございます。

それから、今のふるさと納税でございますけれども、事業費自体がないから、これが切れないという感覚でお答えをしておるわけではございませんので、もちろん維持費に、そういった御寄附がいただけるということであれば大歓迎ではございますけれども、まずは石垣の修理を着実に進めていくということを優先をしていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 安来市の月山富田城は、昨年、新聞を見ますと計画をし、ことしが実施の年とあります。城の可視化と、どこからでも見えるということをやっておられます。このように、去年計画して、ことし、もう実行に移せるということは、もうちょっと、まあ、できるかどうかわかりませんが、よそのやり方も参考にしてみるべきではないかと思えます。

それと、世界遺産登録の文化遺産は顕著な普遍的活用を持つ建築や遺跡などがあります。顕著だとは、著しいこと際立って目につくこととあります。皆さんに資料はありませんけど、この登録基準の(4)は、人類の重要な時代を伝承する建築様式、建築物群、技術の集積、または景観の優れた例とあります。戦国時代の技術の集積であり、景観に優れている遺跡だと思います。5カ所連携すれば十分資格はあると思っております。ちょっと言葉が足りませんでした。質問内容は、今すぐに世界遺産登録運動ということではありません。お城の石垣修復が完了する20年後を目指していただきたいと思っております。

3番目の見晴らし台広場整備事業に入ります。多くの町民や観光客の方の大きな関心ごとであります。見晴らし台整備事業。

平成27年度の新規事業で9号線の旧ドライブインや旧ホテル等、見晴らし広場整備事業が組み込まれたことは観光津和野にとって大きな朗報であります。

歴史的風致維持向上計画の重点区域における施策・事業の概要に記されていますが、津和野町がことし4月24日の日本遺産第1弾認定の前のこととあります。この事業について、最優先課題としてできるだけ早期の実施、実現はいかがでしょうか。

○議長(沖田 守君) 町長。

○町長(下森 博之君) それでは、見晴らし広場整備事業について、お答えをさせていただきます。

今年度行う予定であります歴史的風致維持向上計画に基づく事業内容は、藩校養老館保存修理事業・空き家再生事業・休憩施設等整備事業・津和野駅周辺整備事業・水路修景改良事業・旧城下町等サイン整備事業であり、現在の計画では、見晴らし広場整備事業は平成30年度から実施する予定となっております。

議員御指摘の国道9号線脇にあります建物につきましては、景観阻害要素として以前より懸念されており、町としても早急に実施したい考えではありますが、所有者の御理解はもちろんのこと、解体・整備するためには多額の費用や複雑な手続きが生じることが予想されます。

また、町単独事業として取り組むには厳しいことから、国や県と協議をしながら進めていく必要がありますが、この事業については都市再生整備事業の活用が考えられ、現在、その補助事業を利用するための計画策定に着手をしたところでございます。

津和野町が日本遺産に登録されたことによる観光客の増加等の面からも、環境が整い次第、計画の見直しも含め早急に対応したい考えはありますが、見晴らし台整備事業以外にも、優先すべき課題等がほかにある可能性も考えられるため、関係機関等で連携をし、しっかり内容を精査した上で優先順位を決定し実施をしたいと考えております。

いずれにいたしましても、日本遺産認定の大きな要因ともなった本町のすばらしい自然や街並みの景観を守ることは、観光振興にとって非常に重要であると認識をしております。その他の空き家や空き店舗、殿町通り等の路面など、数多くの課題が生じており

ますので、行政としての責任を果たすとともに民間所有者の方々にも景観に配慮した取り組みが一層進められるよう、啓発活動等を進めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（3番 米澤 宏文君） 国道9号線沿いの見晴らし台整備については、過去、同僚議員が一般質問をしております。建築物撤去に向けた取り組みは、観光誘致にも大きく前進する事業であり、大いに期待をいたします。もちろん、所有する相手もあることです。ぜひとも御協力いただけるよう努力をお願いしたいと思います。

そして、また9号線といえば、まず津和野町を通過、またはおりられる方がいっぱいあります。ここをできるだけ早く整備することが大事と思っております。

先日も、岡山の友達がやってまいりまして、やはりこのことを問うと城跡が見えないと、もったいないじゃないかという言葉、これはもう幾人からも聞いております。ぜひともお願いしたいと思います。せっかく見晴らし台広場を整備するのであれば、そういうことも考えていただきたいと思っております。

4点目、津和野百景図模写または錦紗とも言いますけれども、これの展示場所の提供であります。

津和野町が平成27年4月に日本遺産認定の原動力となった「津和野今昔～百景図を歩く」の「津和野百景図」の模写が鷺原地内の県道萩津和野線そばの倉庫に38枚展示してあります。これは6月中旬のことです。新聞紙上でも何回か紹介されております。

製作者は鷺原在住の石見神楽面作り師の方の作品であります。観光にも大きく貢献する作品であります。ぜひ、格好な場所を選定し展示の場所を提供されてはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野百景図模写の展示場所提供についてお答えをさせていただきます。

個人の方が、「津和野百景図」に関心を持っていただき、また模写を行って広く周知に努めていただいていることについては感謝をしているところでございます。

今回の日本遺産の認定をきっかけとして、町民の皆さんが町の歴史にさらなる関心を持ち、津和野町の文化の保存、継承と魅力づくりに向けた取り組みなどが町内各地、さまざまな団体、個人の方々によって始まり広がることを期待をしているところでございます。

行政、企業、各種団体、個人、それぞれの立場で、日本遺産の価値を高め、魅力あるまちづくりに向けた取り組みを行っていただくことが必要であるとも考えておりますが、特に文化面においてはさまざまな分野で多くの方々が御活躍であり、山村開発センターや町民センター、また各公民館や民間の施設などを発表の場として利用されておられます。

議員御質問の作品につきましても、制作者のお考えもあるかと思しますので御相談をいただきまして、そうした施設を利用の御意向があれば御協力をさせていただきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 長い制作時間と絵具や画材等、全く自前の経費で津和野観光に協力をされています。このことに対して多くの人が集まる展示場所は、私がいろいろ見ましたところ、なごみの里の入り口、左側の植え込みの際ぐらいしかないんじゃないかなと、物自体が大きいので、とても100枚、以降100枚つくる予定であるとも聞いております。とても入らないと思いますので、絵具も特殊で少々の雨風では色が落ちないというものでありますので、まあ、これは提案であります。栗本格齊先生の原本の模写ではありますが、格齊先生以上のできばえではありません。多分。ということで質問を終わりますけれども、いろいろ質問しましたが、積極的な観光資源開発で津和野町の商業、旅館業、農業、林業等々各産業がますます発展することを期待いたしまして質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、米澤宥文君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで11時まで休憩といたします。

午前10時46分休憩

午前11時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序9、4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 議席番号4番、岡田克也でございます。

それでは、通告に従いまして、今回は1点ほど質問をいたします。質問につきましては、中学生対象の公営塾の開設並びに津和野高校への町外からの留学など、志願者維持、増加対策についてであります。

これまで、何度も議会において小中学生の教育の充実、そして公営塾の必要性を述べてまいりました。

先般の総務経済常任委員会の所管事務調査では、公営塾の講師等をお招きいたしまして、聞き取り調査をしたことでもあります。それからの経緯等について、今回は質問をさせていただくことでもあります。

中学生対象の公営塾の実施に向けて、現在、準備中だと思われませんが、進捗状況についてお尋ねいたします。

津和野高校の公営塾については、指導力などがとても評価が高く、現在、津和野高校は海外からの留学生も受け入れておられます。今後、町外、県外、海外からも津和野高校への留学を強く進めていくことが、今後の町内の児童数の大幅減少に対して、津和野

高校の生徒を維持していく方策だと考えます。町内出身の県外在住者が祖父母の家から津和野高校に通うことや、寮のみならず、町内で高校生の下宿を引き受けてくれる家庭を募ることや、公営塾をアピールするなど、さまざまな方策を講じて、津和野高校の志願者維持対策を行うべきと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

中学生対象の公営塾の開設並びに津和野高校への町外からの留学等、志願者維持対策についてでございます。

町営英語塾HAN—KOHにつきましては、6番議員さんにお答えをしたとおり、中学コース開設のため、8月より新規講師1名を採用することとしております。科目等については、現在検討中ではありますが、週3回の授業としたいと考えております。授業時間については、町内中学生、保護者へのアンケート調査結果から、1限目を午後7時10分から午後7時55分、2限目を午後8時5分から午後8時50分で設定をしたいと考えており、日原中学校の生徒については、日原地区よりバスの送迎を行うこととしております。

生徒の募集につきましては、教育委員会と連携を図り、生徒及び保護者への周知を図ってまいりたいと考えております。

実施時期につきましては、教育委員会と協議を行いながら、秋ごろの開講を目標に検討を進めてまいります。

次に、津和野高校の生徒数につきましては、津和野高校の魅力化、町営英語塾HAN—KOHなどの取り組みから、津和野高校への入学志願者数が増加をしており、平成27年度においては、定員80名に対し、71名の入学者数となっております。

生徒募集につきましては、まず町内、圏域からの入学者数を確保することを第一と考え、取り組みを行ってまいります。町内の中学校卒業生数は、平成27年度48名、28年度59名、29年度44名、30年度38名と推移する見込みとなっており、減少傾向が予測されることから、より全国募集に力を入れ、生徒数の確保を図ってまいります。

全国募集においては、情報発信が重要であると考えております。学校案内としてのパンフレットやチラシの作成、学校便りの発行とともに、平成27年5月より津和野高校のホームページをリニューアルしております。

次に、県やふるさと島根定住財団が主催をいたします「しまね留学合同説明会」や「しまねUIターンフェア」など、全国募集イベントに津和野高校の皆様とともに町担当課、町営英語塾HAN—KOHからも積極的に参加をし、支援をしてまいります。

その他、オープンスクールとしまして、中学生を対象にした津和野高校の魅力を体験してもらう学校説明会の開催についても支援をしてまいります。

また、現在、藩校養老館の改修計画を立てておりますが、活用方法として、中学生対象の公営塾を将来的にこちらで開催する検討を行っております。藩校養老館の出身人物を初めとした各種展示も行いながら、観光客に開放し、津和野町独自の公営塾と津和野教育を多くの方々に知っていただき、PRをしたいとも考えております。

また、全国募集で入学する生徒につきましては、現状では寮での生活が前提となります。今年度より、津和野高校と協力をし、寮のソフト面の充実を図ってまいりたいと考えております。

津和野高校では、つわぶき寮の寮生を対象に、「つわの暮らし応援団」制度を企画し、進めております。これは、応援団になっていただいた皆様と寮生の交流の場を設け、地域の皆様の御協力のもと、町外出身の寮生が津和野を第二のふるさとと感じ、高校卒業後も津和野町との縁を大切にさせていただくこと、また子供を津和野町に送り出す保護者が、町ぐるみで生徒を見守っている安心感を覚え、我が子を津和野に送ることの不安を払拭することを目的に企画したものでございます。

寮のハード面の課題としましては、老朽化、定員数の問題等が挙げられますが、今後島根県教育施設課との協議を行いながら検討してまいりたいと考えております。

これらの対応により、津和野高校の志願者維持対策を推進をしてまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 中学生の公営塾につきましては、先般総務経済常任委員会の所管事務調査において開催いたしまして、日原地域からは非常に遠いということで、日原地区での開催が要望されておる声も多々聞くことで、その話をいたしましたら、インターネット環境が整っていないということ、そして津和野高校を知ってもらうということで、津和野高校に入学してもらうことを奨励するという、津和野高校同窓会館でやりたいという、行いたいという、そういうことがありまして、それは仕方がないというふうなこと、仕方がないといえますか、それはもういたし方のないことであるということで、バスでの送迎というものがあればという話をいたしました。が、きょうお聞きしますと、初めて聞いたことではありますが、藩校養老館を活用して中学生の公営塾をしたいということでもありますけれども、その意味からすると、津和野高校を知ってもらうという同窓会館で行うことや、パソコンの有無、そしてインターネット環境など、さまざまな面でハードルの藩校養老館で実施することは今現在は無理だと思いますけれども、これはどのような形でこういうことが出たのか、お聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 養老館につきましては、ああして、歴史的風致維持向上計画の中で、基本的には外観等を中心に改修をしていくということで、外観は大きく変わることはないというふうに思っております。

そうした中で、じゃあ、中が今は一つは物置のような状況にもなっておりますので、せっかく観光の中心地にあるわけでございますから、どういうふうに活用していくのかということ、これも協議会等で今後議題にもものって、そして活用方法も考えていただくということにもなろうかと思っておりますけれども、やはり私の考えとして、もともとこの養老館の歴史、それから施設のあった目的、意義、そうしたものを考えたときに、やはり現代でも教育の現場として使われているということ、これが非常に大事ではないだろうかというふうにも思っているところでございまして、そうした中で、また一方では津和野高校の魅力化のために、高校生を対象とした公営塾が優秀な人材が外から入ってきてくれて、携わって、また成果も出してくれている、そしてまた中学生まで広げていこうということでも、そういうまた動きもあったわけございまして、これは本当にいいタイミングだということで、この中学生対象を何とか養老館でやるということが、一番全てがいい方向に行くことではないだろうかという思いの中で、具体的な方法を現在進めているというところであります。

私のほうから、公営塾のほうの塾長初め、あるいは津和野高校のコーディネーターのほうに投げかけをして、具体的に藩校養老館でどういう公営塾をしたいかということをしていろいろ投げかけてきたというところでありまして、ある程度の提案をいただいてもいるということでもあります。

それを今度もとにして、今後やはり観光にも生かしていく必要があるかと思えます。藩校養老館の出身人物であるとか、まさに養老館の歴史、そういうものも、その展示も、限られたスペースでありますから、両方が共存できるような形で中身のほうの改修もしていく必要があるだろうということでもあります。これは、また次の、今これからの段階だというふうに思っておりますけれども、要は、塾はどうせ夜の開催になります。観光は昼ということになりますから、時間帯はずれますけれども、しかし、ここで津和野ならではのそうした、町がかかわった形で中学生に向けての教育がなされているという現場、これが藩校養老館を見に来られる観光客の方々にもそうしたものを見ていただくことということ、これが将来的に、いわゆる津和野高校に行かせてみたいという、もしかしたら観光客の方に出てこないだろうかという思いと、それから、やはり津和野ではこういう教育がされているということがPRできれば、また定住のほうにもつながっていけないだろうか、というような理想を掲げて、現在この藩校養老館の改修を進めていこうというふうに思っているところであります。

いずれは中学生も、手狭になってまいりますので、同窓会館。ですから、やがてやはり場所も別々にしたほうが、それはそれで、そういう機能も高まるだろうというふうにも思っているところであります。

それに伴っての、いわゆる塾をしていく上での備品関係であります。これも改修計画に合わせてそろえていこうというふうに考えているところでありまして、その辺、何かいい補助制度がないかどうかというのをおあわせて現在検討しているというところで

ございます。また、これについては、具体的なところがまとまりましたら、一度全員協議会等で議員の皆様にも具体的な計画をお示しをさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今、お話を聞きますと、8月から新規講師が採用されるということで、秋ごろから開設をされるのだらうと思いますけれども、それには多分藩校養老館の改修は間に合わないと思いますので、当面は同窓会館で開催しながら実施していくことになるのではないかと思いますけども、これは大体9月ぐらいから開設予定でよろしいのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 中学生の英語塾ということで、今、町長答弁いたしましたように、検討を進めているところでございます。秋ごろというところで、現状的には2学期というようなことでいいますと9月ということになりますが、まだその辺についてはまだ確定をしたものではございませんので、その辺について確定をしてからまた御報告なりをさせていただいたらと思います。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今、小学生や中学生の子供さんたちに聞いても、この塾に参加したいという子供さんたちの声も結構聞きますので、なるべく早く整備しまして、かなり前にアンケートをとっておりますので、期待する声もありますので、早く整備をして、できれば2学期当初ぐらいからできるように、早急に進めていただければと思っております。

2点目の質問でありますけれども、つわの暮らし応援団制度ということが先ほど答弁の中であつたわけでありまして、例えば、隠岐の海士町の隠岐島前高校などは時々よくテレビに出まして、島留学ということでやっておられまして、非常に隠岐の島という魅力もあり、あそこも公営塾をやっておられるようで、私もこの間テレビで拝見をしたことありました。確かに、高校の魅力と、そしてこういう公営塾、やはりこの公営塾でこの田舎の学校に来て、学力的に都会の学校と変わらないほどの学力のその伸びが期待できるという、それは今の講師陣の非常に情熱あふれる指導からもうかがい知ることができます。これは、やはり田舎への高校留学に当たっても、大きなアドバンテージになると思っております。

それと、やはり田舎ならではの、高校3年の間に津和野町のいろんなすばらしいところを体験してもらおうということが、また将来、例えばここに住みたいということにもなるかもしれないし、いろんな形で津和野のまた応援団になっていただく、そういう可能性も十分あると思うわけでありまして。

例えば、津和野町は非常に農産物等豊かな町であります。全国トップレベルの農産物でいいますと、ワサビや山菜、そして津和野栗や笹山の里イモ、そしてお茶、直地など

のお茶、そういうものがかなり全国的にも知られたすばらしい農産物があるわけであり  
ます。例えば、米の収穫をしたり、田植えをしたり、収穫をしたりしながら、それをま  
た寮の食事で食べられるとか、そして収穫した農産物をその寮の食事の中で入れてもら  
ったり、そんないろいろな体験をしながら、すばらしい田舎のその3年間を津和野町で暮  
らしたということが一生の思い出になるような、そんなことも進めていくべきだと思っ  
ております。それはJ Aやフロンティア日原、農事組合法人や認定農業者などの方々と  
も連携しながらすることが大切だと思っておりますけども、このつわの暮らし応援団制  
度の内容について、もう少し聞かせていただきながら、また今申し上げたことなども可  
能なのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） つわの暮らし応援団ということで、町長の  
ほうが答弁させていただいたということでございまして、現状、今11名登録をされ  
ているとお聞きをしております。

先ほど議員の御指摘のほうありましたが、やはり津和野を第二のふるさとと感じてい  
ただけるような取り組みということで、今回募集チラシの中にもこんなことを応援する  
ということで、地区の祭りや御自宅の農作業の手伝いなどの体験、山菜取りや釣りなど  
の趣味の世界に誘っていただくというようなことで、津和野町ならではのそういった体  
験をしていただきながら、卒業後も津和野町に思いをはせていただくというようなこと  
をこの応援団の制度としては想定してるということでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今、お聞きしまして、やはりこの3年間で人生におい  
て忘れられないこの津和野町での思い出となるような、そしてまた学力も向上してい  
ったというそういうことならば、その、うわさといいますか、その人々の声を聞いて、  
また新たな方々が津和野の高校に行ってみようというそういう連鎖が生まれてくる  
と思いますので、ぜひともこの制度について広く周知しながら、またJ A等との機関  
とも連携しながら進めていってまいりたいと思うわけであります。

最初の質問の中でも申し上げましたが、現在2名の海外留学生が来ておられます。そ  
れについて、留学生が来ておられるということで、高校の中でも非常に新たな新鮮味も  
あるようでありまして、非常にいい効果が生まれておるようであります。海外からのホ  
ームステイの受け入れや、そして、逆に海外へ津和野高校生がホームステイに行く、そ  
んなこともやはり今から考えながら、インターナショナル的な高校となるということも  
一つのまた魅力的なものとなると思うわけであります。その点について、現在の2名の  
留学生の受け入れ状況、そしてまた、町長もドイツのほうとのその関係、連携もあり、  
そういうことから、また生徒の海外へのホームステイ等も積極的にやはり行っていくべ  
きではないかと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど議員の御質問ありました海外から留学生を今津和野高校2名受け入れております。1名はドイツから、16歳の女性の方でございます。もう1名は、チリから、現在18歳ということで、男性の方、それぞれ今津和野高校に、16歳の方が高校1年生、それから18歳の方が高校2年生ということで今入られておられます。

この取り組みにつきましては、津和野高校が、AFSという高校生留学の機関でございますが、そちらのほうに働きかけをいたしまして、津和野高校の後援会がフォローする形でこういった留学を実現させているということでございます。

このAFSの制度でいいますと、寮生ということにはなりません、これは必ず日本家庭に入るといふ仕組みをとられているということで、現在ホームステイのほう、お二人の方、をしているということでございまして、町内でホームステイをしていただく方ということで、2名ということで、協力をしていただいております。

女性のほうは1年間ということで、ホームステイのほう、もう決まっておりますが、今男性のほうは3カ月今ホームステイを終わらしまして、2軒目のホームステイ先ということで、今現在そちらから学校のほうに通っているというような状況でございまして、そういった意味でいいますと、住民の皆様にも、こういった留学ということになりますと、御協力を求めていくというようなことがございます。

そういったところで、大変そういったボランティア的なところでホームステイしていただいたことに関して、改めてお礼も申し上げたいと思っておりますが、そういった協力をしていただきながら、こういった制度を進めていっているというのが現状でございまして、効果的にも、津和野高校生にもそういったことではいい刺激にもなって、効果も上がっているものというふうにご覧しております。

また、議員御質問の、逆に、今度海外への高校生の留学については、まだ検討段階ということで、具体的なことについては申し上げるところがございませんが、そういったところで国際的なところを津和野高校についても今検討されている状況にあるということをお伝えをしておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 数年前でしたか、ドイツのほうへ津和野高校生が行かれまして、後でお話を聞くと、その経験が非常にいい体験になったということで、非常に視野も広く、世界的な視野というものも持つようになり、また今、その生徒さん方は大学のほうに進学されておりますけれども、それぞれその経験が非常に大切な人生の経験となっております。本当に、今回も海外からの留学生を受け入れ、そして、そのことによって新たな刺激が生まれ、高校生の中でも本当にいい影響が出ておるように聞いておることでもあります。

海外への留学に関しましては、今も課長のほうから答弁がありました。すぐにということにはならないかと思えますけれども、ドイツのベルリンとも関係ができておることでもありますので、そのようなことも生かしながら、海外留学も今後検討を進めていくなから、よりこの津和野高校がやはり魅力的な高校になるということ、そして、その3年間のその生活が一生の宝となるような、そういう高校になることが、今後、人口が減り、また子供たちが減っても、全国から津和野高校へ行きたいというそういう高校になると思うことでもあります。

また、執行部の方々と、そしてまた津和野高校の教職員、そして公営塾の方々が協力しながら魅力化を進めていただくことを切に念じまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、4番、岡田克也君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、午後1時まで休憩といたします。

午前11時24分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

その前に、8番、御手洗議員が所用のため退席をしております。報告を申し上げます。発言順序10、2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 議席番号2番、川田剛でございます。

通告に従いまして、観光行政について質問をさせていただきます。このたびの質問は観光行政、特にこのたび認定を受けました日本遺産について深く質問をさせていただきますと思います。

まず、このことの前、私、平成22年6月定例会で初めて一般質問させていただいた際に、この栗本格齊の津和野百景図とはどのようなものかという質問をさせていただいたのを今も記憶しております。その百景図をストーリーとして、この日本遺産認定を受けたということで大変喜ばしいという部分と、そして今後津和野町がどのように進化を続けていくか、またどのように保全をしていくかという部分について着眼をして質問をさせていただきますので、どうぞ御回答をよろしくお願いします。

まず、1点目でございます。この日本遺産の認定を受け、今後の事業展開について時期や事業主体、事業内容や予算措置を含めて回答をお願いします。

2点目に、日本遺産、伝統文化建造物保存地区の認定を掲げる看板を目にいたしますが、町の観光ガイドやバスガイドクラブ、観光協会会員など、観光客に接する方々には十分に内容を理解してもらうことが重要ではないかと考えております。そこで、その取り組みについてお尋ねをいたします。

三つ目に、この日本遺産認定を受け、日本遺産センターを開設し、津和野今昔館と情報発信する予定とのことではありますが、歴史まちづくりセンターも開設されます。また、既存の文化施設もある中で施設の数が多いのではないかと私自身は感じておりますが、人件費や維持費、管理費等はどのように考えているのか所見をお伺いいたします。

四つ目に、高齢化や少子化等により、今後継承が懸念される伝統芸能や伝統行事などの維持についてはこれまで以上に考えていく必要があると感じております。津和野町としてどのように考えているのかお尋ねをいたします。

五つ目に、津和野百景図には津和野城も描かれております。多くの町民がこれまで津和野城の復元を望んでいることを耳にしております。これを機会に津和野城の復元について議論を始めるべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

六つ目であります。殿町通り並びに本町通りの石畳の改善を図るべきと考えております。既設の石畳から改善する考えはないのかお伺いいたします。また、殿町通りの鯉が濁って全く見えない日もあります。このことについて、町としてどのように認識し、これまでどのように取り組んできたのかをお尋ねいたします。

七つ目であります。殿町通りや本町通りは車両通行どめにすることが望ましいと思えます。以前、藻谷浩介さんが津和野町に来られて、この津和野町の滞在時間を延ばすためにはやはり通行どめにすることがいいんじゃないのかということをおっしゃっておられました。今後、中座バイパスの完成や高岡通りの下水管布設に伴う道路改良により、町内の動線は大きく変化していくことが予想されます。最終的には、殿町通りや本町通りでは時間を限定してでも車両を通行どめにできるよう考えていくべきと考えますが、所見をお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

観光行政についてでございます。

日本遺産については、「津和野町日本遺産推進協議会」を実施主体とし、文化庁の「日本遺産魅力発信推進事業」を活用して本年度から最大5年間の事業として実施できるとされております。事業については、ストーリーである「津和野今昔～百景図を歩く～」についての魅力を高める事業として、補助対象である情報発信事業、普及啓発事業、調査研究事業、情報発信設備整備事業を推進していくこととしております。本年度においては、事業内容を協議会で検討、事業費約3,500万円について現在申請を行っているところでございます。

二つ目の御質問であります。日本遺産ストーリーの町民向け広報については、日本遺産魅力発信推進事業のほか、町単独の予算を今議会で計上させていただいているところであり、承認され次第パンフレット等で周知を図ってまいりたいと考えております。特に観光関係者への周知については、4月24日の発表後すぐに町観光ガイドへの説明

会を開催、観光協会に対して逐次勉強会を開催されるようお願いをし、バスガイドクラブについては、観光協会とも連携をして旅行業等への積極的な情報提供を行い、直接のお問い合わせには丁寧に対応していきたいと考えております。

三つ目の御質問であります。日本遺産センターの設置については、旧葛飾北斎美術館を予定しております。1階部分を日本遺産に係る展示整備を補助事業で、2階部分については歴史的風致維持向上計画における重点地区（城下町）の歴史や、伝統的建造物群保存地区の歴史などについての展示を他の制度を活用しながら整備をする予定です。さらに郷土館については調査研究の拠点として、今昔館については子供向けのわかりやすい展示にするなど、それぞれの施設に特色を持たせたい考えでございます。

これらの事業の推進、施設の運営を行うため、地域おこし協力隊、集落支援員の制度を活用して、2名のスタッフを新たに雇用しております。既存のスタッフと合わせ、3名体制により地域の方々との連携を深め、町を訪れる人々にとって魅力あるセンターになるよう努めてまいります。また、「日本遺産魅力発信推進事業」の補助対象とならない事前の宣伝広告費、センターの修繕費、管理費等については、今議会補正予算にて提案をさせていただいております。

四つ目の御質問でありますけれども、伝統芸能についての支援については1番議員の御質問に回答しておりますとおりでありますが、津和野町民俗芸能保存協会と協議を行いながら、構成する団体の運営のあり方や会員の確保等の取り組み状況を把握し、町として協力できることを検討してまいりたいと考えております。

五つ目の御質問であります。津和野城の整備に関しましては、現在津和野城跡整備検討委員会において石垣等の整備について、さらには水害によって損傷した大手道の整備が具体的に検討されておりますが、城の建物の復元については全く議論されておられません。過去に実施したアンケートでは27.4%の方が建物の復元を望んでいるとの結果もありますが、トイレの整備40.3%、石垣の修復・保護25.5%なども上位となっており、町といたしましては、既に着手している石垣の修復やトイレの整備などを優先させていきたい考えでございます。

6番目の御質問であります。御質問の道路は県道津和野田万川線ですので、道路を管理する津和野土木事業所に確認を行ったところ、次のような回答をいただいております。

殿町通り、本町通りについては、毎年、石畳のひび割れ、ガタつき、浮き等が部分的に発生し、維持修繕費や観光に影響が及んでおり、特に殿町通りのほうでそれらが頻繁に発生している状況です。

このため、今後は石畳の安定性を向上させる効果的な工法により対策をしていく必要がありますが、その工法として出雲大社への参詣道である神門通りの石畳で採用され、高い安定性が発揮されている「インジェクト工法」がございまして、今後は、殿町通りに

においてこの工法を採用し、完成年度は未定ですが、今年度から毎年改良を進めていく予定です。

一方、本町通りについては、殿町通りほどの頻度での損傷は見られないため、現時点では随時部分的に修繕をしていくことで安定化を図ることとしております。

以上が、津和野土木事業所の回答です。

町といたしましても、景観上から県が今年度より実施する新工法での天然石舗装について大いに期待をしているところでございます。本町通りについても、現場の状況を見ながら必要に応じて改善要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、殿町掘り割りの水質の件についてであります。津和野川より直接取水しているため、現在島根県等が行っております災害復旧に伴う護岸工事等の影響で頻繁に濁り、結果、鯉が見えにくくなる状況にあります。殿町は津和野観光の主要地の一つであり、掘り割りが濁り、鯉が見えなくなると、せっかくお越しいただいた観光客の方々等に多大な御迷惑をおかけすることから、町といたしましても良好な水質の確保の必要性は十分認識をしております。

こうしたことから先日、私と建設課長とで津和野土木事業所を訪れ、濁りへの対応をお願いしたところでございます。県におかれましても、水路の濁りによる観光への影響については配慮しながら工事に当たっていただき、濁りの出ない工事方法や、津和野川以外の川等からのポンプアップによる代替水源の確保等、対策についていろいろと検討していただきました。しかしながら、いずれの方法にしても多額の費用がかかり、今すぐの対応は難しいため、当面の対応として、水路取水口付近の工事における工事部分の迂回パイプ水路の設置、観光客がふえる週末での濁りが出る作業を避け、週の初めに行うなど、請負業者の協力のもと、極力濁りが生じないように配慮した作業を進めたいとの回答をいただいております。

町においては、津和野町歴史的風致維持向上計画の事業の一部で、今年度水文（すいもん）調査を行うこととしております。この調査は、水路の良好な水質の確保や、今後予定されております防災対策事業等の基礎資料づくりのためであり、現在の利活用状況や将来的な必要水量、代替水源の可能性等について検討する内容となっております。

災害復旧工事は住民生活上から必ず実施しなければならないものであり、これに伴う河川の濁りについては今後もやむなく続くと予想されることから、今回の調査結果を県に情報提供するなど県と協力しながら、今後もその対策について継続的に取り組んでいきたいと考えております。

七つ目の御質問であります。県道柿木津和野停車場線の中座工区、通称中座バイパスの完成は平成29年度末と聞いており、その後3年から5年間で町道駅前線、通称高岡通りの下水管布設工事及び道路基盤改良工事を計画しております。

完成までにはかなりの年数が必要であり、特に中座バイパスの完成によって車両の動向がどのようになるのか予測のつかない状況です。

時間帯指定の車両通行どめの御提案ですが、実施に当たっては、日常生活に影響を与えない規制方法や迂回路の指定、申請主体等、住民の合意なくして実施できるものではありません。

県道の管理は津和野土木事業所が行っておりますので、担当する維持課に確認をしたところ、通行規制については、島根県警察本部の所管であり、許可が得られるのであれば、県として異論はないとのことでした。ただし、維持課が津和野警察署に確認をしたところ、年間を通した規制については、郵便局や銀行、商工会等の機関、そして住居もあり、解決すべき課題が多いと考えるとの意見であったと聞いております。

こうした観点から、現時点で町主導による取り組みを行う考えはありません。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） それでは、まず、日本遺産センター並びに歴史まちづくりセンターについてお伺いをさせていただきます。

この日本遺産の内容につきましては、古くから津和野にあったものが絵になっていた、それをセンターとして活用していくということであるんですけども、果たして中身がどのように展示されるのか、どのような説明があるのかというのが少々想像ができないというところがありますので、どういった展示をするという構想があればお答えをいただきたいなと思います。

それと、この事業の推進、施設の運営を行うために、地域おこし協力隊、集落支援制度を活用して2名のスタッフを新たに雇用するということではありますが、既存のスタッフと合わせて3名体制ということではありますけれども、既存のスタッフというのは誰を指しているのかということと、地域おこし協力隊ということは町内の方ではなくて町外から、県外から呼んでくるということだと思っておりますけれども、この古くからある津和野のもの、これをわざわざ県外都市部の方に来てもらって説明するのではなくて、あえてここで採用するのであれば、雇用するのであれば、町民の方のほうが僕はふさわしいのではないかというふうに感じたところです。その考え方についてお答えをお願いします。

また、4月24日の発表後すぐに町観光ガイドへの説明会を開催されたということではあるんですけども、この日本遺産についてどのようなガイドの説明をするのか、どのような説明をしてもらいたいのかというのが重要だと思います。日本遺産に認定されたということが周知されて観光客が来られ、そのときにガイドさんがどのような説明をするのかというのが、どういった案内をされているのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、このセンターの運営でありますけれども、これは津和野町立のセンターになるのか、それとも委託して観光協会が運営するのですとか、それとも事業主体が日本遺産の推進協議会ですか、そういった協議会になるのか。町立なのか、それとも民間になるのかということもお願いいたします。また、このセンターが入場料を取るのかどうか、設

定されているのであれば幾らなのかの部分についてもお尋ねをいたします。お願いします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、日本遺産センターの展示内容でございますが、現時点で想定ができますのは、この百景図のレプリカ等がございますので、これをうまく利用して、既存のこれまでの北斎美術館の中のガラスケース等いろいろございませうけれど、そういった部分をうまく利用しながら現在との対比といったような形で、いかにこの津和野においてこの歴史が守られ、自然風景、また、どういまいしょう、生活といったいろんなものが残っておるところを訴えかけてストーリー性のあるものにしていきたい。また、当然、栗本格齊の人となりということについても紹介をしていくという形になると思います。

なお、詳細につきましてはこれからさらに内容を詰めていく段階でございますので、補助事業等の決定した上で内容をさらに詰めて、また御報告できる際には御報告をさせていただきたいというふうに考えております。

人員スタッフにつきましてはですが、地域おこし協力隊と集落支援員という形でまず2名を募集し、この事業費等も利用しながら運営をしていきたいというふうに思っております。

なぜにここで地域おこし協力隊ということではございますが、これにつきましては、仮にそういった歴史等についてノウハウのある方がいらっしゃれば、雇用する条件の中でそういったものの設定をした上で、より専門的なことができる方がいればそういう方を、外部からであっても登用するということはひとつ、それはそれとして有益なことではないのかなど。その中で研さんを積んでいただいて、より説明するノウハウを深めていただければいいのかなというふうに考えております。

それから、集落支援員につきましては当然町内の方、近隣も含まれるかもしれませんが、を方を想定をしておりますので、また、ここを管理する上でそれに適した方がいらっしゃれば、近辺からの雇用を考えておるという状況でございます。

募集する上でなかなか適任者というものがみつからない状況においては、またいろいろ考えながら募集をかけていくということも出てくるかもしれませんが、現時点ではそういうことを想定をしております。

既存のスタッフというものにつきましては、現在商工観光課に所属しておりますが、地域おこし協力隊員として勤務をしております、個人名を出しますが高野という人物がおります。彼につきましては、これまでの仕事上でも広告代理店、企画とか、また新聞記者さんをやっておられたりというような形で大変スキルの高い方でございますので、現在、今度29日に東京で認定式、またブースを使ったPR等がございますが、その際に関する内容等につきましても担当と協力しながら、それに向けたパンフレット等についても今詰めておる段階では大きな役割を果たしておりますので、適任ではないのかな

というふうに考えております。そういった形で進めていきたいというふうに考えております。

それから、今回の認定を受けましたことにつきまして、町民の皆さん、また関係機関等への周知についてでございますが、4月24日の発表後に町観光ガイドへの説明会等を行いました。

これにつきましては、まず、なぜに、この日本遺産は一つ一つの名所が指定されたのではありませんよと。津和野にその江戸時代の風景が今も対比をしながら街を歩くことができるという、まさに観光ガイドさんの本分を果たす上でも大きな意味合いのある仕事であるということ、内容であるということをお伝えをした上で、その一つ一つ現在との対比を説明していただく中で、その趣を皆さんにわかっていただいて歩くということが、より、町内を街歩きをするということが、よりお越しになられた観光客に皆さんにとって有益なものになるようにということ、また印象に残るということ、第一に考えて御説明をさせていただいております。

まさに津和野町の観光の一番のウィークポイントは滞在時間の短さだというふうに考えております。この通過型観光からの脱却という上では今回のその百景、日本遺産による街歩きというものは大きな、まあ、コンテンツといいたいでしょうか、観光的支援となり得るというふうに思っておりますので、そのあたりを連携をして進めていきたいと思っております。

また、商工会の理事会等におきましても、説明を求められた際には伺って説明をさせていただいたり、公民館単位での御希望があった際にも担当者が向かって説明をしております。そういった形でより皆さんに、町民の皆さんほかお越しいただく方にもさらに周知をしていきたいというふうに思っております。そういう部分では町民向けのパンフレットも今後完成をしましてまいりますので、それに向けて大いに活用していきたいというふうに思っております。

バスガイドさん等につきましては、なかなか、クラブがたくさんございますので、一つ一つのクラブに対して直接的な対応はちょっと当面は難しいかもしれません。

ただ、旅行代理店等につきましては、またバス会社等につきましては、観光協会と連携して情報は提供していきたいというふうに考えております。

バスガイドさん等につきましては、直接よくお問い合わせをいただくことがございますので、その際には丁寧に積極的に対応をさせていただきたいというふうに思っております。

入場料に関しましては、現時点では入場料というものについては想定をしておりますが、ただ今後の運営、また将来的な維持ということもございますので、今後もう少し詰めさせていただく中で検討させていただきたいと。今の時点では想定をしておらないというところが正直なところでございます。何かそれに向けたグッズの販売とかそういったことも当然考えていくべきだと思いますので、そういった部分でのランニングコスト

に対する、少しでも軽減がかかるようなことは今後も考えて進めていきたいというふうに思っております。

町営か否かということにつきましては、現時点では町が直接的に管理をしていきたいというふうに考えております。その中で観光協会等との連携ということも一つあり得るかもしれません。その辺についても今後の内容を詰めていく中で考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） センターにつきましては、歴史まちづくりセンターについてそういった背景の部分を展示するんだろうなというふうに思うんですけども。

確かに日本遺産というのはすばらしいんですが、残念ながら、残念と言ったらおかしいんですけども、隣町の萩市が世界遺産の動きがあって、どうしてもそちらの世界遺産というネーミングと日本遺産というネーミングでやはり劣ってしまうというのは実情だと思います。

また、日本遺産ということを受けてどれだけの人が認知しているかといえば、やはり一般の方にとって日本遺産というのは聞いたことがないほうが多いんだと思うんです。

で、この日本遺産についてどういった考えを持ってほしいかと私なりに考えましたら、やはり、確かにこのストーリーを考えられた方はすばらしい発想で申請をされたと思います。これを活用していくことはもちろん私も否定しませんし、やっていかないとはいけません。

ただ、日本遺産を認定された背景にあるのは、観光、もちろん発展させなければいけませんけれども、これまでの保全という部分が一番重要な鍵だと思うんです。

伝統芸能ですとか伝統行事、古くからあった史跡が残っていたからこそこういったストーリーが組めた。そういった部分においては、この建物の中で展示をするというイメージよりも、私はやはり街歩きをして、現地の中でどのような看板でどのような案内をするか、現地でどのように説明ができるかといったところに重点を置くべきではないかと。

情報発信とかもちろん大事なんですけども、やはりこの限られた予算、限られた財源の中で、一番重要なのは、他の同僚議員も申し上げておりますけれども、今後の保全、今後津和野町が未来にどうやって継承していくかということのほうが大事ではないかと思っております。

例えばこの日本遺産について城下町周辺をやはりイメージすることが多いんですが、ちょっと資料を出させてもらいますけれども、もちろん津和野城、殿町通りといった既存の観光資源であったものはそのとおりなんですけども、まず、例えばこの蕪坂、昔は蕪坂トンネルがあったりとかして、私も子供のころなんかはトンネル通って畑畑に行っただけ

ともありますし、ちょっと暗いところなのでお化け屋敷みたいな、そんな心霊スポットみたいな感じで遊んだこともあります。ただ、ここ、今こんな見晴らしがよくなって、やはり木が生い茂っているといったところで、やっぱり住民の方がここはきれいにしたほうがいいんじゃないかと。乙女峠まつりで登られる際には、多少は地元の方々がきれいにされていることもありますけれども、ふだんはやはり竹が茂って、やぶが生い茂っているようなそういった状況であります。

また、ほかにも、例えば今まちづくり委員会で、私が住んでおります枕瀬地域では、先ほど町長が別の同僚議員の答弁の中で、美しい森づくりということで、枕瀬山を美しい森にしたいという思いがあるということですが、やはり枕瀬の方も枕瀬山をきれいにしたい、そういった中で日本遺産に認定されてこの枕瀬の舟渡しが載っていると、そういったところでやはり光を浴びて住民の方も大変喜んでおります。また、小直の雌滝・雄滝も載っておりますし、それから鷺舞、流鏝馬はもちろんですけれども、青原の駅やいろんな、益田市に至るまでさまざまなものが載っているわけでありまして。そこで、この日本遺産の継続的な保全をしていくためにも情報発信はしていくことはもちろんなんですが、先ほど、伝統行事、ソフト部分については今後協議をしていくということなんですけれども、史跡や施設、またその町有施設といいますか、道路ですとかそういった、雌滝・雄滝周辺ですとか、この日本遺産には直接かかわりはなくとも百景図に載っているような津和野の宝、今残っているものをどうやって維持していくか、そういったことは検討されているのかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員からの御指摘につきましては、大変重要なポイントだというふうに考えております。

確かに、伝統芸能を守っていくということも、これはこれとして本当必要でございます。

それから、それぞれ、本当今回でスポットが当たってないところに本当広く、町長の申しますところによります本当に旧津和野、旧日原が合併した上での広がりも持った百景図でございますので、そういった部分でもそういった自然また今の現状の環境をという部分につきましてはやはり、まず当然優先度をつけながら一つ一つ考えていくということは必要だと思います。

現時点でどれからスタートするかということまではとてもまだ言えないと思いますが、そういった思いを持ちながら今後進めていきたいと。

また、日本遺産につきましても、萩市が世界遺産ということになったときに、それと比べると見劣りがという話もございましたが、まだまだ日本遺産のほうが少のうございますので、そういう部分では貴重性もございまして、今後、文化庁、まあ29日が認定式でございます、これからは、いわゆるPR、当日は観光関連の大手業者さんからマスコミ等もさまざまそろわれるというふうにお聞きしておりますので、いよいよここから

PR、アピールがスタートするというふうに思っておりますので、着実に進めながら環境についても関係部署と協議しながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 少々、誤解が生じてはいけませんので、お話をさせていただきたいと思いますが。今回の日本遺産制度そのものが、議員おっしゃられたように保存が重点か、情報発信が重点かという、それは情報発信のほうが重点でございます。これは、誤解がないように申し上げておきたいというふうに思います。

文化庁のこのたびの日本遺産というのはどういう目的で始まったかという、これはやはり国の地方創生の流れの中で始まったものでございます。

ですから、単に伝統文化、名所、いろんなものがありますが、それを価値を認めただけで認定が受けれたものではないということでありまして、これを通して観光振興等で、地域がまさに経済的にも活性化をしていくという地方創生のそのことがあって初めてこれが認定をいただいたということでございます。

ですから、今回津和野町が初年度で認めていただいたということは、ある意味では、ある程度これまでの保存等に関する整備ができていいるからこそすぐ情報発信に移れるという観点で今回の認定にもいただけたと、それが大きな要因にもなったということは御理解をいただきたいというふうに思っております。

ですから、我々は当然ながらこの保存活用に向けての、現在、人が少なくなってきたりとか、伝統文化団体も非常に財政的にも厳しくなってるということもありますから、それはまた今後も町の責任としてそれはしっかりやっつけていかなきゃならない、あるいはその他の文化財等の整備についてもこれは町の責任でしっかりやっつけていくというのが大前提であって、この日本遺産の制度を通しては基本的にはそうした情報発信を通しての観光振興へつなげていく取り組みを重点的にやっつけていくということになるかというふうに思っています。

特に、今回、日本遺産は大変に嬉しい話でありましたが、ブルーガイドのほうで6年ぶりの改定になって、これが三つ星から二つ星に、一つ星が減ってしまったということでございます。これは、二つ星でも大変栄誉なことですが、しかしやはり残念でもあるということ。

じゃあ、なぜそこが一つ減ってしまったかという、永明寺とか殿町通りとか、それぞれの観光のスポットはこれは6年前と変わらず、同じく今回も三つ星であった。ただ、総合的に津和野の総合評価が一つ星が減ったという状況です。

じゃあ、その理由は何なのかというのをいろんな方々に聞いてみますと、津和野の街並みとか、それからすばらしさというのはこれは総合評価でも6年前とほとんどそのすばらしさというのは評価がよかったということであるそうです。しかしながら、なぜ、じゃあ、一つ下がったかという、まさに海外のお客さんが実際津和野に来ようとしたときに、羽田空港へ入って、成田、それから関西国際空港が入るかもしれませんが、ど

ういうふうに津和野に来ればいいのか、それがホームページ等を見てもなかなか、その英語での表記とかその辺も含めてわかりづらいという部分とか、それからそのまちがWi-Fi環境とかが本当にどういう整備をされてるのかどうかというようなことがなかなか、いざ旅行を本当に考えたときにわかりづらい、そういうところ、ましてそのブルーガイドっていうのは旅行ガイドブックでありますから、その辺のやはり評価というものが少し下がってしまった理由だというふうに聞いたところであります。

ですから、我々は、まさにこの日本遺産制度というのは世界遺産とは違うけれども、日本にはまだまだ世界に向けてPRができる、そういう魅力があるものがたくさんあるから、その日本のそれをピックアップをして認定をしていこうというのがこの日本遺産の制度でございますので、まさにそのブルーガイドでの今回の課題も踏まえた上でしっかり我々はその辺を情報発信を、しかもインバウンド対策としての情報発信としての整備、そういうものにこの日本遺産制度を使っていくというような形で考えてるところであります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 町長、私からも、誤解がないように、あくまで僕は観光施策についての質問でありまして、入り口は日本遺産でありますけれども、日本遺産が情報発信で文化庁があくまで地域発展、地域を盛り上げるようにといった制度であるということは重々承知した上での質問であることは御承知いただきたいと思います。

それから、次、また質問させていただきますけれども、殿町通りのまず石畳のほうなんです、この石畳につきましては、かねてより剥がれる、ひびが入るといった問題が起きております。これは津和野地区といいますか、日原駅前のほうもやはりひびが入ってくると。

で、石畳というのがはやっているのかわかりませんが、このたび、今御答弁ありましたインジェクト工法というのが出雲大社や広島の平和通りなんかでも採用されているということでもあります。天然石を6センチ以上のものを乗せて、その下にモルタルのアスファルトを入れて、大型バスなんか通ってもひびが割れにくいというのはわかるんですけれども、もう一度この百景図を使わせていただきますが、津和野百景図に掲載されております殿町通りというのは基本的には石畳ではなく土の道で、かつてこの殿町通りは茶色い舗装がされていたと思うんです。それがいつか、ちょっと私がまだ子供のころだったと思うんですけれども、石畳にかわってそれがいろんなひびが入って、今現在新たな工法としてインジェクト方式ということで石畳と。石畳は確かにきれいなんですけれども、やはり情緒を保つのであればやはり茶色いものもいいんじゃないかというふうに思っております。

その中でこの島根県内大田市では規格外の瓦を使ったカワラクリートというのがありまして、これが吸水性が高く、また夏は黒アスファルトよりも10度以上気温を下げ

ると、温度を下げるという材質のものもあります。もちろん県道ですし、県のことをここで尋ねても答弁はいただけないと思いますけれども、こういったさまざまな工法があって、かつ、この百景図に載っている、まあ百景図に載ってなくても津和野の昔の殿町通りというのは土だったということを考えれば茶色い通り、石畳ではなくて昔ながらの通りをイメージしたほうがいいのではないかというふうに考えております。

そして、殿町通りの掘り割りの水であります。もちろん災害によって今復旧が進んでいる中でそれをとめるということは大変難しいのもわかりますし、もちろんそれを最優先に、人命、生活が重要だということは十分わかっております。しかしながら、これもまた新たな技術の革新で、お聞きしたところによりますと、日本ポリグルという会社がありまして、そういったところでは世界的に水質汚泥を浄化させる薬品をつくってらっしゃる、飲み水にもなるような薬品だそうでございます。それが果たして泥水をどこまで除去できるかというのはわからないんですが、さまざまな情報があるわけです。それを県に投げかけるのも大事かもしれませんが、町としてもいろんな提案をしていくことが大事ではないかと思っております。この殿町通りの道路改修や河川のことについて町に尋ねて回答がいただけるとは思いませんが、一応回答をいただければと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 御質問でございますが、議員も御承知のように県道ということでございまして、県のほうで対応しておられます。

確かに、これまでカラー舗装というのもございましたが、今までのカラー舗装、耐久性が余りよろしくないというような状況もございまして、私も、この実際に石畳になったときの話というのは聞いておりませんが、土木のほうでお聞きする限りにおけば、住民の方と話し合いをしながら石畳にしたというふうな経緯があるというふうにお聞きしておるところでございまして、また、今インジェクト工法という、下層に舗装して石畳の間にアスファルトの合材を入れるというふうなことになりますと、これまで砂を置いてその上に石畳を置いたということで車が走るとどうしてもリバウンドするとか、それから砂が流れ出るとそこが段差がついて割れるとかというふうなことで、現状でアスファルトの黒いものと石畳でパッチワークの模様を形成をしておるところでございまして、この工法自身を見ると輪島とか大宰府のほうでも結構対応しておるように見えておまして、長いもので、補修がしなくて15年以上ももったというふうな事例もあるようでございます。

ただし、津和野の場合に道路の下層がよくないところがございまして、実際に今後これを県がされてふぐあいがあるようであれば、また工法的なところも検討されるのではなかろうかなというふうに思っております。

それから、鯉の関係で水が濁るというふうなことでございまして、いろんな、水質をきれいにする方法もあると思うんですけれども、災害復旧工事というのがどうしても3年なら3年、名賀川の助成事業なら4年でもう完了しないといけないというふうなこと

になりますと、今の事業量に対して業者が実際に施工できる能力というのがどうしても限られておるといふふうなところで、とにかくその期間中に工事を完成しないといけないといふふうなこともございまして、いろんなものを、ほいじゃ、試してできるかという、実際に業者に発注しとる設計書上にはそういうものは全然反映されておられません。で、水質の関係で今反映しておるものというのはやはり高津川漁協の関係の影響がございまして、この関係でやはり漁協と相談をしながら、水を濁らせない最大の努力をするといふふうなことにはしておるわけでございしますが、どうしても取りかかるときには濁りが出たり、やはり河床を掘って盛り土をするとそこから濁りが出てくるというふうなこともございまして、町の工事もそうですが県の工事も同じような形で濁りがどうしてもとまらないと、ただし、最大限の今努力はしとるといふふうなことでもございまして、津和野川と吉賀川を見るとどうしても今津和野川が濁るとるのは災害の関係でございまして、これ以上なかなか改善するといふふうなことになりませんで、大変申しわけないと思っておるんですが、災害復旧工事の状況としてはそういうことでございまして、いましばらく御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 最後の7番目の質問にあります車両通行どめということでもありますけども、これはすぐにはできないということは、いろんな背景からわかっておりますが、今後その津和野町の道路網、動線が確実にでき上がった場合、中座バイパスができて駅前通りまで下水管布設し、道路改良が行われた後には、やはり街歩きという観点からすれば津和野町のあの道に常日ごろからバスや車が通るといふことは余り望ましいことではないのではないかと感じております。もちろん、住民の方、郵便局があつたりですとか運送会社も走っておりますので、皆さんから同意が得られる、完全に同意が得られるとは思いませんけれども、しかしながら長い、まだ期間がありますので、そういった構想を持っていただいて、津和野町の滞在時間を延ばすといふのであれば、そこから始めなければいけないのではないかと感じております。中座バイパスができれば南の玄関口、北の玄関口ができ上がり、その間をバスで走らせる、その間を自転車で走ってもらう、歩いてもらうといった、いろんな発想ができると思います。その一つとして提案させていただき、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、2番、川田剛君の質問を終わります。

以上で、一般質問全てを終結をいたします。

---

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会をいたします。

午後1時44分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 27 年 第 5 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 27 年 6 月 25 日 (木曜日)

---

議事日程 (第 4 号)

平成 27 年 6 月 25 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 82 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合理約の変更について

日程第 3 町長提出第 83 号議案 旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事請負変更契約の締結について

日程第 4 町長提出第 84 号議案 津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の廃止について

- 日程第5 町長提出第85号議案 高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第86号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第87号議案 つわの暮らし推進住宅基金条例の制定について
- 日程第8 町長提出第88号議案 平成27年度津和野町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 町長提出第89号議案 平成27年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 町長提出第90号議案 平成27年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 町長提出第91号議案 平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 町長提出第92号議案 平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 町長提出第93号議案 平成27年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 町長提出第94号議案 平成27年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 町長提出第95号議案 平成27年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 町長提出第96号議案 平成27年度津和野町診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 町長提出第97号議案 平成27年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 町長提出第98号議案 平成27年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 町長提出第99号議案 津和野町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第20 請願第4号 「地方財政の充実・強化」を求める請願
- 日程第21 請願第5号 集团的自衛権行使のための立法化に反対する意見書を国に提出することを求める請願
- 日程第22 総務経済常任委員会委員長の所管事務調査報告について
- 日程第23 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第24 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第25 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程第1 発議第1号 「地方財政の充実・強化」を求める意見書(案)の提出について

追加日程第2 発議第2号 集団的自衛権行使のための立法化に反対する意見書  
(案)の提出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第82号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第3 町長提出第83号議案 旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事請負変更契約の締結について
- 日程第4 町長提出第84号議案 津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の廃止について
- 日程第5 町長提出第85号議案 高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第86号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第87号議案 つわの暮らし推進住宅基金条例の制定について
- 日程第8 町長提出第88号議案 平成27年度津和野町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 町長提出第89号議案 平成27年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 町長提出第90号議案 平成27年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 町長提出第91号議案 平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 町長提出第92号議案 平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 町長提出第93号議案 平成27年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 町長提出第94号議案 平成27年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 町長提出第95号議案 平成27年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 町長提出第96号議案 平成27年度津和野町診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 町長提出第97号議案 平成27年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 18 町長提出第 98 号議案 平成 27 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 町長提出第 99 号議案 津和野町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 20 請願第 4 号 「地方財政の充実・強化」を求める請願
- 日程第 21 請願第 5 号 集团的自衛権行使のための立法化に反対する意見書を国に提出することを求める請願
- 日程第 22 総務経済常任委員会委員長の所管事務調査報告について
- 日程第 23 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 24 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 25 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程第 1 発議第 1 号 「地方財政の充実・強化」を求める意見書（案）の提出について
- 追加日程第 2 発議第 2 号 集团的自衛権行使のための立法化に反対する意見書（案）の提出について

---

出席議員（12 名）

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宥文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君		
参事（兼健康福祉課長）			齋藤 等君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君

農林課長 …………… 久保 睦夫君      商工観光課長 …………… 藤山 宏君  
環境生活課長 …………… 和田 京三君      医療対策課長 …………… 下森 定君  
建設課長 …………… 田村津与志君      教育次長 …………… 羽多野寿子君  
会計管理者 …………… 山本 典伸君

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成27年度第5回定例会、4日目の会議を始めます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、川田剛君、3番、米澤宥文君を指名します。

---

#### 日程第2. 議案第82号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第82号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第82号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第82号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更については、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 日程第3. 議案第83号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第83号旧掘氏庭園畑迫病院組立等工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 先般の提案理由のところちょっと聞き漏らしましたけども、今回1,628万1,000円の変更は別紙のような状況で、それに伴う増額予算ということで理解できますが、そのときに活用を考えたときに、28年6月30日までぐらいに何か変更をとというような表現で説明があったように記憶しておりますが、その辺、もう一度ちょっとお聞かせいただいたらと思います。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 当初、事業計画は27年度の完成をもちまして完了する予定でしたが、当初、復元を目的にしてという事業でしたが、近代病院の建設の整備が全国的にも珍しく、関連資料の展示等の情報発信を含めて、そういうことを文化庁や検討委員会で協議し、地元の要望を踏まえまして変更計画を作成するというのと、県、国の補助金が削減されたために、年度を繰り越して28年度までで完了するということになって、この変更計画を出させていただきました。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 結局、この1,600万の増額予算を、28年の6月30日までに工事を終了すればいいという、それだけの説明であったわけですね。ということで、私は地元にも少しかかわっておりますが、現在、旧掘氏庭園を守り活かす会というようなものが住民のもとで組織されておまして、これを当初の希望とか公募の中でお一人入られたということもありますが、その思いはまだ消えておりませんので、今回の変更の大きな目的はレストランとか情報発信とかということがこの裏にあると思いますが、ただ、このレストランのスペースだけを整備するだけでは、なかなかそこへ入って営業とか事業を展開しようとするには、まだやっぱり個人の資本では厳しいものがあるように感じておりますので、完成と同時に、レストランか情報発信機能かわかりませんが、それが十分機能するように、いま一度その中身の施設、厨房機器というようなものでしょうか、そんなものもいろんな補助事業を取り込みながら整備していただかなければ、なかなかここで、さあどうぞやってくださいというても、個人の資本投下で営業開始というのは非常に困難をきわめるのではないかと感じております。

ただ、一つの方法としていろいろ話題をいただいておりますが、このレストランを一人の方が運営するんじゃなくて、いろんな方が厨房に立たれて、いろんなメニューを日が変わりメニューでやるとかというような、そういうものが県内にも大田、浜田にもあるようでございますが、ワンデイシェフというような形で誰もがそこへ集って、きょう一日は私に全て任せてください、リース事業でこの厨房をお借りして、私が自分で損益を責任持ってやりますからというそういう仕組みのような施設整備を、ぜひともオープン

までには考慮していただきたいと思っておりますが、その辺について御見解をいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 議員のほうから新しい提案をいただきましてありがとうございます。ここの後の活用につきましては、今議員さん、おっしゃいました会議を中心に後の計画を練っておるところでございます。申されましたように農家レストランと、それから資料展示を主なベースとして施設を管理をしていこうというふうに考えております。そのほかにも部屋が幾つかございますので、そういったところも利用して、小会議とか大学とかのサークルの誘致等も協議会の中では意見として出されておりました、最終的にいろいろな活用を見込んだ中で、それに対応できるような施設整備ということで、今回変更を試みておるところでございます。

ワンデイシェフという御提案は、今回初めてお聞きしたような状態でございます、その焔迫で地元で立ち上げられたグループの中で、最終的に管理委託をお願いをしようという計画を持っておりますので、その中で、より練っていただいて、どういう形が望ましいかということで御協議をいただけたらというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかに。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 旧堀氏庭園焔迫病院組立等工事ということでありますが、まず1点目、確認をさせていただきます。現在、1,600万円の増額予算計上をされておりますが、2億6,300万円をかけてこれを組み立てるわけでありますけれども、解体そして組み立て、最終的に総額幾らになるのかを、まず1点確認させていただきます。

それと、農家レストランにするということは、公募をかけられましてから応募があったというところまでは伺っております、その後、どこがどういうふうな運営主体をしていくのか、町とのかかわり。それと、シャワー室があったりですとか展示があったり、住民からの要望でというようなことで、いわゆる公民館といいますか、さまざまな活用方法はあると思うんですが、ここの運営、例えば展示をする際、誰がここを管理するのか、農家レストランとは別になるのか、そういったセキュリティー上の問題とかも出てきます。そういった運営主体や事業主体、そういったところをお答えいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 失礼いたします。契約の金額全体は2億6,387万1,000円でございます。

○議長（沖田 守君） それは総額、解体からの。

○教育次長（羽多野寿子君） はい。

あと、活用方法でございますが、今、地元のほうで、旧堀氏庭園を守り活かす会というものが立ち上げられておられます。地元のほうでどういうふうに活用するかというふう

なことを御協議もいただいております。活用の担い手の関係でございますが、旧堀氏庭園を守り活かす会が、任意団体として指定を委託したいというふうに今は考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） まず、1点目であります。来年6月30日までの完成日になっておるわけですが、これ1年先になるんですが、これだけ工事延長が期間が要るのかどうか。

このことと、これは国の指定名勝の旧堀氏の母屋修理がされまして、その後に畑迫病院の保存計画が浮上してきたわけでありまして、そして解体が実施されまして、当初は旧病院の保存計画というふうなことで計画をされておったと思うんですが、それが今日、集会所、多目的ホールに変わり、また内部で農家レストランの計画までされて、これを改造されるというふうな計画であります。国の指定名勝の建物でもあるわけですが、この利用方法について、国、県、これらの意向はどのような何でございますか。農家レストランなんかを中でやってもいいというふうな許可があるのか。

また、この建物は地域住民が避難場所として使われると思うわけでありまして、そういった利用をされるのであれば、この裏山の急傾斜地の調査や何かをされておるのか。崩壊するようなことはないとは思いますが、そういった調査も加えてされておるのか。

そして、この工事は主に合併浄化槽が主体のように、この図面から見ますとあるんですが、女性用のトイレ、男性用トイレ、シャワー室の設置、そして建物の内部は多目的なトイレが主な工事のように計画をされておるんですが、なぜ、これだけのことを今追加でしなくてはならないのか。当初設計で、なぜこれが計画できなかったのか、その点はどうでありますか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 全て質問を記憶しておりませんので、私がおわかりのところで、済みません、説明をさせていただきます。

合併浄化槽の関係でございますが、最初は35人槽を予定しておりました。当初は、建物用途を事務所として設計しておりましたので、その活用のために35人槽という予定しておりました。その後、文化庁、県との協議を経まして、今回提案をされた内容に変更するというので、レストラン部分を多目的ホールとして使用したときには42人槽、レストラン部分を含めるとプラス21人槽で63人槽という変更になります。以前はトイレは1号便所というところでしたが、計画変更のように使用人数がふえるということがございまして2号便所のほうへトイレを持って行って、1号便所は以降、展示のみにするということになりました。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、引き続き御説明をさせていただきます。

まず、期間延長が6月末までということですが、この必要性でございますけれども、先ほど次長のほうから答弁がありましたけれども、国、県の補助金の枠全体が縮小されました。その部分を工事をやめるわけにもいきませんので、その部分ほどは1年、翌年に補助枠を繰り越していただくという形で補助金をもらう必要がございますので、そのところで1年延ばさないとやれなくなったというところでございます。

それから、利用方法についての国、県の見解でございますけれども、これは当然文化庁と協議をしながら工事をしております。ですので、変更にあたっては農家レストランで後の管理をしたいということで協議をした上で、よかろうということで、この工事を計画をしております。今、国のほうも文化財について、いわゆる単なる保存だけでなく、利用活用という部分を重点を置いております。ですので、せっかく直した建物をどういうふうにご利用できるか、もちろん文化財として保存できる基本的な部分は固めた上ででございますが、それを国のほうも進めておりますので、そういう形で変更をさせていただいております。

それから、避難所についてでございますけれども、地元の御希望の中で、やはりあんな大きな建物が地域に余らないということで、完工の暁には一時的な避難所の分に指定をしてほしいというようなお考えがございまして、工事が終わりましたら避難所としての用途も加えられるようにということで、シャワー等もあわせてここへ設置をさせていただくような形状に今なっております。裏の山が、すぐへりにありますので、そのところですが、急傾斜で、以前に県のほうで擁壁をつくっておられまして、一応、そういった面での安全は確保されておるというふうに思っております。厳密に地質調査とか、そういったことまでは今回やっておるわけではございません。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今、文化財ということで、これが復元されたと思うんですが。文化財でも、当時のありのままの姿を残すだけでなく、それを多目的で利用を拡大するということが許されてきたということなんですが。この図面を見まして、その中で病室と、ずっとありますよね。ここら辺、レントゲン室。かつての、要するに文化財に相当する価値ということで、こういうのを残しておるんですけども、余りにももったいないんですが。

今、利用拡大というんで農家レストランの話も出てますが、ちょっと私が聞き漏らしたのかもしれませんが、再度説明してほしいんですが、農家レストランはどこを採用するんですか。それから、これだけ病室がいっぱいありまして、かつての病院機構がありますが、これ、どこを残すつもりで、どこをさらに多目的に利用しようとしているのか、そこをちょっと説明してほしいなと思います。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 農家レストランの関係でございますが、一応地元で旧堀氏庭園を守り活かす会というのをつくっていただいております。このメンバーの中にシ

シェフの方がお一人おられると思いますが、この活かす会の中へ委託をして、今からレストランの計画をしていただくということになっております。

病室の関係でございますが、当初は全部病室というふうに考えておりましたが、病室のMの隣に湯沸かし室、多目的トイレ、これは身障者用トイレとか乳児やお子様が使えらるような多目的トイレを設置してあります。それで網かけ、点々のところがありますが、ここはオープンキッチンとして使う、その手前のところを多目的ホールとして、今からの活用計画になりますが、地元の方とかが使われるような計画に一応なっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 農家レストランというのは常々聞いてまして、地元の方が活用されるってのもわかるんですけども、活用をどのようにするかってのが大事だなと思うんですね。例えば、農家レストランといえは農家から仕入れた製品を使ったレストランをするんだらうなという想像はつくわけです。シェフの方もいらっしゃるということで提供もできるんだらうな。一方で、指定管理をされる守り活かす会というところからは、ひとりシェフだとかそういった活用策の提案が上がってくるということは、まだ煮詰まってない状態でこういった施設にしていきますってことは、今後要望が上がってくれば、まだ変更すべきところが出てくるんじゃないかと。それと、この図面にある多目的ホールっていうのを活用するっていいんですが、こういったふうに活用するか、もう住民に投げかけている状態で、町としてこの施設をどのようにしていくのかっていうのは、あくまでこれは指定管理にして地元住民の方にお任せするというような内容なんですか。ちなみに指定管理料は幾らぐらいを考えていらっしゃるのかもお願いします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 多目的ホールの活用の仕方ですが、イメージとすれば、ここへテーブル等を置きまして、レストランの食を食すスペースというようなイメージを持っております。

指定管理料につきましては、まだ具体的なものを詰めておるわけではございませんので、幾らということは申し上げることが今の段階ではできません。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 説明はいただいたわけですが、相当大きい事業費の中で今建設が進んでおるわけでありまして、この旧堀氏庭園を守り活かす会、これがかなりの今後の運営上、中心になっていくということでありまして、現在の協議状況と申しますか、会議の頻度と申しますか、そういった状況はどのようございましょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 頻度という細かい部分までは承知しておりませんが、5月の21日付で規約の編成をされまして、総会のような形で立ち上げをされております。

それから、その中でそれぞれ部を設けられて、部として環境整備部、広報部、イベント部、病院部、事務局という形で部を設けられて、その部の中でそれぞれの目的に合ったような形で御協議をされて進めておられるというふうには思っております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） そうしますと、ことしからといいますか、5月から本格的な動きをしておるといふふうに理解していいんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 正式な立ち上げは5月になっておりますが、事前の協議は昨年度から引き続いて、いろいろ研修もされながら、ガイドの養成とか、そういった個々で活動されておられましたので、それを一つの組織としてことしの5月に立ち上げたというような形でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 資料を展示されたりするってことは、観光客もここに入ってもらって病室とかを見られることを想定されていると思うんですが、自分が観光客になった場合に、病室がずらずらっと並んでいて、ただ昔の様子を再現しただけでは、とても、また見に来ようねっていう感じにはならないので、その辺の工夫をどう考えておられるのかとか、同じ病室をこれだけ、7室が病室っていうことなので、どう変化を持たせるような、まだその具体的なものは決まっていなと思うんですが、その7室をどう工夫するかっていうところも、そろそろ決まっているのであれば教えていただきたいなど。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 病室という形で当然書いてありますけれども、復元です。ただ、利用としては、ここ的一部分は当然展示スペースになりますし、部屋によっては会議スペースに使う場合、会議に使うスペースも必要になってきます。ですので、どこまでを展示にするかという具体的なものまでは詰めておりませんが、そういった展示の計画も含めて専門の方をお願いをして、内容とかそういったものも今検討していただいております。アドバイザーとして國方さんだったか、医者の方で、こういったいわゆる古い医療器具とかいろんなものを収集をされておられる方がおられまして、NHKの朝ドラで、あれは何ていうドラマだったか忘れましたが、その部分でその展示品をお貸ししたりしたような先生がアドバイザー的についてきておられて、御指導を受けながら見られるような展示を計画していくということで今進めております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、ここで質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第83号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第83号旧掘氏庭園畑迫病院組立等工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第84号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第84号津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の廃止について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第84号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第84号津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第85号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第85号高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 今回のこの高津川清流館の条例の改正については、企業誘致を認めるための改正だと思っております。企業誘致は本当に大事なことでと

はと思いますが、今回、補正予算の中で障がい者福祉センターの設計監理委託料が上がっているということがあります。わざわざ、この清流館を福祉施設として、条例を以前改正して使えるようにした、そのことを踏まえて考えたときに、それだけ大切な福祉であるならば、そのまま清流館を福祉施設としてすぐに使用可能な場所であるような形で置いておかれなかったのかということ、すごく残念に思います。そういう理由で反対いたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） このたびは、企業がこの高津川清流館に入ってコールセンターをしたいということであります。町内の雇用状況は、町内企業の撤退など、ますます悪化しております。若者が働きたくても働く場がないという、そういう状況であります。そのような中で、地元に残りたいけれども職場がないので出ていかざるを得ないという、そういう声をたくさん聞くわけであります。このたびのコールセンターは、地元に残るためには、ぜひ必要なものであると思います。職場があってこそ定住ができるものであると思います。この改正に賛成し、そして町内の若者が就業できる場をつくっていくべきだと思いますので、賛成の立場で討論いたします。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第85号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第85号高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第86号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第86号つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第86号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第86号つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第7. 議案第87号**

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第87号つわの暮らし推進住宅基金条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。  
これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第87号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第87号つわの暮らし推進住宅基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入り、休憩後、直ちに全員協議会を開催したいと存じます。この全員協議会開催は、一昨日、全員協議会の中で、津和野町の障がい者福祉センターの建設構想に伴う今回の補正並びにこれに伴うもろもろの質疑がございました。執行部から参考資料として、きょう、議員各位の手元に届いておりますが、これについての説明を求めますので、暫時休憩をいたしまして全協に切りかえたいと存じます。

午前9時37分休憩

.....  
[全員協議会]  
.....

午前10時29分再開

○議長（沖田 守君） 全員協議会に引き続き、本会議に入ります。

---

**日程第8. 議案第88号**

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第88号平成27年度津和野町一般会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありますか。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 3点お伺いします。

まず、51ページの農林水産業費の中の新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金について、どこへ補助されるのかということと、55ページと同じく農林水産業費の林業費の中の津和野町地域再生計画策定協議会補助金930万、これも相手方を、それと57ページの商工費の中の委託料で歴史的風致維持向上事業費、商工観光課の、この3,117万が減額になってますが、初日の説明を私が聞き漏らしていたなら申しわけありませんが、以上3点について伺います。

○議長（沖田 守君） 答弁は。農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、質問に対してお答えいたします。

51ページの新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金でございますが、申しわけございません、新規就農をされる方のハウス建設に対する施設の中で、給水施設を設置しなければ、その施設が使えないということがわかりまして、その辺の増額に伴いまして84万円を増額補正させていただきました。申しわけございません。

それから、続いて55ページ、津和野町地域再生計画策定協議会補助金とございますが、これは一般質問の中でも議員からの質問がございましたが、木質バイオマスのガス化発電を中心とした地域再生計画を今年度立てていくということで、内閣府の補助金を要求したところ、計画が承認されまして921万1,000円の補助金が出るものでございます。その補助金を出す相手方でございますが、ここに書いてあります津和野町地域再生計画策定協議会というのを立ち上げる必要がございます。その協議会を立ち上げた後に、この補助金によって計画を策定していくという計画になっております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員から御指摘のございました点でございますが、57ページの歴史的風致維持向上事業費の中で、総額で3,117万6,000円の減額になっております。これにつきましては、59ページをちょっとごらんいただきたいんですが、一番上まで、この歴史的風致が続いておりますが、工事請負費を3,240万減額をしております。それに対して委託料が95万1,000円、さらに使用料及び賃借料のリース料が27万3,000円ふえておりますので、差し引き3,117万6,000円の減という形になっております。

この工事請負費の減でございますが、津和野駅前のSL館の解体を、昨年度から今年度、繰越事業ではございましたが実施をさせていただきました。この跡を休憩施設等の整備を同様の事業の中で考えておったところでございますが、今回、委託料で95万1,000円、委託料を増額させていただいております。これは、津和野駅一帯を、デザインコンペを行って一体的に整備をしていきたいという思いでおります。JRさん等との

協議もありまして、駅舎等も踏まえた改修も考える中で一体として考えたいと。そうならば、ここでS L館の解体後の跡地を、それだけ単体で工事を進めるのはどうかという思いに至りまして、まず、デザインコンペによる一体的な整備の計画を、まず、今年度さしていただきたいと。その上で、当初は休憩施設、S L館の跡を本年度当初は整備を予定しておったわけですが、まず一体として考えようという思いに変更させていただいたということで、工事請負費を一旦この段階で減額させていただいたということでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宏文君） 3点ほどお願いいたします。

まず、23ページ、企画費ですが、ファウンディングベース借り上げ住宅の住居調査業務88万6,000円とありますが、これはどのような調査なのかということと、53ページの林業振興費、地域協力隊員がこのたび起業し、合同会社に対しての地域おこし協力隊事業委託料450万円、この合同会社とはどのようなものか、ちょっと説明をお願いいたします。

それから、91ページ、災害復旧費ですが、過年農地農業用施設災害復旧費で風呂屋井堰ポンプ操作室用地購入費と解体工事が載っておりますけれども、これは県の工事じゃなかったですか。勘違いだったら済みません、説明をお願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、23ページの住居調査業務等委託料ということでございます。ファウンディングベースということで地域おこし協力隊が今、津和野町内のほう、民間の住宅を借り上げて、現在、ファウンディングベースのメンバー6名が使用しているところでございます。

今回、島根県土整備事務所、そちらのほうから、これが寄宿舍の取り扱いになるのではないかという指摘を受けたということでございます。今回、寄宿舍の取り扱いになりますと、建築基準法等の法律に照らして、その物件が妥当かどうかということで、指示書の中で調査以来があったということでございます。

例えば、建築基準法による特殊建築物の避難及び消火等、あるいは非常用の照明装置等、そういった部分で全部で8項目でございますが、その指示書の中には、この調査をしてくださいということで指示がまいっております。この内容につきまして、建築士のほうと、この建築基準法に照らしてどうかというところの内容確認をさしてもらおうということで、建築指示に対する住居調査業務の委託料ということでございます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 53ページの地域おこし協力隊事業委託料でございますが、この会社名は合同会社やもりという名前でございます。山を守るということでやもりという名前にしております。

それから、この会社の所在地ですが、地域おこし協力隊の1名の方の、今お住まいの  
ところを登記したというふうに聞いております。構成メンバーは、今の地域おこし協力  
隊の4名であります。そういった会社でございます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、91ページ、過年度農地・農業用施設災害復  
旧費の風呂屋井堰の関係の補正について説明をさせていただきます。

まず、90ページのほうの下段、県支出金というのが739万円記載をしてございま  
す。これが、県のほうから町のほうへ補償補填費ということでお金をいただきまして、  
それによりまして、風呂屋井堰の関係の工事請負費でいきますと91万5,000円につい  
て、既存のポンプ室がございまして、この関係の解体の工事なり、それから用地購入費  
ということで、新たにポンプ室をつくらないといけませんので592万2,000円、  
そして役務費のほうで46万8,000円、委託料のほうで8万6,000円、合計、支  
出のほうで739万1,000円ほど、歳出のほうで見ておるといふうなことでござ  
います。

最終的には、町のほうで施設の管理はすると。今回は災害の関係がございまして、も  
ともとは益田県土のほうで工事をしていただいて、最終的には町のほうで施設の管理を  
するということがございましたが、災害がございまして助成事業、川の幅員を広げると  
いふうなことでしたが、今、風呂屋井堰のところは河床を下げて河川断面を確保する  
というふうなことでございまして、今度は津和野土木事業所のほうが事業主体でされて、  
それを完成した暁には町のほうが管理をするというふうなこともございまして、一応県  
のほうからお金をいただきながら対応するというものでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） まず、25ページであります。24、25ページ、住  
民協働推進事業費の中の負担金補助及び交付金、協働のまちづくり事業助成金の20  
0万円、企画人創生事業ということでありますが、この内容について詳細をお尋ねい  
たします。

続いて、26、27ページ、道の駅管理費、シルクウェイにちはら修繕工事負担金、  
グラウンドゴルフ場のエッジほか修繕ということであるんですが、でき上がって間もな  
いところで、どういった修繕費が、この102万9,000円は上がっているのかお尋  
ねいたします。

それから、52、53ページ、林業振興費、森林づくり条例等作成委託料200万円  
ですが、条例作成の委託というのがどういったもので、どういったところに委託をして  
条例をつくるのか、どういった条例を目指しているのかについて、お尋ねいたします。

それから、74、75ページ、教育諸費であります。委託料500万円、設計監理委  
託料で日原小学校の天井撤去が上がっております。このことについて、天井撤去する必  
要はどういう理由からか。例えば、建物というのは建築基準法へ照らしてつくると思

んですけども、建築基準法に違反があったのか、違反ではなくて別の形で撤去をしろということであるのか、そうであるならば、なぜ過疎債を使って津和野町が500万円の負担をする必要があったのか、その点を詳しくお尋ねをしたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、25ページの住民協働推進事業費の協働のまちづくり事業助成金でございます。これにつきましては、津和野町企画人創生塾ということに対して補助金を出すということになります。

この内容につきましては、町内のそういった有志でつくられております津和野町企画人養成塾実行委員会というところから企画の提案がございました。内容といたしましては、課題として、今現在、若者を中心として企画デザインのできる企画人、そういった方々を養成しようというところで課題意識を持つとられまして、次代の津和野を担う若い世代の参加を促し、継続した人材育成を行っていきたいということで、この企画人養成塾というのを、この実行委員会、メンバーの方7名で、企画されて提案があったということでございます。

内容といたしましては、講師等を招いて課題の部分から発想、デザイン、協議、相談、実行、検証というような流れの中で、今年度につきましては津和野の夜を楽しめる、夜の津和野演出というようなところでランプづくり等に取り組みながら、この課題解決に当たってのプランニング、あるいはそれに対する実行、それから検証というような流れでやっていこうということでございます。

200万という事業費ということになっておりますが、基本的には、これは島根県市町村振興協会の補助金を全て充てて、この事業をやっていただくような形となっております。

今後につきましても、今年度で終わることなく、28年度、29年度と継続してやりながら、実際に大体18名程度の――当初目標とするのは――参加希望を待つということで、20代の若者、それから30代の方、40代の方ということで、それぞれ20代5名、30代6名、40代7名というような形の中で18名を参加希望として、この事業をやっていききたいということでございます。そういうことでございまして、この事業につきましては市町村振興協会の補助をそのまま充てて200万、うちのほうからこの実行委員会のほうに補助金として補助交付するということになります。

それから、27ページのシルクウェイにちはらの修繕工事負担金ということでございまして、これはボールどめのエッジというのが、周りに今張りめぐらしております。その周りのボールどめを多少、雨等で損傷したところが現状あるという、簡易に当初はやっとなんのですが、それが損傷しとるということで、長さにしまして296メートルのボールどめをずっと張っていこうということにしております。今、津和野のグラウンドゴルフ場については、今からやろうとするボールどめがもう既に設置をされてお

りますが、にちはらの場合はちょっと簡易的なものであったということで、これを取りかえるということでございます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、53ページ、森林づくり条例等作成委託料でございます。これは合併10周年の記念という面も一部含んでおりまして、町長の思いもあるわけですが、山を健全な状態に保っていくための、皆で考えた山づくりをあらわした条例にしていこうということでございます。健全な山にするためにはということで、これまで竹内先生に指導をいただいていたわけですが、そういったもの、それから山の皆伐がどんどん進んでいきますと、どうしても災害等の危険もあると、そういったことをある一定のルールで条例化して、みんなで山を守っていきましょうという内容にするために、コンサルに委託した上で条例を考えていこうというもので、コンサルに委託する金額が200万ということになっております。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 75ページでございます。日原小学校の屋内運動場の設計監理委託料でございますが、これは東北の震災がございました。そのときに体育館で、商業施設、工場などが、大規模空間を有する建物等の天井について落下被害が多く発生いたしました。それで、国土交通省が天井脱落対策に関する新たな基準を公布いたしました。平成25年8月でございます。国土交通省のほうで天井脱落対策の基準を特定天井、脱落によって重大な危害が生ずるおそれがある天井——いわゆるつり天井とかでございますが——落下防止対策というものをつくられました。特定天井といいますのは、6メートル超えの高さにある面積200平米超えのつり天井で、人が日常利用する場所に設置されているものというふうに規定をされました。対象施設でございますが、文部科学省の対象といたしまして、高さが6メートルを超え、または水平投影面積が200平米を超える天井ということで、その天井にとっては全面撤去をなさいということでございます。で、今回、日原小学校屋内運動場が対象になったということでございます。

担当者がヒアリングを受けておりますが、まずは学校施設から耐震の喚起をなさいという指示を受けて、4月に交付の一応内定を、今回、設計業務管理の関係ですが内定を受けております。

防災機能強化という事業名でございますけれども、これにより今後、設計監理等を、本当にこの工事が必要かどうかというところから設計監理を委託するというところでございます。

○議長（沖田 守君） 財源。

○教育次長（羽多野寿子君） 財源は、事業費は改善交付金の対象になりますが、この設計監理業務は交付金の対象外になります。今回は地方債が充てられるということで、地方債を500万充てております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 91ページですが、過年農地・農業用施設災害復旧費の委託料で越原橋ということでお聞きしましたが、これ、測量業務もした後、また設計委託ということで、そしてまた工事発注になると思いますが、この橋の工事着工はどれぐらいのところになる予定かをお聞きします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 御質問のございました91ページのところの越原橋の用地測量委託の関係でございますが、積算額、必要額が114万7,000円ばかりで、実際のところ、26年度繰り越し分で67万ございまして、今不足分というところで、別契約で47万6,000円を計上しておるといふところでございます。

工事の発注についてでございますけども、既に右岸側のほうから、一応取りつくといふふうな形にしておるところでございます。前年度繰り越しの関係を含めて、橋台、下部工の一部、右岸側のほうを対応しまして、今年度、秋口以降で左岸側のほうを下部工、そしてあと上部工というふうな形で発注をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

業者は決定はしておりますが、その辺のいろいろ段取りもございまして、近々対応していただけるものと思っておりますが、最終的な完成については28年度を見込んでおるといふ状況でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） せっかくの機会ですので、順次、4点ほどお聞かせいただきたいと思っております。

ページにおいては、21ページだったと思いますが、総務管理費の一般管理費の委託料の中の技術支援業務委託料というのがありますが、この委託内容と委託先というか、この辺のところをお聞かせいただきたいということと、平和首長会議の負担金というのが新たに、2,000円ではありますが、この負担金の出どころちゅうか出しどころというか、どういうところへ出すのか、その辺についてお聞かせいただきたいということが、まず最初に。

それから、ページ33、37は、消費税の増税によって臨時福祉給付金ということと子育て世帯臨時特例給付金ということですが、これの、いわゆる給付対象人数とその給付の内容について、ちょっとお聞かせいただきたいということでございます。

それと、51ページの農地費の県営農業の何とかという負担金が25万計上されておられますが、これは場所と総体の事業費、そして今回の負担率、負担金25万円の負担率はどのようなものになっているかということをお聞かせいただきたいということでございます。

それと、先ほど同僚議員からもありましたが、53ページの地域おこしの関係でやもりという合同会社が委託されるわけですが、その委託の作業の内容というか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） まず、21ページの一般管理費の委託料、技術支援業務委託料でございます。これにつきましては、一昨年から、いわゆる本町の事業に係ります基本設計の部分を、本町は建築にかかわります技術職員を持っておりませんので、それを業者で申し上げますと中電技術コンサルタントというところに業務委託をしておるところでございます。今回、新たな事業展開ということで、3事業、基本設計をしていただくことが出ましたので、今回補正を上げたところでございます。

それから、平和首長会議の負担金でございます。これは広島市が主幹でございますが、平和首長会議というものを全国展開をしております、島根県下で見ましても本町を含めまして全市町村、現状では参加をしているところでございます。本町におきましては、昨年度のところで加入をいたしまして、今年度から負担金が発生するというところで、当初予算で本来は上げるべきところでしたが、計上を漏らしておりましたので、今回お願いしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 33ページ、37ページの臨時福祉給付金並びに子育て世帯臨時特例給付金の関係でございます。昨年度、国のほうで実施されまして、今年度も引き続き実施されるということで補正提案させていただきました。

ちなみに予算内容としましては、臨時給付金のほうにつきましては、26年度の対象者、低所得者、非課税世帯であるとか低所得世帯等を対象としておりまして、前回2,255人が対象でありましたので、昨年は1人1万円でありましたが、ことしにつきましては1人6,000円ということで金額のほう提示しております。

それから、子育て世帯のほうにつきましては、これにつきましても昨年と同様でございまして、昨年は国のほうから、18歳以下の子供がおれば1人につき1万円ということでございましたが、ことしにつきましては1人、当たり3,000円ということで、これにつきましては26年度の対象者が560人ということで、これを、ことしも人数分上げさせていただいております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 残る答弁、ないかいね。（発言する者あり）建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 済みません、聞き落としておりました。51ページのところの農地費の関係の県営事業農村整備事業負担金の関係でございます。この関係が、今、町内で広区画圃場整備を計画しております、奥ヶ野と、そして堤田というふうなことでございますが、今回、補正予算に計上させていただきましたのが堤田の圃場

整備に関するものでございます。一応調査費ということで、今後、圃場整備をするための調査を行うということでございますが、当初、250万計上をしておりました。その後、350万円必要だというふうなことで、100万円の増になったところでございます。町の負担率が25%というふうなことでございまして、今回25万円を増額というふうなことで計上しておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、53ページの地域おこし協力隊事業の関係でございまして、この委託料の中身であります。これは当初予算で一般会計に組み込んでおいたものを委託料に組み替えるというものでございまして、その中身につきましては需用費が210万、需用費の中には消耗品とか燃料費、光熱水費が含まれます。それから役務費、これは通信運搬費10万、それから使用料、これは機器のリース等にかかるものですが230万という、総額の450万を委託料として支出するものであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 27ページの生活バス対策費についてお伺いいたしますが、これ、設計監理委託料が179万9,000円ついておりますが、これは口屋橋のバス停のことであろうと思うんですが、これは既に我々も請願審査して採択した場所であろうというふうに思っておりますが、この場所であるなら地元地権者との協議はどのようにされておるのか、また、土地提供はどの程度進んでおるのか。当然、買収もかかってくるんじゃないかというふうに思っておりますが、このような話ができた上での設計監理委託料であるのか。

それと、石見交通さんとはどこまで話がされておるのか。当然、バス停をつくるということは石見交通の関係もありますので、そのほうの協議はされておるのか。また、この場所が国土交通省の関係があります。当然、水利組合の問題もあります、歩道の問題もあります。これらの関係団体にどの程度まで話が進展したので、この設計監理委託料を組まれたのか、それをお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 前回、請願が出されて、議員御質問にありました口屋橋の待合所については、基本的には国土交通省の情報ボックス等、重要な線が歩道の下をずっと通っております。国道から幾らかの余裕をもってバス待合所を建築するというようなところで、非常に厳しい条件といたしますか、そういったところが、当初、私どもが協議をする際に国土交通省のほうからあったということでございます。

方法論として、あそこのところに、例えばキヌヤの前のバス待合所というのを木造で何年か前に建築させていただいた、これは石見交通に補助金を出してやった物件でございまして、そういったものは、あそこのところでは、なかなかバス停に隣接してという

のが難しい状況になっております。現状どういう形になるかというところでいいますと、基本的に屋根しかつかないようなバス待合所というような形になろうかというところで、いろいろ形について、あるいは場所について検討してまいったということでございます。

今回、業務委託の設計を上げさせていただきました。これにつきましては、バスの待合所から若干外れたところで、そういった目的を果たせるような、ただ屋根だけではないようなものができるかどうかというようなところをいろいろ検討を今しとるところで、この設計のところで、いろんな事案について設計をしてもらおうということにしております。

したがいまして、この形によっては土地の買収、あるいは水利組合との協議、もちろん私どもとしてはあるというふうに考えておりますが、この案件につきましては、現時的にはそういう国土交通省の許可基準というところに沿ったバス待合所というところで、いろんな事例を今検討しているというところでございます。地元の地権者の方、あるいはPTAの方、あるいは水利組合の方ということで、基本的な形がまとまってから、再度協議のほうは今からさしていただくというような考え方でおります。とりあえず、この設計の中でどういったものが考えられるかというところの部分については、いろんな選択肢を持って、何とかここに口屋橋の待合所の設置をさしていただきたいというところを考えているところでございます。

石見交通とも、この辺についてはお話をさしていただいとるんですが、一番最初にお話ししましたように、キヌヤのようなああいって、要は設置にみやすいところであれば、石見交通のバス停でございますので対応が可能かと思いますが、これについては、どういった形にするかというところで、まだまだ石見交通とは協議をしていかななくてはならないということで、補助金形式でそれをつくるのか、あるいは町主体となってこの待合所をつくるのかというのは、まだ今後の検討課題というところになっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） お話を聞くと大変雑な計画であるように私は思うんですが。本来なら、我々、委員会で調査したときも、国土交通省の関係がある、光ファイバーの問題がある、そして耕作道の問題がある、いろいろな問題があったわけです。それを、やはり下調査をされて、それからこういう実現の可能性があるというふうになれば実施設計をされても問題はないですが、これだけの金を使うということは、恐らくこの金がありや建物は立ちます。本当いいまして100万くらいのあれやね、そういったものであります。例を挙げますと直地のバス停を国交省といろいろ交渉して、これは建設しました。これは、もちろん国交省も石見交通も協力、また地元の方からの協力があったから、これが実現したわけです。実現の可能性のないものは地元も提出はしてこないわけなんです。

今回の問題は、いろいろ、赤道の問題、国交省の歩道の問題、光ファイバーの問題、いろいろな問題があるんですね。そういうものをほぼ70%でもクリアされてからの設計なら私もわかるんですが、これが今から調査設計して、だめになったときにはどういうふうなことになるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 地元の方の同意というところでいいますと、そういった部分、ここにバス待合所をつくるというところについては、私どもとしては、もう了解をされているということで考えております。

今回のところでこの予算を出さしていただいて、基本的には、こういった形であれ、一番ベストなものをここへ待合所をつくるというような考え方で私どもとしてはおりますので、議員が御指摘のようにだめだったらというようなところについては、現状的にはこのまま待合所をつくるということで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 今回の補正予算に反対の立場で討論いたします。

今回の補正予算には企業誘致対策費1,049万円と過疎債2,020万円を財源とする障がい者福祉センター設計監理委託料が上がっております。全員協議会など説明を受けました。企業誘致も障がい者福祉も、当町にとって大変重要で急ぐべき課題であることは重々理解しておりますし後押しもしたい、またすべきである、支援していくべきであるということは強く感じております。障がい児の保護者の方々のニーズに応じてサービスを充実させていくべきでもあります。

しかし、それだけ急がねばならない、大切だと感じているなら、障がい者福祉施設としてすぐに使用可能であった清流館に企業誘致をする折、もっと慎重に行うべきではないでしょうか。資本金をもって、覚悟をもって始められたエクシヴさんが退去され、落胆しておられる利用者の方々に、再度そのような思いをさせてはいけないということも強く感じております。

また、福祉は費用対効果を求めるものではないとも思っておりますし、行政が深くかわる、財源も投入していくべきものであるとも思います。

しかし、建物も大切であります、人、職員体制、また、送迎など体制づくりが整うことが大事なのだと私は思っています。

まず、エクシヴ撤退後の高津川清流館を福祉センターに残すべきだと思います。企業誘致には、ほかの場所を支援、提案するべきだったと思います。

また、運営母体となる社会福祉法人が現段階で立ち上げられていない段階です。その法人も、もともとの設立目的は保育園運営が主だったと考えております。二つの保育園運営準備と並行していくことを考えたとき、現段階で予算を認めることには大変不安があります。以上のような理由から、今回の補正予算に反対をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今回の補正予算には障がい者福祉センターの設計監理費が上がっておるわけでありまして。これは先ほど全協のときにも申し上げましたが、障がい者の親にとっては悲願のものであります。自分の子供がほかの子供たちに危害を加えるかもしれないというそういうおそれがあるだけで、来てくれるなど、どこにも行くところがないという、そういう本当に切なる話も聞いております。

そして、先ほども申し上げましたけれども、津和野小学校でB型作業事業所が開設されておりますが、児童と一緒になったら危害が加えられるのではないかとということで、行きも帰りもわざわざ時間を外しながら、本当に肩身の狭い思いをしながらやっておられるわけでありまして。

そしてまた、エクシヴに大変期待をしながら、そのエクシヴが、私の聞いたところでは開設もされなかったというようなお話も聞くわけでありまして。保護者の落胆ぶりは本当に大きなものであります。その中で、町が責任を持って障がい者福祉センターを建て、障がい者の事業をきちっと町の責任でもってやっていくという今回の考え方は、私は大変賛同できるものであります。

そして、この後、総務経済委員長報告でも申し上げますが、来年度から非常に厳しい町財政を運営していかなければなりません。何分、早急過ぎるというそういう意見もあったかと思っておりますけれども、しかし、やれるときにやらなければならないというのが私の持論であります。障がい者福祉というのを今やらなければ、いつやるのか、本当に障がい者の親の方々がどんなつらい思いをして今まで生きてきたか、そのことを考えるときに、私は今、早急に建てて、そして早急に建てたとしても、建物が完成して事業を開始するのは平成29年当初ぐらいになるのではないかと考えております。

しかし、その中で、一日でも早い開設を望みながら、障がい者の、本当に町が責任を持ってやっていく施設を今回提案されましたことに、私は大いに賛同するものであります。よって、今回の補正予算に対して賛成の立場で討論を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

これまで、この予算に対しましては非常に悩んでまいりました。どういった形がベストだったのか、たればではお答え、解決はしませんので、私なりに、このたびの予算、確かに設計監理委託料ということで工事請負費ではありませんけれども、やはり2,0

00万円という形で障がい者福祉センターをつくっていく、重要なことでありますし、2億円が高いということではなく、必要であれば5億でも10億でもそれはいいんだと思うんです。

ただ、これまでの流れの中で高津川清流館の跡地利用が二転三転して、そして今回、新たに障がい者福祉センターをつくるということもどうかと、これまでの庁舎内会議ではどのような議論があったのかという疑問も感じました。

しかし、今、この津和野町の人口が減る中で、少子化と言われている中でも、障がい児、障がい者の方々が安心して住める施設というのがない、この事実には目を背けることはできません。

これから津和野町の定住施策、住みやすい町にしていくという中で、この障がい者福祉は必要なものだと思いますが、今後、建築に至るまでさまざまな課題があると思いますけれども、真摯に検討していただいて、何が必要でどのようなことが需要として上げられるのか、担当課におかれましてはしっかりと協議をしていただくことを切に望み、賛成討論とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 11番。本当に、この補正予算というところで、補正で上げなければならないという財源的な事情、そして国庫補助金が10年前からなくなった、そういう背景をつぶさにお伺いいたしまして、これから先の運営については、まだ、たくさん、私自身も不安というか懸念を抱いてはおりますが、しかし、平成33年の財政的な合併に係る部分で特例もだんだんなくなってくる、そうした中での財政運営を考えたときに、今回、認めていただいたということで、地方再生の過疎債を利用するというので、福祉の政策として賛成ということで、さらに我が地域のことで恐縮でございますが、災害復旧で改良復旧に伴う、従来あった橋の規格をそのまま復旧すれば町村負担は要らないと感じておりましたが、今回の予算では1,800万にも及ぶ借金を町民の皆さんにお願いして予算計上しておられますので、もろもろの重たいものを感じながらも、この予算に賛成をいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第88号平成27年度津和野町一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 9. 議案第 89 号

○議長（沖田 守君） 日程第 9、議案第 89 号平成 27 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第 89 号採決をします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 89 号平成 27 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 10. 議案第 90 号

○議長（沖田 守君） 日程第 10、議案第 90 号平成 27 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第 90 号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 90 号平成 27 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 11. 議案第 91 号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第91号平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第91号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第91号平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12. 議案第92号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第92号平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第92号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第92号平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第13. 議案第93号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第93号平成27年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。  
これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。  
これより議案第93号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第93号平成27年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 議案第94号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第94号平成27年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。  
これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。  
これより議案第94号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第94号平成27年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第95号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第95号平成27年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第95号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第95号平成27年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議案第96号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第96号平成27年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第96号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第96号平成27年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 議案第97号

○議長（沖田 守君） 日程第17、議案第97号平成27年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第97号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第97号平成27年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18. 議案第98号

○議長（沖田 守君） 日程第18、議案第98号平成27年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第98号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第98号平成27年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。  
2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 休憩の動議をお願いします。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君から休憩動議が出ております。皆さん、いかがいたしましょうか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 賛成の諸君もおりますので、ここで暫時休憩といたします。

午前11時35分休憩

.....  
午前11時41分再開

○議長（沖田 守君） おそろいでありますので、引き続き本会議を続行いたしますが、時刻が12時に迫ってまいりました。日程第19以降は、午後1時まで休憩として、改めて第19の議案99号に入りたいと思いますので、午後1時まで休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

議員各位に申し上げます。午後から、本日マスコミからの申し出がありましたので、傍聴席からのカメラ撮影を許可しております。

#### 日程第19. 議案第99号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第99号津和野町立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、今定例会に追加でお願いをいたします案件は、条例案件1件でございます。

慎重審議を賜り、可決賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第99号でございますが、津和野町立学校設置条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 失礼いたします。

議案第99号津和野町立学校設置条例の一部改正について、御提案申し上げます。

左鐙小学校の学校統合について、本年度末をもって学校を閉校する運びとなりましたので、条例の一部改正が必要となりますので、条例の一部改正をお願いするものであります。

裏面新旧対照表をごらんください。

第2条表中、左鐙小学校津和野町左鐙888番地を削るものであります。附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものとしております。よろしくお願ひいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第99号津和野町立学校設置条例の一部改正について、質疑に入ります。ありませんか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 今回のこの議案は、慎重に審議するべきものなので、もう一度確認の意味も込めて質問をさせていただきます。

現在、左鐙小学校に在籍しておられる児童の保護者の考えは、この件に関してどのような考えを持っておられるかを詳しく教えてください。

そして三つ質問します。それが一つで、二つ目は、その左鐙小学校の校区内におられる小学校で勉強する児童の方、小学生の年齢に達しておられる方とかは今現在、日原小学校に行きたいという方がおられたらどういう対応をとっておられるか。

それから最後にもう一つ、左鐙小学校が平成21年度に答申が出たときには、現在は1人になる予想と私は覚えているんですが、予想された児童は何人だったかということを確認したいです。現在、平成27年度の予想された在校生、児童の人数をお知らせください。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 現在の在校生の保護者さんの意見、思いでございますが、左鐙小学校へ残りたいというのが保護者さんの意見でございました。

で、校区外就学の関係でございますが、現在は日原小学校へ1名の児童さんが校区外就学で日原小学校へ通っておられます。

で、21年度のときの推移でしょうか。その当時はお1人という予測でございました。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） それでは、幾つか御質問させていただきます。

まず、この条例の一部改正であります、本日、追加日程ということで提案されておられます。

18日までにその地元の説明会があつて、それで日程のスケジュール的な部分でとのごとでございますが、けさ、議会運営委員会を開きまして追加日程の確認をしたところであります。

去る3月議会の報告もありましたとおり、私の所属します文教民生常任委員会において請願を審査しております。

その請願の審査の結果は御承知のとおり不採択ということで、この条例が提案される前の事前審査といったらあれですけれども、文教民生委員会によって左鐙小学校の統廃合問題について審査をし、報告したところであります。

それがあつたがためにこの追加日程だったのか、もしもその事前審査といいますか、請願が付託されず、請願がなければ、この最終日に提案された場合、開会中でも委員会を開いて審査することができないわけですね。きょう、最終日ですから。

最終日に提案されたものを、会期延長して文教民生常任委員会で審査することも可能かもしれませんが、できれば初日の段階で提出していただければと思いますけれども、そのことをまず確認させてください。

それと、この条例提案に当たりまして、左鐙小学校、来年度以降、どのように活用していくのか、その構想がございましたらそこもお尋ねをいたします。

次に、この左鐙地域には多くの方がIターンで来られておられます。

このたび、つわの暮らし推進住宅が建設されておりましたが、これも確認を含めて、つわの暮らし課長、こういった左鐙の応募があった場合、左鐙小学校についてどのような説明をされてきたのかということをお尋ねいたします。

それと、現在住んでいらっしゃる方が、津和野町の地域おこし協力隊員として、その方は自伐型林業家を目指して頑張っておられます。その方が、この津和野町に入るに当たり、どのような話をされてきたか、こういった思いで働いていらっしゃるかということもお尋ねしたいと思います。

次に、先ほど同僚議員からの質問で、保護者の思いをアンケートなどで知っていらっしゃると思うんですけども、要望の中で地元の方々は、僕が把握している中では、何が何でも残してくれということではないと思っております。

今この定住施策を実施している中で、この時期になぜこのタイミングなんだという思いもあるのではないかと思っておりますが、左鐙の地域の方々は何が何でも1人になっても残してくれというような要望なのか、どういうふうに把握をされておられるのかをお尋ねしたいと思います。

それと確認で総務課長にお尋ねしますが、左鐙小学校が閉校になった場合、交付税の措置はどのように変化があるか数字を示していただければと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） なぜこの日になったということですが、3月の不採択というのも聞いております。

最終的に在校生の保護者さんだけでなく、今から就学される保護者さんの意見も、もう一度再確認をさせていただくということで、一応思いを聞かさせていただきました。

それをもって保護者説明会で地域の説明会をさせていただきましたが、なかなか総意でそれでは廃校へというような思いには至らなかったという経緯がございます。

6月18日に再度説明会をいたしました。廃校について総意の意見をいただかなかったんですが、議会の不採択という民意を尊重させていただくということで、遅くなりましたが、今回の提案となりました。

来年度以降の活用でございますが、まだ正式に廃校が決まっておりません段階ですので、今後、地元と協議となると思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） つわの暮らし推進住宅ということで、昨年、左鐙2棟、青原3棟建築させていただきました。

この推進住宅につきましては、まず募集をして応募者を決めてから建築するというような手法の中で、この推進住宅を建ててきたということでございます。

入居者の選定に当たっては、左鐙のまちづくり委員会の会長さん、それから青原のまちづくりの委員会の会長さん、それから副町長と私ということで、それぞれ入居者の皆さんのヒアリングを行いました。

ヒアリングを行って、最終的には点数化しながらその入居者を決定してきたというプロセスがあります。

左鐙の場合は2棟建てるということで、この二つについて、最初3件の方から応募があったということですが、1件は辞退されたということで、2棟に対して2件の応募ということで、それぞれ面接もさせていただいたということでございます。

その面接の際に、このつわの暮らし推進住宅の入居者の選考の過程の中の面接の際に、この左鐙小学校については来年度以降、閉校の計画があるというところについてはお伝えをしたということでございます。

その中で、入居の意思というところについては、私どもとすれば、その閉校というところの計画があることをお知りになった上で入居をされたということで認識しております。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 現在、山仕事で地域おこし協力隊を受けております農林課としての立場で話をさせていただきます。

現在おられる方は、つわの暮らし推進住宅に入っておられますが、ちょうどその募集と我々の山の仕事の地域おこし協力隊の募集と重なりまして、左鐙小学校がすごく魅力的に感じて、都会を離れて田舎暮らしをしたいということで来られております。

私はそれは本当にうれしいことでありまして、現在、人口減が進んでおる津和野町にとりましては、外部からの移住者がいない限りは、人口維持はできない状態になっております。

その部分でいいましても、地域おこし協力隊として来られる方々は、今後ふやしていきたいという、農林課としては思っております、来年度もまた3名の地域おこし協力隊の山仕事をされる方を募集を考えておりますが、そういった方々に人口増につながっていただきたいと思いますと思っております。

この夏にももう1名地域おこし協力隊、山仕事ですが、左鐙に入られます。

これもお子さんがおられます。この方も左鐙小学校の魅力を感じて来られておるということで、8月に来られたときには、もしこれが廃校が決まりますと、すごく残念な気持ちになられるんじゃないかと思えます。

これは、左鐙地区の方々による空き家改修によって、改修されたところに入られるということになっておりまして、左鐙地区のこれまでの努力に対しましては、本当に私からすればすごく敬意を表しとるものでありまして、人口減の状況を現在と5年前と比較してみました。各集落で比較してみました。左鐙地区は人口においてもふえております。それから、若年層、生産年齢と言われるところの人口もふえております。

そういった集落は余りありません。

そういった人口、特に若い人をふやしていくことをしていかない限り、今の消滅自治体と呼ばれる、ランクでいえば全国で49位のこの津和野町は、必死でもがかなければ人口増にはつながらない、消滅に近づいていくという危機感を持っておるからこそ、農林業を何とか活性化していかなきゃいけないと思って、農林課のほうは林業も、それからIターンによる農業者も今募っておるところであります。

そういったことに応じていただける方々が、左鐙小学校をシンボルとされている限り、その小学校がなくなることは農林課にとっても寂しい思いでございます。

それから、里山資本主義というものを書かれた藻谷さんたちがおっしゃられる里山資本主義というのは、里山に生きる糧がある、そういったところで子育てをしたいというふうなことをおっしゃられておって、頑張んなきゃ田舎は本当に消滅してしまうよと、そういうエールを振っていただいているのではないかと思います。

それから、中山間地域センターの藤山浩さんも、田舎の田舎が今元気になると、左鐙地区がこうやって人口がふえているということは、そこが努力をされてるからこそ人口がふえてるんじゃないかと思います。

この結果というのは、これからどんどん出てくることだと思います。

この夏にも1人来られるということ、それから来年に向けても今の状態が続けば左鐙小学校のシンボルを目指して、多くの方が都会から来られるのではないかというふうに、農林課としては思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 質問の中で、左鐙地域の方々のお考えをということで御質問ございましたけれども、確かに5月18日の説明会のときに、おひと方、1人でも残しなさいという御意見をおっしゃった方がおられます。

ですが、全員がそういう形で思っておるというわけではないというふうに思っています。地域の主要な代表の方の集まりの中では、やはり残してほしいという考えもある、もう限界だという考えの方もおられます。だから、多種多様な考えがある中でございます。

先ほど来、御質問の中で、在校生の保護者の方のお考えの御質問ございましたけれども、これを決めるに当たってはもちろん、それから今から入って来られるお子さんをお持ちの保護者の方にもお考えを、アンケート同様お聞きしておりますので、そういった中には日原小学校を強く望まれる方も当然おられるというところでございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 私のほうから普通交付税の部分でございます。

小学校費に係る部分になるかと思っておりますけれども、当然、学校数が1校減になりますので、それに関しましては当然減の要因となるかと思っております。

それから、学級数につきましては、日原小学校のほうに統合という格好になりますが、現状、左鐙小学校の児童数が少ないという状況ですので、日原小学校のほうに統合いたしましても、学級数のほうはふえる要因はなかろうかというふうに思っております。児童数は、当然統合ですので、変わらずという格好になろうかと思えます。

それと、当然、統合となりますと、日原小学校のほうへのスクールバスの運行が必要になろうかと思えますので、それにかかります経費の部分については、また幾分か増減要因になろうかというふうに思っております。

それから、仮に統合といたしまして、数年間は急激な小学校費の減少の部分も、急減補正という部分の補正係数もかかりますので、段階的に減になっていくというふうに見ております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 1点だけお伺いをいたします。

再編計画の中で、地域住民の十分な理解のもとに学校再編を行わなければならないという言葉であるわけですが、このあたりを何回かの地元協議をされたと思えますが、今回この条例を出されたのは、このあたりをどういうふうに判断して条例案を出されたか、その辺をお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 地域住民のお考えということで、先ほどの2番議員さんのほうのお答えにもありましたように、いろいろなお考えをお持ちです。強く反対される方もおられますし、統合を望まれる方もおられます。

それは、多種多様な御意見の中で判断をさせていただいたところでございます。

そもそもこの一昨年秋に、教育委員会のほうで議論をしてもう統合しないと、限界だと判断をしたその時点では、春の段階で新入学を予定をされておられた世帯の方から日原小学校へ通学をさせたいという、校区外通学の申請が出されたものでございます。

その相談を受けて、教育委員会として真剣に議論をいたしました。

その時点では、その方が日原小学校のほうへ通うことになると、小学校に在籍されるのはお2人になる見込みでございました。そういう状況の中で、それで学校運営をやっ  
ていこうということはなかなか厳しい状況になる、そういうところで子供たちの発達等も考えまして、教育委員会としては春でもう1年で統合しようという方針を出させていただいたところでございます。

結果的に昨年春の段階でIターンあるいは山村留学の形で、4月の状態では4名在籍という形になりました。その後、6月でしたか、お2人の方が転入をされて、昨年途中から6名という状況になったということで、再度、教育委員会としても判断をしたわけ  
でございます。

その結果としてもう1年様子を見て、地元の方が言われるように、もともと2人だったのが6人になれば3倍です。この調子でどんどんふえていくのであれば、16人も希望が持てるだろうと、それが16人がぴったりという意味合いで我々も考えていたわけではございませんし、今後16人に見合う程度の将来見込みがつくのであれば、それは認める方向がいいんじゃないかということで、1年間その様子を見させていただいたところでは。

結果としてそのときのお約束の中で、4月の状況を見て判断をさせていただくということで、昨年1年を様子を見させていただいたわけですが、結果として転出入含めて、しかも、つわの暮らし推進住宅に新しく建ったそこへ3名の方が入って来られて、その影響で今6人残って、また昨年と同じ状況の6人になったということでございまして、これが10数人に一気に増えて、またそれが見込みがつくのであれば、また考えられることもあるのかなというふうなところでございますけれども、結果的にそういう状況の中では、お約束の中で判断をせざるを得ないのではないかとということで、今回を出させていただいておるところでございます。

さらに6月18日での最終的の地域の方と保護者の方へ御案内をしての説明会の中では、その前の5月18日のときに地元の方から休校の提案がございました。

その部分につきまして、教育委員会としてまた協議をさせていただいて、6月18日の説明会のところでは休校、中身としてはおおむね3年をめどとして16人に戻る可能性があるのであれば様子も見ましようということで、休校の御提案もさせていただきました。

しかし、地元の方より数名の方から休校は意味がないということで、休校案というもの地域の総意とならなかったというような状況の中で、今回、最終日にはなりましたが、議案として上程をさせていただいたところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 左鐙小学校の廃校の条例案に反対の討論をいたします。

3月議会で左鐙小学校存続の請願は採択となりました。このことは重く受けとめなければなりませんし、教育論について、また地域づくりということについては議論を尽くしたと思っておりますので、ここで再度発言することは控えたいと思います。

しかし、今回の提案は余りにも強引な提案です。議会は住民との合意のないまま、在校生保護者全員が反対の中での廃校をよしとするのでしょうか。保護者は自分の子供のことを一番に考えて、一生懸命育てておられます。ごく小規模ではあっても毎日喜んで通学し、左鐙小学校に何の不满もないということを前回の地域説明会で保護者代表の方

が言われました。保育園の友達と一緒に日原小学校に入学したい、そういう意見を聞き校区外入学が認められ日原小学校に通っておられるお子さんがおられます。選ぶことが許された状況の中で日原小学校を選ぶ子供、左鐙小学校を選ぶ子供、両方が尊重されるべきです。

現在、左鐙小学校に在籍する児童は6人全てがUIターン者で、彼らは全国の中から左鐙小学校を選んで入って来られました。2学期からももう1人京都から転入が決まっております。

教育委員会は一貫して保護者の意見がまず尊重されるべきだと言われていました。今から入学するお子さんの親御さんの意見は、賛成、反対どちらもあると思います。その意見は尊重されているのにUIターン者である在校生保護者の意見は聞いてもらえていない、事実上無視する形となる提案ですから、町当局は彼らの思い、願いを親以上の責任を負う覚悟があつてのことと考えます。それだけ重たい議案であるはずですが。

私は、この問題がきっかけで議員に立候補しました。私の人生を変えた、また移住してきた家族の人生をも変え得る、この大きな廃校に関する条例案がこんなにも軽んじられて提案される、そのことに深い悲しみと憤りを感じます。そして、こんな強引な議決が、議案が可決されるならば、住民に寄り添うはずの地方議会とは一体何なのでしょう。

左鐙小学校を今、廃校にしなければいけないのは、一体誰のためなのでしょう。津和野町に多様な教育の選択肢を残してよりよい教育につなげることが、子供たちのため、ひいては津和野町にとって有益であるという信念のもと活動してきた保護者はじめ、多くの方々の思いを代弁して左鐙小学校を今年度いっぱい廃校することには断固反対いたします。

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） それでは、賛成の立場で発言を申し上げます。

今回、学校の設置条例の変更について上程されたわけでありまして。私も実は長女と次女が左鐙小学校に通っておりまして、かつて1クラス7人程度の、六、七人程度の児童がおりまして、非常に地域一体となったすばらしい教育で、本当に長女のときも7人のその児童とそして地域と、すばらしい状況でありました。

その後、次女のときには同級生の女の子が1人おりましたが転校で不在となり、そして下の子も小学校2年生でしたか、その中でうちの次女は同じ女の子の友達というものを失ってから、本当に相談をする女の子の友達がない中で泣きながら学校へ通ったという経緯があります。

やはり、私は子供時代は子供同士で育ち合い、そして高め合っていくという、それが大事だと思っております。教育委員会の提示しましたその条件の中で、私も昨年今すぐに統合すべきではないということで、1年延期するべきではないかと9月議会で申し上げたのも私の一般質問でありました。

それは、いきなり9月議会で唐突に今から運動会ももう終わったそのような状況の中で最後の思い出さえもつukれない、そして今から来年、この1年をどういうふうに過ごしていくか、そういうことさえ考えられない、そのような状況の中ですることは反対でありましたし、精一杯頑張るその地域のことも考えればやはり延期をすべきではないかと御提言を申したわけであります。

子供、まだ未就学のその児童の中では、特に地元の出身の子供、特にというか、地元出身の子供の中で、日原小学校への通学を望まれるその子供さんの親は、本人はやはり同級生のおる中で育っていきたくと、ずっと日原地域で育っていく、その友達と一緒に育っていきたく、そういう思いを申しておりました。

しかしながら、それは地域からも「あんなんがおるから左鑑はつまらんのよ」とか本当につらい思いをして通っておられる、それも事実であります。

私は、そのようなことの中で、今後例えば左鑑のつわの暮らし推進住宅も、青原は3戸に対して16件の申し出があり、左鑑は2戸に対して2件の申し込みであったようであります。

それだけではございませんけれども、しかしながら、私はこの左鑑というところで子育てをする、そのことには大変私自身も同感であります。豊かな自然の中で育てていく、しかし、教育というものは、やはり友達がいる環境の中で、同じ同級生の中で高め合い、育ち合いながら、育っていくべきものだと思っております。

その今から小学校に上がっていく地元の子供も、やはり今からずっとこの日原地域で生きていく、その同級生が欲しい、友達が欲しい、それは切なる思いでありました。

それに私は賛同する者でありますし、また、今まで学校再編計画の中で、須川小、畑迫小、そして木部中学校も反対がある中で、そして条例提案をして可決になったことでもあります。

私も、昨年なぜ左鑑だけをそういうふうに特別扱いして延ばしたりするのだという批判もいただきました。

しかし、私は私なりに今ここで出していくというのは、やはり左鑑地域のことを考えると、それはやめるべきではないかと、1年もう一度人数を見、そして、子供たちが育っていけるようなそんな同級生もおれるような環境になるならばと思いましたが、今の地域の子供たちの親の意見なども総合して考えながら、今回の提出は妥当だと思っておりますので、賛成の立場で討論をいたしました。

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に反対者の……まず、5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 私は本条例案について反対の立場で討論をいたします。

まず最初に、この条例案が追加提案という形で提出をされたということが大変残念であります。左鑑小学校統合問題につきましては、3月議会において存続を願う請願が出されたわけですが、否決となりました。

地方創生が叫ばれ、各町村が総合戦略を実践し、地方の人口をふやしていこうという動きがいよいよスタートいたします。津和野町はもちろん左鐙地域においても定住対策についての取り組みが始まるわけであります。

これらの成果があらわれるのは、ある程度の年数がかかると予想をいたします。左鐙小学校の統合については、せめて5年くらいの猶予を与え、地元そして津和野町そして教育委員会ともに子供たちをふやす努力をしてほしいと思っております。そして、その状況を見ながら地域の皆さんと話し合っただけで判断をすればいいのではないのでしょうか。

今回の条例につきましては、時代の流れや津和野町の進もうとしている方向に逆行しているとはおっしゃいません。教育論からいけばいろんな意見があるのも当然だと思っております。ある程度の規模の学校に出したい方もいるでしょう。また一方では、小規模でも豊かな自然環境の中や人的環境の整った中で教育を受けさせたい、そういう方もいると思います。そういった状況の中で、私は1校だけでも津和野町に小規模校を残し、多彩な教育の選択肢を残していくべきであると考えます。左鐙地域は、豊かな自然環境と何よりも地域で子供を育てていこうとする人的環境が整っている地域であると思いません。

再編計画には地域住民の十分な理解のもとに学校再編を行わなければならない、このように言っております。今の時点で、合意形成ができていないと思えます。特に、在校児童の保護者全員が統合に反対をされております。地域の判断こそ最優先されるべきだと私は考えます。

以上の理由により、私は本条例案に反対といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） 賛成の立場で討論させていただきます。

3月議会委員会では通りましたが、本会議では否決されました。そのときの討論等ずっとしてきましたけれども、ただ一つだけ私自身が子育てに関しての昔から変わっていない信条の一つが、我が子を育てるためには友達を育てないといけない。それを育てていくためには、学校環境を育てていかなければならない、そういう思いでさまざまな子供にかかわる役をやってきました。

再編計画の当初の教育委員として当初の再編計画にもかかわりましたし、主任児童委員として9年間子供たちにかかわってきました。また20年近く今鹿足郡の主任少年補導委員としていろんな形でかかわってきております。その中でPTA活動、さまざまなところで必ず口に出して言っていたのが、とにかくその我が子の周りには子供を育てないで我が子は自立しないんだと、親は先に死んでしまうんだと、そういう思いでずっとやってきました。一連の左鐙小学校のここまできた中で考えると、私は義務教育の限界じゃないかなと思っております。ただそれだけですが、賛成したいと思っております。

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 本議案に反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず第1点、教育が成り立たないということが根拠で左鐙小学校を統合しようというお話を教育委員会からお伺いしたと思いますが、文教民生の常任委員会で参考人として来ていただいた作野先生は、左鐙小学校の環境はとても素晴らしい教育に値する環境であるということをはっきりおっしゃいました。教育の専門家の方が言われたので、私はそれは素晴らしい環境であり、左鐙小学校で教育を受けることは子供にとってとてもよいことなのだろうかと予想を、判断をしました。それが一つです。

それから、在校生の保護者の方が皆さん反対されている中での強行突破というのは、とても考えられないと思います。子供の保護者、親、たくさんいろんな親がおられますが、いろんな考えを持っておられます。さっきも同僚議員が言われましたが、たくさんの子供たちと一緒に教育を受けさせたいと思われる方、1人でもいい、2人でもいい、その個人を尊重して教育を受けさせてもらえるところに子供を置きたいと思われる保護者の方、たくさんおられると思います。

今現在、左鐙小学校を見ると、たくさんの子供たちと一緒に勉強したいと、させたいと思っておられる保護者の方は実際に日原小学校に行けるわけですね、先ほどの質問で行かれていますということだったので。左鐙小学校のこの小さな6人の少人数のところで教育を受けさせたいと思われた保護者の方は、今現在それができているわけです。

しかし、この議案が通ってしまいますと、その方々はその子供にかけるこういう教育を受けさせたいと思っている保護者の方々が、その思いを断念しなきゃいけない事態が起きてしまう、それぞれの保護者がそれぞれの子供を育てたい環境を整えてあげるのが行政の、できるだけみんなその全てをかなえるわけにはいきませんが、整えられるのであれば整えていくべきだと思います。ずっと左鐙小学校を存続させていってほしいというわけではありません。これから先何が起こるかわかりません。予想では1人になっているという答えを先ほどお伺いしました。現在、在校生が1人になっているという予想を持っておられたとお聞きしました。それが今現在は6人児童がおられます。

これから先、何が起こるかわからないという事態、現時点でわからないのに、なぜ今、統合してしまわなければいけないのか、左鐙小学校という場所をなくしてしまわなければいけないのかということは、私には納得できません。

そして、友達をつくる環境を、たくさん友達と触れ合わせてあげたい、友達と遊ばせてあげたいという環境を整えようと思えば、工夫がたくさんできるはずで、いろいろな工夫ができるはずで、全国いろんな学校があります。いろいろな工夫をされています。それをいろいろ参考にされて、左鐙小学校の6人の児童がたくさんの友達がつくれるように、たくさん仲間と一緒に学べるように工夫することは可能だと思います。

以上のことで、私は今現在の左鐙小学校をすぐに今年度いっぱいやめてしまう、統合してしまうということは、反対します。以上で、私の意見を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 本案件につきましては、賛成の立場で討論をいたします。

町は18日に左鐙地域で最後の説明会を開かれたわけでありますが、教育委員会はこれで休校案に対し、地域の総意があれば可能であるとするような説明をされたわけでありますが、休校後3年間で全校児童が統廃合基準の16人以上にふえる、そして引き続き基準を超えるような見込みがあれば再開の考えを示されたわけでありますが、町の基本計画書の中でも、平成30年度まで、この児童生徒の推移の報告がなされております。この中でも、児童生徒が減少はしてもふえる要素はない、このような現状であります。報告書の中にもそのようにうたってあるわけでございますが、このような中でも、地元の方は、左鐙小学校存続のために、本当に地域で英知を結集され努力をされてきたわけでございますが、目標値には届かない、このような現状であるわけであります。

そんな中で、一縷の望みを持たすような、期待感を抱かせるような休校案を、地域の説明会で地域の総意があれば可能であると、このような説明をされたようでありますが、3年間で基準の16名以上にふえる可能性は、ほぼ実現の可能性がない、このように私は思っておるわけでございますが、このような実現の可能性のないような案をどういうお気持ちで説明されたのかわかりませんが、今回までの経過を踏まえたときに、児童数のふえる要素は望めない現状であります。町教育委員会が現行の学校再編基本計画を踏襲されるのであれば、これまでの畑迫小学校、須川小学校、また木部中学校と同様に、この左鐙小学校の閉校条例についても、私は断腸の思いではあります、この案件には賛成をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） この条例案に反対の立場で述べさせていただきます。

この左鐙小学校が閉校することによる影響というのは、私が想像する以上に、地元の方々の思いというのは大変悲しい思いであると思っております。また、反対される方、賛成される方、どちらの方も、非常にこの数年間つらい思いで活動されて、地域での活動もされてきたことだろうとお察しいたしますが、このたび、この左鐙小学校が基準である16名以下ということで4月1日の状況を見て閉校されるということは、昨年度から町の方針としては示しておりましたが、しかし、それでも左鐙の人口というのは着実にふえてきておりますし、定住に対する熱い思い、それは他地域に負けないほど熱いものがありました。

私も、この議席を預かる以上、津和野町の発展の推進には非常に期待するところであり、ますけれども、やはり、住民の方々の努力、地域住民が頑張っているところに行政がそこを支えなくてどうするんだという思いがございまして。地域の核となる小学校が消えることで、やはり住民の方にとっては非常に力の抜けるような思いをされるのではないかと。これまで頑張ってこられたことが全て水の泡とまではいきませんが、定住施策を進

めよう、住みやすい町をつくろうとしているこの町で、小学校が消えていくというのは非常に残念であります。どのような状況になってもこの左鐙小学校を残そうということではなく、今、少子高齢化の流れの中で、地域創生という地方が頑張らなければいけない中で、その津和野町で一番頑張っている地域の一つである左鐙の支えを外すということは、私は大変遺憾でありますので、このたびは反対をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ただいま同僚議員のほうから賛否両論、まことにどちらを考えましても理にかなうものでありまして、私も余り難しいことは言いませんが、既に同僚議員から出ていることで、ただ1点、私がこのたび賛成の立場で思いますのは、いろいろ出ているのは大人の目線で考えた場合にいろいろそういうふうにもあるかと思いますが、子供の目線で考えてみた場合に、ある日、私は子供たちに「学校に行って何が楽しいか」と、そうするとやっぱり「あしたAさん、Bさん、Cさんに会えるというのが楽しいんだ」と。これが第1番の回答でした。つまりは、友達に会えるということが学校生活が楽しいということ、こういうことを胸に刻みました。

その1点を上げまして、やはり、今考えますと、左鐙小学校は現在6名ですか。そうしますと、単純計算しますと1学年に1人ということです。友達がいらないというような数値になると思いますけれども、これを日原に統合させまして、少しでも多くの友達と一日も早く接触させてあげるのが、親の責務ではないかなと、そういう観点から賛成の意見を述べさせてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 大変な問題であるということは、私も議員になりましたてつくづく感じておるところであります。しかしながら、学校再編計画の中で、私も出身であります木部地区におきましても、既に中学が津和野へ統合されております。そういった中で、私自身、左鐙の皆様方の御努力と申しますか、定住に対する思い、動き、全ていろんな情報も集めながら、津和野で一番活発に動かれ、御努力がされておる現状を見たときに、できれば残したい、残してあげたいという思いはしたわけがありますが、今、やはり再編計画の中で出されておる数値で、これまでの統合をせざるを得なかった地域の方々の思いも加味する中で、できれば休校という手法もあり得るのではなかろうかなと。私の地域においても現在、学校に通っておられる親御さんが私のほうへ出かけられて、そういった提案もした経過もございます。昨晚も来られております。

しかし、やはり、子供の成長を望む形として、できれば子供時代に、先ほどもございましたように、できる限り友達の多い環境で育つことが、親になっていく環境の中でい

かに大切なものか、これを思っておるものであります。やはり、現在まで教育委員会としてもいろいろと論議を尽くされて、このような方向も出されたわけであります。

以上の理由をもって、賛成討論といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第99号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第99号津和野町立学校設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第20……。何かあるか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 休憩動議を。

○議長（沖田 守君） ここで、午後2時5分まで休憩といたします。

午後1時56分休憩

……………  
午後2時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

---

#### 日程第20. 請願第4号

○議長（沖田 守君） 日程第20、請願第4号「地方財政の充実・強化」を求める請願を議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。

したがって本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、本請願について紹介議員より説明の必要があればこれを許可します。

5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） それでは、請願について説明をさせていただきます。

まず本請願の、請願書でございますが、津和野町職員組合委員長倉木正行でございます。請願の主旨でございますが、「地方財政の充実・強化」を求める意見書の提出をお願いするものであります。現在、政府においては2016年度以降の新たな財政健全化

計画の策定に向け、経済、財政諮問会議が開催され審議が行われております。その中では基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスを2020年までに黒字化をとした目標達成に向けて来年度から3年間を集中計画期間と位置づけ、社会保障と地方財政を重点分野として聖域なく歳出の見直しを進めるとしております。

一方地方を見てみますと、景気回復の実感は乏しく、少子高齢化に伴い、さまざまな問題点課題は山積をしております。本町におきましても子育て支援、医療、介護などの社会保障対策、人口減少対策、地域交通対策、農林水産業の振興、観光資源の保全と開拓など多種多様であります。これらの増大する財政需要に対し、的確な地方財政処置を求めらるるものであります。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

議員の皆様のお審議のほう、よろしくお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、紹介議員からの説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） このたび、請願が出されたわけでありまして、この請願には津和野町職員組合委員長、倉木正行さんになっておられるわけでありまして。職員組合の委員長といえども、地方公務員でありますので、地方公務員が国に意見書を出すというのはどうもちょっとしっくりこないわけでありまして、むしろ出されるんならこれは草田議員の議員発議の請願として出されたのが良かったのではないかと思います、あえて津和野町職員組合委員長、倉木正行さんのお名前を出された趣旨をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 請願者のことについての質問でございましたが私も今回職員組合のほうからこのことを紹介議員にという話でございました。そしていろいろ内容を考えてみましたときに、非常に大切な部分であるということでお引き受けをしたんでありますが、まず、職員組合というのはですね、やはり、労働条件の改善、そういったものを主に活動する団体ではございます。しかしそのときに、趣旨を聞いたときに行政に働く職員として、こういった地方財政、そしていろんな社会保障のことを自分たちもしっかりと関心を持って取り組んでいく必要があるという、強い考えを持っておられました。今後も、それを引き続いてこういった活動もするという考えも聞かしていただきました。そういった意味において、私はこの請願紹介議員と引き受けて今回請願という形で出させていただいたところであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 理由としまして、子育て支援、医療、介護などの社会保障等ありますけれども、この中で被災地の復興、これは津和野町にとっても激甚災害

が起こっております。この被災地の復興の中に東日本、山口、津和野、大島、広島などいろいろ起こっておりますが、もちろん東日本だけでなく、山口、津和野等も含まれているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 震災復興の関係につきましては、主に東日本大震災から4年が経過したわけですが、日本の中でも大変な被災の大きな部分でございました。そんほかにもいろんな災害、当然当町におきましても大きな災害を受けているわけですが、今回この出ささせていただいたのは、東日本大震災のことです。これは津和野町とはかなり離れた地域のことではございますが、日本の中でこういった苦しみを味わっている人がいる、それに対してしっかり支援をしていく必要があるという考えだと思いますし、また、東日本からこちらのほうにもですね、いろんな方が移住をされたり、そういった人もおられるわけですが、そういったところにしっかりと財源処置をして一日も早い復興を願うという意味でのものがございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） この内容につきましては、大変意義のあるものであると思っております。

本来でありましたら、議会が率先して発議するものでありますので、非常に有意義な意見書になるのではないかとんですが、一つ質問が、まず提出先のほうなんですけども、今の自治法では、衆議院議長、参議院議長への送付も認められていると思うんですが、この提出先に関係の町である衆議院議長、参議院議長が入っていないというのはどうしてでしょうか。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） はい、意見書の提出先でございますが、このあたりにつきましては、私も実際にどこまでが本当にいいのかどうかということが実は、はっきりと言って、そこまでのことを私自身は、少し考えておりませんでした。職員組合のほうから考えて出される場所は、出しておられるというふうに思っておりましたので、特にそのことについては私自身は少し考えておりませんでした。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

川田君いいですか。

○議員（2番 川田 剛君） はい。

○議長（沖田 守君） ないようでありますので質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので討論を終結します。

これより、請願第4号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。

したがって、請願第4号「地方財政の充実・強化」を求める請願は、採択と決定いたしました。

---

### 日程第21. 請願第5号

○議長（沖田 守君） 日程第21、請願第5号集団的自衛権行使のための立法化に反対する意見書を国に提出することを求める請願を議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより本請願について、紹介議員より説明の必要があれば、これを許可します。

7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 請願の趣旨説明をさせていただきます。

まず、請願者は津和野町にお住まいの新日本婦人の会、日原しあわせ班に所属されている大畑幸さんです。

請願者が所属している新日本婦人の会について説明させていただきます。

1962年、平塚雷鳥やいわさきちひろら32人の呼びかけで、創立しました。

戦前は、女性が参政権を持たなかった中で、戦争に向かってしまった。女性が参政権を持ったこれからは、女性が声を出し、世界の女性と手をつなぎ、平和を打ち立てよう、生活の向上、女性の権利、子供の幸せのために力を合わせよう、などの目的を創立当初から持ち、女性の願いを実現するために活動しています。全国の地域や職場に班を持つ女性団体です。

2003年、国連のNGOに認められ、世界の女性たちと連帯もしています。

では請願の趣旨の説明に移ります。

集団的自衛権の行使を可能にする法案が今、国会で審議されています。法案は政府の憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を容認するほか、米軍や多国軍への後方支援活動を世界規模に広げるなど、自衛隊の活動を大幅に拡大する内容になっています。

P K O活動では、国連が統括しない治安維持活動のために、紛争が続いてる地域への自衛隊派兵を可能にします。この集団的自衛権については、6月4日の衆議院憲法審議会では与党が推薦した方も含め、3人の憲法学者全員が戦争法案に違憲の宣言をしています。その中の早稲田大学の長谷部教授は、集団的自衛権の行使を容認していることは、明らかに憲法違反である。国民を愚弄するものと語り、慶応大学名誉教授の小林氏は、憲法違反がまかりとおると、憲法に従って政治を行うというルールがなくなってしまいます。独裁政治の始まりだと、15日に揃って会見を行われました。

200人近い大学の教授など、憲法研究者がそろって廃案の声明も出しています。弁護士会などの団体も声明を出しています。

与党である自民党内でも批判が起こっています。河野洋平元衆議院議長は、憲法に矛盾し、憲法を踏み越えるような案ではなく、我が国の憲法のもとで、我が国の安全に資するために、外交力を強化などを考えるべきだと述べられています。

また、私達になじみの深い亀井久興さん、元国土庁長官、元国民新党幹事長をされた方ですが、この方も、法案に対して、憲法解釈を勝手に変えて、内閣の判断で自衛隊を国外で、武力行使させる、こんな首相の暴走を目の当たりにすると、もはや法治国家のリーダーとしての見識も常識も失ったと言わざるを得ません。国会議員は党派を越えて、国会の権威を守り、国民一人一人が事態を真剣に受け止め、行動を起こすときではないでしょうかと述べられています。

また、地方の議会を見ますと、NHKの報道によると、246の地方議会が国会に対して意見書を提出しております。そのうち、賛成の立場が三つの議会、反対の立場が181の議会、慎重な審議を求めるものが53の議会となっています。意見書の提出は日を追うごとにふえています。国民的な立場からすると、24日、国会周辺に何と、3万人の方が集まり、抗議行動を起こしています。

津和野町に目を落としますと、町民も強い関心と不安を持っています。このままでは、私が生きているうちに、戦争が始まってしまうのではないかと、99%の人は、戦争をしてはいけないと思っている、なぜわからないのか。自衛隊員が血を流すことを軽く見ている、大切にも思っていない、などたくさんの否定的な声を聞きます。この法案が、今国会で立法化されるようなことになれば、私たちの子供が、孫が、参戦しなければならない可能性があります。大切な津和野町民が、軍備を備え、各国で起きている紛争に参加しなければならない法案を国会は可決すべきではありません。

また、国がやってはいけないことを定めた、最高法規である憲法に反する法案が成立してしまえば、時の政権はどんな法もつくるのが可能になります。

津和野町民の権利、自由を守ることもできなくなります。

今、平和か戦争かの岐路に立っています。

また、NHKのニュースですが地方議会は、公益に関する意見書を国会に提出することができる法律で定められていて、地方の民意を国政に反映させる手段として活用され

ています。地方議会と国会の双方で、議員を務めた経験のある早稲田大学名誉教授の北川さんは、国会の方針を変えるようなテーマに参画していないという不安感が背景にあるのではないかと。住民の代表である議会が意見書という形で民意を国に挙げることは、非常によいことだと思おうと話しておられます。

以上の点から、津和野町議会において安全保障法制に反対する意見を挙げていただきますよう、皆様の良識ある選択を願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 以上で、紹介議員からの説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） このたびの意見書ですが、もう既に上程されて国会の中でも審議が始まっておるわけであります。その中で反対、立法化をやめることということで、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長と提出先がなっておるわけでありますが、既に上程されて審議をされている中で、立法化をやめることと出されるよりも、むしろ慎重な審議を求めるといふ、そういうふうなほうがより適しているのではないかと思います、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 慎重な審議ということは、審議の中で立法化を辞めてほしい方向に持ってってくれていくという意味じゃいけませんか。

○議長（沖田 守君） はい、4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 上程した方が内閣総理大臣でありますので、内閣総理大臣に今、立法化をやめてることということよりも、今やっておる審議といものは決して強行したりせずに、慎重な審議をしながら議論を、いろんな意見があると思いますので、そこで充実して、また、強引な採決はしないようにということならわたしも十分わかるわけでありますけども、立法化をやめることという、出しておる提案者のほうに、今意見書を出しても、審議の途中でありますのでどうなのかなあとと思いますけど、その点をお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 審議の途中であるからこそ、やめてほしいと訴えることが効果があるんだと思います。

○議長（沖田 守君） はい、ほかにありますか。

9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） この、集団的自衛権に関しましては昨年6月委員会付託があり、委員会では意見書も提出されて、後にまた、一回出された問題で当時、質問なり、反対意見を述べておりますので、またちょっと違う角度で質問したいと思います。

この請願趣旨の中に1947年8月の文部省発行の「あたらしい憲法のはなし」の内容が少し書かれております。日本が敗戦国となって2年後です。この当時、GHQウォー・ギルト・インフォメーション・プログラムというのがありました。これは、戦後間もない日本人に施した戦争についての罪悪感を、日本人の心に植えつけるための、宣伝計画と呼ばれるプログラムです。そうしたことがある中で、いまだに戦後70年たっても、GHQの洗脳プログラムにコントロールされているような気がしてなりません。

このウォー・ギルト・インフォメーション・プログラムというのを知っておりますか、どうか。ちょっとお聞きしたいんです。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） その、今言われた横文字のものは、存じ上げておりませんが、今この請願の説明の中で関わることで答えさせていただきますと、これは日本という国の文科省が、国の責任で中学生に学ばせようとした教科書です。

周りから干渉があったにせよ、日本が責任を持ってつくったものなので、今それを問われる趣旨がわかりません。

○議長（沖田 守君） はい、9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 請願書の中に書かれているので、敗戦2年後です。GHQが解散したのが、サンフランシスコ条約が日本が国際社会に出てからになっておるわけですけども、どうしてもこの部分がずっと残されています。日米安保にしてもそうです。日本に基地がある、日本は金を出してそこに留まっておるという歴史的なものがあるわけで、当初これだけ出ても、その裏にあるこういう意識、いろんな勢力があったということと、この創案をつくるのにGHQが25人だったと思うんですけども、創案づくりに関わって当時の内閣、名前は忘れちゃったけども、日本が口出しできなかったという時代背景があります。それがこのウォー・ギルト・インフォメーション・プログラムというものですが、私が例えば、友人が誰かに殴られそうになったら私は守りたいと思います。それを個々の問題とせず、みんなで問題を解決しようとする、それは集団安全保障に繋がるんですけども、今国連も個人的自衛権、集団的自衛権をペアで認めておりますよね、国連は。その中で集団的自衛権だけは反対するという趣旨がいまいち、私はびんと来ないんで、このところをもう一度集団的自衛権について、教えてもらえればと思います。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） まず、国連の決められていることよりお日本国憲法が上を行くとも思うのですが、日本国憲法において、集団的自衛権は違憲であるという見解は、歴代政府がずっと出してきました。今回、安倍政権にかかわってなぜか突然違憲ではないということになったので、その集団的自衛権は、違憲というのがおかしいと言われるんですか。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） おかしいとか、どうこうじゃないんですけども、今、集団的自衛権、集団的議論の枠を広げて議論となってますよね。今、なってます。安倍政権になってからね。そのここの根本のところ、6月に出されたこと、そしてまた今回出されてきてますよね、この内容が。それがちょっと順番的にわからないんですけども、そのときそのときの集団自衛権に関することを出されてますよね、意見書。振り返りになるから、それはもういいです。

○議長（沖田 守君） 寺戸君あの、あなたが説明されれば別として、どれも答弁せなならんと、こういうもんじゃありませんから。

質問に答えられれば答えて、答えられない場合には答えられませんで結構なんですから。

ほかにありますか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） お尋ねをいたします。まず、別紙の意見書案にあります下の2段についてであります、これについては重々おっしゃっている意味がわかります。集団的自衛権行使のための立法化をやめること、日本国憲法9条を守り生かすことということですので、わかるんですけども、その上の文書と言いますか、請願の趣旨と言いますか、その意見書のほうを見ますと、武力で武力を抑えることが不可能であることは明白であるということですか、これについてはやはり個別的自衛権の部分では自衛隊の存在は保障、一応憲法解釈では合憲となっております。自衛隊が軍備ではないといえればあれなんです、自衛隊があることによる抑止力が働いていると私は思っております、集団的自衛権、個別的自衛権、共に自衛隊がいることにより、武力を抑えるというのは同じだろうと思しますので、この文書がちょっとひっかかるなという部分と、それともう一つ、単に国会軽視にとどまらないと、その上ですね、アメリカに対して法律の制定を約束してくるという前代未聞のやり方というものもあるんですが、消費税率の引き上げの際も、国民より先に海外でそういう発表をされてきたというような思いもありまして、この下の意見書の部分はわかるんですが、ちょっと上の部分についてはちょっと感情と言いますか、思いが随分と入っているのではないかなというふうに思うんですが、質問にお答えできれば、お答えをお願いします。

○議長（沖田 守君） 答えられん場合には、答えられません……。

いや私にじゃなく、手を挙げて。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 答えられません。

○議長（沖田 守君） 残念でありましょうが、答えられないものは答えられない。はい、ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） このたびの、集団自衛権行使のための立法化に反対する意見書でありますけども、わたしも昨年6月の議会において、集団的自衛権の立法化に対する意見書に賛成をいたしまして、私自身としても、憲法そのものを変えずに、この集団的自衛権行使を可能にする、そのことはですね、やはり堂々と国民に憲法改善の是非を問うてやるべきだと思っております。しかしながら、先ほど質問でも言いましたけれども、ただいま上程している状況で、今内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣に出したとしても、それを変えようと思えません。今、この意見書を出したことによる効果を私は感じませんので、いろんな形でこれからも、憲法9条を守るということは私も、自分の信念としては持っていますが、この意見書を今出すことに対して、効果を感じませんので、今回は反対とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 私は、この趣意書の意見書提出に賛成の立場で、私の見解を述べてみたいと思います。

何しろいろいろな情報を新聞紙等から切り抜きまして、組み立てた私なりの論議ですので、説明不足の場合は、お許し願いたいと思います。

さて、この時点でおきまして、法案を審議する過程で、そもそも論、つまりこの法案は、合憲か違憲かという基本的スタートに戻っている感じですので、まず、この法案が合憲か違憲か、私なりの考えを述べてみることから始めたいと思います。

そこでまずは、やはり憲法9条の条文を要約しますと、第一項、国権の発動たる戦争と武力の行使の放棄、第二項、戦力の不保持、交戦権の否認とあります。

まずはこのたびの、自己防衛、つまり個別自衛権ではなく、他国防衛であり、また、他国に対する先制攻撃にもつながる集団的自衛権の行使について、個別的自衛権と比べて、私なりの見解を申しますと、今、政府が集団的自衛権行使が、合憲である根拠にしている砂川事件判決を参照に述べてみたいと思います。この事件は、在日米軍基地拡張計画に反対し、基地への立ち入り禁止を破り、侵入し、日米地位協定に違反した罪で起訴された事件だとされます。もともとこの事件の主な争点は、在日米軍が憲法に禁止している戦力の保持に当たるかどうかを争った裁判でした。一審では、被告無罪、つまり、憲法違反の判決、しかし一審を飛び越え、異例の最高裁上告判決で一転して有罪判決になりました。まあ、この裁判におきまして、2008年米国における公文書の発表におきまして、非常に司法取引があったと、そういうような話が今、流れておりまして、当時、被告であった方が再審請求をしているようないわくつきの判決だと、言うことになっております。

さて、その判決内容は、趣旨概要1、三点ありまして、概要1、在日米軍の存在が第2項の戦力に相当するか、この問題に対して地獄のために他国の安全保障を求めることを禁じない、ゆえに外国軍隊は戦力に該当しない、こういう判決でした。

そして、概要2、憲法9条は、我が国が主権国として有する固有の自衛権を何ら指定しておらず、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置を取りうることは国家固有の権能の行使である。つまり、個別的自衛権を意味するものとされてきました。

概要3、安保条約。つまり、今のこの安保法制等はそのものは高度な政治性を持つもので司法審査になじまない。つまり最終判断は、国民に委ねると、とられています。判決趣旨は、おおむね以上3点ですが、ここで、概要2番目の趣旨の中で、自衛のための措置の文言が出てまいります。この自衛には、国連憲章で、個別的自衛権と集団的自衛権に分けられ、どちらも許されているとありますが、1956年、国連加盟国になった、我が国がさきの大戦の反省からそれ以来、個別自衛権のみを自衛の措置として扱い、1972年の政府見解でも、集団的自衛権は有するが、憲法違反であるので、行使できないと解釈し、法の解釈の番人である政府、内閣法制局は戦後今日まで一貫して、一種の国ジュとして、この立場をとってきました。ところが、現内閣におきまして、我が国を取り巻く安全保障環境が大きく変化してきたという理由で、いわゆる解釈の変更で今までの立場を転換し、法理を大転換させようとしているように思われます。このことに、政府与党が、推薦した憲法学者でさえ、さらには法律の専門家である大多数の憲法学者、法律家団体その上、今日まで、法の解釈番人だった内閣法制局長官、二人までもが、参考人質疑にて違憲判断を下されています。今、政府が必要とする安保法案を実現したいと思うのであれば憲法改正を問うのが条理だと思います。ゆえに、この時点におきましては、この安保法案は一度撤回されるべきであり、よって、安保法案の立法化反対意見書案提出に私は賛成であります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。

3番、米沢君。

○議員（3番 米澤 宥文君） この案件に反対をいたします。

日本国憲法は昭和21年11月3日制定され、69年が過ぎます。戦後70年で世界や日本を取り巻く情勢は大きく変わっております。近年ISなる戦闘集団、これが一つの国を占領しようとしております。少しの前までは、とんでもない考えられない事態であります。しかしこれが実際に起こっております。日本は何もしないで、有事の際、どこも助けてはくれないと思います。憲法を守って国滅ぶとの言葉もあります。

国がなくなつては、次の世代、また次の世代の未来もありません。したがって、憲法9条の見解の変更は、仕方がないと思っております。抑止力もある程度は必要だと思っております。

以上、私の反対の討論とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 私は本請願について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の、この件につきましては、憲法学者の間でも、意見がさまざまございまして、大変難しい問題であると思っておりますが、いろいろ、新聞等を見ながら、私なりに考えていることを述べていきたいと思っておりますが、昨年6月定例会におきましても集団的自衛権に反対する意見書を提出時に、わたしも賛成をしてきたいところであります。歴代内閣は、日本は国際上は集団的自衛権を持っているが憲法上は、集団的自衛権を行使行使できない。行使するためには、憲法の改正が必要であるということはずっと言ってきております。しかし、安倍政権は、憲法解釈の変更で集団的自衛権行使を閣議決定をいたしました。このことは多くの憲法学者が違憲であるという指摘もしているところでもあります。また、国民の理解も得られていない。そういう状況であると思っております。

憲法を改正せずに、時の政権によって勝手に解釈を変更することは、まさに立憲主義に明らかに反するものであるというふうにも思えます。憲法を勝手に変えてはならないと思っております。

今回提出されております、安保法案、安保法制案については、一度廃案として出直すべきと思っております。

戦争をせずに、国際信頼を得ることこそ必要があるというふうに思っております。そのためには、外交でしっかりと頑張り、国際交流を積極的に進めることこそ、国益につながるものと考えます。

私は、以上のことによりまして、今回の請願に賛成をします。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。——ないようであります。

討論……（発言する者あり）

反対の立場ですか。

1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 私は本案件に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

現在、衆議院憲法審査会でも、与野党間で議論が展開をされているのが現状であります。合憲と主張する与党に対し、違憲とする野党間で収束が見えない、このような状況に現在あるわけですが、今回、衆議院本会議で、会期を9月27日まで延長することが議決されまして、議決後、安倍総理は、90日間の延長で、徹底的に議論をしたいと、このように申されております。世界平和、国際平和、憲法解釈での合憲、違憲について、90日間の審議時間の中で、徹底的に与野党間で議論をしていただきたい。このように私たちは思っておりますが、そして国民に対しまして、

最善の結論を出していただくことが、国政をあずかる国会議員の責務であるというふうに私は思っているわけでありますが、私たち地方議会の使命と足跡については、議会は住民を代表する議員を持って構成される、地方公共団体の意思決定機関であります。

二元代表制の一翼でもあるわけでありますが、議会が持つ二つの使命で、これは具体的な施策の最新決定と、二番目に行財政運営の批判と監視を完全に達成できるように、議会の一員として、懸命に努力をすることが議員の職責とっておりますのでこのような国際問題、憲法9条や立法化や問題等私のレベルではとても判断がつかねるわけがあります。そこで私は自分が支持しております政権与党の自由民主党の政策の中でこれを反対されるような意見書でありますのでこの案件については反対の討論といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。以前集団的自衛権に関する請願の際には反対をしたわけでありますが、この間、高度な政治レベルでいろんな議論が積み重ねられ憲法違反であるか、合憲であるかというところがあります。私も憲法学者じゃありませんので、この集団的自衛権が違憲かどうかというのは私自身は判断が難しいところではありますが、実際この今議論されている憲法改正するかしないかをそれ以前に集団的自衛権の行使を容認してしまったということで国民が二つに割れております。さっきの議会視察では沖縄県におもむき辺野古でのキャンプ、そしてその海洋をめぐる重視船が14隻が取り囲んでいる姿というのは、日ごろこの津和野に住んでいては中々目にすることのできない本当に平和とはなんなのか考えさせられたことを思い出すところでもあります。この度のこの意見書であります先ほど申しましたように若干請願趣旨の部分に私の認識とは違うところもあるんですが、集団的自衛権の行使にあたってはやはり憲法を改正してから実施するのが望ましいのかなとも考えております。日本国憲法の9条、この言葉を見て今の自衛隊の存在というのは理解しづらい。本当に政治、高度な政治レベルで解釈がされてるわけですので、このたびの集団的自衛権行使のための立法化に反対する意見書に関しましては賛成をしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。次に、賛成者の発言を許します。

ないようでありますので、討論を終結します。

これより請願第5号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって請願第5号集团的自衛権行使のための立法化に反対する意見書を国に提出することを求める請願は、採択と決定いたしました。

---

## 日程第22. 総務経済常任委員会委員長の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第22、総務経済常任委員会委員長の所管事務調査報告についてを議題とします。総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。4番、岡田君。

○総務経済常任委員長（岡田 克也君） それでは、所管事務調査報告について御報告いたします。

平成27年6月25日津和野町議会議長沖田守様、総務経済常任委員会委員長岡田克也。平成27年第3回3月定例会において許可をいただきました所管事務調査について会議規則77条の規定に基づき報告いたします。

1、調査事件。

津和野町の財務税務について。

2、調査目的。

津和野町の財政税務について現状調査し、議会における判断材料とするため。

3、調査方法。

机上調査。

4、審査日。

平成27年5月29日金曜日、午後3時から。場所、津和野町役場第2庁舎委員会室、出席者、島田副町長、福田総務財政課長、楠税務住民課長、沖田議長、総務経済常任委員6名。

審査内容。

津和野町の現況と将来予測。

当町は少子高齢化による社会保障費の増大や、人口の大幅な減少による交付税や税収の減少など、津和野町の財政状況は厳しさを増している。そして、平成28年度からは合併特例の交付税措置も9割、7割、5割、3割、1割に年々減額され、平成33年度には、全額なくなる予定であり現在と比較して5億円程度の減額になることが予想される。橘井堂の経営も厳しさを増しており、収益を上げていた介護老人保健施設せせらぎも入所減により収入源となっている。また、新公立病院改革ガイドラインにより公立病院への交付税措置1床70万円が、許可病床数から稼働病床数に変更となることが決まり、交付税が減額となる見通しである。

なお、平成28年度からは許可病床数の削減数に応じて、5年間に限り交付税が加算されるため、病床稼働率を引き上げ稼働していない病床を返上して交付税の加算を受けることも検討課題となる。町民の命を守る医療のともしびは決して絶やしてはならない

ことから、町としてもさまざまな策を講じてできるだけの支援を行っていくが、財政負担の増加は避けられない状況である。

合併特例の地方交付税の大幅減額等により実質公債比率は、平成27年度決算を最小として、次のように年々悪化していくことが予想される。平成25年度13.2%、平成26年度11.7%、平成27年度11.6%、平成28年度12.6%、平成29年度13.3%、平成30年度14.2%、平成31年度14.6%、平成28年度からは、基金取り崩しを行いながら運営していかなければならない現状であり、基金残高も年々減少していくことが予想される。

平成26年度以降支所に要する経費の算定、これは支所というのは本所支所という、多数のものをもつというのは、経費がかかるということであろうというわけでありすが、支所に要する経費の算定や標準団体免責等、市町村の変化に対応した交付税算定も行われるが地方交付税が大幅に減額する、減少することは確実である。実質公債比率は、地方債発行に国や都道府県の許可が必要となる18%未満を堅持しなければならないことから、来年度以降は、事業の取捨選択を厳しく査定しながら予算執行していかなければならない。平成27年度には、繰上償還を行う予定である。平成28年度以降は、人員削減を進めていく予定である。地方交付税につきましては、平成25年度は47億1,097万8,000円。26年度は44億5,720万6,000円。平成27年度は41億5,507万円。そして平成28年度は37億5,320万8,000円。平成29年度は36億4,686万5,000円。平成30年度は35億9,860万6,000円。平成31年度は35億296万7,000円と、これで見てもわかりますように地方交付税は年々と下がって参ります。歳入合計についても以下のとおりであります。基金取り崩しも平成25年が4,566万3,000円、そして平成26年度は2億4,675万5,000円。平成27年度はゼロでありますけども、28年度からは1億4,000万、2億3,700万、2億6,000万そして2億2,500万このように毎年多額の基金取り崩しを行わなければやっていけないような状況であります。人件費物件費につきましても表のとおりでございますけども、人件費物件費はほとんど大きく変わらない中で歳入合計が大きく減ることが見通されております。町県民税の税収については人口減少による税収減となっており、今後も減少が予想される。島根県や近隣市町村との併任制度の実施などにより以前は県下最低であった町県民税の徴収率が県下3位に上昇した。平成24年度からは滞納による預金や不動産の差し押さえなども行っており、払わなければならないという意識が向上して滞納が減少したと思われる。平成28年度以降段階的に合併特例の交付税が減額され国政調査による人口減少の交付税の減額など津和野町の財政を取り巻く状況は著しく悪化していくことが予想される。津和野町中期財政計画においても平成28年度からは基金取り崩しを行わなければ運営していけない状況である。実質公債比率はできるだけ低く抑えるべきであり、繰り上げ償還の実施や人員削減や人件費の抑制、各課事業の精査等を行い系序的な質の抑制を行い、交付

税の大幅な減額に備えるべきである。また、事業費も取捨選択を厳密に行い、特に大きな財政的負担を生じる事業については非常に慎重な検討が必要である。収入の大幅な減少により人件費率が高くなることが予想され、人件費の削減が必要である。人件費の削減については、定員管理計画をより厳密に行うことや特定の職員に多く見られる、時間外勤務手当でも管理を厳しく行うべきである。また、事務処理能力の高い優秀な職員の昇給や昇格で優遇する人事考課制度を早急に導入するべきである。町県民税の徴収については、県下最低であった徴収率を県下3位に押し上げた税務住民課の努力が高く評価される。自主財源の乏しい当町にとっては、税収は貴重な収入でありまた、税の公平性の観点からも徴収業務の推進を行うべきである。同時に厳しい当町の経済状況から分割納付や、納付期限等の相談にも臨機応変にも対応すべきである。滞納者は多重債務者が多く、国保税や上下水道などの一体とした徴収方法を推進すべきである。また、税の知識や徴収技能向上のため積極的な講習、研修会への参加を促し収納率の一層の向上を目指すべきである。

以上、報告いたします。

○議長(沖田 守君) これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。ないようでありますので質疑を終結いたします。

以上で、総務経済常任委員会委員長の所管事務報告を終了いたします。

---

### 日程第23. 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長(沖田 守君) 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。総務経済常任委員長から所管事務の内、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました所管事務調査の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

### 日程第24. 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長(沖田 守君) 日程第27、文教民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。文教民生常任委員長から所管事務の内、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました所管事務調査の閉会中の所管事務調査の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

**日程第25. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について**

○議長（沖田 守君） 日程第25、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。議会運営委員会委員長からお手元に配付しました所掌事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の所掌事務調査とすることに決定をしました。

先ほど、請願第4号「地方財政の充実・強化」を求める請願及び請願第5号集団的自衛権行使のための立法化に反対する意見書を国に提出することを求める請願が採択されました。この請願は意見書の提出を求める請願であります。

つきましては発議第1号「地方財政の充実・強化」を求める（案）の提出について及び発議第2号集団的自衛権行使のための立法化に反対する意見書（案）の提出についてを日程に追加し、追加日程第1、発議第1号、追加日程第2、発議第2号、としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第1号及び発議第2号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。ここでしばらく日程の追加をお願いしますので、3時20分まで休憩いたします。

午後3時07分休憩

.....

午後3時22分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議員各位にお伝えしておきますが、時間が若干経過をしておりますので予定の時間より30分程度延こくとなることを御承知おきいただきたいと（発言する者あり）失礼いたしました。準備が整いませぬのでもう少しお待ちいただきたいと思ひます。もう五、六分の御辛抱をお願いいたします。

午後3時23分休憩

.....

午後3時30分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

### 追加日程第1. 発議第1号

○議長（沖田 守君） 追加日程第1、発議第1号「地方財政の充実・強化」を求める（案）の提出についてを議題といたします。本意見書につきましてはお手元に配付のとおりであります。

お諮りをいたします。本案件に関しましては会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第1号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより発議第1号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって発議第1号「地方財政の充実・強化」を求める（案）の提出については原案のとおり可決されました。各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をいたします。

---

### 追加日程第2. 発議第2号

○議長（沖田 守君） 追加日程第2、発議第2号集団的自衛権行使のための立法化に反対する意見書（案）の提出についてを議題といたします。本意見書につきましてはお手元に配付のとおりであります。お諮りをいたします。本案件につきましては会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第2号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより発議第2号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって発議第2号集団的自衛権行使のための立法化に反対する意見書（案）の提出については原案のとおり可決されました。各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をいたします。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成27年第5回津和野町議会定例会を閉会いたします。御苦勞さまでございました。

午後3時32分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員